

# 2023

# 学生便覧

埼玉工業大学  
工 学 部

SAITAMA INSTITUTE OF TECHNOLOGY  
FACULTY OF ENGINEERING

# 埼玉工業大学歌

作詩 林 昌次  
作曲 一ノ瀬義孝

悠々と、力強く

The musical score consists of eight staves of music in G major, 2/4 time. The lyrics are written below each staff. The melody starts with eighth-note patterns and transitions into sixteenth-note patterns.

あけゆくだいち むさしの  
にこうみょううたう あげーひーば  
りせいがんむねにわこうどはしづかにぐぜの  
はぐるまをめぐらすがくをきわめなばまことのちえに  
かおりありわれらさいたま こうぎょうだいが

く

三、

ゆたかに澄める 大利根に  
葵がいだく 金の花  
淨心胸に 若人は  
諸行に常の あらざれど  
久遠のいのち 究めなば  
まことの智恵に 香りあり  
われら 埼玉工業大学

二、

緑のもゆる 秩父嶺に  
電光はしる 青嵐  
信念胸に 若人は  
世上に阿修羅。おごるとも

ただしき道を 究めなば  
まことの智恵に 香りあり  
われら 埼玉工業大学

一、あけゆく大地 武藏野に  
光明うたう 揚雲雀  
誓願胸に 若人は  
しづかに救世の 歯車を  
めぐらす学を 研めなば  
まことの智恵に 香りあり  
われら 埼玉工業大学

# 建 学 の 精 神

本学創建の仏教精神に基づいて

1. 科学の真理を窮め,  
それを世のために役立てるよう  
決意することによって,  
若き日に**使命感**を養え。
2. 深く科学を学び,  
豊かな技術を身につけることによって,  
若き日に正しい**人生観**を養え。
3. 学生, 教職員及び父兄が一体となり,  
学園の理想発展をめざすことによって,  
若き日に**連帯感**を養え。



(校 章)

## 工学部の3つの方針

### 【アドミッション・ポリシー】(A P) : 入学者受入方針

工学部は機械、生命環境化学、情報システムの分野で科学技術に対する勉学を志し、自ら積極的に学んだ知識を用いて社会の発展に貢献する希望と意欲をもつ学生を受け入れる。

### 【カリキュラム・ポリシー】(C P) : 教育課程編成、実施方針

21世紀のキーテクノロジーである、機械・ロボット、バイオ・環境、応用化学、IT・AI・電気電子などのスペシャリストを育成するため、それぞれの分野で教養科目と専門科目、および講義科目と実験・実習・演習などの体験型科目といった科目間のバランスを配慮したカリキュラム体系の下、基礎から応用にいたるまで十分な知識を教授する。

### 【ディプロマ・ポリシー】(D P) : 学位授与、学習評価方針

将来、それぞれの専門分野において活躍する上で基礎となる知識を修得し、さらに、問題解決力、プレゼンテーション力、探究心、倫理観など社会で要求される力を身に付けた学生に対し、工学士の学位を授与する。

## 各学科の3つの方針

### 機械工学科

#### 【アドミッション・ポリシー】(A P)

機械工学科では、建学の精神に基づいて、使命感・人生観・連帯感を有した機械系技術者や教育者を、ものづくり技術やロボット・スマート機械技術を通して育成するため、次のような資質・能力を複数備えた学生を求める。

#### <知識・技能>

- 本学の機械工学科の学びに必要な基礎的知識（数学・理科）を身につけ、機械の原理・法則を学ぶための力学に関連した基礎教育に十分対応できる能力を有している。
- 本学の機械工学科の学びに必要な基礎的技能（工作、電気、プログラミング等）を身につけている。

#### <思考・判断・表現>

- 自分の考えや質問の答えを明確に説明することができる。
- 文章理解力や作文能力を身につけている。
- 基礎的な英語力を身につけている。

#### <主体性・意欲・協働性>

- 機械の仕組みやものづくり技術やロボット・スマート機械技術に強い興味があり、機械系技術者になることを希望する。

- 機械に強い関心を持ち、継続して学習する意欲がある。
- 科学的に探究して解決に取り組むチャレンジ精神を有している。
- 技術者として社会に貢献しようとする意欲がある。
- 仲間と協力し、物事を進めることができる。

<入学者選抜>

- 機械工学科においては、以上の資質・能力等を総合・多面的に評価するため、AO入試・一般入試・大学入学共通テスト利用入試・推薦入試で入学者選抜を実施する。

**【カリキュラム・ポリシー】(C P)**

実際の機械やロボットを用いながら講義・演習・実習を通して以下の教育を行い、建学の精神である使命感、人生観、連帯感を有し、社会に貢献できる機械系技術者や教育者を育成する。以下に、ディプロマ・ポリシーと関連づけた教育内容を、さらにその教育内容とカリキュラムツリーに関連づけた教育方法、そして評価方法を示す。

<教育内容>

教育内容の項目の末尾の（ ）は、関連したディプロマ・ポリシーの項目である。

A. 知識・理解

1. 工学の基礎をなす理数系基礎および情報系基礎を身につけさせる。(DP-A1)
2. 機械工学の基礎となる原理・法則についての専門知識を身につけさせる。(DP-A2)
3. 機械の機構・動作の仕組みについての専門知識を身につけさせる。(DP-A3)
4. 機械に関する技術・技能についての専門知識を身につけさせる。(DP-A4)

B. 汎用的技能（プレゼンテーション能力、コミュニケーション能力、プログラミング能力、問題解決能力）

1. 自分の考え方や質問の答えを論理的に明確に説明する能力を身につけさせる。(DP-B1)
2. 国際社会で活躍するための素養を養わせる。(DP-B2)
3. コンピュータの実践的な取り扱いや基礎的なプログラミングを身につけさせる。(DP-B3)
4. 技術者として情報収集や分析を行い、広い視野と専門知識を活用して、問題を解決する能力を育成する。(DP-B4)

C. 態度・志向性（人間性、社会や産業に貢献する意欲、自己管理力、チームワーク、倫理観・社会的責任）

1. 豊かな教養を身につけさせ、深い人間性を養わせる。(DP-C1)
2. 機械系技術者の仕事や働くことの意味を理解させ、社会で活躍する準備をさせる。(DP-C2)
3. 新しい知識や技術を自主的に身につけ、未解決の問題に計画的に取り組むことができる能力を育成する。(DP-C3)
4. 多様な考え方や背景を理解し、他者と連携・協力して課題に取り組む能力を育成する。(DP-C4)
5. 技術が社会や環境に及ぼす影響を理解させ、技術者としての倫理観および社会的責任感を養わせる。(DP-C5)

#### D. 総合的な学習経験と創造的思考力

1. 機械工学科で学んだ幅広い専門知識や教養を活用し、社会の要求に対応するための創造的な思考ができる能力を育成する。(DP-D1)
2. 機械工学の総合的な学習経験を生かして、高等学校工業・中学技術教員になることを目指す者には、教員免許状取得のための指導を行う。(DP-D1)

#### <教育方法>

教育方法の項目の末尾の（ ）は、関連した教育内容の項目である。

- 工学の基礎をなす理数系科目を、演習を行いながら学ぶ。また高校理数系科目を十分履修してこなかった学生には、補修科目を設けている。(CP-A1)
- 機械工学の基礎となる原理・法則の知識を定着させるよう、演習を行いながら学ぶ。(CP-A2)
- 実際の機械やロボットに触れながら、機械の機構・動作の仕組みの実用例を系統立てて体験し実践力を修得する。(CP-A3)
- 実際の機械やロボットに触れながら、機械に関する技術・技能を修得する。(CP-A4)
- 主に英語を学習到達別クラスで学習し、TOEIC 対策も行う。(CP-B2)
- コンピュータに関する知識とプログラミングスキルを、演習を行いながら学ぶ。(CP-B3)
- 豊かな教養を身につけ深い人間性を養うために、一般教養科目を学ぶ。(CP-C1)
- 機械系技術者の職業内容や職業状況を実例・実務・適正を通して学び、自分自身を向上させる。(CP-C2)
- 環境問題とその技術的解決法、技術者としての倫理、および工学に関する法規を学ぶ。(CP-C5)
- 3 年次の工学ゼミ、4 年次の卒業研究では、社会から要求されている未解決課題の解決のために以下のことを計画的に行い、期限内にまとめる。(CP-B1, B4, C3, C4, D1)
  - 自主的に文献調査等を行い、それにより得た情報を分析する。
  - 機械工学科で学んだ幅広い専門知識や教養を創造的に応用して、課題解決に取り組む。
  - 未解決課題の解決に学生・教員が連携・協力して取り組む。
  - 研究内容の発表および質疑討論を行う。
- 機械工学の専門知識の専門科目に加え、高等学校工業・中学技術教員免許状取得希望者のために、1 学年、2 学年・3 学年に教職課程科目をバランスよく配置し、4 学年で教育実習を行う。(CP-D2)

#### <評価方法>

科目ごとの達成目標を明確にし、各科目の単位修得によって、 教育内容の修得状況は評価される。卒業研究に関しては、複数の教員による卒業論文の閲覧、研究発表、質疑状況によって評価される。

## 【ディプロマ・ポリシー】(D P)

ものづくり技術やロボット・スマート機械技術を通して、現代の機械工学に必要な知識・技術・技能を修得し、建学の精神である使命感・人生観・連帯感を有した以下の要件を満たす機械系技術者や教育者を輩出する。

### A. 知識・理解

1. 工学の基礎をなす理数系および情報系の基礎知識を有する。
2. 機械の原理・法則についての専門知識を有する。
3. 機械の機構・動作の仕組みについての専門知識を有する。
4. 機械に関する技術・技能についての専門知識を有する。

### B. 汎用的技能 (プレゼンテーション能力、コミュニケーション能力、プログラミング能力、問題解決能力)

1. 自分の考え方や質問の答えを論理的に明確に説明できるプレゼンテーション能力を有する。
2. 他者と意見を交わし、英語で基礎的なコミュニケーションを行う能力を有する。
3. コンピュータの実践的な取り扱いや基礎的なプログラミングができる能力を有する。
4. 技術者として情報収集や分析を行い、広い視野と専門知識を活用して、問題を解決する能力を有する。

### C. 態度・志向性 (人間性、社会や産業に貢献する意欲、自己管理力、チームワーク、倫理観・社会的責任)

1. 豊かな教養を持ち、深い人間性を有する。
2. 機械系技術者としてものづくりや機械のシステムに関心を持ち、社会や産業の発展に貢献する意欲を有する。
3. 新しい知識や技術を自主的に身につけ、未解決の問題に計画的に取り組むことができる。
4. 多様な考え方や背景を理解し、他者と連携・協力して課題に取り組むことができる。
5. 技術が社会や環境に及ぼす影響を理解し、技術者としての倫理観および社会的責任感を有する。

### D. 総合的な学習経験と創造的思考力

1. 機械工学科で学んだ幅広い専門知識や教養を活用し、社会の要求に対応するための創造的な思考ができる。

## 生命環境化学科

### 【アドミッション・ポリシー】(A P)

生命環境化学科では、建学の精神に基づいて、使命感・人生観・連帯感を有した生命科学、環境科学、材料科学分野の発展に貢献しうる問題解決能力と実践的応用力を潜在的に併せ持つ入学者を選抜している。

#### ＜知識・技能＞

- 生命環境化学科の学びに必要な化学、生物、数学などの基礎的知識を身につけ、生命科学、環境科学、材料科学に関連した教育に十分対応できる能力を有している。
- 大学での勉学・研究を開始するために必要な言語能力を有する。

#### ＜思考・判断・表現＞

- 自分の考え方や質問の答えを明確に説明することができる。
- 文章理解力や作文能力を身につけている。

#### ＜主体性・意欲・協働性＞

- 「実験」が好きで、技術力、実践力を実社会で大いに發揮したい人。
- 好奇心が旺盛で、失敗を恐れず積極的にチャレンジする挑戦心に富む人。
- 自らの興味に沿った活動を積極的に展開し、世界を開拓したいバイオニア精神を持つ人。
- 身につけた科学的知識や技術などの多彩な経験を、専門職業人として生かす意欲の人。
- 仲間と協力し、物事を進めることができる。

#### ＜入学者選抜＞

- 生命環境化学科においては、以上の資質・能力等を総合・多面的に評価するため、AO入試・一般入試・大学入試センター利用入試・推薦入試で入学者選抜を実施する。

### 【カリキュラム・ポリシー】(C P)

#### ＜教育方針＞

生命環境化学科では、学際的・技術的・実践的な視点における自然科学の複合体系をベースとした教育研究を基礎理念に据え、「バイオ・環境科学専攻」「応用化学専攻」の2つの専攻を設置している。

「バイオ・環境科学専攻」は、生命科学、環境科学の基礎となる化学・生物分野を複合的に網羅した実践的カリキュラムにより、バイオテクノロジーのさらなる進展や地球環境問題の解決に貢献しうる専門技術者・職業人の育成を目指す。

「応用化学専攻」は、化学領域の基礎から専門分野を総合的に網羅した体系的カリキュラムにより、人に優しく環境に調和した新素材や新材料の開発に「化学」の力で貢献しうる専門技術者・職業人の育成を目指す。

#### ＜教育内容・方法＞

1年次には化学・生物分野を基盤とする徹底した基礎教育と実験実習の基礎を学ぶ。2年

次以降は各専攻の方向性に沿ったカリキュラムにより、生命科学・環境科学・材料科学各分野の専門知識を体系的に習得するとともに、論理的な思考能力の向上を目指す。いずれの専攻のカリキュラムも、実験科目を豊富に含み、基礎から応用まで多彩な実験を習得できる点が特長である。

4年次の卒業研究Ⅰ・Ⅱでは、1年間にわたり指導教員とマンツーマンで先端的かつ独創的な研究を行う。これにより、未知の現象に対する探究心や、問題解決能力、コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力、応用実践能力を育むことを目標としている。

#### ＜評価＞

授業科目ごとの学習到達目標を明確にし、一般共通科目、共通基礎科目や生命環境化学専門科目の単位修得によって、生命科学・環境科学・材料科学の原理・法則の理解、実際の物質の取り扱い、測定技術の修得を評価している。

最終学年で実施する卒業研究については、研究結果を卒業論文にまとめ、卒業研究発表会において口頭発表を行い、複数の教員からの質疑応答を通して、学生の理解度、思考力、判断力、問題解決力、プレゼンテーション能力、コミュニケーション能力を評価している。

#### 【ディプロマ・ポリシー】(D P)

生命環境化学科は、自然科学を基盤として、化学および生物にわたる生命環境化学分野の基礎を幅広く教育し、高度な専門知識のみならず、急速な技術革新と社会環境の変化に的確に対応できる柔軟性と応用力を有し、創造性豊かで、国際性と主体性を併せ持つ有能な人材を養成することを目指している。

上記の理念に基づき、本学科では、生命科学並びに環境科学の各領域に複合的に特化した「バイオ・環境科学専攻」、および化学系領域を基軸とした「応用化学専攻」の二専攻を設置し、基礎・専門知識のみならず、21世紀の産業を担う新技術の開発に不可欠な豊かな創造力と、柔軟かつ論理的な思考能力、建学の精神である使命感・人生観・連帯感を有した以下の要件を満たす有能な人材を養成することを目指している。

#### ＜知識・理解＞

- 「バイオ・環境科学専攻」および「応用化学専攻」、いずれの専攻においても、化学や生物学に関する専門知識とその応用力を有する。

#### ＜汎用的技能＞(プレゼンテーション能力、コミュニケーション能力、問題解決能力)

- 専門知識や技術を幅広い方面に生かし、種々の課題とその解決に応用する能力を有する人物。
- 論理的な記述・発表・討論を行うための、高い技術や能力を有する人物。
- 他者と意見を交わし、必要に応じて英語で基礎的なコミュニケーションを行う能力を有する。
- 諸問題に対して継続的に取り組み、計画的な活動を行うための専門的知識及び技術を併せ持つ人物。

＜態度・志向性＞（人間性、社会や産業に貢献する意欲、自己管理力、チームワーク、倫理観・社会的責任）

- 豊かな教養を持ち、深い人間性を有する。
- 諸問題に対して継続的に取り組み、計画的な活動を行うための専門的知識及び技術を併せ持つ人物。
- 新しい知識や技術を自主的に身につけ、未解決の問題に計画的に取り組むことができる。
- 多様な考え方や背景を理解し、他者と連携・協力して課題に取り組むことができる。
- 倫理観をもち、修得した専門知識や技術を、社会の発展や地球環境の保全に適切に生かすことができる人物。

＜総合的な学習経験と創造的思考力＞

- 生命環境化学科で学んだ幅広い専門知識や教養を活用し、社会の要求に対応するための創造的な思考ができる。

## 情報システム学科

### 【アドミッション・ポリシー】(A P)

これから高度情報化社会(情報通信、電気自動車、情報家電、物流など)を支える ICT(情報通信技術；Information and Communication Technology)技術者が強く求められている。

ソフトウェア、ハードウェアに精通して総合力を發揮し情報システムを構築できる ICT 技術者の養成を教育の理念としている。このため、本学科ではソフトウェアに重点を置いた情報システム技術(コンピュータ、ネットワーク、ソフトウェア、プログラミング、CG 等)と、生物の知能を模倣し計算機上で実装、活用する A I (人工知能) 技術、電子工学に重点を置いた電子情報技術(電子デバイス、電子回路、通信、ディジタル情報など)を教育しており、以下の適性を持つ学生を入学試験で求めている。

＜知識・技能＞

- 情報システム学の学習に必要な基礎学力とコミュニケーション能力を有する人
- コンピュータ、情報通信の分野に強い興味と関心を持つ人（IT 専攻）
- A I (人工知能) の仕組み、開発、運用に強い興味と関心を持つ人（AI 専攻）
- 電気電子工学に関する高度な専門知識を身につけ社会でニーズの高い電子技術者を目指したい人（電気電子専攻）

＜思考・判断・表現＞

- 自分の考えや質問の答えを明確に説明することができる。
- 文章理解力や作文能力を身に附いている。
- 基礎的な英語力を身に附いている。

＜主体性・意欲・協働性＞

- 情報システム技術、人口知能技術や電子情報技術に強い興味があり、情報システム系技術者になることを希望する。
- ものづくりに興味があり、自分の手で新しいものを創り出すことに意欲がある。

- 技術者として社会に貢献しようとする意欲がある。
- 好奇心が旺盛で、何事にも積極的かつ自主的に取り組むことができる。
- 仲間と協力し、物事を進めることができる。

<入学者選抜>

- 情報システム学科においては、以上の資質・能力等を総合・多面的に評価するため、AO入試・一般入試・大学入試センター利用入試・推薦入試で入学者選抜を実施する。

**【カリキュラム・ポリシー】(C P)**

<教育方針>

本学科では、コンピュータ・情報・ネットワークに関するソフトウェア系の学問を学ぶIT(情報技術)専攻と、生物の知能を研究しそれを計算機上で活用する技術を学ぶAI(人工知能)専攻と電子回路・通信システム・デバイスに関するハードウェア系の学問を学ぶ電気電子専攻を設けている。各専攻では、専攻の必修科目だけでなく、必要に応じて双方の授業を受講できるカリキュラムを設定している。また専門性を高める教育・研究指導を行う。これらカリキュラムをもとに在学中に学生が学力・思考力・判断力・創造力を身につけられるように教育課程を編成し、真の実力を養成できることを方針としている。

<教育内容および方法>

1～2年次には、専門分野の基礎となる物理や数学のほかにも、国際性、文化や人間、社会など人間性を養う教養科目を用意している。教育効果を高めるため、1年次、2年次の専門科目（コンピュータ実習、プログラミング言語など）は3～4クラスによる少人数授業を実施する。3年次に卒業研究の担当教員の下で少人数ゼミを行い、卒業研究に必要な専門知識を教育する。また、キャリア教育により職業観を身につけさせる。4年次の卒業研究では各学生に研究テーマを与え、未知の問題解決へのアプローチを指導する。1年間の卒業研究を通して、思考力、問題解決力、コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力を養成する。このことにより、情報システム学科で学んだ幅広い専門知識や教養を活用し、未解決の問題に計画的に取組み解決する能力や、社会の要求に対応するための創造的な思考ができる能力を育成している。また、情報システム工学の総合的な学習経験を生かして、高等学校工業・中学校技術教員になることを目指す者には、教員免許状取得のための指導を行っている。

<教育方法>

情報システム学科では、実践的プログラム、人工知能プログラムや電気電子工学技術を実践的に学び、実際にプログラムおよび回路等のハードデバイスを通して情報システム系ものづくりのための基礎的技術・技能を修得している。

情報システム学科では、必修科目として講義と演習を一体化したプログラム系科目、電気電子系科目を中心に行う。また、選択必修科目のプログラム科目、人工知能プログラム科目および電気電子系科目では、講義と演習を融合し、更なる理解を深める。つまり、演習によって原理・法則の知識を定着させるようにしている。学生は与えられた問題を自ら解こうと

する作業を通じて頭を働かせ、自分が理解している点と理解していない点を明確に把握することができる。それによって、問題点が明らかになり、よりよい理解へ繋がるよう配慮されている。

高校理数系科目を十分履修してこなかった学生には、工学の基礎をなす理数系基礎科目の補修科目を設けている。さらにコンピュータに関する知識とプログラミングスキルを、演習を行いながら学んでいる。また、主に英語を学習到達別クラスで学習し、TOEIC 対策も行っている。

自分が主体となって問題を設定したり、問題解決の道筋を考えたり、結果を判断して問題解決のための新たな方法を模索したりする、実践的な作業は社会で活躍する時に求められる汎用的能力で、そのための科目として学生が主体となって学ぶアクティブ・ラーニングを基本とする情報システムゼミ（3年次開講）と、卒業研究Ⅰおよび卒業研究Ⅱ（4年次開講）が用意されている。特に、卒業研究Ⅰ・Ⅱは複数の分野にまたがるため、大学4年間の学習の総仕上げという位置づけにあり、情報システム学科で学んだ幅広い専門知識や教養を創造的に応用して、学生と教員とが連携・協力して課題解決に取り組んでいる。

情報システム工学の専門知識の専門科目に加え、高等学校(工業、数学および情報)や中学校(数学および技術)教諭免許状取得希望者のために、1学年から3学年に教職課程授業科目をバランスよく配置し、4学年で教育実習を行っている。

#### <評価>

授業科目ごとの学習到達目標を明確にし、一般共通科目、共通基礎科目や情報システム専門科目の単位修得によって、情報システム工学の基礎の原理・法則、機械の機構・動作の仕組み、ものづくりを達成する総合的基礎学力、技術の修得を評価している。

最終学年で実施する卒業研究については、研究結果を卒業論文にまとめ、卒業研究発表会において口頭発表を行い、卒業論文の審査および複数の教員からの質疑応答を通して、学生の理解度、思考力、判断力、問題解決力、プレゼンテーション能力、コミュニケーション能力を評価している。

#### 【ディプロマ・ポリシー】(D P)

次の要件を満たした人材に学位を授与します。要件の確認は卒業研究と所定の単位の取得により行います。

#### <知識・理解>

○ 情報システム工学、人工知能および電気電子情報工学に関する専門知識とその応用力を有する。

- <汎用的技能> (プレゼンテーション能力、コミュニケーション能力、ものづくり能力、プログラミング能力、問題解決能力)
- 自分の考えや質問の答えを論理的に明確に説明できるプレゼンテーション能力を有する。
- 他者と意見を交わし、英語で基礎的なコミュニケーションを行う能力を有する。
- 情報システム学(情報工学、A I (人工知能) 技術、電子工学)の基礎と応用を理解して

いる。

- 情報システムを設計・構築できる能力を有している。
- 社会の変化に対応できる教養・判断力・倫理観を身につけており、未知のテーマに取り組む際に自ら考え工夫し問題を解決できる。

<態度・志向性> (人間性、社会や産業に貢献する意欲、自己管理力、チームワーク、倫理観・社会的責任)

- 豊かな教養を持ち、深い人間性を有する。
- 情報システム系技術者としてもものづくりやそのシステムに関心を持ち、社会や産業の発展に貢献する意欲を有する。
- 新しい知識や技術を自主的に身につけ、未解決の問題に計画的に取り組むことができる。
- 多様な考え方や背景を理解し、他者と連携・協力して課題に取り組むことができる。
- 技術が社会や環境に及ぼす影響を理解し、技術者としての倫理観および社会的責任感を有する。

<総合的な学習経験と創造的思考力>

- 情報システム学科で学んだ幅広い専門知識や教養を活用し、社会の要求に対応するための創造的な思考および発想ができる。

**大学校歌**

<b>建学の精神</b> .....	1
<b>工学部の3つの方針</b> .....	2

**① 大学の概要**

1 埼玉工業大学の概要 .....	1 6
1. 1 校章の由来	
1. 2 大学の沿革	
1. 3 大学の構成	
1. 4 事務局の主な取扱事項	
1. 5 学生の書類提出先	
1. 6 証明書類の申込先	
2 学籍 .....	2 2
2. 1 学生証	
2. 2 学籍番号	
2. 3 学籍の異動	
3 学費 .....	2 4
3. 1 学費の納入方法	
3. 2 学費の納入期限	
3. 3 学費の延納願い	
3. 4 学費未納者の除籍	
4 学生への連絡及び通知 .....	2 5
5 学事予定表 .....	2 6
6 新入生オリエンテーション・ウィーク日程表 .....	2 8

**② 履修要項**

1 授業科目 .....	3 0
1. 1 単位	
1. 2 履修の必修と選択	
1. 3 開講期間	
1. 4 履修学年	
1. 5 授業時間割表	
2 単位の認定 .....	3 2
2. 1 履修計画	
2. 2 履修登録	
2. 3 履修届未提出者の除籍	
3 授業 .....	3 4
3. 1 授業への出席 【出欠端末利用について】	
3. 2 レポート等の提出期限を守ること	
3. 3 交通機関の運転見合せ、自然災害に伴う休講措置について	
4 試験 .....	3 7
4. 1 定期試験	
4. 2 追試験	
4. 3 再試験	
4. 4 定期試験等における不正行為について	
5 成績 .....	3 9
5. 1 成績評価の表示方法	
5. 2 成績の発表	
5. 3 成績通知書の送付	
6 再履修 .....	4 0
7 インターネットを利用した履修登録方法 .....	4 1

**③ 進級・卒業の要項**

<b>【機械工学科】</b>	
1 授業科目一覧 .....	4 6
2 授業科目配当表 .....	5 0

<b>【生命環境化学科】</b>	
1 授業科目一覧 .....	5 4
2 授業科目配当表 .....	5 8

<b>【情報システム学科】</b>	
1 授業科目一覧 .....	6 2
2 授業科目配当表 .....	6 4

**④ 学生生活（I）**

## 『これだけは知っておきたい』

1 学籍の確認 .....	6 8
1. 1 学生証（身分証明書）	
1. 2 学生証の交付と更新	
1. 3 学生証の再発行	
1. 4 学生証の返却	
1. 5 身上の異動・身上申告書の訂正	
2 傷害保険・損害賠償保険について .....	6 8
2. 1 学生教育研究災害傷害保険・ 学研災付帶賠償責任保険（全員加入保険）	
2. 2 傷病見舞金制度	
2. 3 学研災付帶学生生活総合保険（任意加入保険）	
3 緊急災害対応について .....	7 0

## 『学生生活を送るうえでの注意』

1 ガイダンス .....	7 2
2 大学からの連絡 .....	7 2
3 通学定期乗車券 .....	7 2
4 学割証（学生旅客運賃割引証） .....	7 3
4. 1 学割証の発行条件	
4. 2 学割証の発行	
4. 3 学割証利用の有効期間	
5 通学の方法 .....	7 3
5. 1 スクールバスの利用	
5. 2 自動車・バイクによる車両通学	
5. 3 車両登録の方法等について	
5. 4 学生駐車場	
5. 5 交通事故が起ったときの対応等について	
6 学生食堂 .....	7 6
6. 1 大食堂	
6. 2 カフェ・ロータス	
7 セブン-イレブン埼玉工業大学店 .....	7 6
8 大学構内における喫煙・飲酒 及び美化衛生について（遵守事項） .....	7 6
9 学生活動に関する願出・届出の提出について .....	7 7
9. 1 団体	
9. 2 集会	
9. 3 揭示	
9. 4 大学の施設・設備等を使用する場合	
9. 5 学生活動の注意事項	
10 紛失物・拾得物について .....	7 8

## ⑤ 学生生活（II）

### 《学生生活充実のために》

1 憂みごとなどの相談	8 0
1. 1 学生相談室	
1. 2 学生委員について（学生相談）	
1. 3 ハラスメントの防止と相談について	
1. 4 「配慮願」の申請について	
2 学習支援センター	8 2
2. 1 学習支援センターとは	
2. 2 利用できるもの	
2. 3 担当教員	
2. 4 開館時間	
3 健康相談	8 3
3. 1 保健室の利用	
3. 2 定期健康診断	
3. 3 健康診断証明書の発行	
3. 4 健康診断結果報告書の発行	
3. 5 保険証の携帯	
3. 6 飲酒の恐ろしさ	
3. 7 エイズに関する基礎知識	
3. 8 禁煙運動について	
3. 9 大麻・危険ドラッグなどの薬物の乱用防止について	
3. 10 若年女性に急増中の子宮頸がんについて	
3. 11 大学周辺の主な医療機関	
4 奨学金制度	8 8
4. 1 学校法人智香寺学園特別奨学金制度	
4. 2 埼玉工業大学後援会奨学金制度	
4. 3 埼玉工業大学後援会留学生奨学金制度	
4. 4 浄土宗 宗立・宗門校奨学金制度	
4. 5 日本学生支援機構奨学金（貸与奨学金）	
4. 6 日本学生支援機構奨学金 （給付奨学金・授業料等の減免）	
4. 7 留学生関係の奨学金制度	
4. 8 その他の奨学金制度	
4. 9 教育ローン	
4. 10 提携教育ローン	
5 生活相談	9 1
5. 1 アパートの紹介	
5. 2 アルバイトの紹介	
5. 3 国民年金の加入	
5. 4 惡徳商法	
6 厚生施設	9 3
6. 1 温水プール施設「パティオ」について	
7 オフィス・アワー（相談時間）について	9 4
8 個別指導（個別面談と補習授業）について	9 8

## ⑥ 資格の取得

1 資格の取得について	1 0 0
2 資格の概要	1 0 0
2. 1 機械系	
2. 2 環境・化学系	
2. 3 情報系	
2. 4 電気・電子系	

## ⑦ 教職課程

1 本学で取得できる教員免許状の種類と免許教科	1 0 4
1. 1 工学部	
2 教職課程の登録及び履修方法	1 0 4
2. 1 在学生	
2. 2 編入学生	
2. 3 教職課程科目等履修生	
3 教員免許状取得に必要な単位の修得方法	1 0 6
3. 1 教員免許状取得に必要な最低修得単位数及び最低修得単位数の内訳	
3. 2 教員免許状取得に必要な最低修得単位数の内訳詳細	
4 履修カルテの作成(必須)について	1 0 8
5 教職課程の離脱	1 0 8
6 教員免許状の申請	1 0 8
7 教員採用試験	1 0 8
8 模擬試験・教職学生ボランティア・ 学校インターンシップ	1 0 8
9 教職センターの利用（相談・支援）	1 0 8
⑧ 就職	1 1 0
⑨ 図書館・情報基盤センター・先端科学研究所	
1 図書館	1 1 2
1. 1 開館・休館日	
1. 2 館内閲覧	
1. 3 館外貸出	
1. 4 コピーサービス	
1. 5 館内規律	
1. 6 弁償	
1. 7 罰則	
2 情報基盤センター	1 1 4
2. 1 情報基盤センター管理の教室やその他設備・ 機器の利用について	
2. 2 学生供与のノートパソコンについて	
3 先端科学研究所	1 1 6

## ⑩ 学則・諸規程

1 埼玉工業大学学則	1 1 8
1 - 1 学長裁定	1 3 7
2 埼玉工業大学工学部規程	1 3 8
3 埼玉工業大学工学部規程別表	1 4 3
埼玉工業大学工学部規程別表II	1 4 4
埼玉工業大学工学部規程別表III	1 5 0
埼玉工業大学工学部規程別表IV	1 5 1
3 - 1 工学部履修細則	1 6 3
3 - 2 他学科及び他学部の科目履修に関する内規	1 6 8
他学科他学部科目履修許可願	
3 - 3 定期試験等における不正行為者処分規程	1 7 3
4 工学部単位認定規程	1 7 4
5 埼玉工業大学学生の留学に関する取扱規程	1 7 5
6 埼玉工業大学工学部再入学規程	1 7 6
7 埼玉工業大学工学部転入・編入学規程	1 7 8
8 埼玉工業大学転学部規程	1 7 9
9 工学部転学科細則	1 8 0
10 埼玉工業大学外部研究生の取扱い規程	1 8 1
11 研究生規程	1 8 4
12 科目等履修生規程	1 8 6
13 教職課程科目等履修生規程	1 8 8
14 学生の諸活動に関する規程	1 9 0
15 学生の諸活動に関する規程細則	1 9 2
16 大乗殿利用心得	1 9 4
17 部室使用細則	1 9 5
18 休学者の在籍料に関する細則	1 9 6
19 埼玉工業大学学費納付細則	1 9 7
20 学校法人智香寺学園特別奨学金制度規程	2 0 3
21 外国人留学生規程	2 0 5
22 埼玉工業大学留学生支援センター規程	2 0 7
23 埼玉工業大学奨学生規程	2 0 9
24 埼玉工業大学後援会奨学金制度規程	2 1 1
25 埼玉工業大学後援会学費貸付制度に関する規程	2 1 3
26 埼玉工業大学学部生の学会発表にかかる旅費の取扱要領	2 1 4
27 埼玉工業大学学生相談室規程	2 1 5
28 埼玉工業大学学生ハラスメント相談室規程	2 1 7
29 埼玉工業大学学部学生の懲戒に関する規程	2 2 0
30 埼玉工業大学後援会留学生奨学金制度規程	2 2 7

## ⑪ カリキュラムツリー

【機械工学科】	2 5 9
【生命環境化学科】	2 6 3
【情報システム学科】	2 6 7

## ⑫ 大学の校舎配置

1 施設案内図	2 3 0
2 建物の各階平面図	
1号館	2 3 1
2号館	2 3 2
6号館	2 3 3
10号館	2 3 4
19号館	2 3 5
21号館	2 3 6
22号館	2 3 7
23号館	2 3 9
24号館	2 4 0
26号館	2 4 1
27号館	2 4 4
29号館	2 4 7
30号館	2 4 8
31号館	2 5 1
32号館	2 5 2
33号館	2 5 3
34号館	2 5 4
臨床心理センター	2 5 5

# 大 学 の 概 要

## 1 埼玉工業大学の概要

### 1. 1 校章の由来

埼玉工業大学の校章の図柄は、徳川家の家紋「三つ葉葵」に「大学」の文字を組み合せたものである。

三つ葉葵が校章の基盤となっている理由は、当智香寺学園名にある智香寺が徳川家康のご生母「於大の方」に縁りの寺院(茶毘の地)であり、その法名が「伝通院殿慈尊光岳智香大禪定尼」であったためである。

なお、「三つ葉葵」の三つの葉には、それぞれに、本学の建学の精神である使命感、人生観、連帯感の三つの理想があらわされている。

### 1. 2 大学の沿革

明治36年2月	東京商工学校として東京市浅草森下町に創設
大正5年6月	実業学校に類する各種学校と認定(東京都)
大正11年4月	東京市神田駿河台3丁目2番地に移転
昭和10年4月	東京高等商工学校と改称
昭和13年4月	商業科を廃止、3ヵ年制の高等工学科を新設し、聖橋高等工学校と改称
昭和19年4月	財団法人聖橋学園設立し、聖橋工業学校(4年制)に昇格
昭和22年4月	新学制により聖橋中学校を併設
昭和23年4月	新学制により聖橋高等学校開設(普通科・機械科)
昭和25年4月	聖橋高等学校に定時制を設置
昭和26年3月	財団法人を学校法人聖橋学園に組織変更
昭和26年9月	東京都荒川区尾久町5丁目871番地の新校舎に移転
昭和32年4月	定時制に商業科併設
昭和36年4月	埼玉県大里郡岡部町大字普濟寺1690番地に聖橋学園埼玉工業高等学校(機械科)を開設
昭和37年3月	聖橋学園埼玉工業高等学校閉校
昭和37年4月	埼玉県大里郡岡部町普濟寺1690番地に聖橋工業高等専門学校(5年制)開設
昭和46年3月	荒川区尾久町の聖橋中学校・聖橋高等学校(全日制・定時制)を閉校
昭和48年12月	学校法人聖橋学園を学校法人智香寺学園に改称
昭和51年4月	埼玉工業大学に工学部を開設 初代学長に工学博士永井芳男就任 (入学定員 機械工学科60名 環境工学科40名 電子工学科40名)
昭和53年4月	埼玉工業大学工学部教職課程の設置(免許教科「高一種工業」)
昭和54年3月	聖橋工業高等専門学校閉校
昭和56年4月	埼玉工業大学工学部の学生定員を変更 (入学定員 機械工学科80名 環境工学科80名 電子工学科80名)
昭和58年4月	埼玉工業大学学長に工学博士武藤義一就任
昭和60年4月	埼玉工業大学専門学校(情報処理学科・ビジネス学科)開設
平成2年4月	埼玉工業大学工学部期限付き学生定員変更 (機械工学科 環境工学科 電子工学科 入学定員各100名)
平成3年4月	埼玉工業大学学長に理学博士鈴木周一就任
平成4年4月	埼玉工業大学科学技術研究所を設置
平成7年7月	埼玉工業大学工学部期限付き学生定員変更 (機械工学科 環境工学科 電子工学科 入学定員各160名)
平成10年4月	埼玉工業大学学長に理学博士竹内正幸就任
平成11年4月	埼玉工業大学大学院工学研究科修士課程開設 (入学定員 システム工学専攻10名 物質科学工学専攻10名)
平成11年4月	埼玉工業大学科学技術研究所を埼玉工業大学先端科学研究所に改組し、ハイテク・リサーチ・センターを設置
平成11年4月	埼玉工業大学工学部環境工学科を応用化学科に名称変更
平成11年10月	埼玉工業大学学長に工学博士秋山 守 就任
平成12年4月	埼玉工業大学大学院工学研究科博士後期課程を開設し、同時に同修士課程を博士前期課程に変更 (博士後期課程入学定員 システム工学専攻2名 物質科学工学専攻2名) (博士前期課程入学定員 システム工学専攻10名 物質科学工学専攻10名)
平成12年4月	埼玉工業大学工学部学生定員変更 (入学定員 機械工学科120名 応用化学科120名 電子工学科120名)

平成12年4月 埼玉工業大学工学部期限付き学生定員変更  
(機械工学科 応用化学科 電子工学科 入学定員各152名)

平成12年12月 学校法人智香寺学園と学校法人祥苑学園が合併

平成13年3月 埼玉工業大学専門学校閉校

平成13年4月 埼玉工業大学工学部期限付き学生定員変更  
(機械工学科 応用化学科 電子工学科 入学定員各144名)

平成14年4月 埼玉工業大学工学部情報工学科を開設(入学定員 80名)

平成14年4月 埼玉工業大学人間社会学部を開設  
(情報社会学科 入学定員120名 編入学定員 (2年次)5名 (3年次)20名)  
(心理学科 入学定員 80名 編入学定員 (2年次)5名 (3年次) 10名)

平成14年4月 埼玉工業大学工学部学生定員変更  
(機械工学科80名 応用化学科80名 電子工学科80名)

平成14年4月 埼玉工業大学工学部期限付学生定員変更  
(機械工学科 応用化学科 電子工学科 入学定員各 96名)

平成15年4月 埼玉工業大学学長に工学博士永野三郎就任

平成15年4月 埼玉工業大学工学部期限付学生定員変更  
(機械工学科 応用化学科 電子工学科 入学定員各88名)

平成15年4月 埼玉工業大学深谷高等学校を正智深谷高等学校に改称

平成16年5月 埼玉工業大学臨床心理センターを設置

平成18年4月 埼玉工業大学人間社会研究科修士課程を開設  
(入学定員 情報社会専攻10名 心理学専攻15名)

平成19年4月 埼玉工業大学大学院工学研究科博士前期課程を改組  
(入学定員 システム工学専攻6名 電子工学専攻7名 応用化学専攻7名)  
埼玉工業大学工学部を改組  
(入学定員 機械工学科60名 生命環境化学科80名 情報システム学科120名  
ヒューマン・ロボット学科60名)

平成20年4月 埼玉工業大学人間社会学部学生定員変更  
(入学定員 情報社会学科120名 心理学科80名)

平成21年4月 埼玉工業大学学生定員変更  
(入学定員 工学部 情報システム学科 110名)  
(入学定員 人間社会学部 情報社会学科 110名)

平成22年4月 埼玉工業大学大学院工学研究科博士後期課程を改組  
(入学定員 システム工学専攻2名 電子工学専攻2名 応用化学専攻2名)

平成23年4月 埼玉工業大学学長に工学博士内山俊一就任

平成23年4月 埼玉工業大学工学部を改組  
(入学定員 機械工学科110名 生命環境化学科80名 情報システム学科120名)

平成24年4月 埼玉工業大学に学習支援センター、キャリア支援センター及び留学生支援センターを設置

平成25年4月 埼玉工業大学学生定員変更  
(入学定員 工学部 機械工学科110名 生命環境化学科100名 情報システム学科130名)  
(入学定員 人間社会学部 情報社会学科100名 心理学科60名)

平成27年4月 埼玉工業大学にものづくり支援センターを設置

平成28年4月 埼玉工業大学学生定員変更  
(入学定員 工学部 機械工学科115名 生命環境化学科110名 情報システム学科135名)  
(入学定員 人間社会学部 情報社会学科90名 心理学科50名)

平成28年4月 埼玉工業大学にものづくり研究センターを設置

平成30年4月 埼玉工業大学に教職センターを設置

平成30年4月 埼玉工業大学にAI研究センターを設置

平成31年4月 埼玉工業大学大学院工学研究科 博士前期課程及び博士後期課程を改組  
前期課程(入学定員 機械工学専攻6名 情報システム専攻7名 生命環境化学専攻7名)  
後期課程(入学定員 機械工学専攻2名 情報システム専攻2名 生命環境化学専攻2名)

平成31年4月 埼玉工業大学工学部学生定員変更  
(入学定員 工学部 機械工学科120名 生命環境化学科90名 情報システム学科150名)  
埼玉工业大学に自動運転技術開発センターを設置

### 1. 3 大学の構成

埼玉工業大学 ( Saitama Institute of Technology )

1) 大学院工学研究科 ( Graduate School of Engineering )

【博士前期課程】

機械工学専攻 ( Department of Mechanical Engineering )

生命環境化学専攻 ( Department of Life Science and Green Chemistry )

情報システム専攻 ( Department of Information Systems )

【博士後期課程】

機械工学専攻 ( Department of Mechanical Engineering )

生命環境化学専攻 ( Department of Life Science and Green Chemistry )

情報システム専攻 ( Department of Information Systems )

2) 大学院人間社会研究科 ( Graduate School of Human and Social Studies )

【修士課程】

情報社会専攻 ( Department of Informational Society Studies )

心理学専攻 ( Department of Psychology )

3) 工学部 ( Faculty of Engineering )

機械工学科 ( Department of Mechanical Engineering )

生命環境化学科 ( Department of Life Science and Green Chemistry )

情報システム学科 ( Department of Information Systems )

4) 人間社会学部 ( Faculty of Human and Social Studies )

情報社会学科 ( Department of Informational Society Studies )

心理学科 ( Department of Psychology )

5) 基礎教育センター ( Foundation Study Center )

6) 先端科学研究所 ( Advanced Science Research Laboratory )

臨床心理センター ( Training and Research Center of Clinical Psychology )

国際交流研究センター ( Research Center for International Exchange )

科学と仏教思想研究センター ( Center for Research into Science and Buddhist Thought )

産学官交流センター ( Collaboration Center for Industry, Academia and Government )

A I 研究センター (Artificial Intelligence Research Center)

7) 図書館 ( Library )

8) 情報基盤センター ( Information Technology Center )

9) 学習支援センター ( Learning Support Center )

10) キャリア支援センター ( Career Support Center )

11) 留学生支援センター ( International Students' Support Center )

12) ものづくり研究センター ( Manufacturing Research Center )

13) 自動運転技術開発センター (Autonomous Driving Technology Development Center)

14) 教職センター ( Center for Teaching Profession )

教職課程 ( Course for Teaching Profession )

- 1 5) 学生相談室 ( Student Counseling Office )
- 1 6) 学生ハラスメント相談室 ( Harassment Counseling Office )
- 1 7) 事務局 ( Administration Office )  
    法人本部           ( 法人総務課 管財課 会計課 )  
    教学部           ( 学生課 教務課 入試課 就職課 教育研究支援課 学術情報課 )

## 1. 4 事務局の主な取扱事項

事務局窓口の取扱時間

月曜日～金曜日 9:00～17:30

事務局の主な取扱事項

### ① 法人本部

法人総務課(26号館8・9F)

- ・法人運営の企画・立案・調査に関すること
- ・寄附行為、諸規程の制定・改廃並びに整備に関すること
- ・教職員の人事・服務・福利厚生に関すること

管財課(26号館8F)

- ・施設・設備の管理
- ・スクール・バスの運行
- ・構内の整備・清掃

会計課(26号館8F)

- ・学費振込票の交付
- ・学生会・後援会等諸会費の受託収納
- ・学費の収納・督促
- ・証明書等手数料収納

### ② 教学部

学生課(26号館1F)

- ・学生(留学生、障害を持つ学生等を含む)の相談と健康管理に関すること
- ・各種奨学金と就学貸付等に関すること
- ・学費の延納申請等に関すること
- ・学生食堂及び学内売店に関すること
- ・遺失物・拾得物に関すること
- ・厚生施設・運動施設の利用事務取扱
- ・アルバイト及び下宿・アパート等の情報提供
- ・学生証・学生割引証・在学証明・通学証明・卒業証明・卒業見込証明・健康診断書の発行
- ・後援会に関すること

教務課(26号館1F・30号館1F)

- ・授業日程・時間割・試験に関すること
- ・成績及び進級・卒業に関すること
- ・科目等履修生・研究生に関すること
- ・成績証明書の発行
- ・履修登録に関すること
- ・教職課程及び教員免許状に関すること
- ・休学・退学・除籍等の学籍に関すること

入試課(26号館4F)

- ・大学院及び大学の学生募集の企画及び立案に関すること
- ・大学院及び大学の入学試験の企画及び立案に関すること
- ・大学の広報活動・広告案内に関すること

就職課(26号館1F)

- ・就職指導及び相談
- ・就職の紹介・斡旋

教育研究支援課(23号館1F・29号館1F)

○23号館1F

- ・情報基盤センターに関すること
- ・パソコン実習室(23号館)の管理に関すること
- ・メールアドレス及びユーザー アカウントの管理に関すること

○29号館1F

- ・先端科学研究所に関すること

学術情報課(21号館1F)

- ・図書館に関すること

## 1. 5 学生の書類提出先

- ① 次の書類は、学生課へ提出してください。

届出及び願出書類	提出期限及び添付書類等	備考
誓約書	入学時	
身上申告書	入学時	様式1
欠席届	当該日の前後1週間以内	様式2
住所変更届(学生・保証人)	速やかに	様式3
保証人変更届	速やかに	様式4
改姓届(学生・保証人)	速やかに、改姓を証明できる書類を添付	様式5
合宿届	1週間前まで、名簿・計画表を添付	様式6
学外活動届(大会・行事・練習・練習試合)	1週間前まで、名簿を添付	様式7
施設・設備使用許可願	3日前まで(平日、時間外、休日)	様式8
学内物品使用許可願	1週間前まで	様式9
学外研修届	1週間前まで、名簿・計画表を添付	様式10
学生団体結成願	速やかに、規約・名簿・年度活動表を添付	様式11
学生団体解散届	解散後1週間以内	様式12
学内集会届	3日前まで	様式13
学生団体規約変更届	1週間前まで、新旧団体規約を添付	様式14
学外団体加盟許可願	1週間前まで、加盟団体規約を添付	様式15
掲示許可願	前日まで、掲示物を添付	様式16
出版・印刷物配布許可願	前日まで、出版・印刷物を添付	様式17
車両通学許可願	速やかに、保険契約書(写)を添付	様式18
学生納付金延納願	学費納入期限前	様式19
紛失・盗難・捨て物届	速やかに	様式20
事故(ケガ)報告書	事故(ケガ)発生から1週間以内	様式21

- ② 次の書類は、教務課へ提出してください。(※ 届出及び願出書類には印鑑が必要です)

届出及び願出書類	提出期限及び添付書類等	備考
履修登録訂正願	履修の登録期限を過ぎた場合の訂正に使用する	
成績質問票	指定された成績発表日に提出する	

欠席届	1週間以上欠席、診断書及び理由書を添付	
休学願	2か月以上欠席、診断書及び理由書を添付	
復学願		
退学願	学生証の返却	
転学部または転学科願		
再試験受験願	受験許可者のみ、再試験料1科目3,000円	
追試験受験願	診断書または事故の証明書等を添付	
他学科他学部科目履修許可願		

## 1. 6 証明書類の申込先

学生の各種証明書類は、学生課または教務課へ申込んでください。

証明書類	手数料	申込先	発行日
学生証(再発行の場合)	2,000円	学生課	翌日発行
在学証明書	300円	自動発行機	即日発行
卒業見込証明書	300円	自動発行機	即日発行
成績証明書(日本語版)	500円	自動発行機	即日発行
成績証明書(英語版)	1,000円	学生課	1週間後
学位取得証明書(日本語版)	300円	学生課	翌日発行
学位取得証明書(英語版)	500円	学生課	1週間後
健康診断書	300円	自動発行機	即日発行
保険加入証明書	300円	学生課	翌日発行
研究生在学証明書	300円	学生課	翌日発行
学生旅客運賃割引証(学割)	無料	自動発行機	即日発行
通学証明書	無料	学生課	即日発行
仮学生証	無料	自動発行機	即日発行
入国理由書	300円	学生課	翌日発行
車両通学許可証	無料	学生課	即日発行
大学院進学等証明書(調査書)	500円	教務課	5日後
大学院進学等証明書(推薦書)	500円	教務課	5日後
教育職員免許状 関係の証明書	学力に関する証明書 教員免許状取得見込証明書	無料	教務課 1週間後 翌日発行
4年生の進学または 就職活動に関する証 明書	卒業見込証明書 成績証明書 健康診断書	100円 100円 100円	自動発行機 自動発行機 自動発行機
			即日発行 即日発行 即日発行

※ 26号館1Fに設置されている証明書自動発行機を利用する場合は、学生証が必要です。

## 2. 学籍

学籍は、本学の在学者としての身分をもつてることを意味しています。

学籍を登録するための要件としては、①入試合格、②入学手続の完了、③入学式への出席等があります。

入学手続は、定められた期間内に、①学費の納入、②誓約書、身上申告書、高等学校の卒業証明書・成績証明書等必要書類の提出を行います。

### 2. 1 学生証

学生証は、本学の学籍取得を証明する証書(身分証明書)であり、学籍番号、所属する学部・学科、氏名、生年月日、発行日が記載され、学生の写真を貼付しています。

学生は、毎年度始めに在籍確認を行います。

学生証を紛失、汚損の場合は学生課にて再交付を受け、常に携帯してください。

退学等により学籍を失ったとき、また、卒業により有効期限を経過したときは、ただちに学生課に返還してください。

### 2. 2 学籍番号

学籍番号は、本学の学生として身分を取得したものにつけられた学籍照合の番号であり、学生証に7桁の数字で記載されます。

修学上の手続き及び証明書類の申込みの際は必ず記入する必要があります。

学籍番号のしくみはつぎの通りです。

#### 【2023年度以降の入学者に適用する学籍番号】

① 入学年度（西暦下2桁2023年度入学）	
② 学部コード（0=工学部）	
23 ① ② ③ ④	③ 所属学科コード 1=機械工学科 2=生命環境化学科 3=情報システム学科
④ 所属学科内の個人番号	

### 2. 3 学籍の異動

入学、退学、転学、休学、除籍、卒業など、在学関係に変更が生ずることを学籍の異動といいます。

学籍異動に関する相談及び手続きは、教務課で受け付けます。

#### 【入 学】

入学の種類には、通常の1年次への入学の他、再入学、転入学、編入学などがあります。

入学時期は、毎年4月を原則としています。

#### ①再入学

本学を中途退学した者が、願い出により、再び同じ学部・学科の相当学年に入学することをいいます。

#### ②転入学

他の大学から本学に入学を志願し、入学許可に伴って現に在学中の大学を退学することにより入学することをいいます。

#### ③編入学

大学を卒業または中途退学した者及び短期大学または高等専門学校を卒業した者等が、工学部教育課程の2学年または3学年に入学することをいいます。

### **【転 学】**

本学在学中の学生が、大学の許可を得て他の大学へ入学することをいひます。

### **【転学部】**

工学部から人間社会学部または人間社会学部から工学部へ専攻する学部を変更することをいひます。

### **【転学科】**

本学の学部内で専攻する学科を変更することをいひます。

### **【休 学】**

病気その他やむを得ない理由で引き続き2か月以上就学しないことをいひます。

休学できる期間は、許可を受けた学年を基準として1年以下ですが、特別の事情があると認められた場合は、再休学を許可することができます。

休学中の学生は在籍しているが就学していない状態なので、休学期間は卒業に必要な在学年数(4年)には算入されません。

休学者については休学期間等に応じて学費を一部免除することができます。

### **【復 学】**

休学期間の満了または休学の解除・中断によって再び就学することをいひます。

復学の手続きは、9月上旬または3月上旬までに教務課へ申し出てください。

復学する学年は、原則として、休学した時点の学年となります。

### **【退 学】**

願い出による退学と懲戒処分による退学があります。

病気その他本人の都合により退学を願い出るときは、退学願(学生証添付)を教務課に提出し、学長の許可を得てください。なお、退学者は、卒業前に大学を退くのですからすべて中途退学(中退)となります。

### **【除 籍】**

除籍は、一定事由の発生により、自動的に学生の学籍を抹消する処置をいひます。

次のいずれかに該当する者は、在学契約上の義務不履行者として除籍となります。

①正当の事由なく、所定の納付金の納付を怠った者

②正当の事由なく、履修届を提出しない者

③規定の在学年数を超えた者

④死亡または行方不明の届け出があった者

### **【卒 業】**

卒業は、本学の学生としての身分が終了することであり、工学部を卒業した学生には、学士(工学)の学位が授与されます。本学を卒業するためには、4年以上在学し、学則及び附属規程の定めに基づいて、所定の授業科目から124単位以上修得することが必要です。なお、本学に3年以上在学し、卒業単位を優秀な成績で修得したと教授会が認める場合には、早期卒業を認めることができます。

### **【留 年】**

留年は、進級に必要な単位が不足しているので上級学年に進級できないこと、または休学したことや単位不足などの理由により卒業できないで所定の修業年限を超えて在学することをいひます。

### **3 学費**

入学金以外の学費には、授業料と実験実習費、施設設備費、卒業研究費があります。  
その金額については、入学年度または学年により違いがありますので、学費納入の通知書にて確認してください。

#### **3. 1 学費の納入方法**

学費は、本学指定の学費振込用紙により、金融機関から振込んでください。  
学費振込用紙は、毎年4月上旬に会計課から保証人(父母)宛に、①年額記載の振込用紙と、②分納前期額記載の振込用紙の2枚を郵送します。

新入生、編入生を含め2回払い(分納)の学生については、③分納後期額記載の振込用紙を8月下旬に郵送します。

保証人の住所・氏名等は、入学手続きの際提出した書類に基づき記載していますので、その後変更があった場合は、必ず変更届を学生課に提出してください。

なお、学費振込用紙が届かないとき、紛失してしまったときは、会計課または学生課に連絡してください。

#### **3. 2 学費の納入期限**

学費の納入期限は、次の通りです。

納入方法	使用振込用紙	学 費	納入期限
年額一括納入	①	1年分	4月末日
年2回払い	②	分納前期分	4月末日
	③	分納後期分	9月末日

#### **3. 3 学費の延納願**

特別な理由により、学費が期限内に納入できず延納を希望する場合は、その納入期限(4月末日、9月末日)前に、本学所定の「学生納付金延納願」を学生課に提出してください。

学生納付金延納願は、その理由を具体的に記載して本人及び保証人(父母)が連署して提出してください。  
延納を許可される期間は、前期・後期とも正規の納入期限から起算して3か月以内です。

#### **3. 4 学費未納者の除籍**

学費が所定の手続きを経ないで未納の場合は、学則により、除籍処分となります。

#### 4 学生への連絡及び通知

工学部学生への連絡及び通知は、ネットの「LiveCampus」、26号館1Fロビーの「電子掲示板」、紙による「掲示板」を通じておこないます。学生の呼び出し、休講情報や教室変更などを案内します。登校前や登校後には必ず各種案内を確認してください。

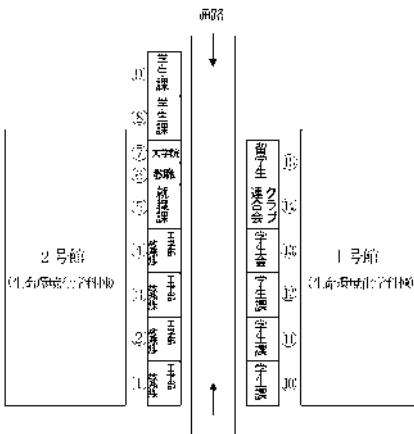
案内を見落としたために生じる不都合は、すべて諸君自身に帰することになりますので注意してください。

学生からの電話による問い合わせには応じられませんので、必要に応じて事務局(教務課・学生課)の窓口に来てください。

緊急かつ止むを得ない場合は、下記の連絡先を利用してください。

**学生課(直通) 048-585-6812 / 教務課(直通) 048-585-6813**

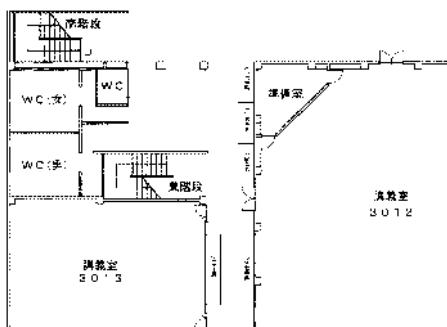
学生と直接関係のある学生課、教務課及び就職課の掲示場所(概略図)は、以下のとおりです。



##### 【主な掲示物】

- ①～④ 教務課 [試験日程・授業の休講・時間割変更]
- ⑤ 就職課 [就職情報・ガイダンス, セミナー]
- ⑥ 教職課程 ※30号館1階にも掲示板があります。
- ⑦ 大学院生
- ⑧～⑫ 学生課 [各種奨学金の手続き・健康診断日程・行事日程]
- ⑬ 学生会 [学生会行事]
- ⑭ クラブ連合会 [勧誘ポスター・クラブ連合会行事]
- ⑮ 留学生

26号館(正智塔)出入り口



##### 【主な掲示物】

- ① 大学院生
- ② 奨学金関係
- ③ 留学生
- ④ 就職課 [就職情報・ガイダンス, セミナー]
- ⑤ 学生課 [健康診断日程・行事日程]

30号館

## 令和5年度(2023) 工学部学事予定表(4月～8月)

	月	火	水	木	金	土	日	
						1 2 8 9 15 16 22 23 29 30		4/1 入学式、新入生入学手続き、各種奨学金説明会、交通安全講習会 【新入生】4/3～7 新入生オリエンテーションウィーク 4/3 基礎学力確認テスト、社会人基礎力テスト 4/3～4 ネットワーク利用免許講習会(4/3 機械・生命、4/4 情シ) 4/4 健康診断 機械・生命 [4/5 学生会ガイダンス、4/5～6 フレッシュマンキャンプ(1泊2日) [4/7 履修ガイダンス・履修登録 情シ [4/5 履修ガイダンス・履修登録 [4/6 学生会ガイダンス、4/6～7 フレッシュマンキャンプ(1泊2日) 【在学生】4/6 前期ガイダンス 4/10 前期授業開始 4/5～14 履修登録期間、4/15～21 履修訂正期間
4 月		3 10 17 24	4 11 18 25	5 12 19 26	6 13 20 27	7 14 21 28		
5 月	① 8 15 22 29	② 9 16 23 30	③ 10 17 24 31	④ 11 18 25	⑤ 12 19 26	6 13 20 27	7 14 21 28	5/1・2 全学休講日 5/20 学生総会
6 月				1 5 12 19 26	2 6 13 20 27	3 10 17 24	4 11 18 25	6/3・10・17・24 前期補講日(集中講義日)
7 月				1 3 10 17 24 31	2 4 11 18 25	1 8 15 22 29	2 9 16 23 30	7/1・8・15・22・24～28 前期補講日(集中講義日) 7/17 祝日授業日 ※国民の祝日ですが、月曜日授業を行います。
8 月				1 7 14 21 28	2 8 15 22 29	3 9 16 23 30	4 10 17 24 31	7/31～8/4 前期末定期試験期間 8/5～9/13 インターンシップ・短期留学推奨期間 8/5～9/13 夏期休業期間 8/23・24 前期末成績発表、成績質問受付、追試・再試手続 8/28～31 前期追試・再試期間
								 国民の祝日  大学行事等に伴う休講日  祝日授業日

## 令和5年度(2023) 工学部学事予定表 (9月～3月)

	月	火	水	木	金	土	日	
					1	2	3	
		4	5	6	7	8	9	10
9月		11	12	13	14	15	16	17
		18	19	20	21	22	23	24
		25	26	27	28	29	30	
					1			
10月		2	3	4	5	6	7	8
		9	10	11	12	13	14	15
		16	17	18	19	20	21	22
		23	24	25	26	27	28	29
		30	31					
			1	2	3	4	5	
11月		6	7	8	9	10	11	12
		13	14	15	16	17	18	19
		20	21	22	23	24	25	26
		27	28	29	30			
				1	2	3		
12月		4	5	6	7	8	9	10
		11	12	13	14	15	16	17
		18	19	20	21	22	23	24
		25	26	27	28	29	30	31
					1	2	3	
1月		①	2	3	4	5	6	7
		⑧	9	10	11	12	13	14
		15	16	17	18	19	20	21
		22	23	24	25	26	27	28
		29	30	31				
					1	2	3	4
2月		5	6	7	8	9	10	11
		12	13	14	15	16	17	18
		19	20	21	22	23	24	25
		26	27	28	29			
					1	2	3	
3月		4	5	6	7	8	9	10
		11	12	13	14	15	16	17
		18	19	⑳	21	22	23	24
		25	26	27	28	29	30	31

○ 国民の祝日  
□ 大学行事等に伴う休講日  
■ 祝日授業日

新入生オリエンテーション  
《2023年度》学部 日程表

4月1日(土) 人間社会学部	工学部 人間社会学部	■大勢入學式 会場: 大講堂 開式 10:00	■入学手続❶ 入学考熟了後(一) 機械工学科 - 2623教室 生命環境工学科 - 2633教室 情報システム学科 - 大講堂 情報社会学科 - 2632教室 心理学科 - 3021教室	■交換留学説明会 会場: 大講堂 立集合 13:30 (13:50~15:00)
		保育者 - 3011・3012教室 式典終了後、後援会総懇親会	■休休	保育者 - 3011・3012教室待機、学科自由学等
4月2日(日)	工学部 人間社会学部	●基礎能力確認テスト 会場: 大講堂 立集合 9:00 開始時間 9:10 機械工学科 - 2622教室 <英語・数学・物理> 生命環境工学科 - 2633教室 <英語・数学・物理・情報> 情報システム学科 - 2631・2632教室 情報社会学科 - 3011・3012教室 実施時間は当日掲示します。	■社会人基礎力テスト 会場: 大講堂 立集合 13:00 (13:00~14:30) 機械工学科 - 2633教室 情報システム学科 - 2631・2632教室 情報社会学科 - 3011・3012教室 実施時間は当日掲示します。	◆ネットワーク利用免許講習会・Zoom講習会 会場: 大講堂 立集合 14:40 (14:40~16:40) 機械工学科 - 2622教室 生命環境工学科 - 2631・2632教室 情報社会学科 - 3011・3012教室
		●マークシート方式での採点 評価(HB)×24.0mm×7mm×7mmのHBT及び引ゴムを併参。	■新入生準備問題 会場: 大講堂 立集合 14:50 (14:50~16:00) 情報社会学科 - 3011・3012教室 心理学科 - 3011・3012教室	●新入生準備問題 会場: 大講堂 立集合 14:50 (14:50~16:00) 情報社会学科 - 3011・3012教室 心理学科 - 3011・3012教室
4月3日(月)	人間社会学部	■精神診断 会場: 大講堂 立集合 9:10 (9:10~12:00)	■精神診断&ネットワーク利用免許講習会・Zoom講習会 会場: 大講堂 立集合 13:00 (13:00~16:00) 情報システム学科 - 3011・3012教室	◆ネットワーク利用免許講習会・Zoom講習会 会場: 大講堂 立集合 13:00 (13:00~16:00) 情報システム学科 - 3011・3012教室
		■学生会カイダンス 会場: 大講堂 立集合 9:10 (9:10~12:00)	■学生会カイダンス 会場: 大講堂 立集合 9:10 (9:10~12:00)	■フレッシュキャンփ1日目 会場: 大講堂 立集合 12:30出発 (1泊2日)
4月4日(火)	工学部 人間社会学部	■精神診断 会場: 大講堂 立集合 9:10 (9:10~12:00)	■精神診断 会場: 大講堂 立集合 9:10 (9:10~12:00)	■フレッシュキャンփ1日目 会場: 大講堂 立集合 12:30出発 (1泊2日)
4月5日(水)	工学部 人間社会学部	■フレッシュキャンփ2日目 会場: 大講堂 立集合 9:15(大講堂予定)	■精神診断 会場: 大講堂 立集合 9:15(大講堂予定)	■精神診断のみ対象 ■休休
4月6日(木)		■フレッシュキャンփ2日目 会場: 大講堂 立集合 9:15(大講堂予定)	■精神診断 会場: 大講堂 立集合 9:15(大講堂予定)	■精神診断のみ対象 ■休休
【第1回】 4月7日(金)	工学部 人間社会学部	■精神診断 会場: 大講堂 立集合 9:10 (9:10~9:40) 機械工学科 - 3012教室 生命環境工学科 - 3011教室 情報社会学部 情報学科 - 3011教室 心理学科 - 3011教室	■精神診断 会場: 大講堂 立集合 10:00 (10:00~12:00) 機械工学科 - 2622教室 生命環境工学科 - 2631・2632教室 情報社会学部 - 3011教室 心理学科 - 3011教室	■精神診断 会場: 大講堂 立集合 15:00 (15:00~16:00) 機械工学科 - 2622教室 生命環境工学科 - 2631・2632教室 情報社会学部 - 3011教室 心理学科 - 3011教室
		■精神診断 会場: 大講堂 立集合 9:10 (9:10~9:40) 情報システム学科 - 3011・3012教室 情報社会学部 情報学科 - 3011・3012教室 心理学科 - 3011・3012教室	■精神診断 会場: 大講堂 立集合 10:00 (10:00~12:00) 情報システム学科 - 2631・2632・2633教室 情報社会学部 - 3011・3012教室 心理学科 - 3011・3012教室	■精神診断 会場: 大講堂 立集合 15:00 (15:00~16:00) 情報システム学科 - 2631・2632・2633教室 情報社会学部 - 3011・3012教室
【第2回】 4月8日(土)	工学部 人間社会学部	■精神会カイダンス 会場: 大講堂 立集合 9:00 (9:00~12:00)	■精神会カイダンス 会場: 大講堂 立集合 9:00 (9:00~12:00)	■精神会カイダンス 会場: 大講堂 立集合 12:30出発 (1泊2日)
		■精神会カイダンス 会場: 大講堂 立集合 9:00 (9:00~12:00)	■精神会カイダンス 会場: 大講堂 立集合 9:00 (9:00~12:00)	■精神会カイダンス 会場: 大講堂 立集合 12:30出発 (1泊2日)
4月9日(日)	工学部 人間社会学部	■精神会カイダンス 会場: 大講堂 立集合 9:00 (9:00~12:00)	■精神会カイダンス 会場: 大講堂 立集合 9:00 (9:00~12:00)	■精神会カイダンス 会場: 大講堂 立集合 12:30出発 (1泊2日)
4月10日(月)	工学部 人間社会学部	■精神会カイダンス 会場: 大講堂 立集合 9:00 (9:00~12:00)	■精神会カイダンス 会場: 大講堂 立集合 9:00 (9:00~12:00)	■精神会カイダンス 会場: 大講堂 立集合 12:30出発 (1泊2日)

# 履修要項

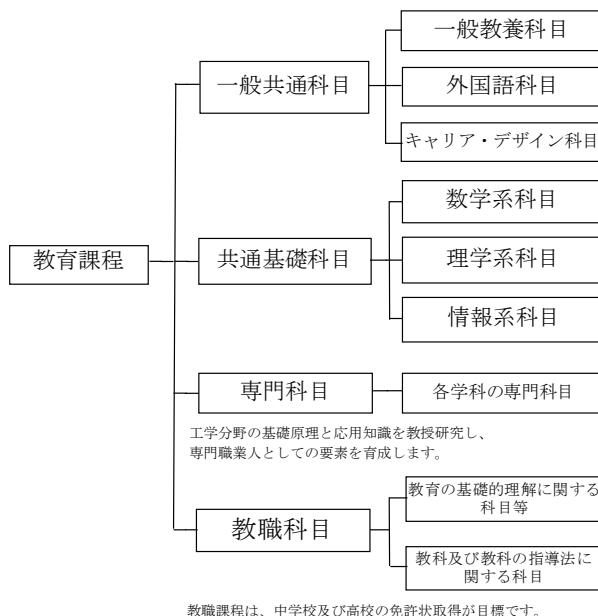
## 1 授業科目

工学部の教育課程は、各授業科目を必修科目、選択必修科目、選択科目及び自由単位科目に分け、これを各学年に配当して編成しています。

平成 14 年 4 月以降、授業科目は、①一般共通科目、②共通基礎科目、③専門科目及び④教職科目に大別し、次のように区分しています。

- ① 一般共通科目は、一般教養科目、外国語科目及びキャリア・デザイン科目の科目群に区分しています。
- ② 共通基礎科目は、数学系科目、理学系科目及び情報系科目の科目群に区分しています。
- ③ 専門科目は、各学科に開設されています。
- ④ 教職科目は、教員免許法に基づき、教育の基礎的理義に関する科目等と教科及び教科の指導法に関する科目に区分されています。

これらの授業科目は段階的に履修する学年を定め、学年ごとに修得すべき単位数の内容を定めて上級学年への進級要件としています。



### 1. 1 単位

授業科目の 1 単位は、45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準としています。

各授業科目の単位数は、その授業方法や、授業時間外に必要な学修を考慮し、次の基準により計算します。

- ① 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲の授業をもって 1 単位とする。
- ② 実験、実習、実技については、30 時間から 45 時間までの範囲の授業をもって 1 単位とする。
- ③ 卒業研究は、学修の成果を評価して単位を授与することとし、それらに必要な学修等を考慮して単位数を定める。

なお、1 単位は 45 時間の学修を標準としていますので、残りの時間は、自ら授業時間外に学修（自習）することになります。

## 1. 2 履修の必修と選択

授業科目は、履修方法により、次のように区分されます。

- ① 必修科目 必ず履修し単位を修得しなければならない授業科目です。
- ② 選択必修科目 一定の単位を修得するため、特定された授業科目です。
- ③ 選択科目 各人の志向に応じて選択履修する授業科目です。
- ④ 自由単位科目 修得した単位が卒業の所要単位数には算入されない科目です。

所属学科の進級・卒業要件は、これらの授業科目から修得することが必要な単位数を定めています。

## 1. 3 開講期間

授業科目は、開講される期間により、次のように区分されます。

- ① 通年科目 1年間（前期・後期）にわたって開講される授業科目であり、原則として前期・後期末における2回の定期試験により単位の認定が行われます。
- ② 半期科目 学年の前期又は後期に開講される授業科目であり、前期科目又は後期科目といいます。各々学期末におこなわれる定期試験により単位の認定が行われます。
- ③ 集中講義科目 集中講義期間又は休業期間中の一定期間に、連日集中して開講される授業科目であり、期末の試験により単位認定が行われます。

## 1. 4 履修学年

授業科目は、体系的に関連づけられ、あらかじめ履修すべき学年が定められています。

学生は、在籍する学年に配当された授業科目を履修することになります。ただし、再履修の場合は、下級学年に配当されている授業科目を優先して履修することになります。

上級学年に配当されている授業科目は、留年生に関する特別の場合を除き、履修することができません。

## 1. 5 授業時間割表

授業時間割表は、学科ごとにあり、曜日、時限、履修学年、組（クラス）、講義番号、必修・選択の区分、授業科目名、担当教員名、講義室番号が記載されています。

授業は学年を単位として行われますが、授業科目によっては複数のクラスに分割して授業を行います。クラス分けについては、前期・後期の履修ガイダンスや、教務課および各学科の掲示板などで連絡を行いますので、必ず各自で確認して下さい。

授業の年間スケジュールは該当年度の「工学部学事予定表」を参照して下さい。

## 2 単位の認定

学修は、どの授業科目を履修するかを登録することから始まります。

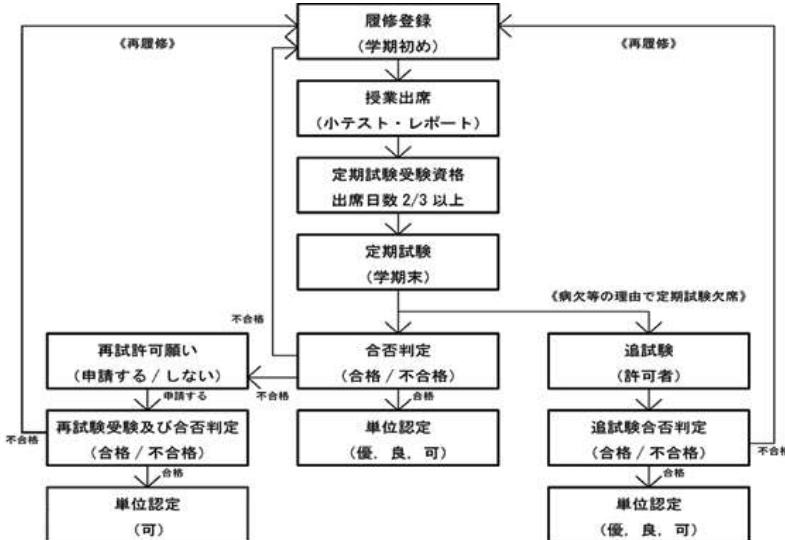
学生は、学期始めに履修する科目を登録し、授業に出席し、学期末に定期試験を受けます。

その試験に合格した場合に、所定の単位を修得したことが認定されます。

又は翌年度に同じ科目を再履修することになります。

単位認定に関する流れは、次のとおりです。

#### 【履修登録から単位認定の流れ】



※ 出席日数 2/3 以上 = 10回以上出席

## 2. 1 履修計画

授業科目を履修するには、各自の履修計画にしたがい、学期始めの定められた期間内に履修登録をしなければなりません。履修登録はコンピュータを使用して、「LiveCampus」システムから行います。

1年間に、どの授業科目を、どのように履修するかの計画は、次の点を考慮して下さい。

- ① 学生便覧に掲載されている「授業科目配当表」、個々の授業科目の手引きである「シラバス（授業計画）」を参照し、どの科目を履修するか検討すること。「シラバス（授業計画）」は「LiveCampus」で参照します。
  - ② 必修科目は最優先して履修すること。
  - ③ 選択必修科目及び選択科目については、「シラバス（授業計画）」を参考にして、各自の志向に応じて履修すること。
  - ④ 在籍する学年に配当された授業科目を履修すること（上級学年の授業科目は履修できません）。
  - ⑤ 上級学年に進んでから単位不足にならないよう、進級・卒業要件を考慮し、1年間の修得単位数は40単位程度を見込んで計画すること。

## 2. 2 履修登録

履修登録は、次のように行います。

### ① 履修科目の登録の上限について

学生が各学年で適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として修得すべき単位数については、1年間に履修科目として登録できる単位数の上限を49単位としています。

ただし、以下の授業科目は履修上限49単位に含みませんので注意して下さい。

教職に関する科目

自由単位の科目

### ② 履修登録の方法

各学科の学年別履修ガイダンス、授業時間割表及び「シラバス（授業計画）」などを参照し、履修しようとする授業科目の計画を立て、登録期間内に「LiveCampus」から履修登録を行います。

登録・訂正期間内であれば、「LiveCampus」から、登録内容を繰り返し修正することができます。

他学科及び他学部の科目履修に関しては、他学科及び他学部の科目履修に関する内規を参照の上、教務課に「他学科他学部科目履修許可願」を提出して下さい。

内規及び許可願については、別頁を参照して下さい。

### ③ 登録内容の確認及び訂正

「LiveCampus」で登録した内容は、各学期に設けている訂正期間の最終日をもって確定となりますので、各自で必ず確認をして下さい。

なお、特別な事情により訂正期日経過後に訂正等が必要な場合は、教務課に相談して下さい。

### ④ 履修登録上の注意点

時間割上の同一时限における2科目以上の重複登録は認められません。

また、登録していない科目的授業を受けることや、定期試験を受験することは認められず、単位の認定も行われません。

## 2. 3 履修届未提出者の除籍

正当な理由なく履修登録を行わなかった学生については、学則により除籍処分となります。

### 3 授業

授業は、1時限（1コマ）=100分で行われます。

授業時間割の時限と時間は次のとおりです。

時限	時間
1時限	9：10～10：50
2時限	10：55～12：35
昼休み	12：35～13：20
3時限	13：20～15：00
4時限	15：05～16：45
5時限	16：50～18：30

#### 3. 1 授業への出席

履修登録した授業科目は毎回出席することが必要です。出欠状況は、成績評価の重要な要件になります。正当な理由がなく、授業の2／3以上出席していない学生については、成績評価を行わない場合がありますので注意して下さい。

実験・実習及び実技などの授業、演習（ゼミ）の授業、複数の教員が担当する授業などでは、授業開始の第1週にガイダンスが行われます。ガイダンスに出席しないと、以後の履修に支障をきたすことになりますので必ず出席して下さい。

##### 【欠席】

授業を欠席した場合、以下の事由に該当する場合のみ欠席届を提出することが可能です。

- ・病気・けがによる1週間以上の欠席（診断書及び理由書を添付のこと）
- ・公共交通機関の遅延による欠席
- ・二親等以内の親族及び配偶者の死亡による欠席（会葬案内等日付が入った書類を添付のこと）

※欠席理由として認められる期間

（死亡した日から葬儀日までの間を起算日とし、土・日・祝日を含む連続した期間）

一親等（父・母・子）および配偶者 7日以内

二親等（祖父母・兄弟姉妹・孫） 3日以内

- ・埼玉工業大学学生会所属の団体及び連盟等が主催する公式大会等の活動により欠席する場合

※大会参加届と参加メンバー表が学生課に提出されていること

- ・その他、教務課・学生課・就職課が認めた事由により欠席する場合

但し、いずれも欠席理由を申告するものであり、欠席の取り扱いについては各授業担当者の判断となります。

##### 【休講】

担当教員の都合により授業が中止になる場合は、その都度、電子掲示板及び「LiveCampus」に案内します。

授業開始から30分程度経過しても、担当教員が出講して来ないときは、休講扱いとなります。教務課で確認して下さい。

##### 【補講】

休講等により予定の授業が終了しなかったときは、担当教員の判断により、臨時に授業を行います。

主に補講期間に実施され、時間割等は教務課掲示板及び「LiveCampus」に案内します。

##### 【授業時間割の変更】

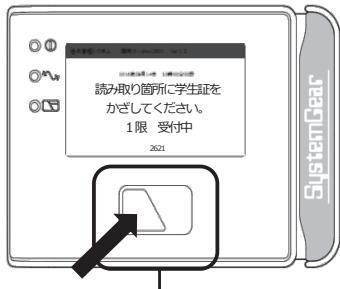
授業時間割表の曜時限・講義室等に変更があった場合は、その都度、「LiveCampus」に案内します。

## 【出欠端末利用について】

講義室に設置している出欠端末に学生証をタッチして出欠登録を行ってください。出欠情報は講義終了後に「LiveCampus」に自動登録されます。

### ① 出欠の登録方法

#### IC カードリーダー

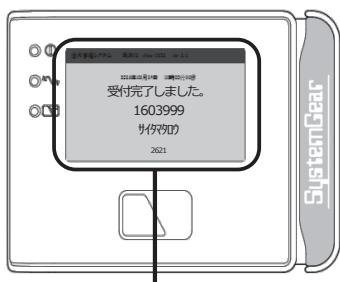


#### 学生証

学生証をカードリーダー下部にタッチして読み込ませてください。



#### 登録完了の場合



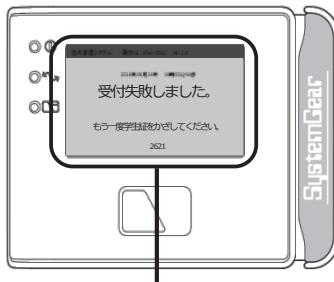
学生証を正しく認識すると…

画面が青色になり、学籍番号と

カナ氏名が表示されます。

※ 曜日・時限・教室が正しい場合のみ  
出席判定となります。

#### 登録できなかった場合



再度、読み込ませてください。

#### 注意事項

他の IC カードや携帯電話が反応し、学生証が正しく読み込まれない場合がありますので、ご注意ください。

② 受付時間について

必ず各时限の受付时间内にタッチしてください。受付時間外にタッチすると、欠席判定となります。

時 限	講 義 時 間	受 付 時 間
1時限	9：10～10：50	9：00～10：50
2時限	10：55～12：35	10：50～12：35
3時限	13：20～15：00	13：10～15：00
4時限	15：05～16：45	15：00～16：45
5時限	16：50～18：30	16：45～18：30

※ 曜日・时限・教室が正しい場合のみ出席判定となります。

※ 学生証の読み込みができない場合は教務課に申し出てください。

※ 学生証を忘れた場合は講義担当者に申し出てください。

③ 出欠情報の確認方法について

自分の出欠情報については、「LiveCampus」より確認してください。

「LiveCampus」→「授業サポート」→「出欠管理」

### 3. 2 レポート等の提出期限を守ること

レポートや課題等、担当教員から学生に提出物を求められたときは、提出場所及び提出期限を厳守して下さい。提出期限を過ぎた提出物は、原則として受け付けることが出来ませんので注意して下さい。

### 3. 3 交通機関の運転見合わせ、自然災害に伴う休講措置について

交通機関（JR高崎線）が運転見合わせとなった場合および自然災害により「特別警報」が発令された場合、以下の措置をとります。

交通機関（JR高崎線）が運転見合わせとなった場合				
7 時	8 時	9 時	10 時	措置
運転見合わせ (7時以前に解除)	解除			通常授業
運転見合わせ (7時を過ぎ10時以前に解除)	解除			1・2限休講
運転見合わせ (10時を過ぎてなお継続)				全时限休講

気象庁より埼玉県に「特別警報」が発令された場合				
7時	8時	9時	10時	措置
特別警報	解除			通常授業 (7時以前に解除)
特別警報 (7時を過ぎ10時以前に解除)		解除	1・2限休講	
特別警報 (10時を過ぎてなお継続)			全時限休講	

休講については本学ホームページにて案内します。<https://www.sit.ac.jp>

「LiveCampus」でも確認ができます。

なお、授業開始後については、休講の措置を掲示、本学ホームページ、構内放送等で案内します。上記条件を満たさなくとも、通学不能または通学困難と判断した場合には、休講の措置をとることがあります。  
※交通機関の運行情報については、NHKニュースなどで確認して下さい。

## 4 試験

履修科目の学修状況を評価し、単位認定するための判定資料として試験が行われます。

試験は筆記試験を原則としますが、科目によってはレポートや平常点などの方法によることもあります。

なお、受験にあたっては次の事項を確認しておくことが必要です。

- ① 受験する授業科目を履修登録していること。
- ② 受験する授業科目の授業に2／3以上 (=10回以上) 出席していること。
- ③ その学期までの学費が納入されていること。

### 4. 1 定期試験

定期試験は、前期末及び学年末の一定期間に試験時間割を編成し実施します。

定期試験の時間割の時限と時間は、試験期間の3週間前までに掲示板に発表します。

定期試験は授業のクラスごとに実施しますが、通常の授業とは時間や教室が変わりますので注意して下さい。

なお、科目によっては通常の授業時限に定期試験を行うこともあります。

定期試験の受験にあたっては次の事項に注意して下さい。

- ① 試験時間割（試験日・試験時間・試験教室）を掲示板で必ず確認する。
- ② 受験するときは必ず学生証を呈示する。  
(忘れた場合は、自動発行機にて仮学生証（当日限り有効）を発行すること。)
- ③ 試験開始から30分以上遅刻した者には、受験を許可しない。
- ④ 試験室からの退室は、試験開始から30分以上経過した後とする。
- 試験時間の途中で棄権する場合は、答案用紙には学籍番号・氏名を記入し提出する。
- 試験室では、すべて、監督者の指示にしたがう。
- 持込み物は、予め許可されているものだけとする。
- ⑦ カンニングなど不正行為をした場合は、その試験における全ての履修科目を無効とすることがある。

定期試験時間割の時限と時間は次のとおりです。

時 限	時 間
1 時限	9：20～10：35
2 時限	11：05～12：20
昼休み	12：20～13：30
3 時限	13：30～14：45
4 時限	15：15～16：30
5 時限	17：00～18：15

#### 4. 2 追試験

病気・事故・忌引などやむを得ない事情のため定期試験を欠席した学生に対しては、担当教員の判断により、追試験が行われることがあります。

当該試験が行われた日から 7 日以内に、診断書又は事故等の証明書類を添付した追試験受験願を教務課窓口へ提出し、担当教員の許可を得ることが条件となります。

追試験の受験許可者や実施時期などについては、個別に連絡します。

なお、試験時間割の見間違い、「寝坊」などはやむを得ない事情とは認められません。進級や卒業に影響することもありますので、必ず定期試験を受験して下さい。成績の評定は、優 (S, A)、良 (B)、可 (C) 又は不可 (D) となります。

#### 4. 3 再試験

再試験は、各履修科目の担当教員が必要と認めた場合に行われます。

受験者は、定期試験の結果、不合格（不可）の判定をうけた学生のうち、担当教員が許可した者に限定されます。

再試験の受験許可者・受験手続き・時間割については、大学ホームページに発表します。

再試験を許可された学生は、再試手続き期間内に、再試験受験願に再試験受験料（1科目につき 3,000 円）を添えて、教務課に提出して下さい。成績の評定は、可 (C) 又は不可 (D) となります。

#### 4. 4 定期試験等における不正行為について

定期試験、レポート等における不正行為を行った学生については、その試験期における全ての履修科目の単位を無効とすることがあります。

##### 【不正行為とは】

- ① 代人受験（依頼した者・受験した者）
- ② 答案交換および複製
- ③ カンニングをすること
  - ・他の受験者の答案を見ること
  - ・他の人から答えを教わること
  - ・カンニングペーパー等の使用
  - ・使用が許可されていない参考書・電子機器、その他の物品の使用
  - ・ほか
- ④ カンニングを手助けすること

- ⑤ インターネットサイト等の盗用・剽窃行為
- ⑥ 本人以外が作成したファイル、あるいは文章等の複製使用
- ⑦ その他、試験等にあたって公正を損なう様々な行為

## 5 成 績

授業科目を履修した学生に対し試験を行い、合格基準を満たした学生に対しては、その授業科目に定められている単位が与えられます。これを担当教員からみて単位認定、学生からみて単位修得（取得）といいます。単位認定は、授業科目の履修が終わった時点で行われます。  
いちど単位認定された授業科目については、再度の履修はできません。

### 5. 1 成績評価の表示方法

学業成績の評定は、優、良及び可の成績を合格とし、不可の成績を不合格として行われます。  
評定は下表のとおり、「S」「A」「B」「C」「D」「F」などの記号におきかえられ、成績通知書に表示されます。

【平成 19 年度（2007 年度）以降の入学者に適用する成績評価の表示方法】

合 否	評 定	記 号	説 明
合 格 (単位修得)	優	S, A	「S」評価は、生命環境化学科及び情報システム学科の学生を対象とする。
	良	B	
	可	C	
不 合 格 (単位未修得)	不 可	D	再試験の可否は担当教員の判断による
	不 可	F	履修放棄、試験未受験を示す。
単位修得	認 定	N	認 定。
単位修得	認 定	G	入学前の既修得単位が認定されたことを示す。

成績評価は、100点満点として、80点以上を優（A=80～100点）、70点以上を良（B=70～79点）、60点以上を可（C=60～69点）、60点未満を不可（D）とし、可（C）以上を合格としています。

なお、生命環境化学科と情報システム学科における優の成績表示は、80～89点を「A」、90点以上を「S」と表示します。

### 5. 2 成績の発表

前期末成績の発表は8月の下旬、学年末成績の発表は2月中旬に行います。成績発表の期日についてはあらかじめ掲示します。

なお、2～4年への進級・卒業判定の発表は3月上旬に発表します。

成績に関する学生の質問は、指定された成績発表日に限り認めています。

担当教員宛に「成績質問票」を記入の上、教務課へ提出して下さい。

### 5. 3 成績通知書の送付

学生個々の成績通知書は、教務課から保証人（父母など）宛に送付します。

前期末までの成績通知書は9月の下旬、学年末までの成績通知書は3月下旬に送付します。

学生は、常に緊張感をもって学習に取り組んで下さい。

なお、成績通知書の送付時に、インターネットを利用して成績を閲覧する方法もあわせて案内しています。

また、「個人情報保護法に基づく意思表示書」の提出がない場合には、成績通知書は送付できません。

### 6 再履修

履修した授業科目の単位を修得できなかったときは、その科目の履修をもう一度はじめからやり直すことになります。これを再履修といいます。再履修科目の履修登録や試験などは、新規履修の場合と同じです。

再履修にあたっては、次の点に注意して下さい。

- ① 必修科目の単位を取得できなかったときは、必ず再履修して下さい。
- ② 選択必修科目、選択科目的単位を取得できなかったときの再履修科目は、各自の選択によりますが、進級や卒業に必要な単位数を修得できるよう選定して下さい。
- ③ 再履修科目の開講については、各学期始めの学科別履修ガイダンスのときに対応する授業科目又は再履修の方法を指示します。必ず履修ガイダンスに出席して下さい。
- ④ 下級学年の授業科目を履修する場合は、入学年度によりカリキュラムが異なるので、必ず大学ホームページ内の在学生向けページで案内している「再履修に関する授業科目読替対応表」を参照して下さい。

## 7 インターネットを利用した履修登録方法

### 履修科目を登録する期間及び場所

#### 履修科目を登録する期間

##### 前期

〔履修登録期間〕 2023年4月 5日(水)～4月14日(金)

〔履修訂正期間〕 2023年4月15日(土)～4月21日(金)

##### 後期

〔履修訂正期間〕 2023年9月14日(木)～9月28日(木)

#### 場所

- ・ 23号館 パソコン実習室
- ・ 学内の無線LANアクセスポイント。
- ・ 自宅のパソコンからインターネットを利用して接続

##### 履修登録の時間帯を利用する場合

- ・ 履修登録期間中は1時限～5時限まで利用が可能ですが、教室ごとの利用可能時間帯は、教務課にて確認して下さい。

##### 学内常設のパソコンを利用する場合

- ・ いつでも利用できますが、18時以降翌朝までは利用できません。

##### 自宅からインターネットを利用する場合

- ・ いつでも利用できますが、履修登録最終日の18時が締切り時刻です。  
ご注意下さい。

※深夜はシステムのメンテナンスを行うことがありますのでご注意下さい。

### 履修登録方法 #1

パソコンからインターネットを利用してできる閲覧用ソフト(Google Chromeなど)を用い、埼玉工業大学ホームページに設置してある「LiveCampus」ページの履修登録画面から履修登録を行います。



- ・ 大学ホームページ
- ・ URL : <https://www.sit.ac.jp>
- ・ 「在学生の方」のリンク先に移動

## 履修登録方法 #2

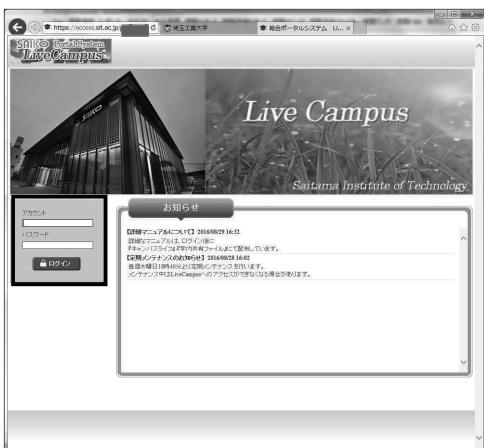
①「履修登録について」ページに移動してから、「LiveCampus」ページに移動します。

• 「履修登録について」ページに移動して、注意事項や変更点などをよく読んでから履修登録を行ってください。  
• 「LiveCampus」のリンク先に移動します。

## 履修登録画面 #1

• 「LiveCampus」のリンクもしくはバナーをクリックします。

## 履修登録画面 #2



### ・「ログイン画面」

ID欄にアカウント、パスワード欄にパスワードを入力します。

※ アカウント及びパスワードは、情報基盤センター発行のネットワーク利用承認書に記載のものです。

※ 正しくログイン出来ない場合は教務課までお問い合わせ下さい。

## 履修登録画面 #3



### ・「システム連携リンク」

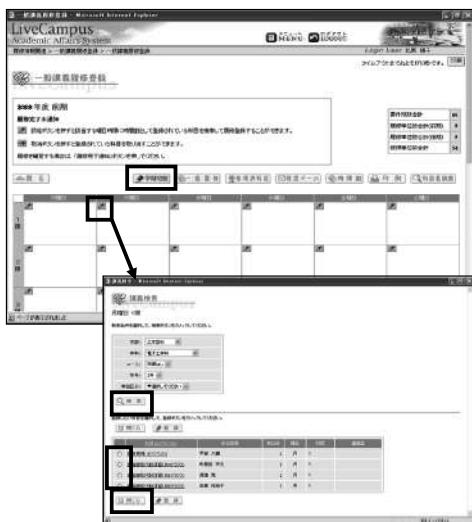
「教務(履修・成績等)」を押します。



### ・「教務システムメニュー」

「一般講義履修登録」を押します。

## 履修登録画面 #4



- ・「一般講義履修登録」  
履修登録したい時間割コマの鉛筆マークを押します。
- ・「講義検索」  
学部, 学科, コース, 学年を確認し、「検索」ボタンを押します。
- ・「登録」  
登録したい科目を選び、「登録」ボタンを押します。
- ・「取り消し」  
取り消しをしたい時間割コマの消しゴムマークを押します。
- ・「学期切替」  
前期履修登録時に, 必ず, 後期分も含めて履修登録をして下さい。

## 履修登録画面 #5



- ・「履修完了通知」  
履修登録が終わったら、「履修完了通知」を押して下さい。
- ・「履修完了取消」  
完了通知後に登録内容を修正したい場合は、「履修完了取消」を押してから, 修正を行って下さい。  
※修正後は再度「履修完了通知」を押して下さい。

# 進級・卒業の要項

## 【 単位制と学年制 】

工学教育は、その性質上、基礎から専門へ積み重ねて履修していくことが必要です。

そのため、授業科目は、順序立てて履修できるように各学年に配置されています。

在籍する学年に配当された授業科目のなかから、各学年に定められた進級・卒業要件に必要な単位を修得できるように履修してください。

本学は、授業と自習により授業科目を履修し、試験に合格することによって単位を取得する単位制と、各学年から上級学年への進級要件を定め、その要件を満たさないときは旧の学年に留年する学年制を併用しています。

# 機械工学科

## 1. 授業科目一覧表

[機械工学科 (機械工学専攻) 令和5年度(2023年度)入学者用]

区分	必選	科目名	単位数	開講期	1年	2年	3年	4年
一般教養科目	○	中国の言語と文化	2	前	●			
	○	ドイツの言語と文化	2	後	●			
	○	フランスの言語と文化	2	後	●			
	○	体育実技Ⅰ	1	前	●			
	○	歴史	2	前	●			
	○	ボランティアの研究	2	後	●			
	○	仏教精神Ⅰ	2	前	●			
	○	経営学	2	後	●			
	○	経済学	2	後	●			
	○	国際関係論	2	後	●			
	○	社会学	2	後	●			
	○	体育実技Ⅱ	1	後	●			
	○	仏教精神Ⅱ	2	後	●			
	○	教育と社会	2	後	●			
	○	心理学	2	前	●			
	○	日本国憲法	2	前	●			
	○	日本事情Ⅰ	2	前	●			
	○	スポーツ文化論	2	後	●			
	○	哲学	2	後	●			
	○	思想と宗教	2	後	●			
	○	科学技術史	2	前	●			
	小計 (20科目)		38					
共通	○	日本語Ⅰ	※1	2	前	●		
	○	日本事情Ⅰ	※1	2	前	●		
	○	日本語Ⅱ	※1	2	後	●		
	○	日本事情Ⅱ	※1	2	後	●		
	小計 (4科目)		8					
科目別	○	英語Ⅰ	1	前	●			
	○	発展英語Ⅰ	1	前	●			
	○	英語Ⅱ	1	後	●			
	○	発展英語Ⅱ	1	後	●			
	○	英語Ⅲ	1	前	●			
	○	発展英語Ⅲ	1	前	●			
	○	英語Ⅳ	1	後	●			
	○	発展英語Ⅳ	1	後	●			
	小計 (8科目)		8					
	○	キャリア・デザインⅠ	2	前	●			
	○	キャリア・デザイン入門	2	前	●			
	○	キャリア・デザインⅡ	1	前	●			
	○	キャリア・デザインⅢ	1	前	●			
	○	プレゼンテーション技法	2	後	●			
専門科目	○	英文化コミュニケーション(海外研修)	2	後	●			
	○	インターンシップⅠ	2	前	●			
	△	△インターンシップⅡ	2	後	●			
	△	TOEIC初級Ⅰ	1	前	●			
	△	TOEIC初級Ⅱ	1	後	●			
	△	TOEIC中級Ⅰ	1	前	●			
	△	TOEIC中級Ⅱ	1	後	●			
	小計 (12科目)		18					
	○	基礎線形代数	2	前	●			
	○	基礎線形代数演習	2	前	●			
	○	微分子	2	前	●			
共通	○	微分子演習	2	前	●			
	○	応用線形代数	2	後	●			
	○	応用線形代数演習	2	後	●			
	○	積分子	2	後	●			
	○	積分子演習	2	後	●			
	○	微分方程式	2	前	●			
	○	データサイエンス	2	前	●			
	○	複素関数論	2	前	●			
	○	ベクトル解析	2	後	●			
	小計 (12科目)		24					
	○	基礎物理実験	2	前	後	●		
基礎科目	○	物理学Ⅰ	2	前	●			
	○	物理学Ⅱ	2	後	●			
	○	物理学演習Ⅰ	2	前	●			
	○	物理学演習Ⅱ	2	後	●			
	○	化学Ⅰ	2	前	●			
	○	栽培	※2	前	●			
	○	化学Ⅱ	2	後	●			
	○	地球科学	2	前	●			
	○	電磁気学	2	後	●			
	○	生物学	2	後	●			
	○	量子力学	2	前	●			
	小計 (12科目)		24					
専門系科目	○	ICT概論	2	前	●			
	○	ICTリテラシー	2	後	●			
	○	人工知能入門	2	前	●			
	小計 (3科目)		6					

区分	必選	科目名	単位数	開講期	1年	2年	3年	4年
機械工学科	○	コンピュータ・プログラミング	2	後	●			
機械工学科	○	工業力学及び演習	2	後	●			
機械工学科	○	金属加工実習	1	前	後	●		
機械工学科	○	機械工学実習	1	前	後	●		
機械工学科	○	材料力学及び演習Ⅰ	2	前	●			
機械工学科	○	熱力学及び演習Ⅰ	2	前	●			
機械工学科	○	流体力学及び演習Ⅰ	2	前	●			
機械工学科	○	CAD基礎製図	2	後	●			
機械工学科	○	機械力学及び演習Ⅱ	2	前	●			
機械工学科	○	工学実験Ⅰ	1	前	●			
機械工学科	○	制御工学及び演習Ⅰ	2	前	●			
機械工学科	○	設計製図Ⅰ	2	前	●			
機械工学科	○	工学プロジェクト	2	後	●			
機械工学科	○	工学実験Ⅱ	1	後	●			
機械工学科	○	特別ゼミ	※4	2	後	●		
機械工学科	○	卒業研究Ⅰ	4	前	●			
機械工学科	○	卒業研究Ⅱ	4	後	●			
機械工学科	○	機械工学概論	2	前	●			
機械工学科	○	機械工学材料	2	後	●			
機械工学科	○	機械工作法	2	前	●			
機械工学科	○	機械設計法及び演習	2	後	●			
機械工学科	○	材料力学及び演習Ⅱ	2	後	●			
機械工学科	○	熱力学及び演習Ⅱ	2	後	●			
機械工学科	○	流体力学及び演習Ⅱ	2	後	●			
機械工学科	○	機械構造	2	前	●			
機械工学科	○	計測工学	2	後	●			
機械工学科	○	スマートエネルギー	2	後	●			
機械工学科	○	伝熱工学	2	前	●			
機械工学科	○	機械力学及び演習Ⅱ	2	後	●			
機械工学科	○	制御工学及び演習Ⅱ	2	後	●			
機械工学科	○	設計製図Ⅱ	2	後	●			
機械工学科	○	職業指導Ⅰ	2	前	●			
機械工学科	○	航空宇宙工学概論	2	後	●			
機械工学科	○	職業指導Ⅱ	2	後	●			
機械工学科	○	工芸概論	※3	2	後	●		
機械工学科	○	情織工学	2	前	●			
機械工学科	○	木材加工	2	前	●			
機械工学科	○	自動車工学概論	2	後	●			
機械工学科	○	知能化工作機械	2	後	●			
機械工学科	○	電子工作実習	2	前	●			
機械工学科	○	シミュレーション基礎	2	前	●			
機械工学科	○	精密加工学	2	前	●			
機械工学科	○	メカトロニクス	2	前	●			
機械工学科	○	内燃機関	2	前	●			
機械工学科	○	環境工学	2	後	●			
機械工学科	○	工学倫理	2	前	●			
機械工学科	○	工業法規	2	前	●			
機械工学科	○	IoTデバイス	2	後	●			
機械工学科	○	スマートマニュファクチャリング	2	前	●			
機械工学科	○	空気力学	2	後	●			
機械工学科	○	シミュレーション応用	2	後	●			
機械工学科	○	塑性加工	2	後	●			
機械工学科	○	流体機械	2	後	●			
機械工学科	○	ロボット工学	2	後	●			
機械工学科	○	交通機械	2	後	●			
機械工学科	△	基礎数学演習	2	前	●			
機械工学科	△	基礎物理演習	2	前	●			
機械工学科	△	情報処理特講	2	後	●			
合計 (58科目)			116					

(注記1) 必選欄の○印は、必修科目を示す。

(注記2) 必選欄の□印は、選択必修科目を示す。

(注記3) 必選欄の△印は、自由単位の科目を示す。

(注記4) □印は、留学生の履修科目を示す。

(注記5) ※2は、中学校教諭1種免許(技術)取得希望者のみ履修可能。

(注記6) ※3は、高等学校教諭1種免許(工業)取得希望者のみ履修可能。

(注記7) ※4は、早期卒業見込者の履修科目を示す。

(注記8) 機械工学専攻の学生上の表に記載されていないロボット・スマート機械専攻の授業科目一覧表内の科目を履修することができる。修得した選択必修科目、及び選択科目の単位は選択科目の単位として卒業要件単位に含まれる。

◇機械工学科(機械工学専攻)における進級及び卒業の要件は、次のとおりです。

【機械工学専攻 令和5年度(2023年度)入学者用】

区分	2年への進級	3年への進級	4年への進級	卒業
一般共通科目	◎必修 ○選択 小計	2年生に進級するためには、一般共通科目・共通基礎科目及び専門科目に関する、自由単位を除き、34単位以上修得していなければなりません。 3年生に進級するためには、一般共通科目・共通基礎科目及び専門科目に関する、自由単位を除き、69単位以上修得していなければなりません。	12単位 18単位 <b>30単位</b>	14単位 18単位 <b>32単位</b>
	◎必修 ○選択必修 選択 小計		10単位 14単位 - <b>28単位</b>	10単位 14単位 - <b>28単位</b>
	◎必修 ○選択必修 選択 小計		24単位 12単位 - <b>46単位</b>	32単位 12単位 - <b>64単位</b>
合計	<b>34単位</b>	<b>69単位</b>	<b>104単位</b>	<b>124単位</b>

<注意>

- ◇ 上の表で進級に必要とされている単位数についてはあくまで最低限のものであり、修得単位数がこの数値を上回るような履修計画を立てることが重要である。
- 進級時の修得単位数が、進級要件単位数と同じくらいの数値の場合、将来的に留年をする可能性が高くなるので注意すること。

<履修上限について>

- ◇ 1年間に履修できる単位数の上限は、49単位とする。
- 但し、自由単位の科目及び教職課程の科目の単位は含めない。

<自由単位について>

- ◇ 各学年の進級及び卒業に必要な単位数の中には、自由単位を含めることができない。
- 自由単位は、次のとおり、各教育課程に規定した単位数を超えて修得した単位のことをいう。
- ①一般共通科目選択科目において、18単位を超えて修得した単位。
- ②共通基礎科目において、必修単位10単位及び選択必修単位14単位を含め、28単位を超えて修得した単位。
- ③専門科目において、必修単位32単位及び選択必修単位12単位を含め、64単位を超えて修得した単位。
- 但し、4年への進級判定時には専門科目において、必修単位24単位及び選択必修単位12単位を含め、46単位を超えて修得した単位も自由単位とみなす。
- ④自由単位科目(△印の科目)及び教職科目にて修得した単位。

<進級及び卒業判定について>

原則として、

- ◇ 2年への進級は、休学期間を除き、1年以上在学している1年の学生を対象とする。
- ◇ 3年への進級は、休学期間を除き、2年以上在学している2年の学生を対象とする。
- ◇ 4年への進級は、休学期間を除き、3年以上在学している3年の学生を対象とする。
- ◇ 卒業は、休学期間を除いて4年以上在学し、卒業研究を修了している4年の学生を対象とする。

卒業には、所定の学費を全納していかなければならない。

<早期卒業について>

- ◇ 早期卒業については、早期卒業の認定基準を満たしていかなければならない。

<留年生の復級について>

- ◇ 留年した学生が留め置かれた学年で、自由単位を除き、所定の単位を修得した場合は、教授会の審議をへて該当学年への進級を認める。

【機械工学科（ロボット・スマート機械専攻）令和5年度（2023年度）入学者用】

区分	必選	科目名	単位数	開講期	1年	2年	3年	4年	区分	必選	科目名	単位数	開講期	1年	2年	3年	4年	
一般教養科目	○	中国の言語と文化	2	前	●				機械工学科	○	コンピュータ・プログラミング	2	後	●				
	○	ドイツの言語と文化	2	後	●					○	工業力学及び演習	2	後	●				
	○	フランスの言語と文化	2	後	●					○	金属加工実習	1	前後	●				
	○	体育実技Ⅰ	1	前	●					○	機械工学実習	1	前後	●				
	○	歴史	2	前	●					○	材料力学及び演習Ⅰ	2	前	●				
	○	ボランティアの研究	2	後	●					○	熱力学及び演習Ⅰ	2	前	●				
	○	仏教精神Ⅰ	2	前	●					○	流体力学及び演習Ⅰ	2	前	●				
	○	教育と社会	2	後	●					○	CAD基礎製図	2	後	●				
	○	心理学	2	後	●					○	機械力学及び演習Ⅰ	2	前	●				
	○	日本国憲法	2	前	●					○	工学実験Ⅰ	1	前	●				
	○	スポーツ文化論	2	後	●					○	制御工学及び演習Ⅰ	2	前	●				
	○	哲学	2	後	●					○	設計製図Ⅰ	2	前	●				
	○	思想と宗教	2	後	●		●			○	工学プロジェクト	2	後	●				
	○	科学技術史	2	前	●					○	工学実験Ⅱ	1	後	●				
		小計 (20科目)	38							○	特別ゼミ	※4	2	後	●			
	○	日本語Ⅰ	※1	2	前	●				○	卒業研究Ⅰ	4	前		●			
	○	日本事情Ⅰ	※1	2	前	●				○	卒業研究Ⅱ	4	後		●			
	○	日本語Ⅱ	※1	2	後	●				○	機械工学概論	2	前		●			
	○	日本事情Ⅱ	※1	2	後	●				○	ロボット・スマート機械概論	2	前		●			
		小計 (4科目)	8							○	知能機械製作	2	後		●			
	○	英語Ⅰ	1	前	●					○	ロボット製作	2	前		●			
	○	発展英語Ⅰ	1	前	●					○	Cプログラミング及び演習Ⅰ	1	前		●			
	○	英語Ⅱ	1	後	●					○	Cプログラミング及び演習Ⅱ	1	後		●			
	○	発展英語Ⅱ	1	後	●					○	機構学	2	前		●			
	○	英語Ⅲ	1	前	●					○	計画工学	2	後		●			
	○	発展英語Ⅲ	1	前	●					○	知能化工作機械	2	後		●			
	○	英語Ⅳ	1	後	●					○	スマートエネルギー	2	後		●			
	○	発展英語Ⅳ	1	後	●					○	メカトロニクス	2	前		●			
		小計 (8科目)	8							○	IoTデバイス	2	後		●			
	○	キャリア・デザインⅠ	2	前	●					○	スマートマニュファクチャリング	2	前		●			
	○	キャリア・デザイン入門	2	前	●					○	設計製図Ⅱ	2	後		●			
	○	キャリア・デザインⅡ	1	後	●					○	ロボット工学	2	後		●			
	○	キャリア・デザインⅢ	1	前	●					○	機械力学及び演習Ⅱ	2	後		●			
	○	キャリア・デザインⅣ	1	後	●					○	制御工学及び演習Ⅱ	2	後		●			
		小計 (8科目)	8							○	職業指導Ⅰ	2	前		●			
	○	△キャリア・デザインⅠ	2	前	●					○	機械材料	2	後		●			
	○	△キャリア・デザインⅡ	2	後	●					○	職業指導Ⅱ	2	後		●			
	○	△キャリア・デザインⅢ	1	前	●					○	工業機器	※3	2	後		●		
	○	△プレゼンテーション技術	2	後	●					○	機械工作法	2	前		●			
	○	△真文化コミュニケーション（海外研修）	2	後	●					○	情報工学	2	前		●			
	○	△イントンシャッピングⅠ	2	前	●					○	木材加工	※2	前		●			
	△	△イントンシャッピングⅡ	2	後	●					○	機械設計法及び演習	2	後		●			
	△	△TOEIC初級Ⅰ	1	前	●					○	材料力学及び演習Ⅱ	2	後		●			
	△	△TOEIC初級Ⅱ	1	後	●					○	熱力学及び演習Ⅱ	2	後		●			
	△	△TOEIC中級Ⅰ	1	前	●					○	流体力学及び演習Ⅱ	2	後		●			
	△	△TOEIC中級Ⅱ	1	後	●					○	電子工作実習	2	前		●			
		小計 (12科目)	18							○	スマートマシン	2	前		●			
	○	○基礎線形代数	2	前	●					○	シミュレーション基礎	2	前		●			
	○	○基礎線形代数演習	2	前	●					○	環境工学	2	後		●			
	○	○微分学	2	前	●					○	工学倫理	2	前		●			
	○	○微分学演習	2	前	●					○	工業法規	2	前		●			
	○	○応用線形代数	2	後	●					○	伝熱工学	2	前		●			
	○	○応用線形代数演習	2	後	●					○	シミュレーション応用	2	後		●			
	○	○積分学	2	後	●					○	交通機械	2	後		●			
	○	○積分学演習	2	後	●					○	基礎数学演習	2	前		●			
	○	○微分方程式	2	前	●					○	基礎物理演習	2	前		●			
	○	○データサイエンス	2	前	●					○	△情報処理特講	2	後		●			
		複素関数論	2	前	●						合計 (57科目)	112						
		ベクトル解析	2	後	●													
		小計 (12科目)	24															
	○	○基礎物理実験	2	後	●													
	○	○物理学Ⅰ	2	前	●													
	○	○物理学Ⅱ	2	後	●													
	○	○物理学演習Ⅰ	2	前	●													
	○	○物理学演習Ⅱ	2	後	●													
	○	○化学Ⅰ	2	前	●													
	○	○栽培	2	前	●													
	○	○化学Ⅱ	2	後	●													
	○	○地球科学	2	前	●													
	○	○電磁気学	2	後	●													
	○	○生物学	2	後	●													
	○	○量子力学	2	前	●													
		小計 (12科目)	24															
	○	ICT概論	2	前	●													
	○	ICTリテラシー	2	後	●													
	○	○人工知能入門	2	前	●													
		小計 (3科目)	6															

(注記1) 必選欄の○印は、必修科目を示す。

(注記2) 必選欄の○印は、選択必修科目を示す。

(注記3) 必選欄の△印は、自由単位の科目を示す。

(注記4) ○は、留学生の履修科目を示す。

(注記5) △は、中学校教諭1種免許(技術)取得希望者のみ履修可能。

(注記6) ※2は、高等学校教諭1種免許(工業)取得希望者のみ履修可能。

(注記7) ※3は、高等学校教諭1種免許(工業)取得希望者のみ履修可能。

(注記8) ※4は、早期卒業見込者の履修科目を示す。

修得した選択必修科目、及び選択科目の単位は選択科目の単位として卒業要件単位に含まれる。

◇機械工学科(ロボット・スマート機械専攻)における進級及び卒業の要件は、次のとおりです。

【ロボット・スマート機械専攻 令和5年度(2023年度)入学者用】

区分	2年への進級	3年への進級	4年への進級	卒業
一般共通科目	◎必修 選択	2年生に進級するためには、一般共通科目・共通基礎科目及び専門科目に関する自由単位を除き、34単位以上修得していなければなりません。	12単位	14単位
	小計		18単位	18単位
	30単位		32単位	
共通基礎科目	◎必修 ○選択必修 選択	3年生に進級するためには、一般共通科目・共通基礎科目及び専門科目に関する自由単位を除き、69単位以上修得していなければなりません。	10単位	10単位
	小計		14単位	14単位
	-		18単位	18単位
専門科目	28単位		28単位	
	○選択必修 選択		24単位	32単位
	小計		12単位	12単位
合計	34単位	69単位	-	32単位
	46単位		46単位	64単位
			104単位	124単位

#### <注意>

- ◇ 上の表で進級に必要とされている単位数についてはあくまで最低限のものであり、修得単位数がこの数値を上回るような履修計画を立てることが重要である。  
進級時の修得単位数が、進級要件単位数と同じくらいの数値の場合、将来的に留年をする可能性が高くなるので注意すること。

#### <履修上限について>

- ◇ 1年間に履修できる単位数の上限は、49単位とする。  
但し、自由単位の科目及び教職課程の科目の単位は含めない。

#### <自由単位について>

- ◇ 各学年の進級及び卒業に必要な単位数の中には、自由単位を含めることができない。  
自由単位は、次のとおり、各教育課程に規定した単位数を超えて修得した単位のことをいう。  
 ①一般共通科目選択科目において、18単位を超えて修得した単位。  
 ②共通基礎科目において、必修単位10単位及び選択必修単位14単位を含め、28単位を超えて修得した単位。  
 ③専門科目において、必修単位32単位及び選択必修単位12単位を含め、64単位を超えて修得した単位。  
 但し、4年への進級判定時には専門科目において、必修単位24単位及び選択必修単位12単位を含め、46単位を超えて修得した単位も自由単位とみなす。  
 ④自由単位科目(△印の科目)及び教職科目にて修得した単位。

#### <進級及び卒業判定について>

原則として、

- ◇ 2年への進級は、休学期間を除き、1年以上在学している1年の学生を対象とする。
- ◇ 3年への進級は、休学期間を除き、2年以上在学している2年の学生を対象とする。
- ◇ 4年への進級は、休学期間を除き、3年以上在学している3年の学生を対象とする。
- ◇ 卒業は、休学期間を除いて4年以上在学し、卒業研究を修了している4年の学生を対象とする。  
卒業には、所定の学費を全納していかなければならない。

#### <早期卒業について>

- ◇ 早期卒業については、早期卒業の認定基準を満たしていかなければならない。

#### <留学生の復級について>

- ◇ 留年した学生が留め置かれた学年で、自由単位を除き、所定の単位を修得した場合は、教授会の審議をへて該当学年への進級を認める。

## 2. 授業科目配当表

### 【機械工学科<機械工学専攻> 令和5年度(2023年度)入学者用】

区分	1学年(2023年度開講科目)						2学年(2024年度開講科目)					
	前 期			後 期			前 期			後 期		
必選	授業科目	単位	必選	授業科目	単位	必選	授業科目	単位	必選	授業科目	単位	
一般教養科目	中国の言語と文化	2	フランスの言語と文化	2	心理学	2	スポーツ文化論	2				
	体育実技 I	1	経済学	2	日本国憲法	2	哲学	2				
	歴史	2	国際関係論	2								
	仏教精神 I	2	社会学	2								
			体育実技 II	1								
			仏教精神 II	2								
一般共通科目	教育と社会	2	教育と社会	2								
	ドイツの言語と文化	2	ボランティアの研究	2								
	経営学	2										
	計	7	計	19	計	4	計	4	計	4		
	日本語 I ※1	2	日本語 II ※1	2								
	日本事情 I ※1	2	日本事情 II ※1	2								
外国語科目	計	4	計	4	計	0	計	0	計	0		
	◎ 英語 I	1	◎ 英語 II	1	◎ 英語 III	1	◎ 英語 IV	1				
	◎ 発展英語 I	1	◎ 発展英語 II	1	◎ 発展英語 III	1	◎ 発展英語 IV	1				
	計	2	計	2	計	2	計	2	計	2		
	◎ キャリア・デザイン I キャリア・デザイン入門	2	△ TOEIC初級 II 異文化コミュニケーション(海外研修)	1	◎ キャリア・デザイン II	1	△ TOEIC中級 II	1				
	△ TOEIC初級 I	1		2	△ TOEIC中級 I	1						
数学系科目	計	5	計	3	計	2	計	2	計	1		
	◎ 基礎線形代数	2	○ 応用線形代数	2	○ 微分方程式	2	ベクトル解析	2				
	○ 基礎線形代数演習	2	○ 応用線形代数演習	2	○ データサイエンス	2						
	○ 微分子学	2	○ 線分子学	2	複素関数論	2						
	○ 微分子学演習	2										
	計	8	計	8	計	6	計	6	計	2		
理学系基礎科目	◎ 基礎物理実験	2	◎ 基礎物理実験	2	地球科学	2	電磁気学	2				
	◎ 物理学 I	2	◎ 物理学 II	2								
	○ 物理学演習 I	2	○ 物理学演習 II	2								
	化学 I	2	化学 II	2								
	校培	※2										
	計	10	計	8	計	2	計	2	計	2		
情報系科目					ICT概論	2						
					人工知能入門	2						
	計	0	計	0	計	4	計	4	計	0		
	○ 機械工学概論	2	◎ コンピュータ・プログラミング	2	○ 金属加工実習	1	○ 金属加工実習	1				
	職業指導 I	2	○ 工業力学及び演習	2	○ 機械工学実習	1	○ 機械工学実習	1				
機械工学専門科目	○ 機械材料	2	○ 材料力学及び演習 I	2	○ CAD基礎設計図	2						
	航空宇宙工学概論	2	○ 熱力学及び演習 I	2	○ 機械設計手法及び演習	2						
	職業指導 II	2	○ 流体力学及び演習 I	2	○ 材料力学及び演習 II	2						
	工業概論	※3	○ 機械工作法	2	○ 热力学及び演習 II	2						
			木材加工	※2	○ 流体力学及び演習 II	2						
			機構学		○ 計測工学	2						
			電子工作実習		○ スマートエネルギー	2						
	計	4	計	12	計	18	計	18	計	20		
その他	△ 基礎数学演習	2					△ 情報処理特講	2				
	△ 基礎物理演習	2					(資格試験対策科目)					
	計	4	計	0	計	0	計	0	計	0		

(注記1) 必選欄の◎印は、必修科目を示す。

(注記2) 必選欄の○印は、選択必修科目を示す。

(注記3) 必選欄の△印は、自由単位の科目を示す。

(注記4) ※1は、留学生の履修科目を示す。

(注記5) ※2は、中学校教諭 1種免許(技術)取得希望者のみ履修可能。

(注記6) ※3は、高等学校教諭 1種免許(工業)取得希望者のみ履修可能。

(注記7) ※4は、早期卒業見込者の履修科目を示す。



**【機械工学科<ロボット・スマート機械専攻> 令和5年度(2023年度)入学者用】**

区分	1学年(2023年度開講科目)						2学年(2024年度開講科目)					
	前期			後期			前期			後期		
必選	授業科目	単位	必選	授業科目	単位	必選	授業科目	単位	必選	授業科目	単位	
一般教養科目	中国の言語と文化	2	フランスの言語と文化	2		心理学	2		スポーツ文化論	2		
	体育実技 I	1	経済学	2	国際関係論	2	日本国憲法	2	哲学	2		
	歴史	2	社会学	2	体育実技 II	1						
	仏教精神 I	2	教育と社会	2	仏教精神 II	2						
			ドイツの言語と文化	2	教育と社会	2						
			ボランティアの研究	2	経営学	2						
			計	7	計	19	計	4	計	4		
	日本語 I	※1	日本語 II	※1	日本語 II	2						
	日本事情 I	※1	日本事情 II	※1	日本事情 II	2						
	計	4	計	4	計	4	計	0	計	0		
外国語科目	◎ 英語 I	1	◎ 英語 II	1	◎ 英語 III	1	◎ 英語 IV	1	◎ 英語 IV	1		
	◎ 発展英語 I	1	◎ 発展英語 II	1	◎ 発展英語 III	1	◎ 発展英語 IV	1	◎ 発展英語 IV	1		
	計	2	計	2	計	2	計	2	計	2		
	◎ キャリア・デザイン I	2	△ TOEIC初級 II	1	◎ キャリア・デザイン II	1	△ TOEIC中級 II	1		1		
数学系科目	◎ キャリア・デザイン入門	1	△ TOEIC初級 I	2	△ TOEIC中級 I	1						
	△											
	計	5	計	3	計	2	計	1				
	◎ 基礎線形代数	2	○ 応用線形代数	2	○ 微分方程式	2	ベクトル解析	2				
	○ 基礎線形代数演習	2	○ 応用線形代数演習	2	○ データサイエンス	2						
理学系基礎科目	○ 微分子	2	○ 線形分子	2	○ 複素関数論	2						
	○ 微分子演習	2	○ 構分子演習	2								
	計	8	計	8	計	6	計	2	計	2		
	◎ 物理学 I	2	◎ 基礎物理学実験	2	地球科学	2	電磁気学	2				
	○ 物理学演習 I	2	◎ 物理学 II	2								
情報系科目	○ 化学 I	2	○ 物理学演習 II	2								
	栽培	※2	○ 化学 II	2								
	計	8	計	8	計	2	計	2	計	2		
					ICT概論	2						
機械工学専門科目					人工知能入門	2						
	計	0	計	0	計	4	計	0	計	0		
	○ 機械工学概論	2	◎ コンピュータ・プログラミング	2	○ 金属加工実習	1	○ 金属加工実習	1				
	○ ロボット・スマート機械概論	2	○ 工業力学及び演習	2	○ 機械工学実習	1	○ 機械工学実習	1				
	職業指導 I	2	○ 知能機械製作	2	○ 材料力学及び演習 I	2	○ CAD基礎製図	2				
			機械材料	2	○ 熱力学及び演習 I	2	○ C#プログラミング及び演習 II	1				
			職業指導 II	2	○ 流体力学及び演習 I	2	○ 計測工学	2				
			工業概論	※3	○ C#プログラミング及び演習 I	1	○ 知能化工作機械	2				
					○ ロボット製作	2	○ スマートエネルギー	2				
					機械工作法	2	○ 機械設計法及び演習	2				
その他	情報工学				情報工学	2	○ 材料力学及び演習 II	2				
	木材加工	※2			木材加工	2	○ 热力学及び演習 II	2				
	機構学				機構学	2	○ 流体力学及び演習 II	2				
	電子工作実習				電子工作実習	2						
	計	6	計	12	計	21	計	19				
	△ 基础数学演習	2					△ 情報処理特講(資格試験対策科目)	2				
	△ 基础物理演習	2										
	計	4	計	0	計	0	計	0	計	0		

(注記1) 必選欄の◎印は、必修科目を示す。

(注記2) 必選欄の○印は、選択必修科目を示す。

(注記3) 必選欄の△印は、自由単位の科目を示す。

(注記4) ※1は、留学生の履修科目を示す。

(注記5) ※2は、中学校教諭 1種免許(技術)取得希望者のみ履修可能。

(注記6) ※3は、高等学校教諭 1種免許(工業)取得希望者のみ履修可能。

(注記7) ※4は、早期卒業見込者の履修科目を示す。



# 生命環境化学科

## 1. 授業科目一覧表

【生命環境化学科（バイオ・環境科学専攻）令和5年度（2023年度）入学者用】

区分	必選	科目名	単位数	開講期	1年	2年	3年	4年
一般教養科目	○	思想と宗教	2	後	●			
	○	哲学	2	前		●		
	○	社会学	2	前	●			
	○	国際関係論	2	後	●	●		
	○	歴史	2	後	●			
	○	中国の言語と文化	2	前	●			
	○	ドイツの言語と文化	2	後	●			
	○	フランスの言語と文化	2	後	●			
	○	教育と社会	2	前	●			
	○	ボランティアの研究	2	前	●			
	○	仏教精神 I	2	前	●			
	○	仏教精神 II	2	後	●			
	○	スポーツ文化論	2	後	●			
	○	心理学	2	前	●			
	○	日本国憲法	2	後	●	●		
	○	経済学	2	後	●	●		
一般共通科目	○	経営学	2	後	●			
	○	体育実技 I	1	前	●			
	○	体育実技 II	1	後	●			
	小計（19科目）		36					
	○	日本事情 I ※1	2	前	●			
	○	日本事情 II ※1	2	後	●			
	○	日本語 I ※1	2	前	●			
	○	日本語 II ※1	2	後	●			
	小計（4科目）		8					
	○	英語 I	1	前	●			
外国語科目	○	英語 II	1	後	●			
	○	英語 III	1	前		●		
	○	英語 IV	1	後	●			
	○	発展英語 I	1	前	●			
	○	発展英語 II	1	後	●			
	○	発展英語 III	1	前	●			
	○	発展英語 IV	1	後	●			
	小計（8科目）		8					
キャリア・デザイン科目	○	キャリア・デザイン I	2	前	●			
	○	キャリア・デザイン II	2	前	●			
	○	キャリア・デザイン III	2	前		●		
	○	キャリア・デザイン IV ※3	2	前	●	●		
	○	異文化コミュニケーション（海外研修）	2	後	●			
	○	情報処理	2	後	●			
	○	TOEIC初級 I	1	前	●			
	○	TOEIC初級 II	1	後	●			
	○	TOEIC中級 I	1	前		●		
	○	TOEIC中級 II	1	後	●			
数学系科目	○	インターナンス	2	前	後	●		
	小計（11科目）		18					
	○	基礎数学	2	前	●			
	○	線形代数	2	後	●			
	○	微分学	2	前	●			
	○	積分学	2	後	●			
共通基礎科目	○	データサイエンス	2	前	●			
	○	微分方程式	2	後	●			
	小計（6科目）		12					
	○	基礎化學実験	2	後	●			
	○	基礎化學	2	前	●			
	○	展開化學	2	後	●			
理学系科目	○	基礎物理実験	2	前	●			
	○	生物学実験	2	前	●			
	○	基礎科学計算	2	前	●			
	○	生活の科学 ※2	2	前	●			
	○	命の科学 ※2	2	後	●			
	○	環境の科学 ※2	2	後	●			
	○	基礎生物学	2	前	●			
	○	生物学	2	後	●			
	○	物理学 I	2	前	●			
	○	物理学 II	2	後	●			
情報系科目	○	地学	2	前	●			
	○	地学実験	2	前	●			
	○	地球科学	2	前		●		
	小計（16科目）		32					
小計（3科目）	○	ICT概論	2	前	●			
	○	ICT実習	2	後	●			
	○	人工知能入門	2	前	●			

区分	必選	科目名	単位数	開講期	1年	2年	3年	4年
専門共通科目	○	生命環境化学特論	2	前	●			
	○	コンピュータ・プログラミング	2	後	●			
	○	生命環境化学基礎実験 I	2	前		●		
	○	生命環境化学基礎実験 II	2	後		●		
	○	生命環境化学専門実験 I	2	前		●		
	○	生命環境化学専門実験 II	2	後		●		
	○	生命環境化学ゼミ	2	後		●		
	○	卒業研究 I ※3	4	前		●		
	○	卒業研究 II ※3	4	後		●		
	○	生態環境科学	2	前		●		
	○	分析化学	4	前		●		
	○	機器分析	2	前		●		
	○	安全工学	2	前		●		
	△	生命環境化学特別演習	2	前		●		
	小計（14科目）		30					
生命環境化学生物学専門科目	○	生物学 I ※4	2	前	●			
	○	生物学 II ※4	2	後	●			
	○	生物学 III ※4	2	前		●		
	○	細胞生物学 ※4	2	前		●		
	○	食品科学	2	後		●		
	○	免疫学	4	前		●		
	○	タンパク質科学	4	前		●		
	○	バイオテクノロジー ※4	2	後		●		
	○	生体機能学	2	前		●		
	○	神経生物学	2	後		●		
	○	微生物・ウイルス学	2	後		●		
	○	植物生理学	2	後		●		
	○	環境計測 I ※4	2	前		●		
	○	環境計測 II ※4	2	後		●		
	○	環境計量 I ※4	2	前		●		
	○	環境計量 II ※4	2	後		●		
応用化学系科目	○	環境化学	4	前		●		
	○	資源エネルギー化学	4	前		●		
	○	環境関係法規	2	後		●		
	○	環境分析	4	前		●		
	小計（20科目）		40					
	○	有機化学 I	2	前	●			
	○	有機化学 II	2	後	●			
	○	有機化学 III	2	前		●		
	○	物理化学 I	2	前		●		
	○	物理化学 II	2	後		●		
	○	物理化学 III	2	前		●		
	○	無機化学 I	2	前		●		
	○	無機化学 II	2	後		●		
	○	無機化学 III	2	前		●		
小計（15科目）	○	化学生工学	2	後		●		
	○	電気化学	2	前		●		
	○	コンピュータ化学	2	前		●		
	○	無機材料化学	2	後		●		
	○	高分子化学	2	後		●		

（注記 1） 必選欄の○印は、必修科目を示す。

（注記 2） 必選欄の○印は、選択必修科目を示す。

（注記 3） 必選欄の△印は、自由単位の科目を示す。

（注記 4） ※1 は、留学生の履修科目を示す。

（注記 5） ※2 の選択必修科目のうち、計 4 単位の修得を必修とする。

（注記 6） 早期卒業見込み者はキャリア・デザイン IV（※3）

卒業研究 I（※3）及び卒業研究 II（※3）を

3 学年の必修とする。

（注記 7） バイオ・環境科学専攻の学生は、※4 の専門科目の

選択必修科目 30 単位のうち、12 単位の修得を必修と

する。

◇生命環境化学科(バイオ・環境科学専攻)における進級及び卒業の要件は、次のとおりです。

【バイオ・環境科学専攻 令和5年度(2023年度)入学者用】				
区分	2年への進級	3年への進級	4年への進級	卒業
一般共通科目	◎ 必修	2学年に進級するためには、一般共通科目・共通基礎科目・専門科目に関して、 <b>自由単位を除き</b> 、30単位以上を修得していなければなりません。	3学年に進級するためには、一般共通科目・共通基礎科目・専門科目に関して、 <b>自由単位を除き</b> 、68単位以上を修得していなければなりません。	4学年に進級するためには、実験科目の必修12単位および <b>生命環境化学ゼミの必修2単位を含め</b> 、一般共通科目・共通基礎科目・専門科目に関して、 <b>自由単位を除き</b> 、104単位以上を修得していなければなりません。
	○ 選択必修			-
	○ 選択			14単位
小計				<b>30単位</b>
共通基礎科目	◎ 必修	2学年に進級するためには、一般共通科目・共通基礎科目・専門科目に関して、 <b>自由単位を除き</b> 、30単位以上を修得していなければなりません。	3学年に進級するためには、一般共通科目・共通基礎科目・専門科目に関して、 <b>自由単位を除き</b> 、68単位以上を修得していなければなりません。	12単位
	○ 選択必修			4単位
	○ 選択			-
小計				<b>28単位</b>
専門科目	◎ 必修	2学年に進級するためには、一般共通科目・共通基礎科目・専門科目に関して、 <b>自由単位を除き</b> 、30単位以上を修得していなければなりません。	3学年に進級するためには、一般共通科目・共通基礎科目・専門科目に関して、 <b>自由単位を除き</b> 、68単位以上を修得していなければなりません。	20単位
	○ 選択必修			12単位
	○ 選択			-
小計				<b>46単位</b>
合 計		<b>30単位</b>	<b>68単位</b>	<b>104単位</b>
				<b>124単位</b>

#### <注意>

◇上の表で進級に必要とされている単位数についてはあくまで最低限のものであり、修得単位数がこの数値を上回るような履修計画を立てることが重要である。

進級時の修得単位数が、進級要件単位数と同じくらいの数値の場合、将来的に留年する可能性が高くなるので注意すること。

#### <履修上限について>

◇1年間に履修できる単位数の上限は、49単位とする。

但し、自由単位の科目及び教職課程の科目の単位は含めない。

#### <自由単位について>

◇各学年の進級及び卒業に必要な単位数の中には、自由単位を含めることができない。

自由単位は、次のとおり、各教育課程に規定した単位数を超えて修得した単位のことをいう。

- ①一般共通科目において、必修16単位を含め、30単位を超えて修得した単位。
- ②共通基礎科目において、必修12単位、選択必修4単位を含め、28単位を超えて修得した単位。
- ③自由単位科目(△印の科目)及び教職科目にて修得した単位。

#### <選択必修単位について>

◇共通基礎科目において、選択必修単位4単位を超えて修得した単位数については、選択単位に含める。

◇専門科目において、選択必修単位12単位を超えて修得した単位数については、選択単位に含める。

#### <進級及び卒業判定について>

原則として、

◇2年への進級は、休学期間を除き、1年以上在学している1年の学生を対象とする。

◇3年への進級は、休学期間を除き、2年以上在学している2年の学生を対象とする。

◇4年への進級は、休学期間を除き、3年以上在学している3年の学生を対象とする。

◇卒業は、休学期間を除いて4年以上在学し、卒業研究を修了している4年の学生を対象とする。

卒業には、所定の学費を全納していなければならない。

#### <留学生の進級・復級について>

◇留年した学生が留め置かれた学年で、自由単位を除き、所定の単位を修得した場合は、教授会の審議を経て該当学年への進級を認める。

#### <早期卒業について>

◇早期卒業については、早期卒業の認定基準を満たしていなければならない。

【生命環境化学科（応用化学専攻）令和5年度（2023年度）入学者用】

区分	必選	科目名	単位数	開講期				1年	2年	3年	4年
				前	後	●	○				
一般教養科目		思想と宗教	2		後	●	○				
		哲学	2	前		●	○				
		社会学	2	前		●	○				
		国際関係論	2	後	●	○					
		歴史	2		後	●	○				
		中国の言語と文化	2	前		●	○				
		ドイツの言語と文化	2	後	●	○					
		フランスの言語と文化	2		後	●	○				
		教育と社会	2	前		●	○				
		ボランティアの研究	2	前		●	○				
		仏教精神 I	2	前		●	○				
		仏教精神 II	2	後	●	○					
		スポーツ文化論	2	後		●	○				
		心理学	2	前		●	○				
		日本国憲法	2	後		●	○				
		経済学	2	後		●	○				
		経営学	2	後	●	○					
一般共通科目		体育実技 I	1	前	●	○					
		体育実技 II	1	後	●	○					
		小計（19科目）	36								
		日本事情 I ※1	2	前	●	○					
		日本事情 II ※1	2	後	●	○					
		日本語 I ※1	2	前	●	○					
		日本語 II ※1	2	後	●	○					
		小計（4科目）	8								
		○ 英語 I	1	前	●	○					
		○ 英語 II	1	後	●	○					
外国語科目		○ 英語 III	1	前	●	○					
		○ 英語 IV	1	後	●	○					
		○ 発展英語 I	1	前	●	○					
		○ 発展英語 II	1	後	●	○					
		○ 発展英語 III	1	前		●	○				
		○ 発展英語 IV	1	後		●	○				
		小計（8科目）	8								
		○ キャリア・デザイン I	2	前	●	○					
		○ キャリア・デザイン II	2	前	●	○					
		○ キャリア・デザイン III	2	前		●	○				
キャリア・デザイン科目		○ キャリア・デザイン IV ※3	2	前		●	●	○			
		異文化コミュニケーション（海外研修）	2	後	●	○					
		情報処理	2	後	●	○					
		TOEIC初級 I	1	前	●	○					
		TOEIC初級 II	1	後	●	○					
		TOEIC中級 I	1	前		●	○				
		TOEIC中級 II	1	後		●	○				
		インターナンピング	2	前	後	●	○				
		小計（11科目）	18								
		○ 基礎数学	2	前	●	○					
数学系科目		線形代数	2	後	●	○					
		微分学	2	前	●	○					
		積分学	2	後	●	○					
		データサイエンス	2	前	●	○					
		微分方程式	2	後		●	○				
		小計（6科目）	12								
		○ 基礎化學実験	2	後	●	○					
		○ 基礎化學	2	前	●	○					
		○ 展開化學	2	後	●	○					
		○ 基礎物理実験	2	前	●	○					
基礎科目		○ 生物学実験	2	前	●	○					
		○ 基礎科学計算	2	前	●	○					
		○ 生活の科学 ※2	2	前	●	○					
		○ 生命の科学 ※2	2	後	●	○					
		○ 環境の科学 ※2	2	後	●	○					
		○ 基礎生物学	2	前	●	○					
		生物学	2	後	●	○					
		物理学 I	2	前	●	○					
		物理学 II	2	後	●	○					
		地学	2	後	●	○					
情報系科目		地学実験	2	前	●	○					
		地球科学	2	前	●	○					
		小計（16科目）	32								
		ICT概論	2	前		●	○				
		ICTリテラシー	2	後		●	○				
人工知能入門		人工知能入門	2	前		●	○				
		小計（3科目）	6								

区分	必選	科目名	単位数	開講期				1年	2年	3年	4年
				前	後	●	○				
専門共通科目	○ 生命環境化學特論		2	前		●	○				
	○ コンピュータ・プログラミング		2	後		●	○				
	○ 生命環境化學基礎実験 I		2	前		●	○				
	○ 生命環境化學基礎実験 II		2	後		●	○				
	○ 生命環境化學専門実験 I		2	前		●	○				
	○ 生命環境化學専門実験 II		2	後		●	○				
	○ 生命環境化學ゼミ		2	後		●	○				
	○ 卒業研究 I ※3		2	前		●	○				
	○ 卒業研究 II ※3		4	後		●	○				
	○ 生態環境科学		2	前		●	○				
	○ 分析化学 ※4 ※5		2	前		●	○				
	○ 機器分析		2	前		●	○				
	△ 安全工学		2	前		●	○				
	△ 生命環境化學特別演習		2	前		●	○				
生命環境化學専門科目	小計（14科目）							30			
	○ 生化學 I		2	前		●	○				
	○ 生化學 II		2	後		●	○				
	○ 生化學 III		2	前		●	○				
	○ 細胞生物學		2	前		●	○				
	○ 食品科學		2	後		●	○				
	○ 免疫學		2	後		●	○				
	○ タンパク質科學		2	前		●	○				
	○ バイオテクノロジー		2	後		●	○				
	○ 生體機能學		2	前		●	○				
バイオ・環境科学専門科目	○ 神經生物學		2	後		●	○				
	○ 微生物・ウイルス學		2	後		●	○				
	○ 植物生理學		2	後		●	○				
	○ 環境計測 I		2	前		●	○				
	○ 環境計測 II		2	後		●	○				
	○ 環境計測 I		2	前		●	○				
	○ 環境計測 II		2	後		●	○				
	○ 環境化學		2	前		●	○				
	○ 資源エネルギー化學		2	後		●	○				
	○ 環境規制法規		2	後		●	○				
応用化學専門科目	○ 環境分析		2	前		●	○				
	小計（20科目）							40			
	○ 有機化學 I ※4 ※5		2	前		●	○				
	○ 有機化學 II ※4		2	後		●	○				
	○ 有機化學 III ※4		2	前		●	○				
	○ 物理化學 I ※4 ※5		2	前		●	○				
	○ 物理化學 II ※4		2	後		●	○				
	○ 物理化學 III ※4		2	前		●	○				
	○ 無機化學 I ※4 ※5		2	前		●	○				
	○ 無機化學 II ※4		2	後		●	○				
応用化學系科目	○ 無機化學 III ※4		2	前		●	○				
	○ 化學工學 ※4 ※5		2	後		●	○				
	○ 電気化學 ※4		2	前		●	○				
	○ コンピュータ化學 ※4		2	前		●	○				
	○ 無機材料化學 ※4		2	後		●	○				
	○ 有機材料化學 ※4		2	後		●	○				
	高分子化學		2	後		●	○				
	小計（15科目）							30			

（注記 1） 必選欄の○印は、必修科目を示す。

（注記 2） 必選欄の○印は、選択必修科目を示す。

（注記 3） 必選欄の△印は、自由単位の科目を示す。

（注記 4） ※1 は、留学生の履修科目を示す。

（注記 5） ※2 の選択必修科目のうち、計 4 単位の修得を必修とする。

（注記 6） 早期卒業見込み者は、※4 の専門科目の選択必修科目 30 単位のうち、※5 の 4 単位を含む 12 単位の修得を必修とする。

（注記 7） 応用化學専攻の学生は、※4 の専門科目の選択必修科目 30 単位のうち、※5 の 4 単位を含む 12 単位の修得を必修とする。

◇生命環境化学科(応用化学専攻)における進級及び卒業の要件は、次のとおりです。

**【応用化学専攻 令和5年度(2023年度)入学者用】**

区分	2年への進級	3年への進級	4年への進級	卒業
一般共通科目	◎ 必修	2学年に進級するためには、一般共通科目・共通基礎科目・専門科目に関して、 <u>自由単位を除き</u> 、30単位以上を修得していなければなりません。	3学年に進級するためには、一般共通科目・共通基礎科目・専門科目に関して、 <u>自由単位を除き</u> 、68単位以上を修得していなければなりません。	4学年に進級するためには、実験科目の必修12単位および生命環境化学会議の必修2単位を含め、一般共通科目・共通基礎科目・専門科目に関して、 <u>自由単位を除き</u> 、104単位以上を修得していなければなりません。
	○ 選択必修			-
	○ 選択			14単位
共通基礎科目	小計			30単位
	◎ 必修	2学年に進級するためには、一般共通科目・共通基礎科目・専門科目に関して、 <u>自由単位を除き</u> 、30単位以上を修得していなければなりません。	3学年に進級するためには、一般共通科目・共通基礎科目・専門科目に関して、 <u>自由単位を除き</u> 、68単位以上を修得していなければなりません。	12単位
	○ 選択必修			4単位
	○ 選択			16単位
専門科目	小計			28単位
	◎ 必修	2学年に進級するためには、一般共通科目・共通基礎科目・専門科目に関して、 <u>自由単位を除き</u> 、30単位以上を修得していなければなりません。	3学年に進級するためには、一般共通科目・共通基礎科目・専門科目に関して、 <u>自由単位を除き</u> 、68単位以上を修得していなければなりません。	20単位
	○ 選択必修			12単位
	○ 選択			46単位
合 計	小計			66単位
		<b>30単位</b>	<b>68単位</b>	<b>104単位</b>
				<b>124単位</b>

#### <注意>

◇上の表で進級に必要とされている単位数についてはあくまで最低限のものであり、修得単位数がこの数値を上回るような履修計画を立てることが重要である。

進級時の修得単位数が、進級要件単位数と同じくらいの数値の場合、将来的に留年する可能性が高くなるので注意すること。

#### <履修上限について>

◇1年間に履修できる単位数の上限は、49単位とする。

但し、自由単位の科目及び教職課程の科目の単位は含めない。

#### <自由単位について>

◇各学年の進級及び卒業に必要な単位数の中には、自由単位を含めることができない。

- 自由単位は、次のとおり、各教育課程に規定した単位数を超えて修得した単位のことをいう。
- ①一般共通科目において、必修16単位を含め、30単位を超えて修得した単位。
  - ②共通基礎科目において、必修12単位、選択必修4単位を含め、28単位を超えて修得した単位。
  - ③自由単位科目(△印の科目)及び教職科目にて修得した単位。

#### <選択必修単位について>

◇共通基礎科目において、選択必修単位4単位を超えて修得した単位数については、選択単位に含める。

◇専門科目において、選択必修単位12単位を超えて修得した単位数については、選択単位に含める。

#### <進級及び卒業判定について>

原則として、

◇2年への進級は、休学期間を除き、1年以上在学している1年の学生を対象とする。

◇3年への進級は、休学期間を除き、2年以上在学している2年の学生を対象とする。

◇4年への進級は、休学期間を除き、3年以上在学している3年の学生を対象とする。

◇卒業は、休学期間を除いて4年以上在学し、卒業研究を修了している4年の学生を対象とする。

卒業には、所定の学費を全額納していかなければならない。

#### <留年生の進級・復級について>

◇留年した学生が留め置かれた学年で、自由単位を除き、所定の単位を修得した場合は、教授会の審議を経て該当学年への進級を認める。

#### <早期卒業について>

◇早期卒業については、早期卒業の認定基準を満たしていかなければならない。

## 2. 授業科目配当表

### 【生命環境化学科<バイオ・環境科学専攻> 令和5年度（2023年度）入学者用】

区分	1学年(2023年度開講科目)								2学年(2024年度開講科目)							
	前期				後期				前期				後期			
	必選	授業科目	単位	必選	授業科目	単位	必選	授業科目	単位	必選	授業科目	単位	必選	授業科目	単位	
一般教養科目	社会学	2	国際関係論	2	哲学	2	思想と宗教	2								
	中国の言語と文化	2	歴史	2	心理学	2	スポーツ文化論	2								
	教育と社会	2	体育実技II	1			日本国憲法	2								
	ボランティアの研究	2	仏教精神II	2			経済学	2								
	体育実技I	1	フランスの言語と文化	2												
	仏教精神I	2	ドイツの言語と文化	2												
			経営学	2												
		計	11	計	13	計	4	計	8							
	日本事情I	※1	2	日本事情II	※1	2										
	日本語I	※1	2	日本語II	※1	2										
外国語	英語I	1	英語II	1	英語III	1	英語IV	1								
	○発展英語I	1	○発展英語II	1	○発展英語III	1	○発展英語IV	1								
	計	2	計	2	計	2	計	2	0							0
	○キャリア・デザインI	2	TOEIC初級II	1	TOEIC中級I	1	TOEIC中級II	1								
	○キャリア・デザインII	2	異文化コミュニケーション(海外研修)	1			情報処理	2								2
理系・データサイエンス	TOEIC初級I	1														
	計	5	計	3	計	1	計	3	計	3	計	2				
	基礎数学	2	線形代数	2												
	微分学	2	積分学	2												
	データサイエンス	2														
	計	6	計	4	計	0	計	0	計	2	計	2				
	○生物学実験	2	○基礎化学実験	2	地球科学	2										
	○基礎物理実験	2	○展開化学	2												
	○基礎化学	2	○環境の科学	※2												
	○基礎科学計算	2	○生命の科学	※2												
共通基礎科目	○生活の科学	2	生物学	2												
	○基礎生物学	2	物理学II	2												
	物理学I	2	地学	2												
	地学実験	2														
	計	16	計	14	計	2	計	2	計	0	計	0				
情報系					人工知能入門	2										
					ICT概論	2										
	計	0	計	0	計	4	計	4	計	0	計	0				
専門共通	○生命環境化学特論	2	○コンピュータ・プログラミング	2	○生命環境化学基礎実験I	2	○生命環境化学基礎実験II	2								
					○分析化学	※4	○免疫学	※4								
					生態環境科学	2	○環境計測II	2								
	計	2	計	2	計	6	計	6	計	2	計	2				
					○生化学I	※4	○生化学II	※4								
生命環境化学専門科目					○細胞生物学	※4	○免疫学	※4								
					○環境計測I	※4	○環境計測II	※4								
	計	0	計	0	計	6	計	6	計	8	計	8				
					有機化学I	2	有機化学II	2								
					物理化学I	2	物理化学II	2								
応用化学生物系					無機化学I	2	無機化学II	2								
	計	0	計	0	計	6	計	6	計	8	計	8				
その他	計	0	計	0	計	0	計	0	計	0	計	0				

(注記1) 必選欄の○印は、必修科目を示す。

(注記2) 必選欄の△印は、選択必修科目を示す。

(注記3) 必選欄の△印は、自由単位の科目を示す。

(注記4) ※1は、留学生の履修科目を示す。

(注記5) ※2の選択必修科目のうち、計4単位以上の修得を必修とする。

(注記6) 早期卒業の場合は、キャリア・デザインIV(※3)、卒業研究I(※3)及び卒業研究II(※3)を3年半の必修とする。

(注記7) バイオ・環境科学専攻の学生は、※4の専門科目の選択必修科目30単位のうち、12単位の修得を必修とする。

区分		3学年(2025年度開講科目)						4学年(2026年度開講科目)					
		前期			後期			前期			後期		
一般共通科目	一般教養科目	必選	授業科目	単位	必選	授業科目	単位	必選	授業科目	単位	必選	授業科目	単位
			計	0		計	0		計	0		計	0
外國語	英語												
			計	0		計	0		計	0		計	0
			計	0		計	0		計	0		計	0
数学系	数学系	◎	キャリア・デザインIII インターンシップ	2 2	インター ンシップ	2	◎	キャリア・デザインIV ※3	2				
			計	4		計	2		計	2		計	0
			計	0		計	0		計	0		計	0
共通基礎科目	理学系科目												
			計	0		計	0		計	0		計	0
			計	0		計	0		計	0		計	0
情報系	情報系												
			ICTリテラシー	2									
			計	0		計	2		計	0		計	0
専門共通	専門共通	◎	生命環境化学専門実験I 機器分析 安全工芸	2 2 2	◎	生命環境化学専門実験II 生命環境化学ゼミ	2 2	◎	卒業研究I ※3	2	◎	卒業研究II ※3	4
			計	6		計	4		計	2		計	4
		○	生化学III タンパク質科学	※4 ※4	○	バイオテクノロジー 微生物・ウイルス学	※4 2						
生命環境化 学科系・環境	生命環境化 学科系・環境	○	環境計量I	※4	○	植物生理学	2						
		○	環境分析	※4	○	環境計量II	※4						
		○	環境化学 生体機能学	※4 2	○	環境関係法規 資源エネルギー化学 神経生物学	2 2						
専門科目	応用化学系		計	12		計	14		計	0		計	0
		○	有機化学III 物理化学III 無機化学III コンピュータ化学 電気化学	2 2 2 2 2	○	有機材料化学 無機材料化学 高分子化学	2 2 2						
			計	10		計	6		計	0		計	0
その他	その他	△	生命環境化学特別演習	2									
			計	2		計	0		計	0		計	0

《令和5年度版学生便覧》

**【生命環境化学科<応用化学専攻> 令和5年度（2023年度）入学者用】**

区分		1学年（2023年度開講科目）						2学年（2024年度開講科目）					
		前期			後期			前期			後期		
		必選	授業科目	単位	必選	授業科目	単位	必選	授業科目	単位	必選	授業科目	単位
一般共通科目	一般教養科目	社会学	2	国際関係論	2	哲学	2	思想と宗教	2	2	スポーツ文化論	2	2
		中国の言語と文化	2	歴史	2	心理学	2	日本国憲法	2	2	経済学	2	2
		教育と社会	2	体育実技Ⅱ	1								
		ボランティアの研究	2	仏教精神Ⅱ	2								
		体育実技Ⅰ	1	フランスの言語と文化	2								
		仏教精神Ⅰ	2	ドイツの言語と文化	2								
				経営学	2								
		計	11	計	13	計	4	計	8				
	外國語	日本事情Ⅰ	※1	2	日本事情Ⅱ	※1	2						
		日本語Ⅰ	※1	2	日本語Ⅱ	※1	2						
共通基礎科目	科学系	計	4	計	4	計	0	計	0				
		◎ 英語Ⅰ	1	◎ 英語Ⅱ	1	◎ 英語Ⅲ	1	◎ 英語Ⅳ	1				
		◎ 発展英語Ⅰ	1	◎ 発展英語Ⅱ	1	◎ 発展英語Ⅲ	1	◎ 発展英語Ⅳ	1				
		計	2	計	2	計	2	計	2				
		◎ キャリア・デザインⅠ	2	TOEIC初級Ⅱ 異文化コミュニケーション(海外研修)	1	TOEIC中級Ⅰ	1	TOEIC中級Ⅱ 情報処理	1				
		◎ キャリア・デザインⅡ	2		2								
		TOEIC初級Ⅰ	1										
		計	5	計	3	計	1	計	3				
	情報系	基礎数学	2	線形代数	2						微分方程式	2	
		微分学	2	積分学	2								
		データサイエンス	2										
		計	6	計	4	計	0	計	2				
専門共通	理系系科目	○ 生物学実験	2	○ 基礎生物学実験	2	地球科学	2						
		基礎物理実験	2	○ 展開化学	2								
		基礎化学	2	○ 環境の科学	※2								
		基礎科学計算	2	○ 生命の科学	※2								
		○ 生活の科学	2	生物学	2								
		○ 基礎生物学	2	物理学Ⅱ	2								
		物理学Ⅰ	2	地学	2								
		地学実験	2										
		計	16	計	14	計	2	計	0				
	情報系					人工知能入門	2						
						ICT概論	2						
		計	0	計	0	計	4	計	0				
生命環境化学生専門科目	バイオ科学系・環境	○ 生命環境化学特論	2	○ コンピュータ・プログラミング	2	○ 生命環境化学基礎実験Ⅰ	2	○ 生命環境化学基礎実験Ⅱ	2				
						○ 分析化学	※4	○ 生命環境化学基礎実験Ⅱ	2				
						※4	2						
						生態環境科学	2						
		計	2	計	2	計	6	計	6				
						生化学Ⅰ	2	生化学Ⅱ	2				
						細胞生物学	2	免疫学	2				
						環境計測Ⅰ	2	環境計測Ⅱ	2				
		計	0	計	0	計	6	計	6				
	応用化学系					○ 有機化学Ⅰ	※4	○ 有機化学Ⅱ	※4				
						※4	5	※4	5				
						物理化学Ⅰ	※4	物理化学Ⅱ	※4				
						※4	5	※4	5				
						無機化学Ⅰ	※4	○ 無機化学Ⅱ	※4				
						※4	5	※4	5				
		計	0	計	0	計	6	計	6				
		計	0	計	0	計	0	計	0				

(注記1) 必選欄の◎印は、必修科目を示す。

(注記2) 必選欄の○印は、選択必修科目を示す。

(注記3) 必選欄の△印は、自由単位の科目を示す。

(注記4) ※1は、留学生の履修科目を示す。

(注記5) ※2の選択必修科目のうち、計4単位以上の修得を必修とする。

(注記6) 早期卒業の場合は、キャリア・デザインⅣ(※3)、卒業研究Ⅰ(※3)及び卒業研究Ⅱ(※3)を3学年の必修とする。

(注記7) 応用化学専攻の学生は、※4の専門科目の選択必修科目30単位のうち、※5の4単位を含む12単位の修得を必修とする。

区分		3学年(2025年度開講科目)						4学年(2026年度開講科目)					
		前期			後期			前期			後期		
一般共通科目	一般教養科目	必選	授業科目	単位	必選	授業科目	単位	必選	授業科目	単位	必選	授業科目	単位
			計	0		計	0		計	0		計	0
	外国語												
			計	0		計	0		計	0		計	0
			計	0		計	0		計	0		計	0
	デザイン科目	(◎) キャリア・デザインⅢ インターンシップ	2 2	2	インターンシップ	2	(◎) キャリア・デザインⅣ ※3	2					
		計	4		計	2	計	2		計	0	計	0
共通基礎科目	数学系												
			計	0		計	0		計	0		計	0
	理学系科目												
			計	0		計	0		計	0		計	0
	情報系				ICTリテラシー	2							
			計	0		計	2		計	0		計	0
生命環境化学専門科目	専門科目共通	(◎) 生命環境化学専門実験 I 機器分析 安全工学	2 2 2	2	(◎) 生命環境化学専門実験 II 生命環境化学ゼミ	2 2	(◎) 卒業研究 I 卒業研究 II	※3 ※3	2	(◎) 卒業研究 II 卒業研究 III	※3 4		
		計	6		計	4	計	2		計	4		
	バイオ・環境科学系	生化学Ⅲ タンパク質科学 環境計量 I 環境分析 環境化学 生体機能学	2 2 2 2 2 2	2	バイオテクノロジー 微生物・ウイルス学 植物生理学 環境計量 II 環境関係法規 資源エネルギー化学 神経生物学	2 2 2 2 2 2							
		計	12		計	14		計	0	計	0		
		○ 有機化学Ⅲ ○ 物理化学Ⅲ ○ 無機化学Ⅲ ○ コンピュータ化学 ○ 電気化学	※4 ※4 ※4 ※4 ※4	2 2 2 2 2	○ 有機材料化学 ○ 無機材料化学 高分子化学	※4 ※4 2							
		計	10		計	6		計	0	計	0		
	その他の	△ 生命環境化学特別演習	2										
		計	2		計	0		計	0	計	0		

《令和5年度版学生便覧》

## 情報システム学科

### 1. 授業科目一覧表

【情報システム学科 合計5年度(2023年度)入学者用】														
区分	必修	科目名	単位数	開講期	1年	2年	3年	4年	科目名					
									単位数	開講期	1年	2年	3年	4年
一般教養科目	◎社会学	2 前	●						◎IT, ◎AI プログラミング言語 I	2 前	●			
	国際関係論	2 後	●						◎IT, ◎AI プログラミング演習 I	2 前	●			
	歴史	2 前	●						◎IT, ◎AI プログラミング言語 II	2 後	●			
	中国の言語と文化	2 前	●						◎IT, ◎AI プログラミング演習 II	2 後	●			
	ドイツの言語と文化	2 後	●						◎IT, ◎AI 応用プログラミング言語	2 前	●			
	フランスの言語と文化	2 前	●						◎IT, ◎AI 応用プログラミング演習	2 前	●			
	教育と社会	2 後	●						◎IT, ◎AI 情報工学実験 I	2 後	●			
	ボランティアの研究	2 後	●						◎IT, ◎AI 情報工学実験 II	2 前	●			
	スローライフ論	2 前	●						◎IT, ◎AI 情報工学実験 III	2 後	●			
	日本国憲法	2 後	●						◎電 気回路 I	2 前	●			
	思想と宗教	2 後	●						◎電 気回路実習 I	2 前	●			
	心理学	2 前	●						◎電 气回路 II	2 前	●			
	物理学	2 前	●						◎電 气回路実験 I	2 前	●			
	科学技術史	2 前	●						◎電 气回路実験 II	2 後	●			
	経営学史	2 後	●						機械学習 I	2 前	●			
	経済学	2 後	●						機械学習 II	2 後	●			
	体育実技 I	1 前	●						深層学習 I	2 前	●			
	体育実技 II	1 後	●						深層学習 II	2 後	●			
	仏教精神 I	2 前	●						ネットワーク理論	2 前	●			
	仏教精神 II	2 後	●						アルゴリズムとデータ構造 I	2 前	●			
	小計 ( 20 科目 )	38							アルゴリズムとデータ構造 II	2 後	●			
一般共通科目	日本事情 I	※1	2 前	●					符号の代数学	2 前	●			
	日本事情 II	※1	2 後	●					離散数学	2 後	●			
	日本語 I	※1	3 前	●					数値計算法	2 後	●			
	日本語 II	※1	3 後	●					材料科学概論	2 前	●			
	小計 ( 4 科目 )	8							ソフトウェア設計	2 後	●			
	◎英語 I	1 前	●						データベース	2 後	●			
	◎英語 II	1 後	●						情報とエスカルギー	2 前	●			
	◎英語 III	1 前	●						電気回路 I	2 後	●			
	◎英語 IV	1 後	●						電気回路実習 I	2 後	●			
	◎発展英語 I	1 前	●						電気回路 II	2 後	●			
外國語科目	◎発展英語 II	1 後	●						電気回路実習 II	2 前	●			
	◎発展英語 III	1 前	●						ネットワーク構築と管理	2 後	●			
	◎発展英語 IV	1 後	●						計測工学	2 後	●			
	小計 ( 8 科目 )	8							システム工学	2 前	●			
	◎キャリア・デザイン I	2 前	●						シミュレーション工学	2 後	●			
	情報と職業	2 前	●						制御工学	2 前	●			
	情報処理特論 I	2 前	●						メカトロニクス	2 前	●			
	情報処理特論 II	2 前	●						知能ロボット	2 後	●			
	電気技術概論 I	2 前	●						ディジタル回路	2 前	●			
	電気技術概論 II	2 前	●						データ構造	2 前	●			
専門科目	◎キャリア・デザイン II	2 前	●						システム工学	2 後	●			
	◎キャリア・デザイン III	2 前	●						シミュレーション工学	2 後	●			
	△インターンシップ I	2 前	●						制御工学	2 前	●			
	△インターンシップ II	2 後	●						メカトロニクス	2 前	●			
	英文化コミュニケーション(海外研修)	2 後	●						知能ロボット	2 後	●			
	TOEFL初級	1 前	●						ディジタル回路	2 前	●			
	TOEFL中級 I	1 前	●						データ構造	2 前	●			
	TOEFL中級 II	1 前	●						システム工学	2 後	●			
	TOEFL中級 III	1 前	●						シミュレーション工学	2 後	●			
	TOEFL中級 IV	1 前	●						制御工学	2 前	●			
基礎科目	小計 ( 14 科目 )	24							メカトロニクス	2 前	●			
	◎基礎数学および演習 I	2 前	●						知能ロボット	2 後	●			
	◎基礎数学および演習 II	2 前	●						ディジタル信号処理	2 前	●			
	◎微積分および演習 I	2 後	●						知能の変遷	2 前	●			
	◎微積分および演習 II	2 前	●						金属加工実習	※2-3:1	1 前	後	●	
	◎微積分および演習 III	2 前	●						機械工学実習	※2-3:1	1 後	前	●	
	◎微積分および演習 IV	2 前	●						木材加工	※2	2 前	●		
	◎統形代数および演習 I	2 前	●						職業指導 I	2 前	●			
	◎統形代数および演習 II	2 前	●						職業指導 II	2 前	●			
	◎統形代数および演習 III	2 前	●						回路概論	2 前	●			
共通基礎科目	◎統計学	2 前	●						堤防工学	2 前	●			
	◎統計学実習	2 前	●						マテリアルシミュレーション	2 後	●			
	◎素数論	2 前	●						分散処理システム	2 前	●			
	◎素数論	2 前	●						画像工学	2 前	●			
	◎複素数	2 前	●						CAD/CAM	2 前	●			
	◎複素数問題	2 前	●						電気機器学	2 前	●			
	◎ベクトル解析	2 前	●						電気材料	2 前	●			
	◎微分方程式	2 前	●						光エレクトロニクス	2 後	●			
	◎微分方程式	2 後	●						MATLABプログラミング	2 前	●			
	小計 ( 15 科目 )	30							生体信号処理	2 前	●			
専門科目	物理學 I	2 前	●						情報セキュリティ概論	2 後	●			
	物理學 II	2 後	●						コンピュータビジョン	2 前	●			
	化学 I	2 前	●						運動体力学	2 前	●			
	化学 II	2 後	●						マテリアルシミュレーション	2 後	●			
	地図科学	2 前	●						画像工学	2 前	●			
	基礎生物学	2 前	●						CAD/CAM	2 前	●			
	微生物学	2 前	●						電気機器学	2 前	●			
	地図学	2 後	●						電気材料	2 前	●			
	地球と環境	2 後	●						光エレクトロニクス	2 後	●			
	栽培	※2	2 前	●					MATLABプログラミング	2 前	●			
専門科目	量子力学	2 前	●						情報セキュリティ	2 後	●			
	小計 ( 11 科目 )	22							コンピュータビジョン	2 前	●			
	人工知能入門	2 前	●						運動体力学	2 前	●			
	ICTリテラシー	2 後	●						マテリアルシミュレーション	2 後	●			
	小計 ( 2 科目 )	4							電気法規および電気施設管理	2 前	●			
	◎情報システムゼミ	2 後	●						発電電工学	2 前	●			
	◎特別情報システム実験※4	2 前	●						送配電工学	2 前	●			
	◎特別情報システムゼミ※4	2 後	●						高電圧・放電工学	2 前	●			
	◎卒業研究 I	4 前	●						電気電子設計製図	2 後	●			
	◎卒業研究 II	4 後	●						ハーフニックトロニクス	2 後	●			
専門科目	◎情報システム実習	2 前	●						上業概編	2 後	●			
	◎情報システム概論 I	2 前	●						小計 ( 94 科目 )	190				
	◎情報システム概論 II	2 後	●											
	◎コンピュータ実習 I	2 前	●											
	◎コンピュータ実習 II	2 後	●											
	◎プログラミング入門	2 後	●											
	◎情報システム実習	2 前	●											
	◎特別情報システム実験※4	2 後	●											
	◎特別情報システムゼミ※4	2 前	●											
	◎卒業研究 I	4 前	●											
	◎卒業研究 II	4 後	●											

専門科目区分の◎印は、IT専攻、AI専攻、電気電子専攻の全専攻において必修科目を示す。

◎IT印は、IT専攻でのみ必修科目、他専攻では選択科目を示す。

◎AI印は、AI専攻でのみ必修科目、他専攻では選択科目を示す。

◎電印は、電気電子専攻でのみ必修科目、他専攻では選択科目を示す。

◇情報システム学科における進級及び卒業の要件は、次のとおりです。

【令和5年度(2023年度)入学者用】

区分	2年への進級	3年への進級	4年への進級	卒業
一般共通科目	◎ 必修	2学年に進級するためには、一般共通科目・共通基礎科目及び専門科目に関して、自由単位を除き、30単位以上を修得していかなければなりません。	3学年に進級するためには、一般共通科目・共通基礎科目及び専門科目に関して、自由単位を除き、66単位以上を修得していかなければなりません。	4学年に進級するためには、情報システムゼミの必修2単位を含め、一般共通科目、共通基礎科目及び専門科目に関して、自由単位を除き、98単位以上を修得していかなければなりません。ただしこのうち必修および選択必修科目が40単位以上含まれなければなりません。
	選択			10 単位
	小計			16 単位
共通基礎科目	○ 選択 必修	2学年に進級するためには、一般共通科目・共通基礎科目及び専門科目に関して、自由単位を除き、30単位以上を修得していかなければなりません。	3学年に進級するためには、一般共通科目・共通基礎科目及び専門科目に関して、自由単位を除き、66単位以上を修得していかなければなりません。	26 単位
	選択			4 単位
	小計			18 単位
専門科目	◎ 必修	2学年に進級するためには、一般共通科目・共通基礎科目及び専門科目に関して、自由単位を除き、30単位以上を修得していかなければなりません。	3学年に進級するためには、一般共通科目・共通基礎科目及び専門科目に関して、自由単位を除き、66単位以上を修得していかなければなりません。	22 単位
	選択			40 单位
	小計			36 单位
合計	30 単位	66 单位	98 单位	124 单位

<注意>

- ◇上の表で進級に必要と記載されている単位数についてはあくまで最低限のものであり、修得単位数がこの数値をかなり上回るような履修計画を立てることが重要である。
- 進級時の修得単位数が、進級要件単位数と同じぐらいの数値の場合、将来的に留年をする可能性が高くなるので注意すること。

<履修上限について>

- ◇1年間に履修できる単位数の上限は、49単位とする。
- 但し、自由単位の科目及び教職課程の科目の単位は含めない。

<自由単位について>

- ◇各学年の進級及び卒業に必要な単位数のなかには、自由単位を含めることができない。
- 自由単位は、次のとおり、各教育課程に規定した単位数を超えて修得した単位をいう。
  - ①一般共通科目において、必修10単位を含め、26単位を超えて修得した単位。
  - ②共通基礎科目において、選択必修4単位を含め、22単位を超えて修得した単位。
  - ③教職科目にて修得した単位。

<選択必修単位について>

- ◇共通基礎科目において、選択必修単位4単位を超えて修得した単位数については、選択単位に含める。

<進級及び卒業判定について>

原則として、

- ◇2年への進級は、休学期間を除き、1年以上在学している1年の学生を対象とする。
- ◇3年への進級は、休学期間を除き、2年以上在学している2年の学生を対象とする。
- ◇4年への進級は、休学期間を除き、3年以上在学している3年の学生を対象とする。
- ◇卒業は、休学期間を除いて4年以上在学し、卒業研究を修了している4年の学生を対象とする。

卒業には、所定の学費を全納していかなければならない。

<早期卒業について>

- ◇早期卒業については、早期卒業の認定基準を満たしていかなければならない。

<留年生の復級について>

- ◇留年した学生が留め置かれた学年で、自由単位を除き、所定の単位を修得した場合は、教授会の審議をへて該当学年への進級を認める。

## 2. 授業科目配当表

【情報システム学科 令和5年度(2023年度) 入学者用】

1 学年(2023年度開講科目)				2 学年(2024年度開講科目)					
区分	前期		後期		前期		後期		
	必選	授業科目	単位	必選	授業科目	単位	必選	授業科目	単位
一般共通科目	一般教養科目	社会学	2	国際関係論	2	スポーツ文化論	2	心理学	2
		中国の言語と文化	2	歴史	2			哲学	2
		体育実技 I	1	フランスの言語と文化	2			思想と宗教	2
		仏教精神 I	2	ドイツの言語と文化	2			日本国憲法	2
				教育と社会	2				
				ボランティアの研究	2				
				体育実技 II	1				
				仏教精神 II	2				
				経営学	2				
				経済学	2				
共通基礎科目	数学系科目	計	7	計	19	計	2	計	8
		日本事情 I	※1	日本事情 II	※1				
		日本語 I	※1	日本語 II	※1				
		計	4	計	4	計	0	計	0
		◎ 英語 I	1	◎ 英語 II	1	英語 III	1	英語 IV	1
		◎ 発展英語 I	1	◎ 発展英語 II	1	◎ 発展英語 III	1	◎ 発展英語 IV	1
		計	2	計	2	計	2	計	2
		◎ キャリア・デザイン I	2	情報処理特講 I	2	情報処理特講 II	2		
		情報と職業		異文化コミュニケーション(海外研修)		TOEIC中級 I	1	TOEIC中級 II	1
		TOEIC初級 I	1	TOEIC初級 II	1				
情報系科目	専門科目	計	5	計	5	計	3	計	1
		○ 基礎数学および演習 I	2	○ 微積分および演習 I	2	○ 微積分および演習 II	2	ベクトル解析	2
		○ 基礎数学および演習 II	2	線形代数および演習 II	2	○ 微積分およびコンピュータ演習	2	微分方程式	2
		線形代数および演習 I	2	線形代数およびコンピュータ演習	2	統計処理 I	2	統計処理 II	2
		物理學 I	2	物理学 II	2	量子力学	2		
		化学 I	2	化学 II	2				
		地球科学	2	生物学	2				
		基礎生物学	2	地学	2				
		栽培	※2	地球と環境	2				
		計	10	計	10	計	2	計	0
情報システム専門科目	専門科目	人工知能入門	2	ICTリテラシー	2				
		計	2	計	2	計	0	計	0
		⑩全 情報システム概論 I	2	⑩全 情報システム概論 II	2	⑩全 情報システム実習	2	⑩IT,⑩AI 情報工学実験 I	2
		⑩全 コンピュータ実習 I	2	⑩全 コンピュータ実習 II	2	⑩IT,⑩AI プログラミング言語 I	2	⑩IT,⑩AI プログラミング言語 II	2
		職業指導 I	2	職業指導 II	2	⑩IT,⑩AI プログラミング演習 I	2	⑩IT,⑩AI プログラミング演習 II	2
		回路概論	2	プログラミング入門	2	⑩電 電気回路 I	2	⑩電 電子回路演習 I	2
				コンピューターアーキテクチャ	2	⑩電 電気回路演習 I	2	⑩電 電子回路演習 II	2
				情報セキュリティ概論	2	⑩電 電磁気学 I	2	⑩電 電気電子基礎実験	2
				工業概論	2	⑩電 電磁気学演習 I	2	機械学習 II	2
						機械学習 I	2	アルゴリズムとデータ構造 II	2
その他		計	8	計	14	計	36	計	50
		計	0	計	0	計	0	計	0

(注記1) 必選欄の○印は必修科目　□印は選択必修科目を示す

(注記2) 必選欄の△印は必修科目、○印は選択必修科目

(注記3) ※1は、留学生の履修科目を示す

(注記3) 例1は、留字での修業料を小さくする。  
(注記4) 例2は、中学校教諭1種免許(技術)取得希望者のみ履修可能。また金属加工実習、機械工学実習について連続受講不可。

(注記5) 本件は、十才子歌吟「櫻井町」(文政) 取扱市主ののみ成程内能。また立高加工大工、機械工士大工に付いて、連続受講不可。

(注記6) ※4は、早期卒業見込者の履修科目を示す。

専門科目区分の◎全印は、IT専攻、AI専攻、電気電子専攻の全専攻において必修科目を示す。

◎IT印は、IT専攻でのみ必修科目、他専攻では選択科目を示す。

◎AI印は、AI専攻でのみ必修科目、他専攻では選択科目を示す。

◎電印は、電気電子専攻でのみ必修科目、他専攻では選択科目を示す。

《令和5年度版学生便覧》



# 学 生 生 活 ( I )

## これだけは知っておきたい

### 1. 学籍の確認

#### 1. 1 学生証(身分証明書)

学生証は、埼玉工業大学の学生であることの身分を証明するものです。

学生証は、常に携帯してください。授業の出席確認や定期試験には学生証を呈示しなければなりませんが、忘れた場合には、26号館1階に設置されている証明書自動発行機で「仮学生証」の発行を受けてください。「仮学生証」は発行日に限り有効です。

#### 1. 2 学生証の交付と更新

新入生の学生証は、入学式終了後の「入学手続時」に交付します。

在学生は、毎年4月初めのオリエンテーション期間内に必ず更新手続きをしてください。

#### 1. 3 学生証の再発行

学生証を紛失または破損してしまった場合は、直ちに再発行の手続き(再発行料:2,000円)をしてください。なお、再発行後に古い学生証が見つかった場合は、学生課に必ず返却してください。

#### 1. 4 学生証の返却

卒業の場合は、学位記授与式後に返却してください。

退学、除籍の場合は、直ちに学生課に返却してください。

#### 1. 5 身上の異動・身上申告書の訂正

身上申告書は、保証人・学生への通知や連絡及び万一の場合における緊急連絡等に使用する唯一の重要書類ですので、学生本人またはその保証人の身上に変更(保証人の変更・住所変更・改姓)などが生じた場合は、速やかに学生課にて手続きを行ってください。

大学からの文書による通知等は、届け出である住所宛に送付しますので、変更があった場合には速やかに手続きを行ってください。

## 2. 傷害保険・損害賠償保険について

### 2. 1 学生教育研究災害傷害保険・

#### 学研災付常賠償責任保険(公益財団法人日本国際教育支援協会)

正課・課外活動中及び登下校途中の不慮の事故に備えて、学生全員が「学生教育研究災害傷害保険」及び「学研災付常賠償責任保険」に加入しています。

事故が発生したら、必ず1週間以内に学生課に連絡し、事故報告書を提出してください。

なお、入院・通院の場合は、領収書を必ず保管しておいてください。

#### 1. 保険金が支払われる場合

- (1) 正課中(講義、実験、実習、演習または実技による授業を受けている間、指導教員の指示に基づき研究活動を行っている間)の傷害事故
- (2) 学校行事中(入学式、オリエンテーション、学位記授与式など大学が主催する学校行事中)の傷害事故
- (3) キャンパス内にいる間の傷害事故
- (4) 課外活動中の傷害事故
- (5) 大学の登下校中(通常の通学路だけが対象です)及び大学施設等の相互間を移動中の傷害事故

- (6) 教育実習中の傷害事故
- (7) インターンシップ中の傷害事故
- (8) 外部卒研中の傷害事故
- (9) ボランティア活動や外部団体等のイベント協力中の傷害事故

## 2. 保険金が支払われない場合

故意、自殺、犯罪行為、疾病(急性アルコール中毒を含む)、地震、噴火、津波、無資格・酒気帯び運転、大学が禁じた行為・時間・場所の他、山岳登はん、スカイダイビング等、これらに類する危険度の高い課外活動。

## 3. 保険金の種類と保障額

		学生教育研究災害傷害保険	損害賠償責任保険
担保日数	正課・学校行事中	通院 1日目から補償	
	課外活動・キャンパス内休憩中		
	教育実習・インターンシップ	通院 14日以上	
	ボランティア活動		
	通学途中・学校施設間の移動中	通院 4日以上	
内容	正課・学校行事中	死　　亡	2,000万円
		後遺障害	120万円～3,000万円
		医　　療	3,000円～30万円
		入　　院	1日 4,000円 (180日限度)
	キャンパス内休憩中 他課外活動	死　　亡	1,000万円
		後遺障害	60万円～1,500万円
		医　　療	3万円～30万円
		入　　院	1日 4,000円 (180日限度)
	大学施設等相互間 移動中	死　　亡	1,000万円
		後遺障害	60万円～1,500万円
		医　　療	6,000円～30万円
		入　　院	1日 4,000円 (180日限度)

対人賠償と対物賠償を  
合わせて、1事故につき  
1億円限度  
(免責金額 0円)

日本国内外の事故を  
担保

## 2. 2 傷病見舞金制度

課外活動中の事故により、学生が医師の診療を受け、「学生教育研究災害障害保険」では保険金が支払われない通院日数が 4 日から 13 日までの場合、以下のとおり見舞金を贈ります。

通院日数 4 日から 7 日まで 5,000 円

通院日数 8 日から 13 日まで 10,000 円

## 2. 3 学研災付帯学生生活総合保険(任意加入した学生のみ対象)

本学では、正課・課外活動中及び登下校時の不慮の事故に備えて「学生教育研究災害障害保険」に全学生が加入しています。しかしながら、この「学生教育研究災害障害保険」では、学内外における怪我や病気、他人の財物損壊の賠償などは補償されませんので、保険制度「学研災付帯学生生活総合保険」への加入(任意)を奨励しています。

本保険は(公財)日本国際教育支援協会が企画・運営しているもので、全国の大学の多くが加盟しており、通常料金の 30 パーセントの割引があります。詳細は学生課にお問い合わせください。プランにより補償内容が違いますのでパンフレットをご確認ください。

### 1. 補償内容

- (1) 賠償責任(学生本人が他人に怪我をさせたり、他人の物を壊した場合など)
- (2) 学生本人の怪我(学生本人が 1 日以上の通院または入院を要する怪我や死亡または後遺障害を被った場合)
- (3) 学生本人の病気(学生本人が 1 日以上の通院または入院を要する病気を被った場合)
- (4) 救済者費用等(学生本人が入院したり、搭乗した航空機や船舶が遭難した場合)
- (5) 育英・学資費用補償(扶養者が死亡したり、重度後遺障害を被った場合、また疾病により死亡)
- (6) 生活用資産(学生の生活用品・身の回りの品が盗難にあった場合)
- (7) 借家人賠償責任(家主に対して法律上の賠償責任を負った場合。)

### 2. 補償の請求場所

- (1) 問い合わせ先 : 保険屋さん 24 TEL 0495-34-3737 FAX 0495-34-3838
- (2) 引受保険会社 : 東京海上日動火災保険(株) TEL 048-521-4519 FAX 048-521-4593

### 3. 保険料

- (1) 自宅生プラン 42,970 円～(4 年間)
- (2) 一人暮らし学生用 48,960 円～(4 年間) (令和 5 年 3 月現在)

※ 全部で 6 種類のプランがあります。加入する際には必ず各プランの詳細を確認してください。

※ 入学後に加入する場合、保険料振込日の翌日から補償が開始されます。

## 3. 緊急災害対応について

### 1. 地震発生時の対応

#### (1) 授業中や授業時間外の場合

大きな揺れを感じたら、すぐに机の下に隠れましょう。揺れが落ち着いたら、非常階段を使いグラウンドに避難しましょう。エレベーターは地震時に停止し、中に閉じ込められるおそれがあるので、使用しないでください。

避難時には、建物からの落下物に注意し立ち止まらず、カバン等で頭を守りながら行動しましょう。

#### (2) 在宅中や通学途中の場合

自宅では、第一に安全な場所に隠れましょう。また、まくらやクッション等で頭を守ってください。バスや電車に乗っている最中に揺れを感じたら、急停車に備え、手すりやつり革にしっかりとつかまりましょう。また、停車しても勝手に非常口を開けて車外に出たり、窓から飛び降りたりしてはいけません。必ず乗務員のアナウンスに従って行動しましょう。

自動車の運転中に揺れを感じても、あわてて急ブレーキをかけないようにしましょう。急ブレーキは追突事故の原因となってしまいます。揺れを感じたらハザードランプを点灯させながらゆっくり移動し、車道の左側か空き地に停車してください。車から離れる時はキーをつけたまま下車し、ドアはロックしないでください。

## 2. 火災発生時の対応

- (1) 普段から、非常口・非常階段・消火器・消火栓等の位置を確認しておいてください。
- (2) 火災を発見したら非常ベルを押し、初期消火に努めてください。
- (3) 非常時の場合は、構内放送にしたがって行動してください。なお、放送のない場合は、あわてずに安全な場所(グラウンド)に避難してください。この時、エレベーターは使用しないでください。

### 警戒宣言が発令された場合

#### 警戒宣言とは

「2～3日（または数時間）以内にマグニチュード8程度の大地震が発生することが予想される」場合に、大規模地震対策特別措置法に基づき内閣総理大臣が発表するもので、「大規模な地震の発生に備えて、安全の確保や準備を行ってください」という指示です。

- ・宣言が発令された時点で全時限休講とします。
- ・構内放送により警戒宣言が発令されたことをお知らせします。
- ・地震の発生が数時間以内に予想される場合は、あわてずに安全な場所(グラウンド)へ避難してください。この時、エレベーターは使用しないでください。
- ・テレビやラジオ等で情報を収集し、安全な場所を確保するよう努めてください。
- ・警戒宣言が解除された場合は、通常授業を実施します。

## 学生生活を送るうえでの注意

### 1. ガイダンス

ガイダンスには、前・後期の履修に関するもの、就職に関するもの、ゼミナールに関するもの、教職課程に関するもの、奨学金に関するものなどがあります。いずれも重要なものですので、掲示やLiveCampusによる期日などの案内に注意し、必ず出席してください。

### 2. 大学からの連絡

大学から学生の皆さんへの連絡は、掲示板、ホームページ及びLiveCampusで行います。掲示により公開された事項は、すべて伝達されたものとします。

**原則として、電話による問い合わせには応じられません。  
必要なある時は、直接、学生課窓口に来てください。**

万が一、緊急で連絡する場合は、以下の電話番号を使用してください。

学生課(26号館1階)	TEL 048-585-6812	FAX 048-585-5939
工学部教務課(26号館1階)	TEL 048-585-6813	FAX 048-585-5939
人間社会学部教務課(30号館1階)	TEL 048-585-6301	FAX 048-585-6302

災害等による緊急時には、必ず大学に連絡し、所在と被害状況を大学に伝え連絡事項を聞いてください。

### 3. 通学定期乗車券

JR線、東武鉄道の通学定期券を購入する場合は、発行された学生証とJR、東武鉄道各駅に備付の「定期券購入申込書」に必要事項を記入し、各自購入してください。なお、学生証が通学証明書となりますので、あらかじめ学生証の裏面に氏名・学籍番号・現住所・通学区間を必ず記入しておいてください。それ以外の私鉄・都電・都バス・路線バス等で、別途、通学証明書が必要な場合は、学生課で発行しますので申し出してください。

4年生になって学外の研究機関等で卒業研究を行う場合は、学生課に卒業研究の担当教員を通じて「外部卒研通学証明書発行申請願」を提出しなければなりません。なお、各鉄道会社に申請し承認されるまで2週間程度かかりますので、早めに学生課に相談してください。

**通学定期券の不正購入や不正使用は絶対にしないでください。  
不正購入や不正使用した場合は、重い罰則を受けることになります。**

## 4. 学割証(学生旅客運賃割引証)

### 4. 1 学割証の利用条件

正課活動、課外活動、就職活動、帰省等のために遠距離で乗り物を利用する際、その乗車区間が片道 100km を超える場合は、学割証(学生旅客運賃割引証)を利用することができます。

### 4. 2 学割証の発行

学生課前の証明書自動発行機で発行ができます。

### 4. 3 学割証利用の有効期間

学割証の有効期間は、発行日から 3 ヶ月間です。

## 5. 通学の方法

### 5. 1 スクールバスの利用

本学では、下記の各駅と大学間においてスクールバスを無料運行しています。運行時刻については、各掲示板及び正門ロータリー内のスクールバス発着所に掲示します。また、本学のホームページでも確認ができます。

なお、運行時刻に変更・追加等が生じた場合は、その都度ホームページで公開します。

1. 岡部駅(JR高崎線) ⇄ 大学(約 5 分)
2. 寄居駅(JR八高線・秩父鉄道・東武東上線) ⇄ 大学(約 25 分)
3. 森林公園駅(東武東上線) ⇄ 大学(約 50 分)
4. 伊勢崎駅(JR両毛線・東武伊勢崎線) ⇄ 大学(約 50 分)
5. 新伊勢崎駅(東武伊勢崎線) ⇄ 大学(約 40 分)
6. 世良田駅(東武伊勢崎線) ⇄ 大学(約 30 分)
7. 太田駅(東武伊勢崎線・桐生線・小泉線) ⇄ 大学(約 50 分)

### 5. 2 自動車・バイクによる車両通学

自動車・バイク等による通学を希望する学生については、車両登録を行っていることを条件として、車両通学許可証を発行し、学生駐車場の利用を認めています。

車両登録を行っていない学生には、車両通学及び学生駐車場の利用を許可しません。車両通学を希望する学生は、以下の条件を満たした場合に、車両登録を行うことができます。

1. 学内開催の交通安全講習会を受講していること。
2. 原則として、公共の交通機関を利用して通学することが困難と認められる学生であり、通学距離が片道 4km 以上であること。
3. 対人保険金額が 8,000 万円以上、対物保険金額が 1,000 万円以上、搭乗者保険金額が 1,000 万円以上或いは人身傷害の補償額が 3,000 万円以上、且つ、運転者の運転者の年齢条件が適用になっている任意自動車保険に加入していること。

なお、未登録の車両で通学している学生については、学則による処分(懲戒)を行うことがあります。

車両登録を行い、車両による通学を許可された学生は、安全運転と交通法規の遵守を心がけてください。通学に関わらず、万が一、誤って事故を起こした場合は、直ちに学生課 [TEL 048-585-6812] へ連絡してください。

### 5. 3 車両登録の方法等について

以下の手順で車両登録を行ってください。

#### 1. 「車両通学許可願」を提出する

車両通学を希望する新入生については、「車両通学許可願」と「任意自動車保険契約書写し(コピー)」を、入学手続き時に提出してもらいます。なお、入学手続き翌日以降の提出については、隨時、学生課にて受け付けます。

#### 2. 「交通安全講習会」を受講する

新入生オリエンテーション期間内に実施する「交通安全講習会」を受講してください。なお、新入生オリエンテーション期間内に「交通安全講習会」を受講できなかつた車両通学希望者は、学生課に申し出してください。

※ 「車両通学許可願」を提出していなくても「交通安全講習会」は受講することができます。

#### 3. 「車両通学許可証」を受け取る

LiveCampus にて「車両通学許可証(バイク・原付はシール)」の配布時期をお知らせしますので、配布期間内に学生課で受け取ってください。

「車両通学許可証」の有効期限は、卒業までを原則とします。乗用車の場合は、車両通学許可証を外から確認できるようにダッシュボードの上に置いてください。バイク・原付の場合は、シールを車両の目につく箇所へ貼付してください。

#### 注意

- ・車両登録を行っていないなど、万が一、通学途中に車両で交通事故を起こしてしまっても、保険の申請に必要な通学認定ができません。
- ・車両登録してある内容(車種、保険等)に変更が生じた場合は、速やかに学生課に申し出してください。

### 5. 4 学生駐車場

本学には、学生駐車場・学生駐輪場があります。ルールを守って事故のないよう利用してください。

駐車場の利用に当たっては、必ず、以下の学内ルールを守ってください。

1. 学生車両は、正門からの進入を禁止します。
  2. 学内においては、徐行運転を厳守してください。
  3. 大乗殿前は緊急車両の駐車スペースのため、学生は駐車禁止です。
  4. 21号館(図書館棟)前及び26号館(正智塔)北の駐車場は外来者・教職員専用のため学生は駐車禁止です。
  5. バイク・原付・自転車にて通学する学生は、学生駐車場/駐輪場を利用して下さい。
- ※ 学内の駐車場や構内で盗難及び事故が発生した場合、大学は一切の責任を負いませんので、利用する学生各自が注意をしてください。

「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」により、自転車利用者等の自転車損害保険の加入義務化が規定されています。  
県外から、埼玉県に移住した場合も条例の適用となります。

### 5. 5 交通事故が起きたときの対応等について

交通事故は、いつ何時起くるかわかりません。事故の大小にかかわらず、必ず学生課[TEL 048-585-6812]に連絡してください。

接触事故が発生したら、その場における当事者間の解決や口約束はせず、相手方には「今後のことについては、保険会社と相談しながら話を進めさせてください。」と伝えください

い。

## 1. 交通事故が起ったときの対応

<事故現場において>

- (1) 負傷者がいる場合、負傷者を救護し、119番へ通報する。
- (2) 事故車両を他の交通の妨げにならない場所に移動させ、2次災害を防止する。
- (3) 警察(110番)へ通報する。
- (4) 相手方の情報を記録(メモ/写真等)する。
  - ・氏名、住所、連絡先(免許証等で確認)
  - ・車名、車両の色、車両登録番号(車検証等で確認)
  - ・怪我の有無(相手方に確認)
  - ・相手方の保険会社が分かる場合は、保険会社名、証券番号、連絡先
- (5) 事故現場・損傷状況を記録(メモ/写真等)する。
  - ・事故日時及び場所、道路形態、信号機の有無や色、標識の有無
  - ・双方の走行速度、停止位置、接触箇所、損傷状況
  - ・目撃者がいる場合は、目撃者の氏名、連絡先

<事故現場での対応が落ち着いたら速やかに>

- (6) 加入している任意保険会社へ連絡する。
- (7) 学生課へ連絡し、事故報告書を提出する。

## 2. 事故を起こさない安全走行のポイント

- (1) 安全速度を必ず守る
- (2) 飲酒運転は絶対にしない
- (3) 運転中にスマートフォンや携帯電話等を使用しない
- (4) 十分な車間距離をとる
- (5) カーブの手前では十分速度を落とす
- (6) 交差点では必ず安全を確かめる
- (7) 横断歩道手前では減速、歩行者がいる場合は停止する
- (8) 薄暗くなったら早めにライトを点灯する
- (9) 睡眠不足など、体調がすぐれないときは運転しない
- (10) 長距離を運転するときは、定期的な休憩をとる
- (11) 自分の運転技術を過信しない

## **6. 学生食堂**

※掲載している営業時間は、通常の営業時間です。時期や行事の有無によって営業時間が変更されますので、詳しくは毎月掲示される「食堂営業予定表」を確認してください。

### **6. 1 大食堂**

[営業時間 10時30分～14時00分]

大食堂は、22号館1階で営業しています。各種ランチ定食・カレー・ラーメン・スパゲティ・うどん・そば・弁当やおにぎりなどが一般価格より安く提供されています。

### **6. 2 カフェ・ロータス**

[営業時間 8時30分～16時00分]

カフェ・ロータスは、31号館で営業しています。朝定食(100円～※数量限定)をはじめ各種定食やカレー等が食べられます。1階は76席あり誰でも利用することができます。屋外のテラスにも20席あります。2階は女性専用のフロアになっています。28席のほかにパウダーコーナー等が設けられています。

なお、合宿等で朝・夕食を希望する場合やクラブ・サークルのコンバを計画する場合は、前もって連絡をしておくと安価で便宜をはかってくれます。利用する場合は、学生課窓口に「施設設備使用許可願」を提出してください。

## **7. セブン-イレブン埼玉工業大学店**

[営業時間 8時00分～19時00分]

セブン-イレブンは、22号館(情報システム学科棟)1階にあります。各種劇場等のチケットの購入やATM、コピー機等、学生生活を応援する設備が整っています。

## **8. 大学構内における喫煙・飲酒及び美化衛生について(遵守事項)**

1. 学内では喫煙をしないこと。
2. 学内では飲酒をしないこと。
3. 火の元には十分注意すること。
4. 構内は清潔に保つよう心掛けること。

## **9. 学生活動に関する願出・届出の提出について**

学生活動を行う際は、それぞれ願出や届出をし、許可を受けなければなりません。学生便覧に掲載されている「学生の諸活動に関する規程」・「学生の諸活動に関する規程細則」及び「学生の書類提出先」を参考にし、諸手続きを行ってください。詳細については、学生課へお問い合わせください。

### **9. 1 団体**

1. 学生が、学内で団体を設立する場合は、「学生団体結成願」を作成し、クラブ連合会の承認を得たうえで学生課に提出してください。団体を解散する場合は、「学生団体解散届」の提出が必要です。
2. 許可された団体は、毎年度5月末日までに「団体構成員名簿」を提出してください。届出のない団体は解散したものとみなされます。
3. 上記団体が学内外において活動を行う場合は、一週間前までに「大会・行事・練習・練習試合参加届」を学生課に提出し、許可を得なければなりません。

### **9. 2 集会**

1. 学生が、学内において集会を行う場合は、3日前までに「学内集会届」を学生課に提出し、許可を得なければなりません。
2. 学内の集会に学外者が参加することは原則として許可されません。

### **9. 3 掲示**

1. 学生が学内外においてビラ、ポスター、パンフレット、新聞などを掲示、または配布する場合は、前日までに「掲示許可願」もしくは「出版・印刷物配布許可願」を学生課に提出し、許可を得なければなりません。
2. 許可されたビラ、ポスターなどは、許可された期間のみ、指定された場所で配布もしくは掲示することができます。期限が過ぎた掲示物は必ず剥がしてください。

### **9. 4 大学の施設・設備等を使用する場合**

1. 本学の施設・設備または物品等を使用する場合は、3日前までに「施設・設備使用許可願」もしくは、1週間前までに「学内物品使用許可願」を学生課に提出し、許可を得なければなりません。
2. 使用した物は、必ず期限までに返却してください。
3. 使用する際は、その保全に十分留意し、万が一、紛失した場合または破損させた場合は、速やかに学生課へ届け出て、その責任を負うことになる場合があります。

### **9. 5 学生活動の注意事項**

1. [学内放送] いかなる場合でも授業時間中に放送することはできません。放送しようとする場合は、学生課に相談してください。昼休み時間や放課後に限り、許可する場合があります。
2. [金銭を伴う行為] 学内外を問わず、学生が、募金・販売など金銭の収支を伴う行為をすることは、原則として認められません。
3. [学生の政治活動、暴力行為等] 学生または学生団体が、学内において政治活動を行うことは、いかなる場合においても認められません。また、暴力行為や教育を妨げるような行為、その他学生の本分に反する行為は許しません。

## 10. 紛失物・拾得物について

最近、学内で落とし物が非常に増えています。携帯電話やゲーム機、関数電卓など精密で高価なもの、財布や通学定期、自宅の鍵や自転車の鍵、自動車の鍵などが多くなっています。また、スクールバス内での落とし物も目だっています。下車の際は十分注意してください。

誤って紛失してしまった、また拾得物があった場合には、直ちに学生課へ届け出してください。紛失物は、学生課で保管しています。貴重品以外は、26号館学生課入り口及び30号館教務課前に棚を用意して陳列しています。

※ 学生課での紛失物保管期限は、以下のとおりです。なお、保管期間が過ぎた物は処分します。

保管期間	品 物	処 分
直ちに本人へ連絡	身分証明書	
開封して本人確認後連絡	財布	
本人確認後連絡 または3ヵ月保管	USBメモリー ペンケース ノート 教科書	
6ヵ月	現金	赤十字などへ寄付
	自転車	バザー
3ヵ月	関数電卓 電子辞書 携帯音楽プレイヤー 時計 ゲーム機 傘(ビニール系以外) 衣類・靴等 メガネ・イヤホン等 その他個人が特定できないもの	バザー
	傘(ビニール系)	再利用
	スマートフォン 鍵	廃棄
1日	飲み物(ペットボトル)お菓子等 弁当箱・水筒	廃棄

バザーは、学園祭などにおいて開催し、売り上げは、日本赤十字社などに寄付いたします。

## 学 生 生 活 (II)

## 学生生活充実のために

### 1. 悩みごとなどの相談

#### 1. 1 学生相談室

##### 1. 学生相談室とは

学生相談室は、学生のみなさんが充実した学生生活を送れるように支援するための場所です。専門の相談員(臨床心理士等)が個別相談に応じています。

相談内容は、学生生活全般、勉強、部活やサークル、人間関係、将来の進路、家庭の問題など、どんなことでもかまいません。学生生活の中でなにか心配なことや不安なこと、悩んでいることがありましたら、ひとりで悩まずに学生相談室を訪れてください。

相談内容と相談する人のプライバシーは守られます。安心して来室してください。

学生のみなさんのカウンセリングのほか、教職員や学生のご家族の方からの学生に関する相談もお受けしています。

※ 学生相談室に関する詳細は、埼玉工業大学学生相談室規程を参照してください。

##### 2. 学生相談室の利用方法

相談室は原則予約制です。相談員との個別面談形式でお話を聞かせていただきます。

##### 予約方法

- (1) 大学ホームページ予約フォームからの予約
- (2) メール予約
- (3) 電話予約

申し込みの際は①氏名、②学部学科、③学年、④学籍番号、⑤希望する相談日程(日にち、時間)をお知らせください。予約フォーム、メール予約の場合は学生相談室から折り返し連絡が来てから予約完了となります。

相談する学生本人の同意があれば、友人や保証人等の方が面談に同席することもできます。

なお、面談中は電話に出られないこともありますので、その際は電話をおかけ直しいただくか、メールにてご用件をお知らせください。

- 場 所： 26号館6階 2662室・2666室（面談用のお部屋が2つあります）
- 開設時間： 午前9時30分～11時30分  
午後12時30分～4時00分（土日・祝日は閉室）
- 電話番号： 048-585-6879（学生相談室直通）
- e-mail : soudanshitsu@sit.ac.jp

学生相談室のページには以下のQRコードからアクセスできます。

学生相談室のページ(大学ホームページ)



学生相談室 予約フォーム



#### 1. 2 学生委員について(学生相談)

学内には学部・学科ごとに学生相談を担当する学生委員がいます。身近な生活の悩みやトラブル、苦情等も隨時受け付けていますので、気軽に相談してください。

また、「外国人留学生」や「障害を持つ学生」についても親身になって相談に応じます。

相談をする場合は、研究室に出向くか、メールアドレスなどで相談内容などを書き込み、合わせ

て面談日などの確認をしてください。

学生課を通じての相談も可能です。

●工学部の学生委員一覧

学科	学生委員氏名	性別	TEL	メールアドレス / ( )は研究室
機械工学科	高坂 祐顕	M	048-585-6800	kosaka@sit.ac.jp (6号館2階)
生命環境化学科	秋田 祐介	M	048-585-6893	akita@sit.ac.jp (27号館3階)
情報システム学科	望月 義彦	M	048-585-6408	motchy@sit.ac.jp (22号館4階)
基礎構造教育センター	坂梨 健史郎	M	048-585-6866	sakanasi@sit.ac.jp (26号館5階)

●人間社会学部の学生委員一覧

学科	学生委員氏名	性別	TEL	メールアドレス / ( )は研究室
情報社会学科	中川 善裕	M	048-585-6324	nakagawa@sit.ac.jp (30号館4階)
情報社会学科	本吉 裕之	M	048-585-6872	motoyoshi@sit.ac.jp (30号館5階)
心理学科	三浦 和夫	M	048-585-6332	kmiura@sit.ac.jp (30号館4階)
心理学科	伊藤 淳子	F	048-585-6323	jito@sit.ac.jp (30号館4階)

### 1. 3 ハラスメントの防止と相談について

ハラスメントとは、目的はどうであれ、他の人に不快感や屈辱感などの精神的苦痛、身体的苦痛、不利益を与える人権侵害行為を指します。

セクシャルハラスメント、パワーハラスメントはハラスメントの代表的なものであり、教育研究機関の場におけるハラスメントは、アカデミックハラスメントといわれています。ハラスメントを厳密な意味で区分することは難しく、複数の要素が重なってより深刻なハラスメントになってしまい可能性もあります。

本学では、ある言動がハラスメントに該当するかは言動を行った者の意図にかかわりなく、原則として受け手の主観的判断を基準とします。

※ ハラスメントに関する詳細は、埼玉工業大学学生ハラスメント相談室規程を参照してください。

ハラスメントにあった時やハラスメントではないかと感じた時には、ひとりで悩みを抱え込まずに学生ハラスメント相談室に相談してください。ハラスメント被害を受けた本人からだけではなく、第三者からの相談も受け付けています。

#### 学生ハラスメント相談室について(原則予約制)

- 場 所： 26号館6階 2662室・2666室
- 開設時間： 午前9時30分～11時30分  
午後12時30分～4時00分（土日・祝日は閉室）
- e-mail : [harasou@sit.ac.jp](mailto:harasou@sit.ac.jp)

#### 予約方法

- (1) 大学ホームページ予約フォームからの予約
- (2) メール予約
- (3) 電話予約

予約フォーム、メール予約の場合は学生ハラスメント相談室から折り返しの連絡が来てから予約完了となります。

- ・ 予約の際は①氏名、②学部学科、③学年、④学籍番号、⑤希望する相談日程(日にち、時間)をお知らせください。
- ・ 相談する学生本人の同意があれば、友人や保証人等の方が面談に同席することもできます。
- ・ ハラスメント相談室では、相談に際しハラスメントの被害を受けた相談者のプライバシーを最大限保護し、秘密を厳守します。
- ・ ハラスメント相談員は、相談者の事情を聞き、相談者の立場に立って迅速に対応します。安心してお越しください。

- ・ハラスメントに関する相談をしたことを理由に不利益な取り扱いをされることはありません。

学生ハラスメント相談室のページ  
(大学ホームページ)



学生ハラスメント相談室  
予約フォーム



#### 1. 4 「配慮願」の申請について

本学における「配慮願」とは、短期間に回復しない心身の障害などにより授業や学生生活に何らかの困難がある学生が、大学生活を送るうえで必要な配慮を大学に申し出ができる制度です。大学との協議を経て、合理的配慮を受けることができます。

##### 1. 申請期間

随時受け付けます。ただし申請手続きに時間を要するため、授業開始後2週間までが望ましいです。新たに病気・障害等が発生した場合、あるいは病気・障害等の状態が変わった場合はその都度申し出を受け付けます。

##### 2. 申請の流れ

- (1) 本人もしくは保証人が学生課に申し出る。
- (2) 本人（及び保証人）、学生相談員（臨床心理士等）で面談を実施し、「配慮願」の説明等を行う。
- (3) 必要に応じて以下の書類を本人もしくは保証人が学生課へ提出する。
  - ・配慮願（面談の際に書式を渡す）
  - ・障害者手帳、医師の診断書など、病気・疾患・障害等を客観的に証明できるもの
- (4) 本人（及び保証人）、学生課長、学生相談員で面談を実施し、病気・障害等の詳細や必要な配慮の内容について話し合う。
- (5) 必要に応じて教務課等と協議しながら、面談の内容をもとに学生相談員が配慮申請書を作成する。
- (6) 本人（及び保証人）が配慮申請書の内容を確認したのち、学生課長、学生相談員が配慮申請書を学科長に提出し、説明する。
- (7) 配慮申請書に基づき学科において対応を協議する。
- (8) 学科長との共有内容を、学生相談員から本人（及び保証人）へ伝える。
- (9) 配慮・サポートの内容を、学生相談員・学生課・教務課から講義担当者、必要部署へ通知する。

## 2. 学習支援センター

#### 2. 1 学習支援センターとは

学習支援センターは、みなさんの学習活動を支援するため、21号館（図書館棟）内に設けられた施設であり、学習相談や支援セミナー、ワークショップなどを実施しています。学習相談では、語学をはじめとした人文系科目から理数系科目までの広い領域を専門とするチューター（教員）とティーチングアシスタント（大学院生のTA）が、みなさんの自主的な学習をサポートします。講義期間中の月曜日から金曜日まで利用することができます。支援セミナーでは、主に高校数学と高校物理の復習を目的として専任チューターが講師となり、スケジュールに従って単元ごとの解説を行っています。大学での授業を理解するのに必要な数学と物理の基礎を学ぶことができます。

ワークショップでは、学ぶことの楽しさを知ってもらうために、さまざまなテーマで体験型の授業を行っています。気軽に受講でき、普段の講義では得られない体験をすることができます。

勉強や生活のことで尋ねたいことがあるとき、レポートを書いて聞いて聞きたいことがあるとき、空いた時間に自習したいとき、どうぞ学習支援センターの扉を開けてください。ノックなど不要です。教科書や参考書などもたくさん用意していますから、自習にも最適です。

## 2. 2 利用できるもの

学習支援センターには、勉強に必要なさまざまなもの、たとえば、授業に使う教科書や、辞書・参考書・問題集などが豊富に用意されています。これらはセンター内で自由に利用することができます。コピー機もありますので、自習するには便利でしょう。さらに、ネットワークに接続されたパソコン・コンピュータも用意しています。情報検索やレポート作成などに利用することができます。

## 2. 3 担当教員

学習支援センターには、チューター及びティーチングアシスタントが在室しており、学習のことについて質問・相談ができます。

チューターの専門分野は物理・化学から文学・哲学までと幅広く、さまざまな相談に対応することができます。語学のこと、数学、物理、化学、情報、教職など、知りたいことが生まれたら支援センターに行ってみましょう。コンピュータについても、基本的な使い方からプログラミングのことまで相談することができます。

勉強のことで質問したいときは、担当曜日・時間を確認して訪ねてみましょう。もちろん、そのチューターの専門分野以外の用件であっても利用できます。また、支援センターから各科目の先生に連絡をとり、相談することも可能です。

## 2. 4 開館時間

原則として、月～金曜日は 10 時 30 分から 18 時 30 分まで開館しています。

開講科目、担当教員、開講時間などの詳細は、埼玉工業大学学習支援センターホームページで確認してください。

## 3. 健康相談

心身が健康であってこそ、学生生活を楽しむことができます。病に倒れてしまっては何もできません。身体的疾病を解決することにより、精神的な不安も解消されます。自己の健康管理のポイントは「早期発見」です。

### 3. 1 保健室の利用

授業中や課外活動中など学内での体調不良や、思ひぬケガをしたときは、すぐに保健室または学生課へ申し出てください。

場所：21号館(図書館)1階

※ 開室時間は、学生掲示板及びLiveCampusにてお知らせいたします。

### 3. 2 定期健康診断

学生課では、毎年、全学生を対象とした、定期健康診断を実施しています。

新入生は、4月のオリエンテーション期間内に、1年生から3年生は、2月上旬に行っています。

定期健康診断は、学生の皆さんの健康維持、疾病の早期発見のために毎年行っていますので、必ず受診するようしてください。

定期健康診断の実施項目は、以下の通りです。

X線間接撮影、尿検査、血圧、視力、色覚、内科検診、身体計測(身長、体重)、血液検査

定期健康診断の実施日は、LiveCampusにてお知らせいたします。

健康診断に無関心でいると、取り返しのつかない事態になります。就職の斡旋や日本学生支援機構の奨学生推薦ができないことがありますので十分注意してください。

### 3. 3 健康診断証明書の発行

定期健康診断を受けた学生は、健康診断書を発行することができます。

4年生は、就職活動に必要な書類ですから、必ず受診してください。

健康診断書の発行は、26号館学生課前の証明書自動発行機で行ってください。

手数料は1通300円です。なお、4年生が就職活動に使用する場合は1通100円です。

### 3. 4 健康診断結果報告書の発行

定期健康診断を受けた学生には、LiveCampus(学生カルテ内)で健康診断結果報告書を公開します。受診したそれぞれの項目の検査結果が一目でわかるものです。医師による総合判定のコメントを参考にして、「検査を要する」との判定には、医師の再検査を至急受け、再検査の結果を学生課に報告してください。

### 3. 5 保険証の携帯

保険証は常に携帯し、思いがけないケガや病気に備えるよう心がけてください。

### 3. 6 飲酒の恐ろしさ

#### 1. 「イッキ飲み」の禁止

「イッキ、イッキ」の掛け声とともに大量のお酒を短時間で飲むイッキ飲みは、体内のアルコール分解のサイクルを無視した非常に危険な飲み方です。肝臓での代謝が追いつかず、アルコールの血中濃度が急速に高まって、呼吸中枢などの中枢神経が麻痺(マヒ)してしまう急性アルコール中毒になりやすいのです。時には脳の麻痺が進み、意識が混濁、呼吸も麻痺して死に至る場合もあります。

酔いつぶそうと思って飲ませ死なせたら『傷害致死罪』、そんな意図がなくても、相手が酒に溺れて死亡したら『過失致死罪』、一緒に飲んで相手が泥酔の状態におち、そのまま放置したら『保護責任者遺棄』、さらに死傷に至ったら『遺棄致死傷』等、法的な処分が科せられます。この問題は他人ごとではなく、本学でもここ数年、新入生歓迎コンパやサークル活動の仲間内の飲み会等で“急性アルコール中毒”で病院に運ばれた学生が少なくありません。

お酒は適量飲めばストレスが発散され、場の雰囲気も盛り上がり、時には楽しいものです。しかし、誤った飲み方をした場合には、どんな人でも死に至る恐ろしいものもあります。大学生だからといって無理をしても平気だらうと自負している学生は、考えや認識を改める必要があります。

#### 2. 飲酒の心得5ヶ条

- (1) 「イッキ」飲みは決してしない、させない
- (2) 飲めない人にはすすめない
- (3) 体調が悪い日、風邪薬や痛み止めなどの薬を飲んでいるときは、飲まない
- (4) 食べながら、ゆっくり飲む
- (5) 飲める人でも「ほろ酔い」段階で切り上げる

#### 3. 「20歳未満の者の飲酒」の禁止

日本では「20歳未満の者の飲酒の禁止に関する法律」によって、20歳未満の飲酒が禁じられていますが、その目的は未成年者をアルコールの害から守ることにあります。

人間の成長期は心身ともに未発達です。アルコール分解能力も大人に比べて未熟なため、脳細胞への悪影響、性ホルモンを作り出す臓器の機能が抑制されるなど、未成年者の飲酒は健全な発育を阻害することになります。

#### 4. 「飲酒運転」の禁止

車の運転には機敏な反射能力や的確な判断能力が必要ですが、お酒を飲むことによってそうした能力は低下します。飲酒による視力の低下はいちじるしく、視野は狭くなってしまいます。末梢神経の反射運動能力が損なわれ、集中力が落ち、スピードの出しすぎ、ブレーキの踏み遅れやハンドル、アクセルの操作が乱暴になります。

酒気帯び運転、酒酔い運転は、一步間違えば本人だけでなく、関係のない他人をも悲劇に巻き込

む重大な事故につながります。道路交通法で「何人も酒気を帯びて運転してはならない」と言っているのは、こうした飲酒運転の恐ろしさによるものなのです。一口でも飲んだら車の運転はしない、運転をするなら一口も飲まないという強い意志を持ちましょう。

- 詳細は、以下の「(公財)アルコール健康医学協会」のホームページを確認してください。  
<http://www.arukenkyo.or.jp/>

### 3. 7 エイズに関する基礎知識

エイズ(AIDS)は、Acquired Immune Deficiency Syndrome の頭文字をとったもので、日本語では「後天性免疫不全症候群」といいます。エイズを起こすウイルスはHIV(ヒト免疫不全ウイルス)といい、一般的にエイズ・ウイルスと呼ばれます。

エイズは、外から感染したエイズ・ウイルスによって、からだの免疫機能が破壊され、さまざまな病原体に感染しやすくなる病気です。治療方法も進歩し、延命できる人も増えてきましたが、まだ治すことが難しい病気です。また、だれでもかかりうる病気です。感染経路は性行為・血液・母子感染の3つです。急増しているのは性行為感染です。正しい予防をしなければ、だれでもHIVに感染する危険性があります。日常生活(握手・入浴・食べ物を分け合う・プール)では感染しません。HIVに汚染された血液・精液・膿分泌液の粘膜への直接接触を防ぐことで十分に予防できます。現在のところ、性行為感染を防止できる確実な方法はコンドームの正しい使用です。

自分が感染したかもしれないと思われる場合は、ためらわずに検査を受けてください。一応の目標として、最後の心当たりから、12週間たってから後の検査をお勧めします。

- 詳細は、以下の「(公財)エイズ予防財団」のホームページを確認してください。  
<https://www.jfap.or.jp/>  
専門の相談員が直接お答えします。  
フリーダイヤル 0120-177-812 (携帯電話からは 03-5259-1815)  
機関ではプライバシーが守られるように、きちんと配慮がされております。  
全国の保健所でも匿名で相談または検査が受けられます。費用は原則無料です。

### 3. 8 禁煙運動について

タバコはなぜよくないか(百害あって一利なし)

タバコの害で代表的なのは肺がんです。喫煙者の肺がん死亡率は吸わない人の実に4倍以上。また喫煙は動脈硬化を促進したり、ビタミンCが大量に消耗されて感染症にかかりやすくなります。さらに怖いのは間接喫煙。タバコの害は主流煙(本人が吸ったタバコの煙)よりも副流煙(間接喫煙:他人が吸ったタバコの煙)のほうが強いため、家族や周囲の人にも大きなリスクを与えてしまいます。このようなことから本学も学生諸君の健康を守るため、また、快適な空間を維持するため禁煙運動を推進しています。

### 3. 9 大麻・危険ドラッグなどの薬物の乱用防止について

たった一度の使用が人生を台無しに!

昨今、報道されている「大学生による大麻等違法薬物の所持・乱用」ならびに「危険ドラッグの服用によって引き起こされた事故・事件」が大きな社会問題になっています。大麻を始めとする違法薬物や危険ドラッグは、その使用ばかりでなく、所持・栽培・製造・売買等も、法律で厳しく罰せられます。

- 違法な薬物の使用は、自身の健康と精神を破壊し、悲惨な学生生活につながってしまいます。
- 学生の皆さんには、違法薬物や危険ドラッグの所持、使用の危険性を十分認識し、本学の学生として責任ある自覚と良識ある行動をとるよう強く望みます。
- 詳細は、以下の「厚生労働省薬物乱用防止」のホームページを確認してください。  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/iyakuhin/yakubuturanyou/](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iyakuhin/yakubuturanyou/)

### 3. 10 若年女性に急増中の子宮頸がんについて

近年、子宮頸がんは20歳代の若年層で、急激に増えています。子宮頸がんの原因は、「ヒト・パピローマウイルス (HPV : Human Papilloma virus)」の感染が関連しているとされており、HPVは性

交経験があれば誰にでも感染しうる、ごくありふれたウイルスで、女性の約8割が50歳までに感染を経験すると言われています。検診により、HPV感染から“がん化”する前の異形成という状態を発見することが可能で、初期に発見できれば子宮頸部の一部を切除する手術で治療することができ、治療後の妊娠・出産も可能です。手遅れとなる前に、定期的な検診を受けましょう。

- 詳細は、以下のホームページを確認してください。

国立がん研究センターがん対策情報センター

<https://www.ncc.go.jp/jp/cis/>

特定非営利活動法人 子宮頸がんを考える市民の会

<https://love49.org/>

子宮頸がん予防情報サイト「もっと守ろう」

<https://www.shikyukeigan-yobo.jp/>

### 3. 1.1 大学周辺の主な医療機関

思いがけない病気やケガの時のためには、本学周辺の医療機関の一部を紹介します。

#### 【深谷地区】

佐々木病院	(内, 外, 整, 形成, 脳外, 循, 皮, リハ)	深谷市西島 2-16-1 048-571-0242
桜ヶ丘病院	(内, 消, 婦, 循, 小)	深谷市国濟寺 408-5 048-571-1171
益岡医院	(内, 外, 整, 消, 循)	深谷市岡部 1249-10 048-585-5657
上柴クリニック	(内, 外, 消, 循, 放)	深谷市上野台 2321-2 048-574-7770
はしもとクリニック	(内, 外, 消, 血内)	深谷市西島町 2-2-2 048-551-8410
ふかやクリニック	(内, 整, リハ, リウ, 心内, 精, 消, 小)	深谷市宿根 245-1 048-574-0022
あだち医院	(内, 消, 外, リハ)	深谷市上柴町東 5-15-14 048-551-0222
清水内科クリニック	(内, 消, 循, リハ)	深谷市人見 445-1 048-573-1197
白倉医院	(内, 消, 小)	深谷市稻荷町 3-3-1 048-571-0169
四元医院	(内, 外)	深谷市上柴町西 1-4-1 048-573-5200
今井医院	(内)	深谷市寿町 52 048-572-7728
安達皮膚科医院	(皮)	深谷市上柴町西 4-4-19 048-571-2301
石川医院	(耳)	深谷市西島 3-17-65 048-571-0038
正田眼科	(眼)	深谷市稻荷町 1-2-15 048-571-1198

**【深谷地区】**

ふかや眼科	(眼)	深谷市西島町 3-14-8 048-572-3910
高橋眼科医院	(眼)	深谷市栄町 1-47 048-571-0318
橋本歯科医院	(歯)	深谷市山河 1234-2 048-585-1101
新井歯科医院	(歯)	深谷市上柴町東 5-14-12 0120-860-441
大濱歯科医院	(歯)	深谷市東方町 3-19-14 048-573-8266
太宰歯科クリニック	(歯)	深谷市上野台 2904-14 048-573-7800

**【本庄地区】**

本庄総合病院	(内, 小, 外, 整, 脳外, 眼, 耳, 皮, 泌)	本庄市北堀 1780 0495-22-6111
本庄駅前病院	(内, 外, 整, 形, 消, 肛, リハ, 皮)	本庄市駅南 1-2-32 0495-22-2163
田所医院	(内, 外, 循, 放, 呼, 消, 整)	本庄市けや木 1-8-2 0495-22-3445
岡病院	(内, 消, 循, 泌)	本庄市北堀 810 0495-24-8821
上武病院	(内, 精, 歯)	本庄市小島 5-6-1 0495-21-0111
松本産婦人科医院	(婦, 産, 女性内科)	本庄市千代田 1-1-26 0495-24-3377
服部クリニック	(眼, 耳)	本庄市東台 4-1-22 0495-24-4671
春山眼科医院	(眼)	本庄市けや木 1-5-5 0495-21-2160
中央歯科医院	(歯, 矯正)	本庄市駅南 2-15-3 0495-21-1807

**【熊谷地区】**

熊谷総合病院	(内, 外, 胃, 産, 耳, 小, 眼整, 皮, 泌, 脳, リハ, 放)	熊谷市中西 4-5-1 048-521-0065
藤間病院	(内, 外, 消, 循, 整, 泌, 産, 整)	熊谷市末広 2-137 048-522-0600
ティアラ 21 女性クリニック	(婦人科内科・女性の心と身体の悩み相談ほか)	熊谷市筑波 3-202 5F 048-527-1122
はぎわら眼科	(眼)	熊谷市玉井 1744-1 048-533-1177

## 4. 奨学金制度

奨学金制度は、教育の機会均等の精神に基づき、独立行政法人日本学生支援機構をはじめとする各種の団体により設けられています。

これらの制度は、学業成績・人物ともに優秀であって経済的に援助を必要としている学生に対して奨学金を貸与または給付するものです。奨学金関係の事務は、学生課で扱っています。

奨学金制度により、出願資格・貸与または給付の期間・金額・申請に必要な書類が異なります。

奨学金関係の説明会や募集案内に関する連絡は、すべて LiveCampus にて案内しますので、見落とすことのないよう十分注意してください。

### 4. 1 学校法人智香寺学園特別奨学金制度(給付)

1. 目的 学部学生で学業・人物ともに優秀なものに、奨学金を授与し、これを奨励する。
2. 資格 2年生以上で、前年次の成績が優秀かつ健全な学生と認められた者。
3. 給付額 10万円
4. 採用決定 各学科の学科長が推薦し、理事会審査を経て、毎年度始めに決定する。

### 4. 2 埼玉工業大学後援会奨学金制度(給付)

1. 目的 埼玉工業大学後援会の趣旨に基づき、学生の学業成就と成績向上を助成する。
2. 資格 2年生以上で、学業・人物ともに優秀で、経済的理由により学業の継続困難と認められる者。ただし、他の学内外諸団体の奨学金を受給していない者に限る。
3. 給付額 10万円
4. 採用選考 希望者の申請に基づき、学生委員会が選考する。
5. 採用者数 25名程度
6. 募集時期 每年6月

### 4. 3 埼玉工業大学後援会留学生奨学金制度(給付)

1. 目的 埼玉工業大学後援会の趣旨に基づき、留学生の学業成就と成績向上を助成する。
2. 資格 2年生以上の在留資格「留学」を有する私費留学生で、学業・人物ともに優秀な者。ただし、他の学内外諸団体の奨学金を受給していない者に限る。
3. 給付額 10万円
4. 採用選考 希望者の申請に基づき、学生委員会が選考する。
5. 採用者数 若干名
6. 募集時期 每年6月

### 4. 4 浄土宗 宗立・宗門校奨学金制度(給付)

1. 資格 4年生で、志操堅固かつ学術優秀なる者。
2. 給付額 10万円
3. 採用者 4年生から5名(各学科1名)
4. 採用選考 学科長の推薦

#### 4. 5 日本学生支援機構奨学金（貸与奨学金）

独立行政法人日本学生支援機構の奨学金は、勉学に励む意欲があり、またそれにふさわしい能力を持った学生が経済的理由により修学をあきらめることのないよう支援することを目的として国が実施する制度です。貸与奨学金には、「第一種奨学金」（無利子）と、「第二種奨学金」（有利子）があります。このほかに、入学時の一時金として「入学時特別増額貸与奨学金」（有利子）があります。

##### 1. 貸与月額

第一種奨学金		第二種奨学金
自宅通学者の場合	2～4万円または5.4万円 〔学生が選択〕	2～12万円 〔学生が選択〕
自校外通学者の場合	2～5万円または6.4万円. 〔学生が選択〕	

##### 2. 入学時特別増額貸与奨学金

- (1) 入学時特別増額貸与の対象者は、4月を始期として奨学金の貸与を受ける者で、初回の月額に増額して貸与を希望するものです。
- (2) 申込みは、所得が少ないために日本政策金融公庫の教育ローンが利用できなかった世帯（当該融資に係る世帯収入の上限を超えるものを除く）、または申込時の家計基準における認定所得が0（ゼロ）評価となる者の子弟に限られます。
- (3) 貸与額は、10・20・30・40・50万円から選択できます。
- (4) 奨学金の第1回目の振込時に全額が上乗せされます。
- (5) 入学時特別増額貸与奨学金だけを借りることはできません。

##### 3. 募集時期

4月中旬頃に募集を行います。状況により追加募集や二次募集を行うこともあります。

募集・継続の手続については、すべてLiveCampusにて案内しますので、見落としのないよう注意し、必ず説明会に出席してください。

家計支持者の失職・急死または火災や災害（台風・地震）等により、家計が急変し、緊急に奨学金の貸与が必要となった場合は、定期以外の採用（応急・緊急）があります。  
学生課に相談してください。

- 詳細は、以下の「日本学生支援機構」のホームページを確認してください。  
<https://www.jasso.go.jp>

#### 4. 6 日本学生支援機構奨学金（給付奨学金・授業料等の減免）

経済的理由で大学・専門学校への進学をあきらめないよう、世帯収入の基準を満たしていれば、成績だけで判断せず、しっかりとした「学ぶ意欲」があれば支援を受けることができます。また、給付型奨学金の対象となれば、大学・専門学校等の授業料・入学金も免除または減額されます。

##### 1. 募集時期

4月中旬頃に募集を行います。状況により追加募集や二次募集を行うこともあります。

募集・継続の手続については、すべてLiveCampusにて案内しますので、見落としのないよう注意し、必ず説明会に出席してください。

- 詳細は、以下の「日本学生支援機構」のホームページを確認してください。  
<https://www.jasso.go.jp>

#### 4. 7 留学生関係の奨学金制度

1. 留学生受入れ促進プログラム（文部科学省外国人留学生学習奨励費）
2. 公益財団法人ロータリー米山記念奨学金
3. 公益財団法人平和中島財団奨学金

等に実績があります。

詳しい内容については、募集の依頼があり次第、その都度LiveCampusにて案内します。

不明な点については、学生課に問い合わせてください。

#### 4. 8 その他の奨学金制度

都道府県教育委員会、地方公共団体、その他民間団体等の奨学金制度がありますので、募集の依頼があり次第、所定の掲示板に掲示及びLiveCampusにて案内します。

#### 4. 9 教育ローン

##### 「国の教育ローン」 教育一般貸付(日本政策金融公庫)

「国の教育ローン」は、高校、短大、大学、専修学校、各種学校や外国の高校、大学等に入学・在学する学生等の家庭を対象とした公的な融資制度です。

- ① 融資額 学生・生徒 1人あたり 350 万円以内  
※ 一定の要件に該当する場合は 450 万円以内
- ② 利率 年 1.95% [母子家庭は年 1.55%] (令和 4 年 12 月 1 日現在)
- ③ 返済期間 18 年以内
- ④ 用途 入学金、授業料、教科書代、アパート・マンションの敷金・家賃など
- ⑤ 返済方法 毎月元利均等返済 (ボーナス時増額返済も可能です)
- ⑥ 問い合わせ 教育ローンコールセンター  
電話番号 : 0570-008656(ナビダイヤル) または 03-5321-8656

- 詳細は、以下の「日本政策金融公庫(国の教育ローン)」のホームページを確認してください。  
<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html>

#### 4. 10 提携教育ローン

##### 1. オリエントコーポレーション学費サポートプラン(学費分納制度)

本学と提携する(株)オリエントコーポレーションの学費サポートプランの利用者に対し、学生の在学期間中における利子相当額について、奨学金として支給いたします。

「学費サポートプラン」は、入学金や授業料などの納付金を、Web または郵送で申込手続きができる学費の分割納付制度です(来店や所得証明書は不要です)。

- ① 申込先 (株)オリエントコーポレーション  
資料請求先 : 学費サポートデスク  
電話番号 : 0120-517-325 (平日 9:30 ~ 17:30)  
※ 大学のホームページより申込みが可能です。
- ② 利用対象者 本学に入学または在学する学生の保証人  
※ 審査結果により、このプランの利用ができない場合があることを了承ください。
- ③ 対象費用 入学金・授業料・諸会費等の学校納付金
- ④ 利用可能額 納付書記載金額(利用累計 500 万円まで)  
利用金額は、(株)オリエントコーポレーションから埼玉工業大学へ直接振り込まれます。  
申込に必要なものは、新入生の場合「合格通知の写し」、「納付書の写し」、在学生の場合「学生証写し」、「納付書の写し」などです。
- ⑤ 返済方法 「通常分納」、「ステップアップ分納(在学期間中利払)」のどちらかを選択します。
- ⑥ 利子補給 利率は、固定金利 年率 3.3% (令和 4 年 12 月 1 日現在)  
利子補給期間は在学中に限り、給付は埼玉工業大学より奨学金として、保証人の銀行口座に振り込みいたします。なお、利子補給の利率の上限は年率 5% となります。また、本プラン以外の教育ローンは、利子補給の対象となりません。
- ⑦ 問合せ先 埼玉工業大学会計課  
電話番号 : 048-585-6810 (平日 9:00 ~ 17:30)

##### 2. 群馬銀行教育ローン

本学と提携する(株)群馬銀行の教育ローンで、金利の優遇があります。詳しくは、(株)群馬銀行のホームページ(<https://www.gumabank.co.jp/teikei/kyoiku/>)で学校コード(ID):92910 を入力するか、学費の納入書に同封してあるパンフレットをご参照ください。ただし、この提携教育ローンは利子補給制度の対象とはなりません。

## 5. 生活相談

学生生活を送るうえでの相談を、学生課が対応しています。

### 5. 1 アパートの紹介

自宅から通学できない学生のためにアパートを斡旋しています。最新の情報は、学生課にて確認してください。

#### 1. 住まいを借りるときの心構え

- (1) トラブルを避けるために契約内容(敷金・礼金・家賃・駐車場・その他の費用・契約期間等)をよく確認してから契約してください。  
また、近隣の生活環境等を確認し、必ず物件の下見をしてください。  
下見をする場合、家主さんや不動産会社に日程を連絡してから訪ねてください。
- (2) 「家主さんとの直接契約の物件」と「不動産会社の物件」と2種類あります。それぞれ契約内容が違いますので、注意してください。  
※「家主さんとの直接契約の物件」は、大学近隣の家主さんからの物件で、大学から安価な家賃の設定を依頼しています。  
※「不動産会社の物件」は、近隣の不動産会社の情報を記載しています。契約内容はそれ異なるので、十分注意してください。
- (3) 部屋の条件に納得できたら、賃貸契約をしてください。
- (4) 契約後、不都合なことがあつたら、学生課に相談してください。
- (5) 入居後は、騒音などには十分な配慮をしてください。
- (6) 自治体によりゴミ処理等の決まりごとが違います。契約時に家主さん、不動産会社から情報を集め、近隣に迷惑をかけないよう心掛けてください。
- (7) あらゆるトラブルには誠心誠意あたり、それでも解決できない場合は、学生課に相談してください。

部屋が決まり、引っ越しを終えたら、いよいよ新生活が始まります。一人暮らしは自立への第一歩。お金もしっかりと管理しなければなりません。予算内で生活できるよう金銭を管理することが大切です。「収支のバランス」を常に心がけて生活しましょう。

### 5. 2 アルバイトの紹介

アルバイトは、学業を優先に考え、無理のない自分にあったものを選ぶことが必要です。

深夜におよぶアルバイトに就き、授業を犠牲にして退学する学生も見受けられます。健康を害さないよう、学生各自が慎重に選んでください。

26号館1階掲示板のアルバイト求人票を見て自分に適したものがあった場合は、直接求人先に連絡してください。また、アルバイトを始める前に労働条件などをよく確認し契約してください。なお、不安や疑問がある場合は、遠慮なく学生課に相談してください。

### 5. 3 国民年金の加入

満20歳になると国民年金への加入が義務づけられています。これまでに、国民年金に加入していないかったために、在学中に事故や病気で障害の状態になってしまっても、障害基礎年金が受けられなかつたという事例もあります。20歳になったら必ず国民年金に加入してください。

#### 1. 国民年金は、こんなリスクに対応

- (1) **障害基礎年金**  
国民年金の被保険者が障害を負った場合、一定の条件を満たしていれば障害基礎年金が受給できる。障害の程度による定額制。
- (2) **老齢基礎年金**  
原則として65歳から受け取ることができる。受け取るためにには、国民年金の納付期間や免除期間およびカラ期間(合算対象期間)と、厚生年金に加入していた期間を合算し、10年以上の

期間が必要。国民年金保険料を納めた期間や免除を受けた期間によって受け取る年金額は異なる。

### (3) 遺族基礎年金

国民年金に加入中の人が亡くなった場合に、18歳未満の子をもつ妻や、両親のいない18歳未満の子などに支給される。老齢基礎年金をすでに受給していた人や、受給資格の要件を満たす人が亡くなつた場合にも支給される。ただし、死亡した人について保険料納付済期間(保険料免除期間を含む)が加入期間の3分の2以上あること。

## 2. 国民年金の学生納付特例制度について

本学で学生納付特例の申請手続きができます。

学生納付特例とは、所得が少なく保険料を納めることが困難な20歳以上の学生の方が、将来、年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金が受け取ることができなくなること等を防止するため、本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。大学の申請手続窓口は、学生課です。

- 詳細は、以下の「日本年金機構」のホームページを確認してください。

<https://www.nenkin.go.jp/>

## 5. 4 悪徳商法【こんな手口が君を狙っている】

### 1. 訪問・通信販売等への注意

大きな社会問題となっている「悪徳商法」のはこ先が学生に向けられ、ここ数年、訪問販売・街頭アンケート・通信販売・インターネット通販などの悪徳商法に引っかかりトラブルに巻き込まれ苦労している学生が後を絶ちません。これら悪徳商法について、代表的な実例を紹介します。安いな気持ちで契約を結ばないよう、くれぐれも注意することが必要です。

#### 〈悪徳商法の実例〉

##### (1) 資格取得商法

特定の民間団体が、さも所轄官庁の認可を受けたかのように装ったものや、大学が承認している資格と称して、通信教育などの手段で資格が得られることをうたい文句に、実態の不明確な講習会や国家試験として資格を売るもの。

##### (2) キャッチ・セールス

街で通行人に「アンケートに協力してください」などと声を掛け、長時間執拗に説得されたのち、化粧品や健康食品、エステなどの高額なクレジット契約をさせるもの。

##### (3) アポイント商法

突然、下宿・アパートや自宅に手紙や電話などで「〇〇賞品が当選しました」などといって誘い出し、実益のない特典をたくさんに説明し、パソコンやビデオなどを売りつけるもの。

##### (4) マルチ(まがい)商法

ネズミ講と商品販売を組み合わせた方法で、次から次へと会員を増やしながら会員数(集金組織)を拡大していくことにより利益を上げるもの。

(例) 自動車部品、化粧品、洗剤、教材の販売等

##### (5) かたり商法

消防署、保健所などの公的機関から来たとかたり(思わせ)、消火器等の商品を売りつけるもの。

##### (6) ネガティブ・オプション商法

注文していないのに勝手に商品を送りつけ、代金を請求してくる凶々しい方法です。代金を支払う義務も送り返す義務もありません。ただし、送られてきたものは14日間保管する必要があります。(業者に引き取り請求した場合は7日間)

その後の処分は自由です。自分が注文していないものは受け取りを拒否しましょう。

##### (7) インターネット通販トラブル

最近非常に多くなっているのがこのトラブルです。インターネットで商品を注文して、料金を支払ったにも係わらず商品が届かない。ホームページ自体が削除されている等です。所在地

- や担当者名、電話番号等に不備があるショップとは取引をしないでください。
2. クーリング・オフ(Cooling off)
- 「クーリング・オフ」とは、訪問販売や電話勧誘販売などの不意打ち的な販売で断り切れず契約したとき、一定の期間内であれば消費者が事業者との間で申込みまたは締結した契約を無条件で撤回・解除することができる制度のことをいいます。
- クーリング・オフの期間は、契約した日から8日以内、マルチ・現物まがい商法は14日以内です。この期間内に、書面で、「クーリング・オフ」を業者に通知しなければなりません。その際は、電話でなく、必ず書面(出来れば「内容証明書郵便」が望ましい)にて対応してください。ハガキで出す場合はコピーを取って「簡易書留」で送付してください。
- クレジット払いのときは、念のため業者と同様の書面をクレジット会社にも送付する必要があります。なお、郵便・電話・FAXなどで申込む通信販売は、クーリング・オフの適用がありませんので注意してください。
3. 困ったときの相談先は？
- (1) トラブルに巻き込まれたら、直ちに学生課【TEL 048-585-6812】へ連絡してください。
  - (2) (一財)日本消費者協会消費者相談室 TEL 03-5282-5319  
<https://jca-home.jp/sodan/>
  - (3) 埼玉県消費生活支援センター熊谷 TEL 048-524-0999  
<http://www.kokusen.go.jp/map/11/center0039.html>
  - (4) 最寄りの消費生活センター
4. 悪徳商法から身を守る7ヶ条
- (1) 勇気を持ってきっぱり断る。「いいです。」「結構です。」とあいまいな言葉は使わない。
  - (2) 「無料」「あなただけ」「絶対儲かる」などの誘いには要注意。
  - (3) 知らない電話番号にかけない、メールに返信しない。怪しいサイトに入らない。
  - (4) 商品の本質を見極める。本当に欲しいか自分に問い合わせる。
  - (5) 契約書は、その場でしっかりと読む。契約は慎重に。
  - (6) クレジット1回分の価格に惑わされない。甘い誘惑とやさしい言葉に気をつける。
  - (7) 1人で悩まず家族や身近な友人等に早く相談する。

## 6. 厚生施設

### 6. 1 温水プール施設「パティオ」について

深谷市の「アクアパラダイス・パティオ」は、年間を通じて利用することができる全天候型ウォーター・パークです。(住所:埼玉県深谷市樫合763, TEL:048-574-5000)

本学の学生が「アクアパラダイス・パティオ」を利用する場合は、パティオの受付に学生証を提示し、利用料金800円の半額を支払い、受付台帳に学籍番号を記入してください。

- 詳細は、以下の「アクアパラダイス・パティオ」のホームページを確認してください。

<https://patio.or.jp/>

## 7. オフィス・アワーについて

本学では、修学に関するあらゆる相談や指導に対応するためにオフィス・アワーを設けています。2023年度に関しては、現在のコロナウイルス感染症の流行状況を考慮し感染防止に注意した上で、対面でのオフィス・アワーを設けています。相談日や時間はそれぞれの先生や学科により異なりますので、下記の時間を参考に積極的に活用してください。加えて、対面でのミーティングに抵抗のある方のために、Zoomにてオンライン・オフィス・アワーも提供しています。相談には、事前に予約が必要な場合がありますので、注意してください。

予約が必要となるオンライン・オフィス・アワーの場合は、個別にE-mailで連絡して下さい。

### <機械工学科>

教員名	期間	曜日	相談時間	室番	予約	メールアドレス
長谷 亜蘭	通年	木	12:40 ~ 13:10	622B	要予約	alan_hase@sit.ac.jp
趙 希祿	通年	月	17:30 ~ 18:30	625A	要予約	zhaoxilu@sit.ac.jp
皆川 佳祐	通年	月	12:35 ~ 13:20	624B	要予約	mina@sit.ac.jp
萩原 隆明	通年	月	16:50 ~ 17:50	625B	不要	t-hagiwara@sit.ac.jp
安藤 大樹	通年	火	12:40 ~ 13:15	621A	要予約	ando@sit.ac.jp
上月 陽一	通年	火	9:10 ~ 10:40	626B	不要	kohzuki@sit.ac.jp
高坂 祐顕	通年	月	16:50 ~ 18:30	627A	不要	kosaka@sit.ac.jp
福島 祥夫	通年	月	16:30 ~ 17:30	2758	不要	fuku-shio@sit.ac.jp
河田 直樹	通年	木	12:40 ~ 13:15	626A	不要	kawada@sit.ac.jp
五味 伸之	通年	月	16:30 ~ 18:00	2757	不要	n_gomi@sit.ac.jp
福地 亜宝郎	通年	水	12:40 ~ 13:10	628B	要予約	apollo-fukuchi@sit.ac.jp
長井 力	通年	水	17:00 以降	627B	不要	nagai@sit.ac.jp
岡田 和也	通年	月・火	16:50 ~ 18:30	2753	要予約	kokada@sit.ac.jp
政木 清孝	通年	水	12:40 ~ 13:10（事前連絡にて日時調整可）	627A	要予約	masaki-k@sit.ac.jp

<生命環境化学科>

教員名	期間	曜日	相談時間	室番	予約	メールアドレス
岩崎 政和	前期 後期	火・木 火・水	12:35～13:20	213	予約が望 ましい	iwasaki@sit.ac.jp
石川 正英	前期 後期	水・金 火・金	12:35～13:20	225	なるべく 予約	ishikawa@sit.ac.jp
熊澤 隆	通年	金	12:35～13:20 16:50～18:30	123B	要予約	kumazawa@sit.ac.jp
長谷部 靖	通年	木・金	12:35～13:20	222	要予約	hasebe@sit.ac.jp
有谷 博文	通年	火～金	12:35～13:20 (および 講義等時間外は随時)	134	不要 (事前連絡 希望、メル 可)	aritani@sit.ac.jp
木下 基	通年	火	12:35～13:20	141	要予約	mkinoshita@sit.ac.jp
松浦 宏昭	通年	水 木	12:35～13:20	144	要予約	matsuura@sit.ac.jp
秋田 祐介	前期 後期	木 水	13:00～16:00	2731	要予約	akita@sit.ac.jp
秦田 勇二	前期 後期	金 木	13:00～16:00 13:00～16:00	2735	要予約	hatada@sit.ac.jp
本郷 照久	通年	水	12:35～13:20	214	要予約	hongo@sit.ac.jp
田中 瞳生	通年	月～金	12:35～13:20 (および 講義等時間外は随時)	131	要予約	mutsuo-tanaka@sit.ac.jp

<情報システム学科> ※なるべくメールで予約して下さい

教員名	期間	曜日	相談時間	室番	予約	メールアドレス
渡部 大志	通年	月	16:30~17:00	2243	※	dw@sit.ac.jp
曹 建庭	通年	火	12:30~13:10	1924	※	cao@sit.ac.jp
吉澤 浩和	通年	金	12:30~13:10	1943	※	yoshiz_h@sit.ac.jp
松井 章典	通年	火, 木, 金	12:30~13:15	2755	※	matsui@sit.ac.jp
鯨井 政祐	通年	火	9:10~10:50	2242	※	kujipon@sit.ac.jp
井上 聰	前期 後期	水木 火木金	12:20~13:10	2237	※	inoue@sit.ac.jp
橋本 智己	通年	月	12:15~13:00	2756	※	tomomi@sit.ac.jp
伊丹 史緒	通年	金	15:00~16:00	1935	※	itami@sit.ac.jp
前田 太陽	通年	金	16:50~18:30	2246	※	maedat@sit.ac.jp
山崎 隆治	通年	金	14:30~15:30	2236	※	yamazaki@sit.ac.jp
佐藤 進	前期 後期	火 木	13:00~15:00 11:00~13:00	1944	※	ssato@sit.ac.jp
望月 義彦	通年	火	17:00~18:30	2248	※	motchy@sit.ac.jp
村田 仁樹	通年	火 木	13:00~14:30	2743	※	m.murata@sit.ac.jp
藤田 和広	前期 後期	火 水	13:30~14:30 15:30~16:30	1936	※	kfujita@sit.ac.jp
中村 晃	通年	火	15:30~16:30	2746	※	akira-nakamura@sit.ac.jp
古川 靖	通年	火	15:30~16:30	1914	※	furukawa@sit.ac.jp
桑木 道子	通年	火	13:30~14:30		※	m.kuwaki@sit.ac.jp
館山 武史	通年	水	17:00~18:30		※	
神田 直大	通年	火	12:30~13:20		※	kanda.naohiro@sit.ac.jp

<基礎教育センター>

教員名	期間	曜日	相談時間	室番	予約	メールアドレス
山路 雅也	通年	火	12:35～12:55	2656	不要	yamaji@sit.ac.jp
小川 豪	通年	月	13:20～14:10	2673	要予約	t-ogawa@sit.ac.jp
松田 智裕	通年	水	15:05～16:00	2663	要予約	matsuda@sit.ac.jp
高橋 優	通年	月	13:20～14:10	2671	要予約	masaru@sit.ac.jp
坂梨 健史郎	通年	金	15:30～16:00	2657	不要	sakanasi@sit.ac.jp
高橋 俊典	通年	火	11:00～11:50	2667	不要	ttoshi@sit.ac.jp

## 8. 個別指導(個別面談と補習授業)について

工学部では、GPA（学修成果の指標となる全科目の成績平均値）を用いて、4点法 GPA1.0 未満相当の成績不振学生および留年生に対して個別指導を行います。該当学生には担当教員が各学期のガイダンス時に個別面談を行うとともに、必要に応じて補習授業の受講を指導します。補習授業の実施方法および内容は下記のとおりです。不明な点は各学科・基礎教育センターの教務委員に確認してください。

### <機械工学科>

数学・物理・英語に関しては、基礎教育センターと調整の上、別途掲示するので26号館前学生掲示板および6号館機械工学科棟内掲示板を確認のこと。学習支援センターのセミナーを活用する場合もあります。専門科目は機械工学科教員が下記の通り実施します。受講者は、各教員に必ず連絡し、指示に従うこと。

教員名	実施方法および内容
長谷 亜蘭	前後期ともに木曜 16:50～18:30 に解説等の対応を行う。
趙 希禄	前期月曜 16:30～17:30 材料力学及び演習Ⅰについて不明な点を解説します。 後期月曜 16:30～17:30 材料力学及び演習Ⅱについて不明な点を解説します。
皆川 佳祐	前期月曜 17:40～18:30: 数値計算法について不明な点を解説し、演習を行う。 前期水曜 17:40～18:30: 機械力学及び演習Ⅰについて不明な点を解説し、演習を行う。 後期金曜 17:40～18:30: 機械力学及び演習Ⅱについて不明な点を解説し、演習を行う。
萩原 隆明	前期水曜 16:50～17:30 制御工学及び演習Ⅰ。後期火曜 16:50～17:30 制御工学及び演習Ⅱ。 後期: コンピュータ・プログラミング(日時は受講生と調整)。 講義内容・課題について、不明な点を解説する。
安藤 大樹	前期火曜 17:00～18:00 Cプログラミング及び演習Ⅰ、メカトロニクスについて不明な点を解説する。 後期火曜 17:00～18:00 Cプログラミング及び演習Ⅱ、ロボット工学について不明な点を解説する。
上月 陽一	前後期ともに火曜日 16:50～17:50 に 626(B)室で実施します。材料力学及び演習Ⅰ・塑性加工・機械材料・機構学について、授業で理解できなかった点や与えられた課題問題の解説を行います。
高坂 祐顕	後期月曜 17:30～18:30 伝熱工学について演習問題の解き方等の指導を行う。
福島 祥夫	前期水曜 16:50～17:30 システム工学の内容について不明点等の指導を実施。 後期水曜 16:50～17:30 CAD 基礎製図について操作方法を指導。
河田 直樹	前期木曜 16:50～17:30 機械工作法、工業法規について不明点を解説します。 後期水曜 16:50～17:30 IoT デバイス、交通機械について不明点を解説します。
五味 伸之	前期水曜 16:30～18:30 に設計製図の解説をします。 後期木曜 16:30～18:30 に機械設計法の解説をします。
福地亜宝郎	前期月曜 16:50～17:30 流体力学及び演習Ⅰ、内燃機関について、不明点の解説を実施します。 後期月曜 16:50～17:30 機械設計法及び演習について、不明点の解説を実施します。

教員名	実施方法および内容
長井 力	前後期ともに火曜日 17:00～18:00 に不明な点等を解説する。
岡田 和也	前後期ともに木曜 16:50～18:30 解説および質問に対応します。
政木 清孝	前後期ともに月曜 17:00～18:00 に各科目の不明な点について解説します。

#### <生命環境化学科>

生命環境化学科では、専門科目の学修の前提となる基礎科目に関する学力の向上を目的として、学習支援センターで開講されている英語・化学・生物・数学等のセミナーを補習授業として活用します。これまでに十分習得できなかつた基礎科目の習熟を目指すとともに、専門科目の理解ならびに大学の講義を学ぶ意欲をより高めるための手助けとして、学習支援センターの学習相談も積極的に活用して下さい。なお、詳細については、学習支援センターのホームページを確認して下さい。

#### <情報システム学科>

期末試験の成績が著しくおもわしくない学生には、補習によりフォローアップの機会を設けます。掲示または連絡等により呼び出しを受けた場合、指示に従ってください。

#### <基礎教育センター>

学科の求めに応じて補習を実施する。なお、基礎教育センターで独自に補習を設定することがある。

教員名	期間	曜日	相談時間	室番
山路 雅也	通年	火	12:55～13:20	2656
小川 豪	通年	月	14:10～15:00	2673
松田 智裕	通年	水	16:00～16:30	2663
高橋 優	通年	月	14:10～15:00	2671
坂梨 健史郎	通年	金	16:00～16:30	2657
高橋 俊典	通年	火	11:50～12:40	2667

# 資 格 の 取 得

## 1. 資格の取得について

特定分野に特化してキャリアを考える時に資格を保有していることは大きな力となります。世の中には、様々な資格が存在します。特定分野に特化した資格、教養を身につけた証としての資格取得は職業の選択に優位です。また、何のために資格を取得するのか、そして、その資格や得た知識をどのように活かしていくのかという目的意識を持つことが重要です。

反面、資格社会・資格時代と言われる中で、資格取得に絡んだ悪徳商法による様々な問題やトラブルが発生しています。資格取得のための情報収集や講習会(公共の機関と紛らわしい業者名が多い)など、十分な注意が必要です。

本学に在学または本学を卒業することで取得可能な資格を2節に示します。詳しい内容や受験申込については、各資格のホームページを参照してください。

## 2. 資格の概要

### 2. 1 機械系

#### CAD利用技術者(本学が試験会場・団体受験) ※資格支援対策授業実施

2次元 CAD利用技術者試験(基礎・1級・2級)と3次元 CAD利用技術者試験(2級・準1級・1級)があります。

(一社)コンピュータ教育振興協会が行う民間資格試験です。

(一社)コンピュータ教育振興協会

※CAD基礎製図

URL : <https://www.acsp.jp/>

※設計製図 I・II

#### ガス溶接技能者

建築現場などで、可燃性ガスと酸素を用いた金属の溶接・溶断等に従事できる国家資格です。都道府県労働局に登録した教習機関が実施する「ガス溶接技能講習」を受講し、修了試験に合格することで取得できます。

(公財)安全衛生技術試験協会

※金属加工実習

URL : <https://www.exam.or.jp/>

#### ボイラー技士

空調設備・給湯など温水ボイラを取り扱う業務に従事するために必要な資格で、(公財)安全衛生技術試験協会が行う国家資格試験です。

(公財)安全衛生技術試験協会

※熱力学及び演習 I

URL : <https://www.exam.or.jp/>

※ 資格関連科目

## 2. 2 環境・化学系

### 危険物取扱者【甲種】

消防法や揮発油販売業法などで「危険物」とされる物質を扱うために必要な資格です。(一財)消防試験研究センターが行う国家資格試験です。

(一財)消防試験研究センター

URL : <https://www.shoubo-shiken.or.jp/>

### 毒物劇物取扱責任者

毒物、劇物の製造、輸入、販売等の業者は毒物劇物取扱責任者を置かなければなりません。工学部生命環境化学科を卒業した人(化学に関する単位を 28 単位以上修得)は、卒業するとこの資格取得となります(卒業証明が資格取得証明となるため、別途申請は不要です)

### 環境計量士 ※資格支援対策授業実施

大気などの汚染濃度や騒音レベルなどを測定・分析する国家資格です。化学分野(濃度関係)と物理分野(騒音・振動関係)があります。

(一社)日本環境測定分析協会

URL : <https://jemca.or.jp/>

※環境計測 I・II

※環境計量 I・II

※環境関係法規

### 公害防止管理者 ※資格支援対策授業実施

公害の防止を行うため原材料の検査や測定・公害物質を規制値内に管理するように企業活動を監督します。大気関係第一種、水質関係第一種など合計 10 種類に分類されます。

(一社)産業環境管理協会

URL : <https://www.jemai.or.jp/>

※環境化学

### 衛生管理者

労働者の健康の管理確保と快適な職場環境づくりの専門家です。常時 50 人以上の労働者を使用する事業場では、衛生管理者の選任が義務づけられています。第 1 種および第 2 種があります。

(公財)安全衛生技術試験協会

URL : <https://www.exam.or.jp/>

### 作業環境測定士

労働者に害を及ぼす要因の有無を調査し、労働環境を改善するためのデータを収集・解析して労働者の健康を守る業務を行う国家資格です。第 1 種および第 2 種があります。

(公社)日本作業環境測定協会

URL : <https://www.jawe.or.jp/>

※ 資格関連科目

### **浄化槽管理士**

浄化槽の保守点検を行い、水質汚染防止につとめるための国家資格です。浄化槽の保守点検(点検、調整、修理)を行う者は浄化槽管理士でなければなりません。

(公財)日本環境整備教育センター

URL : <https://www.jeces.or.jp/>

### **エネルギー管理士**

エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用方法の改善及び監視、その他経済産業省令で定めるエネルギー管理の業務を行う国家資格です。

(一財)省エネルギーセンター

URL : <https://www.eccj.or.jp/>

## **2. 3 情報系**

### **基本情報技術者 ※資格支援対策授業実施**

試験の対象者は、高度IT人材に必要な応用的知識・技能をもち、実践的な活用能力を身につけた者とされています。出題範囲は技術系のみならず、管理および戦略の分野まで幅広くカバーされています。※午前免除で受験できる制度あり

(独)情報処理推進機構

URL : <https://www.ipa.go.jp/>

※情報処理特講 I・II

### **応用情報技術者 ※資格支援対策授業実施**

基本情報技術者よりさらに高度な資格で、ITエンジニアとしてのレベルアップを図ることができます。技術から管理、経営まで、幅広い知識と応用力が身に付き、スキルアップにつながります。

(独)情報処理推進機構

URL : <https://www.ipa.go.jp/>

### **ITパスポート ※資格支援対策授業実施**

情報技術の社会への広範な普及を受け、職業人として誰もが共通に備えておくべき情報技術に関する基礎的な知識を測る試験として、平成21年度試験より新たに創設されました。戦略・管理・技術の3つの分野から基礎的な知識が幅広く出題されます。

(独)情報処理推進機構

URL : <https://www.ipa.go.jp/>

※IT特講

### **CG-ARTS検定(団体受験申請) ※資格支援対策授業実施**

デジタルコンテンツを製作し表現する際の知識や技術・造形力を問う文部科学省認定の検定資格です。実践の場で力を発揮する体系的な知識と技能を、「CGクリエイター検定」「Webデザイナー検定」「CGエンジニア検定」「画像処理エンジニア検定」「マルチメディア検定」の5つの検定で評価されます。

(公財)画像情報教育振興協会

URL : <https://www.cgarts.or.jp/>

※コンピュータ画像処理

※ 資格関連科目

### MIDI 検定

電子音楽の標準規格である MIDI の理解力・活用力を問う認定制度です。

(一社) 音楽電子事業協会

URL : <http://www.amei.or.jp/>

### 日本ディープラーニング協会 G 検定および E 資格

日本ディープラーニング協会が実施している検定試験であり、G 検定は、ディープラーニングの基礎知識を有し、適切な活用方針を決定、事業活用する能力や知識を有しているかを検定するもので、E 資格は、ディープラーニングの理論を理解し、適切な手法を選択、実装する能力や知識を有しているかを認定するより高度な資格となります。

(一社) 日本ディープラーニング協会

URL : <https://www.jdla.org/>

## 2. 4 電気・電子系

### 電気通信主任技術者

電気通信ネットワークの工事、維持及び運用の監督責任者で、(一財)日本データ通信協会が行う国家資格試験です。

(一財) 日本データ通信協会

URL : <https://www.dekyo.or.jp/>

### 工事担任者

利用者が電気通信事業者のネットワークに自らのネットワークや端末設備等を接続する際に、必要な知識及び技能を持った者が工事を行い、または実地に監督することにより、全体としての電気通信回線設備を保護し、利用者が安定した良好な電気通信サービスを受けられるようにするために設けられた国家資格制度です。

(一財) 日本データ通信協会

URL : <https://www.dekyo.or.jp/>

### 電気主任技術者 ※資格支援対策授業実施

電気設備(発電所、変電所、送配電線路をはじめ、工場、ビル、住宅等の受電設備、屋内配線及び電気使用設備など)の保安の監督ができる国家資格試験です。試験合格による資格取得のほかに、本学では所定の単位を修得したうえ卒業後実務経験を経ることで、取得申請することが可能となります。

(一財) 電気技術者試験センター

URL : <https://www.shiken.or.jp/>

### 電気工事士

電気工作物(発電所、変電所、送配電線路をはじめ、工場、ビル、住宅等の受電設備、屋内配線及び電気使用設備など)の作業に従事するための国家資格試験です。

(一財) 電気技術者試験センター

URL : <https://www.shiken.or.jp/>

## 教職課程（学部）

### 1 本学で取得できる教員免許状の種類及び免許教科

本学で取得できる免許状の種類及び免許教科は次の表のとおりです。

免許状の種類は、中学校教諭1種免許状及び高等学校教諭1種免許状が取得できます。

免許教科は「技術」「工業」「理科」「数学」「情報」が取得できます。学部・学科ごとに取得できる免許状が決まっていますので、所属する学科の免許状を取得してください。

免許状を取得する場合は、中学校と高等学校の両免許状の取得を目指してください。また、高等学校教諭1種免許状免許教科「情報」の1免許のみの取得は、教育実習等に支障が生じる場合がありますので、免許教科「情報」と併せて2免許以上取得するようにしてください。

#### 1. 1 工学部

学 部	学 科	免許状の種類と免許教科		
工 学 部	機 械 工 学 科	中 学 校 教 諭	1 種免許状	(技 術)
		高 等 学 校 教 諭	1 種免許状	(工 業)
	生 命 環 境 化 学 科	中 学 校 教 諭	1 種免許状	(理 科)
		高 等 学 校 教 諭	1 種免許状	(理 科)
	情 報 シ ス テ ム 学 科	中 学 校 教 諭	1 種免許状	(数 学)
		中 学 校 教 諭	1 種免許状	(技 術)
		高 等 学 校 教 諭	1 種免許状	(数 学)
		高 等 学 校 教 諭	1 種免許状	(情 報)
		高 等 学 校 教 諭	1 種免許状	(工 業)

### 2 教職課程の登録及び履修方法

#### 2. 1 在学生

教員免許状取得を希望する者は、工学部履修細則第18条に定める規定により、教職課程登録料納入の払込票兼受領証（写）を添えて、教職課程履修者登録票を提出し、本学の教職課程に登録して許可を受けなければなりません。

教職課程への登録は2年次後期の履修期間内までに行ってください。3年次以降の登録では、教育実習を行いうための要件である教育実習Ⅱ、教育実習Ⅲ及び教職実践演習を除く「教育の基礎的理 解に関する科目等」の科目、「教科及び教科の指導法に関する科目」の各教科の指導法の科目を3年次までに修得することが難しく、4年次に行う教育実習ができない可能性があります。

教職課程に登録し履修許可を受けた者は、教職課程の履修許可者のみが受講可能な科目を履修することができます。ただし、工学部履修細則第18条2項に定める規定により、教職課程に未登録で履修許可を受けている者が、教職課程の履修許可者のみが受講可能な科目を履修した場合、本人の許可なく、履修を取り消されることがあります。

##### （1）教職ガイダンスの出席（必須）

毎年前期（4月）・後期（9月）に「教職ガイダンス」を実施します。教員免許状取得のための重要な説明を行いますので、教員免許状の取得を希望する者又は教職課程に登録をしている者は、必ず出席してください。欠席は認めません。

やむを得ない理由により出席できない場合には、事前に教務課教職課程まで連絡してください。

## (2) 教職課程の登録方法

「教職ガイダンス」で配布する教職課程履修者登録票及び教職課程登録料を納入する郵便局の「払込取扱票」に必要事項を記入し、履修期間内に次の教職課程の登録に必要な提出書類、1) 教職課程履修者登録票、2) 教職課程登録料納入の払込票兼受領証(写)を教務課教職課程へ提出し、教職課程に登録して履修許可を受けてください。

登録に必要な書類が必要な場合は、教務課教職課程へ連絡してください。

### 〔教職課程の登録に必要な提出書類〕

#### 1) 教職課程履修者登録票

教職ガイダンス時に配布する「教職課程履修者登録票」に必要事項を全て記入し、写真1枚を貼付して提出してください。

#### 2) 教職課程登録料納入の払込票兼受領証(写)

教職課程登録料は、30,000円です。郵便局の「払込取扱票」にて納入し、「払込票兼受領証(写)」を提出してください。

ただし、中学校教諭1種免許状の免許教科「技術」を取得する場合は、教職課程登録料の他に教材費として別途10,000円が必要です。

なお、いつたん納入された教職課程登録料は、返還しません。

## (3) 教職課程の履修方法（履修許可者のみが受講可能な科目の履修）

教職課程に登録し履修許可を受けた者は、教職課程の履修許可者のみが受講可能な科目を履修し修得することができます。

教職課程の履修許可者のみが受講可能な科目は、工学部規程別表IVの「教育の基礎的的理解に関する科目等」の科目及び各学科で定める「教科及び教科の指導法に関する科目」の各教科の指導法の科目、「大学が独自に設定する科目」の「メディア教育論」・「学習指導I」・「学習指導II」・「道徳教育の理論と方法」の科目です。

ただし、教職課程登録時に登録していない免許教科の「各教科の指導法」の科目は履修できません。履修希望の場合は、教務課教職課程へ連絡し、免許教科の追加申請を行ってください。

## (4) 教職課程からの連絡

教職課程からの連絡は、「26号館前の掲示板」及び「30号館1階掲示板」を通じて行います。毎日必ず、教職課程の掲示板を確認してください。

## 2. 2 編入学生

他大学から本学の学部に編入学した学生が教員免許状を取得するためには、前項のとおり学部在学生と同様に教職課程に登録しなければなりません。

単位修得方法などの詳細については、前期（4月）・後期（9月）に実施する学年別の教職ガイダンスに必ず出席し確認をしてください。ただし、編入学前に籍を置いていた「大学または短大以外の学校（高等専門学校・専門学校）」で修得した単位は、教員免許状取得の単位として使用できませんので、再度修得しなおす必要があります。履修登録の前に、必ず教務課教職課程で確認をしてください。

## 2. 3 教職課程科目等履修生

教職課程科目等履修生は、本学の「履修要項」、「教職課程科目等履修生規程」等の定めに従い、学部在学生と同様に教職課程に登録しなければなりません。

単位修得方法などの詳細については、前期（4月）・後期（9月）に実施する教職課程教職ガイダンスに必ず出席し確認をしてください。

修得する単位については、出願する前に都道府県教育委員会で確認してください。「教育実習」及び「教職実践演習」の履修は、本学の卒業生に限ります。

次年度に継続して教職課程科目等履修生を志望する場合は、改めて出願手続きをする必要があります。但し、入学が許可された場合は入学料及び教職課程登録料が免除されます。  
詳細については、「教職課程科目等履修生規程」で確認してください。

### 3 教員免許状取得に必要な単位の修得方法

本学で中学校教諭1種免許状又は高等学校教諭1種免許状を取得するためには、前項の「2 教職課程の登録及び履修方法」に記載している手続きの他に、次の表のとおり基礎資格を有し、各学科で定める「教科及び教科の指導法に関する科目」・「教育の基礎的理義に関する科目等」・「大学が独自に設定する科目」・「免許法施行規則第66条の6に定める科目」から免許状取得に必要な単位を67単位修得する必要があります。

また、中学校教諭1種免許状の取得を希望する者は、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」(平成9年度法律第90号)により、社会福祉施設等における7日間以上の介護等体験を行う必要があります。

教職課程に登録をした者は、教職課程に登録をした1年目から免許状取得までの学生個人の学習状況を記録した「履修カルテ」を作成しなければなりません。この「履修カルテ」は、教育実習終了後4年次後期に履修する「教職実践演習」の授業で使用します。

#### 3. 1 教員免許状取得に必要な最低修得単位数及び最低修得単位数の内訳

免許状の種類	基礎資格	最低修得単位数	最低修得単位数の内訳				介護等体験
			教科及び 教科の指 導法に關 する科目	教育の基 礎的理義 に關する 科目等	大学が独 自に設定 する科目	免許法施 行規則第 66条の6 に定める 科目	
中学校教諭 1種免許状 (各教科)	学士の学 位を有す ること	67単位	28単位	27単位	4単位	8単位	小学校又は中 学校の免許状 を取得するた めには社会福 祉施設等にお ける7日間以 上の介護等体 験が必要
高等学校教諭 1種免許状 (各教科)	学士の学 位を有す ること	67単位	24単位	23単位	12単位	8単位	

#### 3. 2 教員免許状取得に必要な最低修得単位数の内訳詳細

##### (1) 基礎資格

「基礎資格（学士の学位を有すること）」は、本学の工学部を卒業することで充足されます。

##### (2) 教科及び教科の指導法に関する科目（中学校28単位・高等学校24単位修得）

「教科及び教科の指導法に関する科目」の修得単位は、工学部規程別表IVの各学科で定める「教科及び教科の指導法に関する科目」から、教員免許状取得のための必修科目を含め、中学校教諭1種免許状は28単位、高等学校教諭1種免許状は24単位修得しなければなりません。

修得する単位数（中学校28単位、高等学校24単位）以上修得した単位は、「大学が独自に設定す

る科目」の単位として充てることができます。

「教科及び教科の指導法に関する科目」の科目は、「教科に関する専門的事項」と「各教科の指導法」の科目区分に分かれています。

「教科に関する専門的事項」の科目は、1年間に履修できる単位数の上限に含まれます。修得した単位は、進級・卒業要件に含まれます。

「各教科の指導法」の科目は、1年間に履修できる単位数の上限に含まれません。修得した単位は、進級・卒業要件に含まれません。

#### 1) 中学校教諭1種免許状の免許教科「技術」の取得に係る費用について

中学校教諭1種免許状の免許教科「技術」を取得する場合は、教材費として10,000円を別途徴収します。

#### 2) 教科及び教科の指導法に関する科目の各教科の指導法の履修について

教科及び教科の指導法に関する科目の各教科の指導法の履修について、原則として、教科教育法I及びIIを履修し、修得後、教科教育法III及びIVを履修することができます。

#### (3) 教育の基礎的理験に関する科目等（中学校27単位・高等学校23単位修得）

「教育の基礎的理験に関する科目等」の修得単位は、工学部規程別表IVの「教育の基礎的理験に関する科目等」から、中学校教諭1種免許状は27単位、高等学校教諭1種免許状は23単位修得しなければなりません。

「教育の基礎的理験に関する科目等」の科目は、教職に就くうえで必要な教育理念や教育方法などを学び研究する科目です。科目には、教育実習が含まれます。

「教育の基礎的理験に関する科目等」の科目は、1年間に履修できる単位数の上限に含まれません。修得した単位は、進級・卒業要件に含まれません。

#### (4) 大学が独自に設定する科目（中学校4単位・高等学校12単位修得）

「大学が独自に設定する科目」の修得単位は、工学部規程別表IVの「大学が独自に設定する科目」から、中学校教諭1種免許状は4単位、高等学校教諭1種免許状は12単位修得しなければなりません。ただし、各学科で定める「教科及び教科の指導法に関する科目」で修得する単位数（中学校28単位、高等学校24単位）以上修得した単位は、「大学が独自に設定する科目」の単位として充てることができます。

「教育と社会」・「ボランティアの研究」の科目は、1年間に履修できる単位数の上限に含まれます。修得した単位は、進級・卒業要件に含まれます。

「メディア教育論」・「学習指導I」・「学習指導II」・「道徳教育の理論と方法」の科目は、1年間に履修できる単位数の上限に含まれません。修得した単位は、進級・卒業要件に含まれません。

#### (5) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目（8単位修得）

「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」の修得単位は、工学部規程別表IVの各学科で定める「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」から、8単位修得しなければなりません。

「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」の科目は、1年間に履修できる単位数の上限に含まれます。修得した単位は、進級・卒業要件に含まれます。

#### (6) 教育実習

教育実習を行うためには、工学部規程別表IVの各学科で定める「教科及び教科の指導法に関する科目」の各教科の指導法並びに「教育の基礎的理験に関する科目等」の教育実習II、教育実習III及び教職実践演習を除く科目を3年次までに修得しなければなりません。

実習期間は中学校免許状取得希望の場合3週間、高等学校免許状取得希望の場合2週間行います。

教育実習に係る交通費や教材費等の費用は、個人負担となります。教育実習校から教材費として10,000円から15,000円を徴収される場合があります。

## (7) 介護等体験（中学校教諭免許状取得希望者のみ実施）

中学校教諭1種免許状の取得を希望する者は、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」(平成9年度法律第90号)により、社会福祉施設等における7日間以上の介護等体験が義務付けられています。中学校教諭免許状を取得する上での必須要件です。

「介護等体験」を行うためには、介護等体験を行う要件を満たす必要があります。

## 4 履修カルテの作成（必須）について

「履修カルテ」は、教員になる上で自己にとって何が課題であるのかを自覚し、必要に応じて不足している知識や技能等を補い更なる向上を目指すことを目的に、教職課程に登録をした1年目から免許状取得までの学生個人の学習状況を記録するために作成します。この「履修カルテ」は、教育実習終了後4年次後期に履修する「教職実践演習」の授業で使用します。

履修カルテは、「Web版」と「紙版」の双方で作成します。

## 5 教職課程の離脱

教職課程を離脱する場合は「教職課程離脱届」を教務課教職課程へ提出し、教職課程担当教員と面談を行わなければなりません。届出用紙は教務課教職課程にあります。

## 6 教員免許状の申請

教員免許状の授与申請には、一括申請と個人申請があります。

教員免許状は、教育職員免許法第5条第2項により、各都道府県教育委員会が授与するものです。したがって教育職員免許法に定める単位を修得した者は、原則的には個人が住居する都道府県教育委員会に免許状授与願の申請をすることによって教員免許状を取得することができます。

本学では、教員免許状取得に必要なすべての単位を修得している（見込みも含む）学生の便宜を図るために、一定の要件を満たす者について大学が一括して埼玉県教育委員会に申請を行います。詳細については教員免許状一括申請説明会で説明いたします。また、卒業式終了後に開催する教員免許状授与式で免許状を授与します。

## 7 教員採用試験

教員採用試験は3月中旬から願書の配布が行われます。各都道府県の教育委員会に問い合わせて、願書を入手してください。

教育実習生が公立学校の場合、教員採用試験の受験が教育実習受け入れの条件となっている場合が多いので、願書の提出締め切りは必ず確認してください。教員採用試験の受験案内は、公立学校の場合、各都道府県のホームページで確認することができます。

## 8 模擬試験・教職学生ボランティア・学校インターンシップ

模擬試験・教職学生ボランティア・学校インターンシップを実施する場合は、教職ガイダンス及び教職課程掲示板でお知らせします。教務課教職課程で申し込みの手続きをしてください。

教員志望の学生は、早期の教員採用試験対策が必要不可欠です。積極的に参加してください。

## 9 教職センターの利用（相談・支援）

教職センターでは、教員を目指している学生のために、教職関係の履修指導、教職相談、教職学生ボランティア等への参加、教員採用試験対策など教員になるための支援・相談を行っています。設置場所は26号館2階「教職センター室」・利用時間は月曜日～金曜日 9：00～17：00（担当が授業等でない場合があります。）

## 就 職

# 就 職

## 1. 就職指導と就職斡旋細則

学生の就職指導と斡旋ならびに企業等に対する本学のPR、就職先開拓のため、学内にキャリア支援センター、就職課、就職委員会が設けられています。

キャリア支援センター、就職課では、就職を希望する学生に対して、就職活動準備講座（筆記試験対策・各種業界研究・面接対策研修・エントリーシート対策・履歴書対策等）、就職ガイダンスを行い、個別相談にも応じています。また、学生は、希望の企業に応募することはもちろん、教授名で推薦を受ける『教授推薦』制度も利用できます。

また、1年次から本学に寄せられる多くの求人情報データの閲覧が可能です。学籍番号・パスワードを用いて、本学ホームページから「SAIKOナビ」にアクセスすることで、学内はもとより自宅のパソコンやスマートフォン等からも簡単に求人情報を検索できます。同ナビ上で、就職活動準備講座等の申込みもできます。

なお、学生の就職関連の手続き及びキャリア支援センター、就職課の事務処理などは、次の就職斡旋細則に基づいて行われます。

就職活動においてわからないことがあれば、キャリア支援センター、就職課にご相談ください。

## 2. 就職斡旋細則

1. 本学は職業安定法第33条の2に基づいて、本学学生の就職斡旋を行う。

(1) 本学において就職斡旋を希望する学生（以下希望者という）は、本細則を遵守しなければならない。

(2) 卒業生及び中退者についても、本細則を準用する。

2. 就職希望者（自営、縁故、自由応募を含む）は、所定の登録をしなければならない。

3. 求人先に対する推薦及び斡旋手続は、原則として、同一時期一箇所とする。

4. 推薦を受けた希望者は、求人先の選考試験を必ず受験しなければならない。

もし、正当な理由で受験できない場合は、事前にその旨をキャリア支援センター、就職課及び求人先に届けなければならない。なお、選考試験通知、採否（内定）通知などは、直ちにキャリア支援センター、就職課に届出なければならない。

5. 推薦を受け、最初に採用内定のあったところをもって就職先と決定する。

従って、他に応募中のところがあればその応募を辞退し、その後は就職の斡旋は受けない。

6. 就職に関する連絡は、学内掲示板またはSAIKOナビ内のお知らせやメール配信にて行う。

7. 就職希望者は、この細則並びに就職についての注意事項を遵守しなければならない。

就職に関して好ましからぬ行為のあった場合及び注意事項に反した場合は就職斡旋を取消し、または中止する場合がある。

図書館  
情報基盤センター  
先端科学研究所

## 1. 図書館

### 1. 1 開館・休館日

開館日は、月曜日から金曜日まで、午前9時から午後8時までとする。ただし、春期・夏期・冬期休業期間中は、開館時間が変更される。

次の日は、休館とする。

- ① 土曜日・日曜日
- ② 国の定める祝日及びその振替日（授業を実施する日は除く）
- ③ 春期休業期間の一定期間
- ④ 夏期休業期間の一定期間
- ⑤ 冬期休業期間の一定期間

その他、臨時に変更をする場合は、掲示やホームページなどで周知する。

### 1. 2 館内閲覧

図書・資料は、所定の場所で閲覧し、館外の持ち出しを禁止する。

### 1. 3 館外貸出

- ① 図書・資料の貸出は、学生証を提示すること。
- ② 次の図書・資料は、貸出を許可しない。

- (1) 禁帶出の図書・資料
- (2) 新聞
- (3) 雑誌
- (4) 視聴覚資料
- (5) その他、特に指定した図書・資料

- ③ 貸出できる図書・資料の冊数及び期間は次のとおりとする。

(1) 本学の学部1～3年生	貸出冊数 貸出期間	和・洋書 和書 洋書	計5冊以内 2週間 30日間
(2) 本学の学部4年生	貸出冊数 貸出期間	和・洋書 和・洋書	計7冊以内 30日間
(3) 本学の大学院生	貸出冊数 貸出期間	和・洋書 和・洋書	計10冊以内 30日間

(4) 長期休業期間中の貸出について、冊数・貸出期間が変更される場合は掲示する。

- ④ 図書・資料の貸出は、借り受けたい図書・資料に学生証を添えて館員に提示しなければならない。
- ⑤ 借り受けた図書・資料は、借りた本人が責任を持って保管し、他人への転貸は禁止する。
- ⑥ 借り受けた図書・資料の期間更新は、延滞図書・資料、及び他の利用者の予約がない場合に限り、貸出期間中に館員へ提示した場合のみ、1回だけ許可する。
- ⑦ 図書・資料を借り受けた学生は、次のいずれかに該当する場合は、直ちに返却しなければならない。
  - (1) 本学の学生としての身分を失ったとき。
  - (2) 3ヶ月以上欠席するとき。
  - (3) 館務上の理由により、返却を求められたとき。
- ⑧ 図書・資料を紛失したときは、直ちに「図書紛失届」を提出しなければならない。

## **1. 4 コピーサービス**

- ① 館内の図書・資料は、著作権31条に定められた範囲内を複写することができる。その範囲は次のとおりである。
- (1) 公表された著作物の1部分（半分を超えない程度）であること。
  - (2) 定期刊行物に掲載された各論文やその他の記事については、すべて複写することができる。  
但し、刊行後相当の期間（次号の刊行まで、あるいは刊行後3ヶ月）を経過した著作物に限ること。
  - (3) コピー部数は、1人につき1部であること。
  - (4) 調査研究のためであること。
  - (5) 再複写や頒布は、有償・無償を問わず禁止する。
- ② 複写をする場合は、所定の申込書に必要事項を記入し、館員に提出しなければならない。

## **1. 5 館内規律**

入館者は次の事項を守らなければならない。守らないものは退館を命ずることがある。

- (1) 閲覧室では常に静肅を保ち、音読・雑談・食事等を禁止する。
- (2) 図書・資料は丁寧に取扱い、切取り、書き込み、汚損などの行為を禁止する。
- (3) 座席の独占、スマートフォンや携帯電話での通話・撮影等、他の入館者の迷惑になる行為を禁止する。
- (4) 館内において、館長の許可なく掲示や印刷物を配布するなどの行為を禁止する。
- (5) その他、館内では館員の指示に従うこと。

## **1. 6 弁償**

図書・資料を汚損、紛失した場合は、同一の図書・資料または相当金額を弁償すること。

## **1. 7 罰則**

借り受けた図書・資料を期間内に返却しない学生、及び返却を求められた後も返却しない学生は、借り受けた図書・資料を返却するまで、新たな貸出は禁止する。

以 上

## 2. 情報基盤センター

情報基盤センター（23号館）は、教育・研究のための共同利用を目的とした施設です。情報基盤センターの窓口では、学内ネットワークや各種技術相談等を受け付けています。窓口取扱い時間は、祝日および休日を除く月曜日～金曜日の9時から17時までです。

### 2. 1 情報基盤センター管理の教室やその他設備・機器の利用について

以下の教室は、情報基盤センターが管理しています。

情報基盤センター実習室（23号館）	2312／2321／2322
CAD室（6号館）	633
PC LL教室（30号館）	3036／3038
情報システム学科棟実習室（22号館）	2223／2224／2225／2231

22号館を除く各教室の利用可能時間は、祝日および休日を除く月曜日～金曜日の9時から17時までです。なお、教室で講義が行われている時は一切利用できません。現在、22号館の学生のみの利用は、行っておりません。

情報基盤センター管理の教室やその他教室のネットワーク設備・機器を利用するにあたり、次の利用マナーを厳守してください。

ネットワーク利用については、情報基盤センターが行う適正利用のための指導やルールを厳守して下さい。

- ① 機器を大切に扱ってください。
- ② プリント出力は必要最低限にとどめてください。なお、上記教室では、卒業論文および發表資料、部活動、学生プロジェクト、学園祭等の印刷はできません。資料の印刷は可能な限り両面印刷やページ集約機能を使用して印刷枚数を削減してください。
- ③ コンピュータ資源、ネットワーク資源を不当に占有又は浪費しないでください。
- ④ コンピュータにインストールされているOS及びアプリケーションの設定変更や、無断でのソフトウェアインストールは行わないでください。
- ⑤ SSDにインストールされているソフトウェアを複写しないでください。
- ⑥ コンピュータウイルス等のシステム障害や破壊を及ぼすようなプログラムや、他人のプライバシーを検索・盗用するようなプログラムは、例え研究のためであっても一切使用を認めません。
- ⑦ 個人のIDを第三者に使用させたり、譲渡はしないでください。
- ⑧ パスワードを紛失・盗用された場合は、不正使用される恐れがあるので、パスワードの管理には十分注意してください。また、パスワードを紛失・盗用された場合には速やかに、30号館事務局窓口または情報基盤センターに届出を行ってください。
- ⑨ 学内ネットワークからインターネットを利用する場合は、営利目的の利用や他人もしくは大学に被害を及ぼすような行為は決して行わないでください。
- ⑩ 利用者は自らの責任でファイルのバックアップを行い、ファイルの破壊・損失等の保護を行ってください。如何なる理由によっても、本学はその一切の責任を負いません。
- ⑪ 実習室への飲食物持ち込みは禁止します。学内での飲食や喫煙は、定められた場所で行ってください。

これらの注意事項、埼玉工業大学ネットワーク利用規程ならびに各規程、担当教員及び職員の指示に従わない場合は、利用資格を剥奪し、実習室への入室、学内PCの利用及びネットワーク利用を禁止いたします。

その他情報基盤センター利用の詳細については、下記ホームページをご覧ください。

情報基盤センターURL <https://center.sit.ac.jp>

## **2. 2 学生供与のノートパソコンについて**

工学部情報システム学科では、学生1人に1台のノートパソコン・周辺機器及び付属ソフト（Microsoft -EES 契約のソフトウェアを含む）を無償にて供与します。授業で使用する教材なので、次の注意事項を守り大切に使用してください。

### **(1) 在学中の運用及び管理**

所有者各自の責任において管理運用を行ってください。なお、紛失、盗難及び災害時の破損等による再配付および救済等には一切応じません。

メーカーの定める初期不良以外の故障等には、別途案内の保守契約に加入し、授業に支障のないよう心がけてください。

ソフトウェアの更新や追加は、各自の責任において十分注意して行ってください。動作不良になった場合は、初期状態に戻す「リストア（リカバリ）」を行います。なお、リストアの際はソリッドステートドライブ（SSD）の内容が全て破棄され、配付時の状態に戻ります。データ等は、予め他の媒体へバックアップを行ってください。

コンピュータウイルスによる被害を防止するため、万ーウイルスに感染してしまった場合は、直ちに情報基盤センターへ報告し指定の処置を施してください。

埼玉工業大学ネットワーク利用規程及びその他規程に違反するような不正行為は固く禁じます。規程違反が認められた場合は、直ちに利用停止の処置と本体の返還ならびにその所有者に罰則を与えます。

### **(2) 退学時**

特に指定する者以外は、本体及び付属の周辺機器の返却は求めませんが、

Microsoft -EES 契約のソフトウェア（Office、Visual Studio 等）の使用権が消滅します。対象となるソフトウェアを削除しますので、事前に本体を情報基盤センター窓口へ持参してください。

### **(3) 卒業後**

特に指定する者以外は、本体及び付属の周辺機器の返却は求めませんが、Microsoft -EES 契約のソフトウェア（Office、Visual Studio 等）の使用権が消滅します。

### 3. 先端科学研究所

先端科学研究所は、平成 11 年に科学技術のイノベーション発展を促進するために設立されました。主にナノテクノロジーなどの先端科学技術分野を加え、これまで培ってきた産学官連携の経験を活かし、地域における技術支援と国際交流にも取り組んで参りました。

設立と共に、文部科学省の私立大学学術研究高度化推進事業「ハイテク・リサーチ・センター整備事業」に採択され、高度な研究を推進できる研究設備が整い、①高信頼性環境制御知能システム、②超機能先端材料の創製、③先端的計算システムの三つの研究プロジェクトが 5 年間に亘り行われ、多くの研究成果を得て終了しました。

この研究の中から、新しい研究が芽生え、それをベースに「環境に調和する新機能・高信頼性材料の創製」を再び申請し、新たなハイテク・リサーチ・センター・プロジェクト（平成 16 年度から 5 ヶ年間）が実施されました。その後、平成 19 年度には、オープン・リサーチ・センター・プロジェクト「循環型社会を支持する環境・エネルギーのイノベーション創出に関する研究」が認可されました。さらに、平成 23 年度に「機能的ナノ材料による新規な表面・バイオセンシング技術の創出」プロジェクトが文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業に認定され、21 世紀に期待されるバイオ分野とセンシング分野の融合を採り入れた独創的研究が実施されました。

以上の研究プロジェクトは、基本的に本学の得意な研究分野を生かして、自然エネルギーの利用、破壊された環境の保全、修復、改善、浄化等に関する要素技術及びエネルギー危機に対応するイノベーション技術を開発する立場から、循環型社会に支援する「基礎研究」、「応用研究」を実施しています。

今まで得られた研究成果を基にさらに応用分野のイノベーション開発に挑戦し、平成 26 年から先端科学研究所にものづくり研究センターを設置して、ものづくり立国の立場から、自然エネルギーを利用する新規なレドックスフロー電池のイノベーション開発を進め、現在は、独立したセンターとして活動しています。また、次世代自動車の技術開発として自動車の軽量化設計と製造技術開発を行うと共に、自動運転技術などの研究の立ち上げに貢献してきました。

先端科学研究所の設立から 20 年の間には、文科省の研究事業を実施するほかに、学内共同研究プロジェクト、若手研究フォーラム、産学連携プロジェクト研究や国際会議など様々なテーマの研究会を企画・実施するほか、大型研究設備・実験設備を共同利用として学内外に公開し、学内外の研究や地元企業及び研究機関の研究をサポートしています。

先端科学研究所の組織としては、(1) 臨床心理センター (2) 国際交流研究センター (3) 科学と仏教思想研究センター (4) 産学官交流センター (5) A I 研究センターが設置されています。

この他、地元企業を会員とする「協力会」という組織があり情報交換や企業見学会、講演会の開催、共同研究・受託研究の受入れなど積極的に産学連携を推進し、産学交流を通じて地域企業との共同研究実施などにも発展しています。

# 学則・諸規程

# 1. 埼玉工業大学学則

## 第1章 総則

(目的)

- 第1条 埼玉工業大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、学術を中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、仏教精神により個性豊かにして教養ある社会人を育成することに努め、もって人類の平和と福祉に貢献し、かつ、我が国の文化及び産業の発展に寄与することを目的とする。
- 2 本学は、学部及び学科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について、別に学部規程で定め、公表する。

## 第2章 構成

(組織)

- 第2条 本学に次の組織を置く。

大学院工学研究科

博士前期課程 機械工学専攻 生命環境化学専攻 情報システム専攻

博士後期課程 機械工学専攻 生命環境化学専攻 情報システム専攻

大学院人間社会研究科

修士課程 情報社会専攻 心理学専攻

工学部

機械工学科 生命環境化学科 情報システム学科

人間社会学部

情報社会学科 心理学科

- 2 大学院については、埼玉工業大学大学院学則を別に定める。

(入学定員及び収容定員)

- 第3条 入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

工学部

学 科	入学定員	収容定員
機械工学科	1 2 0 名	4 8 0 名
生命環境化学科	9 0 名	3 6 0 名
情報システム学科	1 5 0 名	6 0 0 名
計	3 6 0 名	1, 4 4 0 名

人間社会学部

学 科	入学定員	収容定員
情報社会学科	9 0 名	3 6 0 名
心理学科	5 0 名	2 0 0 名
計	1 4 0 名	5 6 0 名

## 第3章 修業年限及び在学期間

(修業年限及び在学期間)

- 第4条 修業年限は、4年とする。ただし、在学期間は、8年を超えることはできない。

## 第4章 学年、学期、授業期間及び休業日

### (学年)

第5条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (学期)

第6条 学年は、これを次の2学期に分ける。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から翌年の3月31日まで

ただし、必要があるときは、前期の終了日及び後期の開始日を変更することがある。

### (授業期間)

第7条 1年間の授業を行う期間は定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

### (休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

一 日曜日

二 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する日

三 創立記念日 1月10日

四 春期休業

五 夏期休業

六 冬期休業

2 前項第4号から第6号までの休業期間は、学長が別に定める。

3 前2項の規定にかかわらず、学長が必要と認めるときは、臨時に休業し、又は休業日に授業をすることがある。

## 第5章 教育課程及び履修方法

### (教育課程の編成)

第9条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成する。

2 工学部又は人間社会学部(以下「学部」という。)の各学科における授業科目及び単位数は、埼玉工業大学工学部規程(以下「工学部規程」という。)又は埼玉工業大学人間社会学部規程(以下「人間社会学部規程」という。)の定めるところによる。

### (授業の方法)

第10条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。

2 工学部長又は人間社会学部長(以下「学部長」という。)は、教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

### (単位)

第11条 前条に規定する授業科目の単位を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して次の基準により単位数を計算するものとする。

一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。

二 実験、実習、実技については、30時間から45時間までの範囲で、各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。

三 卒業研究等については、学修の成果を評価して単位を授与することとし、それらに必要な学修等を考慮して単位数を定める。

#### (履修の方法)

- 第12条 学生は、授業科目を開講する当該学年又は学期の初めに、当該学年又は学期に履修する授業科目を届け出て、学部長の許可を受けなければならない。
- 2 前項の授業科目の届出は、原則として、1年を通じて50単位を超えない範囲内において、各学部が定めるものとする。ただし、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、当該学部長の許可を得て、その上限を超えて履修する授業科目の登録を認めることができる。
- 3 学生は、届け出た授業科目以外の授業科目を履修することはできない。
- 4 本条に定めるもののほか、履修に関する事項は、別に定める。

### 第6章 試験及び成績

#### (単位の認定)

- 第13条 各授業科目を履修した学生に対しては、試験の上、所定の単位を与えるものとする。ただし、第11条第3号の授業科目については、学修の成果を評価して単位を与えることができる。
- (他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

- 第14条 学部長は、教育上有益と認めるときは、学生が、他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲において当該学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

#### (大学以外の教育施設等における学修)

- 第15条 学部長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該学部における授業科目の履修とみなし、単位を認定することができる。

- 2 前項により認定することができる単位数は、前条第1項及び第2項により当該学部において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

#### (入学前の既修得単位等の認定)

- 第16条 学部長は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（次条の規定により修得した単位を含む。）を、入学した後の当該学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学部長は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に行った前条第1項に規定する学修を当該学部における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を認定することができる。

- 3 前2項により修得したものとみなし、又は認定することのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第14条第1項及び第2項並びに前条第1項により当該学部において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

#### (科目等履修生の単位認定)

- 第17条 学部長は、本学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修するもの（以下「科目等履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。

- 2 科目等履修生に対する単位の認定については、第13条の規定を準用する。

#### (試験)

- 第18条 試験は、筆記試験、口述試問、論文その他とし、その方法については、各授業科目の担当教員が、これを定める。

#### (試験の時期)

- 第19条 試験は、毎学年末又は毎学期末に行う。

- 2 前項の定期試験のほかに、臨時に試験を行うことがある。

#### (追試験及び再試験)

第20条 追試験及び再試験は、次の各項に掲げる者を対象として、工学部規程又は人間社会学部規程の定めるところにより行うことがある。

2 追試験は、病気その他やむを得ない事由により、定期試験に欠席した者を対象とする。

3 再試験は、試験の結果、単位を認定されなかつた者を対象とする。

#### (成績)

第21条 試験の成績は、優、良、可及び不可の4段階とし、可以上を合格、不可を不合格とする。

2 学生が、他の大学等における授業科目的履修において修得した成績の評価は、合格又は不合格とする。ただし、評点を付すことを妨げない。

## 第7章 卒業及び学位

#### (卒業)

第22条 本学の卒業の要件は、4年以上在学し、所定の授業科目のうちから124単位以上を修得することとする。

2 前項の規定により、卒業の要件として修得すべき単位のうち、第10条第2項の授業の方法により修得した単位数は、60単位を超えないものとする。

3 卒業の認定は、当該学部の教授会（以下「教授会」という。）の審議を経て、学長が行う。

4 所定の学費を滞納している者は、卒業を認定しない。

5 学長は、第1項の規定にかかわらず、本学に3年以上在学した者（これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。）が、卒業の要件として定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、その卒業を認めることがある。

#### (学位記の授与)

第23条 学長は、前条の規定により、卒業を認定された者に対し、学位記を授与する。

#### (学士の学位の授与)

第24条 本学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 学位には専攻分野の名称を付記するものとする。

3 前項の専攻分野の名称は、次のとおりとする。

- |                      |     |
|----------------------|-----|
| 一 工学部を卒業した者          | 工学  |
| 二 人間社会学部情報社会学科を卒業した者 | 教養学 |
| 三 人間社会学部心理学科を卒業した者   | 心理学 |

## 第8章 入学、再入学、転入学、編入学、転学、留学、休学及び退学等

#### (入学時期)

第25条 入学時期は、学年の始めとする。ただし、学長が特に必要と認めたときは、学期の始めに入学させることができる。

#### (入学資格)

第26条 本学に入学の資格ある者は、次の各号のいづれかに該当する者でなければならない。

- 一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- 三 文部科学大臣の指定した者
- 四 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- 五 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 六 大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者

七 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者

八 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

（入学志願）

第27条 入学志願者は、指定日までに本学所定の入学願書、出身高等学校の最終3年間の学業成績等を記載した調査書に、所定の入学検定料を添えて、学長に提出しなければならない。

2 高等学校卒業者以外の入学志願者は、本学の指定する入学資格を証明するに足る書類をもって前項の調査書に代えることができる。

（入学試験）

第28条 学長は、入学志願者に対して、入学試験を行い、合格者を決定する。

2 出身高等学校長の推薦する入学志願者に対する入学試験はその一部を省略することがある。

3 外国人留学生又は帰国子女に対する入学試験は、それぞれの状況に応じて行う。

4 本条に定めるもののほか、入学試験に必要な事項は、その都度公示する。

（入学手続）

第29条 試験に合格した者は、指定された期日までに、別に定める入学手続要項に基づく書類を提出し、入学手続を行わなければならない。

2 学長は、前項に規定する入学手続きを完了した者について、入学を許可する。

（連帯保証人）

第30条 前条の保証書には、連帯保証人1名を定めるものとする。

2 連帯保証人は、父母又はこれに準ずる者とする。

（連帯保証人の責務）

第31条 連帯保証人は、入学を許可された者の誓約の履行に関し、保証書に定める内容を連帯保証する。

（保証人の変更）

第32条 保証人が死亡し、又はその他の事由で、その責務を果し得ない場合に

は、新たに保証人を選定して届け出なければならない。

（保証人の異動）

第33条 保証人の住所変更その他異動があったときは、直ちにその旨を届け出なければならない。

（再入学）

第34条 学長は、退学を申し出で許可された者が、再入学を志願したときは、選考の上、これを許可することがある。ただし、第54条第4号に定める行方不明の場合を除き、懲戒により退学した者又は除籍された者については、この限りでない。

2 再入学者の在学年数は、既に履修した授業科目、単位数及び在学期間等を考慮して、これを定める。

（転入学）

第35条 学長は、他の大学から本学に転入学を志願する者に対して、選考の上、当該他大学において履修した授業科目及び単位数の一部又は全部を本学における授業科目及び単位数として認定し、相当の学年に転入学を許可することがある。

2 転入学に関する事項は別に定める。

（編入学）

第36条 学長は、本学に編入学を志願する者に対して、前条の第1項の規定を準用し、選考の上、本学の相当学年に編入学を許可することがある。

2 本学に編入学できる者は次のいずれかに該当する者とする。

一 大学、短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者

二 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たす課程を修了した者

三 高等学校の専攻科の課程（修業年限が2年以上であること、その他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者

四 修業年限が4年以上の大学に2年以上在籍し、本学の定める単位を修得した者

3 編入学に関する事項は別に定める。

（転学）

第37条 他の大学へ転学しようとする者は、その事由を付して保証人連署の上、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

（転学部及び転学科）

第38条 専攻する学部又は学科の変更を願い出る学生には、別に定めるところによりこれを許可することがある。

（留学）

第39条 外国の大に留学しようとする者は、別に定めるところにより、学長の許可を受けて留学することができる。

2 留学した期間は、卒業要件としての在学年数に含める。

（休学）

第40条 病気その他やむを得ない事由で、引き続き2か月以上学修できない者は、その事由を記し、保証人連署で学長に願い出、休学の許可を得なければならない。

2 病気を理由とする休学願には、医師の診断書を添えなければならない。

3 学長は、健康上、学修することが不適当と認められる者に対して、休学を命ずることがある。

4 休学した期間は、本則第4条に定める在学期間及び第22条に定める卒業要件としての修業年限に定められている期間には算入しない。

5 休学期間は、1年以下とする。ただし、特別の事情があるときは、引き続き1年以内に限って、休学を許可することがある。

6 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

（復学）

第41条 休学者の復学する時期は、毎学期初めとする。ただし、休学の事由が消滅したときは、休学期間を中断して復学することができる。

2 休学者が復学するときは、その事由を記し、保証人連署で学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

（退学）

第42条 病気その他の事由により退学しようとする者は、その事由を記し、保証人連署で学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

## 第9章 入学検定料、入学金、学費その他の納付金

（入学検定料）

第43条 本学に入学を志願する者は、別表I（納付金）第1項に掲げる入学検定料を納付しなければならない。

2 既納の入学検定料は、いかなる事由によっても返還しない。

（入学金）

第44条 入学金は、別表I（納付金）第2項に掲げるとおりとする。

2 既納の入学金は、別に定めるもののほか、いかなる事由によつても返還しない。

（学費）

第45条 学費とは、授業料、実験実習費、施設設備費及び卒業研究費のことをいい、その納付額を別表I（納付金）第2項に掲げるとおりとする。

2 既納の学費は、別に定めあるもののほか、いかなる事由によつても返還しない。

#### (学費の納入期日)

- 第46条 学費は、毎学年の所定の期日までに、その年額を納付しなければならない。
- 2 学費に含まれる、授業料、実験実習費及び施設設備費（卒業研究費を除く）は、願い出により2期に分納することができる。
- 3 学費納付に関する詳細については、埼玉工業大学学費納付細則により別に定める。
- (休学者の学費)
- 第47条 本則第40条により休学する者は、その休学期間に応じ、在籍料を学費に代えて納入しなければならない。
- 2 休学期間に休学を中断して復学した場合は、復学した期における所定の学費を納入するものとし、その期の既納在籍料は返還する。
- 3 休学者の在籍料に関する詳細については、「休学者の在籍料に関する細則」により別に定める。
- (退学者の学費)
- 第48条 退学する者は、退学する日の属する学期分の授業料その他の学費を納付しなければならない。
- (転学者の学費)
- 第49条 転学する者は、転学する前日の属する学期分の授業料その他の学費を納付しなければならない。
- (停学者の学費)
- 第50条 停学中の学生は、その期間中といえども、授業料その他の学費を納付しなければならない。
- (再試験の受験料)
- 第51条 再試験を受けようとする者は、所定の受験料を納付しなければならない。

### 第10章 賞罰

#### (表彰)

- 第52条 学長は、学生が次の各号の一に該当すると認めたときは、これを表彰することがある。
- 一 人物・学業ともに優秀で他の学生の模範とするに足る者
- 二 善行特に顕著な者
- 三 本学の名声を高める行為があつた者
- (懲戒)
- 第53条 学長は、学生が本学の定める諸規定に背き、又は学生の本分に反する行為のあつた者に対して、懲戒を行う。
- 2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 二 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者
- 三 正当の理由がなくて出席常でない者
- 四 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- 4 前項に準ずる者で、より軽微な者は、その程度に応じ、停学又は訓告とする。
- 5 懲戒は、教授会の審議を経て、学長が決定する。

### 第11章 除籍

#### (除籍)

- 第54条 学長は、学生が次の各号の一に該当するときは、教授会の審議を経て、除籍する。
- 一 正当事由なく、所定の納付金の納付を怠った者
- 二 正当事由なく、履修届を提出しない者
- 三 規定の在学年数を超えた者
- 四 死亡又は行方不明の届け出があつた者

## 第12章 職員組織

### (職員)

第55条 各学部に次の職員を置く。

学部長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員、

その他の職員

### (教育職員の職務)

第56条 教育職員の職務は、学校教育法の定めるところによる。

## 第13章 教授会

### (教授会)

第57条 各学部に、教授会を置く。

2 学部長は、教授会を招集し、その議長となる。ただし、学部長に事故あるときは、学長又は副学長が行う。この場合において、学部長の代行者がいるときは、この限りでない。

3 学部長は、教授会構成員の3分の2以上から、議題が提示され要求されたときは、要求のあった日から7日以内に教授会を招集しなければならない。

4 教授会は、構成員の過半数の出席がなければ開催することはできない。

5 議事は、出席した教授会構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

6 前3項の規定にかかわらず、教授会構成員の3分の2以上の賛同があったときは、当該事項について、前3項の規定と異なった手続により、議事を行うことができる。

### (教授会の構成)

第58条 教授会は、教授をもって構成する。

2 教授会は、准教授又は講師を加えることができる。

3 教授会は、構成員以外の者の出席を求めて、その意見を聴取することができる。

### (教授会の役割)

第59条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

一 学生の入学及び卒業

二 学位の授与

三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

## 第14章 科目等履修生及び研究生

### (科目等履修生の授業科目の履修)

第60条 学部長は、第26条に定める入学資格を有する者と同等以上のものから、学部の授業科目の一部を履修する願い出があったときは、学生の修学の妨げとならない限り、選考の上、科目等履修生として授業科目の履修を許可する。

2 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

### (研究生)

第61条 学長は、学校教育法第83条に定める大学を卒業した者又は大学を卒業した者と同等以上のものから、学部において特定の事項について研究する願い出があったときは、学生の修学の妨げとならない限り、選考の上、研究生として入学を許可する。

2 研究生に関する事項は、別に定める。

### (学則の準用)

第62条 科目等履修生又は研究生に対しては、別段の定めのある場合を除き、この学則を準用する。

2 科目等履修生及び研究生の納付金は、別表Ⅱに示すとおりとする。

#### 第15章 外国人留学生

(外国人留学生)

第63条 学長は、日本国籍以外の国籍を有する者で，在留資格の「留学」を取得または取得見込みの者（以下「外国人留学生」という。）が、本学に留学を願い出たときは、入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関する事項は、別に定める。

(学則の準用)

第64条 外国人留学生に対しては、別段の定めのある場合を除き、この学則を準用する。

#### 第16章 教育職員免許状

(教育職員免許状)

第65条 教育職員免許状を取得しようとする学生は、卒業に必要な単位のほかに、教育職員免許法及び同法施行規則に規定する教科及び教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得しなければならない。

(授業科目及び単位数)

第66条 開設する授業科目、単位数及び履修に関する事項は、各学部規程で定める。

(教職課程登録料)

第67条 教職課程登録料は、別表Ⅰ（納付金）第3項に示すとおりとする。

(免許状の種類)

第68条 第65条及び第66条の所要条件を満した卒業者が取得できる教育職員免許状の種類は、次のとおりとする。

工学部

機械工学科を卒業した者

中学校教諭1種免許状 技術

高等学校教諭1種免許状 工業

生命環境化学科を卒業した者

中学校教諭1種免許状 理科

高等学校教諭1種免許状 理科

情報システム学科を卒業した者

中学校教諭1種免許状 数学

中学校教諭1種免許状 技術

高等学校教諭1種免許状 数学

高等学校教諭1種免許状 情報

高等学校教諭1種免許状 工業

人間社会学部

情報社会学科を卒業した者

中学校教諭1種免許状 社会

高等学校教諭1種免許状 公民

高等学校教諭1種免許状 情報

心理学科を卒業した者

高等学校教諭1種免許状 公民

#### 第17章 学則の変更

(学則の変更)

第69条 この学則の変更は、教授会の審議を経て、理事会が決定する。

附則 この学則は、昭和51年4月1日から施行する

- 附則 この学則は、昭和51年11月1日から施行する。  
 附則 この学則は、昭和52年10月1日から施行する。  
 附則 この学則は、昭和53年4月1日から施行する。  
 附則 この学則は、昭和54年4月1日から施行する。  
 附則 この学則は、昭和54年12月5日から施行する。  
 附則 この学則は、昭和55年4月1日から施行する。  
 附則 この学則は、昭和55年7月18日から施行する。  
 附則 この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

ただし、第4条の総定員については本学則にかかわらず次のとおりとする。

	56年	57年	58年	59年
機械工学科	260名	280名	300名	320名
環境工学科	200名	240名	280名	320名
電子工学科	200名	240名	280名	320名
計	660名	760名	860名	960名

4年後本学則数にもどる。

- 附則 この学則は、昭和56年9月1日から施行する。  
 附則 この学則は、昭和57年4月1日から施行する。  
 附則 この学則は、昭和58年4月1日から施行する。  
 附則 この学則は、昭和59年4月1日から施行する。  
 附則 この学則は、昭和60年4月1日から施行する。  
 附則 この学則は、昭和60年10月1日から施行する。  
 附則 この学則は、昭和61年4月1日から施行する。  
 附則 この学則は、昭和62年4月1日から施行する。  
 附則 この学則は、昭和63年4月1日から施行する。  
 附則 この学則は、平成元年4月1日から施行する。  
 附則 この学則は、平成2年4月1日から施行する。

ただし、第4条にかかわらず平成2年度から平成10年度までの入学定員は次のとおりとする。

学科	定員
機械工学科	100名
環境工学科	100名
電子工学科	100名
計	300名

- 附則 この学則は、平成3年4月1日から施行する。  
 附則 この学則は、平成3年12月9日から施行する。  
 附則 1. この学則は、平成4年4月1日から施行する。

ただし、第10条・第11条・第18条については、平成4年度以降の入学

者に適用し、平成3年度以前の入学者は、なお従前の学則条項によるものとする。

2. 平成4年度から平成11年度までの入学定員は、本学則第4条及び平成2年4月1日の附則にかかわらず、次のとおりとする。

#### (1) 平成4年度から平成10年度までの入学定員

機械工学科	160名
環境工学科	160名
電子工学科	160名
計	480名

(2) 平成11年度の入学定員

機械工学科	140 名
環境工学科	140 名
電子工学科	140 名
計	420 名

附則 この学則は、平成5年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成8年4月1日から施行する。

ただし、第10条第2項の別表Iについては、平成8年度以降の入学者に適用し、平成7年度以前の入学者は従前のとおりとする。

附則 この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附則 1. この学則は、平成11年4月1日から施行する。

2. 平成11年度の入学定員は、本学則第4条及び平成4年4月1日の附則にかかわらず、次のとおりとする。

機械工学科	160 名
応用化学科	160 名
電子工学科	160 名
計	480 名

3. 第10条第2項の別表Iについては、平成11年度以降の入学者に適用し、平成10年度以前の入学者は従前のとおりとする。

附則 1. この学則は、平成12年4月1日から施行する。

ただし、第3条にかかわらず、平成12年度から平成15年度の入学定員及び平成12年度から平成18年度の収容定員は、次のとおりとする。

入学定員

	12年度	13年度	14年度	15年度
機械工学科	152 名	144 名	136 名	128 名
応用化学科	152 名	144 名	136 名	128 名
電子工学科	152 名	144 名	136 名	128 名
計	456 名	432 名	408 名	384 名

収容定員

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
機械工学科	632 名	616 名	592 名	560 名	528 名	504 名	488 名
応用化学科	632 名	616 名	592 名	560 名	528 名	504 名	488 名
電子工学科	632 名	616 名	592 名	560 名	528 名	504 名	488 名
計	1,896 名	1,848 名	1,776 名	1,680 名	1,584 名	1,512 名	1,464 名

2. 第22条第2項については、平成12年度の入学者から適用する。

附則 この学則は、平成13年4月1日から施行する。

ただし、第68条の理科教員免許状授与にかかる規定については、平成13年度以降の入学者に適用し、平成12年度以前の入学者は、教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学学部等の課程認定の経過措置に該当する場合を除き、従前のとおりとする。

附則 この学則は、平成14年4月1日から施行する。

ただし、第3条にかかわらず、平成14年度から平成16年度の工学部の入学定員及び平成14年度から平成19年度の工学部の収容定員は、次のとおりとする。

入学定員

	14年度	15年度	16年度
機械工学科	96名	88名	80名
応用化学科	96名	88名	80名
電子工学科	96名	88名	80名
情報工学科	80名	80名	80名
計	368名	344名	320名

収容定員

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
機械工学科	552名	480名	408名	344名	328名	320名
応用化学科	552名	480名	408名	344名	328名	320名
電子工学科	552名	480名	408名	344名	328名	320名
情報工学科	80名	160名	240名	320名	320名	320名
計	1,736名	1,600名	1,464名	1,352名	1,304名	1,280名

附則 この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附則 1. この学則は、平成19年4月1日から施行する。

2. 第68条の規定については、平成19年度以降の入学者に適用し、平成18年度以前の入学者は、従前のとおりとする。

(埼玉工業大学工学部応用化学科、電子工学科、情報工学科の存続に関する経過措置)

埼玉工業大学工学部応用化学科、電子工学科、情報工学科は、平成19年3月31日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附則 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

ただし、第3条にかかわらず、平成20年度から平成22年度の人間社会学部の収容定員は、次のとおりとする。

収容定員

	20年度	21年度	22年度
情報社会学科	510名	485名	480名
心理学科	340名	325名	320名
計	850名	810名	800名

附則 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

ただし、第3条にかかわらず、平成21年度から平成24年度の収容定員は、次のとおりとする。

収容定員

工学部

	21年度	22年度	23年度	24年度
機械工学科	260名	240名	240名	240名
生命環境化学科	240名	320名	320名	320名
情報システム学科	350名	460名	450名	440名
ヒューマン・ロボット学科	180名	240名	240名	240名
応用化学学科	80名			
電子工学科	80名			
情報工学科	80名			
計	1,270名	1,260名	1,250名	1,240名

収容定員

人間社会学部

	21年度	22年度	23年度	24年度
情報社会学科	475名	460名	450名	440名
心理学科	325名	320名	320名	320名
計	800名	780名	770名	760名

附則 1. この学則は、平成23年4月1日から施行する。

ただし、第3条にかかわらず、平成23年度から平成26年度の収容定員は、次のとおりとする。

収容定員

工学部

	23年度	24年度	25年度	26年度
機械工学科	290名	340名	390名	440名
生命環境化学科	320名	320名	320名	320名
情報システム学科	460名	460名	470名	480名
ヒューマン・ロボット学科	180名	120名	60名	
計	1,250名	1,240名	1,240名	1,240名

収容定員

人間社会学部

	23年度	24年度	25年度	26年度
情報社会学科	450名	440名	440名	440名
心理学科	320名	320名	320名	320名
計	770名	760名	760名	760名

2. 第22条第1項ただし書きについては、平成23年度以降の入学者に適用し、平成22年度以前の入学者は、従前のとおりとする。

3. 第68条の規定については、平成23年度以降の入学者に適用し、平成22年度以前の入学者は、従前のとおりとする。

(埼玉工業大学工学部ヒューマン・ロボット学科の存続に関する経過措置)

埼玉工業大学工学部ヒューマン・ロボット学科は、平成23年3月31日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附則	この学則は、平成25年4月1日から施行する。			
ただし、第3条にかかわらず、平成25年度から平成28年度の収容定員は、次のとおりとする。				
収容定員				
工学部				
	25年度	26年度	27年度	28年度
機械工学科	390名	440名	440名	440名
生命環境化学科	340名	360名	380名	400名
情報システム学科	480名	500名	510名	520名
ヒューマン・ボット学科	60名			
計	1,270名	1,300名	1,330名	1,360名
収容定員				
人間社会学部				
	25年度	26年度	27年度	28年度
情報社会学科	430名	420名	410名	400名
心理学科	300名	280名	260名	240名
計	730名	700名	670名	640名
附則	この学則は、平成26年4月1日から施行する。			
附則	この学則は、平成27年4月1日から施行する。			
ただし、第3条にかかわらず、平成27年度から平成30年度の収容定員は、次のとおりとする。				
収容定員				
工学部				
	27年度	28年度	29年度	30年度
機械工学科	445名	450名	455名	460名
生命環境化学科	390名	420名	430名	440名
情報システム学科	515名	530名	535名	540名
計	1,350名	1,400名	1,420名	1,440名
収容定員				
人間社会学部				
	27年度	28年度	29年度	30年度
情報社会学科	400名	380名	370名	360名
心理学科	250名	220名	210名	200名
計	650名	600名	580名	560名
附則	この学則は、平成28年4月1日から施行する。			
附則	この学則は、平成29年4月1日から施行する。			
附則	1. この学則は、平成30年4月1日から施行する。 2. 第40条および第47条は、平成30年3月31日在籍者から適用する。			
附則	この学則は、平成31年4月1日から施行する。			
ただし、第3条にかかわらず、令和元年度から令和4年度の工学部の収容定員は、次のとおりとする。				

収容定員

工学部

	元年度	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)
機械工学科	465 名	470 名	475 名	480 名
生命環境化学科	420 名	400 名	380 名	360 名
情報システム学科	555 名	570 名	585 名	600 名
計	1,440 名	1,440 名	1,440 名	1,440 名

附則 この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附則 この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附則 この学則は、令和4年4月1日から施行する。

別表 I (第43条, 第44条, 第45条, 第46条及び第67条関係)

納付金

1. 入学検定料 金 30,000円

金 15,000円 (大学入学共通テストの成績をもとに、入学を志願する者)

金 10,000円 (奨学生入学試験を受験する者)

※なお、インターネット出願による手続においては募集要項に定める金額とする。

2. 入学金及び学費 (平成31年度以降に入学した学生に適用する。)

[工学部 機械工学科, 生命環境化学科]

費目	金額	備考
入学金	250,000円	入学時
学費	(1)授業料	820,000円 年額 3年次, 4年次は850,000円とする。
	(2)実験実習費	150,000円 年額
	(3)施設設備費	320,000円 年額
	(4)卒業研究費	卒業研究着手時 卒業研究I又はIIのいずれかを履修するときは、半期当たり50,000円とする。

[工学部 情報システム学科]

費 目		金 額	備 考
入 学 金		250,000円	入学時
学 費	(1)授 業 料	820,000円	年額 3年次、4年次は 850,000円とする。
	(2)実験実習費	150,000円	年額 2年次、3年次は 200,000円とする。
	(3)施設設備費	320,000円	年額
	(4)卒業研究費	100,000円	卒業研究着手時 卒業研究Ⅰ又はⅡのいずれかを履修するときは、半期当たり50,000円とする。

再入学者、転入学者又は編入学者の入学金及び学費の額は、当該再入学者、転入学者又は編入学者の属する学年の在学生にかかる額と同額とし、入学金の額は、新入学生にかかる額と同額とする。

転学部又は転学科者の学費の額は、当該転学部又は転学科者の属する学年の在学生にかかる額と同額とする。

3年次に早期卒業科目の履修を許可された者は、3年次の学費の他に卒業研究費を納付しなければならない。

[人間社会学部 情報社会学科]

費 目		金 額	備 考
入 学 金		250,000円	入学時
学 費	(1)授 業 料	720,000円	年額 3年次、4年次は 750,000円とする。
	(2)施設設備費	270,000円	年額

[人間社会学部 心理学科]

費　目		金　額	備　考
入　学　金		250,000円	入学時
学 費	(1)授業料	720,000円	年額 3年次、4年次は 750,000円とする。
	(2)実験実習費	50,000円	年額 2年次から適用する。
	(3)施設設備費	270,000円	年額

再入学者、転入学者又は編入学者の入学金及び学費の額は、当該再入学者、転入学者又は編入学者の属する学年の在学生にかかる額と同額とし、入学金の額は、新入学生にかかる額と同額とする。

転学部又は転学科者の学費の額は、当該転学部又は転学科者の属する学年の在学生にかかる額と同額とする。

3. 教職課程登録料

費　目	金　額	備　考
教職課程登録料 (両学部全学科共通)	30,000円	教職課程登録時 (新規登録料)

- 中学校教諭一種免許状取得の場合、介護等体験の諸費用は別途個人負担とする。
- 本学卒業生が在籍時に教職課程登録料を納付している場合は教職課程登録料を半額の15,000円とする。
- 教育実習にかかる費用は別途個人負担とする。
- 免許教科「技術」の免許状を取得する場合は、教材費として10,000円を別途徴収する。

別表II

研究生納付金

1. 入学検定料 金 10,000円

2. 研究生

費　目		金　額	備　考
1	入　学　料	30,000円	入　学　時
2	授　業　料	30,000円	月　額

ただし、本学卒業生の場合は、入学料を免除し、授業料は20,000円とする。

科目等履修生納付金

1. 入学検定料 金 10,000円

2. 科目等履修生

費　　目		金　　額	備　　考
1	入　　学　　料	30,000円	入　　学　　時
2	授　　業　　料	20,000円	1　　単　　位

1. 本学卒業生の場合は、入学料を免除し、1単位あたりの授業料は半額の10,000円とする。

2. 本学大学院に在籍する学生が、研究指導教員の指示により学部授業科目を履修するときは入学検定料・入学料および授業料を免除する。

ただし、教員免許状取得目的の場合、免除の対象は本学の卒業生に限る。



## **1－1. 学長裁定**

埼玉工業大学学則第 59 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものを定める件

(平成 27 年 3 月 17 日学長裁定)

埼玉工業大学学則第 59 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものを次のように定め、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

- 一 学生の身分取扱いに関する事項
- 二 学生の成績評価に関する事項
- 三 教育課程の編成に関する事項
- 四 教員の教育研究業績の審査等に関する事項

以上

## 2. 埼玉工業大学工学部規程

### (目的)

第1条 この規程は、埼玉工業大学学則（以下「学則」という。）のうち、埼玉工業大学工学部（以下「工学部」という。）において定めると規定されている事項及び工学部において必要と認める事項について定める。

2 工学部における教育研究上の目的、教育課程、試験、入学及び卒業等については、学則に定めるものほか、この規程の定めるところによる。

### (教育組織)

第2条 工学部に次の学科を置く。

機械工学科

生命環境化学科

情報システム学科

2 機械工学科に機械工学専攻及びロボット・スマート機械専攻を設ける。

3 生命環境化学科にバイオ・環境科学専攻及び応用化学専攻を設ける。

4 情報システム学科に I T 専攻、A I 専攻及び電気電子専攻を設ける。

### (教育研究上の目的)

第2条の2 工学部は、一般共通科目（一般教養科目及び外国語科目）、共通基礎科目（数学系科目及び理学系科目）、及び機械工学、生命環境化学、情報システム学の各専門分野に関する教育・研究を通して、自ら学び、自ら考える習慣を身につけさせ、人間性が豊かなだけでなく倫理観をも兼ね備え、より良い社会の実現に貢献できる技術者の養成を目的とする。

2 機械工学科は、学生に基礎理論から先端技術までの多くの知識を習得させることによって、自ら考え、新しい分野にも果敢に挑戦できる、応用力豊かな、社会に貢献できる人材の養成を目的とする。

機械工学科の各専攻の目的は、次のとおりとする。

一 機械工学専攻は、しっかりと基礎に基づいた「ものづくり」教育を通して、創造力を發揮し、専門性を生かした安全で安心な人間らしい社会の創成に貢献できる人材の養成を目的とする。

二 ロボット・スマート機械専攻は、ロボット技術及びスマートエンジニアリングの基礎的、応用的な知識を身に付け、地球環境保護や省エネをめざしたロボットの設計・製作及びIoT技術を通して、効率的で豊かな社会の創成及びものづくりに貢献できる人材の養成を目的とする。

3 生命環境化学科は、化学及び生命科学の知識と技術を身につけ、人類の福祉の向上と地球環境の保全に貢献できる創造性豊かな 人材の養成を目的とする。

生命環境化学科の各専攻の目的は、次のとおりとする。

一 バイオ・環境科学専攻は、21世紀の人類が直面する環境、食料、エネルギー、医療、福祉などの諸問題の解決に必要な「生命科学」および「環境科学」の専門知識と技術を総合的に教授し、バイオ・食品産業、医療、農林水産、環境保全、環境評価、リサイクルなどの幅広い分野で活躍できる実践的な人材の養成を目的とする。

二 応用化学専攻は、高度な「化学」の専門知識と技術を体系的に教授し、新素材、先端材料、ナノテクノロジー、食品、医薬品、エネルギーなどの幅広い分野における急速な技術革新や変革する社会のニーズに対して、「化学」の力で貢献できる創造性豊かで国際性と主体性を併せ持つ人材の養成を目的とする。

4 情報システム学科は、情報システム工学の基礎から応用までの知識を幅広く修得させ、I T（情報技術）社会を支える新しい情報システムの創生を通して、人間性豊かな社会の創造に参加できる人材の養成を目的とする。

情報システム学科の各専攻の目的は、次のとおりとする。

一 I T 専攻は、コンピュータ、ネットワーク、ソフトウェア技術を駆使した幅広い視点からの情報システムの開発を通じて、快適で安全・安心な社会の創生をめざす人材の養成を目的とする。

二 A I 専攻は、A I の仕組みを理解し、その設計開発手法を修得し、A I を活用できる、そしてA I を用いた新しいアイディアをビジネスとして創出できる人材の養成を目的とする。

三 電気電子専攻は、先端的なデバイス・材料、回路、通信、ディジタル情報技術を活かして柔軟で幅広い展開力から、高度で高信頼な社会システム基盤の確立をめざす人材の養成を目的とする。

第2条の3 工学部の機械工学科、生命環境化学科及び情報システム学科の専門教育課程のほかに、基礎教育担当部局として基礎教育センターに工学部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、一般共通科目及び共通基礎科目的教育を通して、人間性豊かな技術者の養成を目的とする学部教育を担うとともに、教職課程の教育も行うこととする。

（学科・部会の長）

第3条 各学科に学科長を、部会に主任（以下総称して「学科長」という。）を置く。

2 学科長は、学部長が学長と協議のうえ、候補者を選出する。

3 学科長は、学科又は部会の事務を処理する。

4 学科長は、学科又は部会会議を招集し、議長となる。

5 学科長の任期は2年とする。ただし、学科長が任期中に欠けたときは、新たに選出し、その任期は、その前任者の残任期間とする。

6 学科長に事故あるときは、当該学科又は部会に属する先任の教授がその事務を代行する。ただし、教授の就任時期が同一のときは、年長者とする。

7 その他学科又は部会において必要な事項は、学科又は部会会議の議を経て、工学部長（以下「学部長」という。）が定める。

（学科長会議）

第4条 学部長のもとに学科長会議を置く。

2 学科長会議は、学部長の諮問に応じ、当該事項を審議する。

3 学部長は、学科長会議を招集し、議長となる。

4 学科長会議は、別に定める学科長会議の事務を行う。

（特別委員会）

第5条 学部長のもとに、次の特別委員会を置く。

一 人事委員会

二 自己点検・評価委員会

三 FD委員会

2 特別委員会は、学部長の諮問に応じ、当該事項を審議する。

3 学部長は、特別委員会を招集し、議長となる。ただし、学部長は、人事委員会については、教授のうちから、副委員長を指名し、その事務を代行させることができる。また、自己点検・評価委員会及びFD委員会については、教授のうちから、委員長を指名し、その事務を代行させることができる。

4 学部長は、前各号のほか、常置の又は臨時の特別委員会を設置することができる。

5 特別委員会の任務並びに委員及びその任期は、学部長が定める。

6 特別委員会の規程は別に定める。

（各種委員会）

第6条 工学部教授会（以下「教授会」という。）のもとに、次の各種委員会を置く。

一 入学試験委員会

二 教務委員会

三 学生委員会

四 図書・紀要委員会

五 就職委員会

六 広報委員会

七 情報委員会

2 各種委員会は、別に定める委員会の任務を行うとともに、学部長の諮問に応じ、当該事項を審議する。

3 学部長は、必要に応じ、前項の委員会について、埼玉工業大学大学院工学研究科規程及び人間社会研究科規程又は埼玉工业大学人間社会学部規程に定める委員会と提携して、又は工学部の代表者を当該委員会に派遣して、前項の委員会の任務を行わせることができる。

4 各種委員会の委員長は、学部長が指名する。

5 各種委員会の委員は、各学科又は部会に属する専任教員、及び専任教員のうちから互選された者をもって構成する。

- 6 各種委員会は、必要に応じ、委員のうちから副委員長を置き、委員長の事務を代行させることができる。
- 7 学部長は、前各号のほか、常置又は臨時の各種委員会を設置することができる。
- 8 各種委員会の任務並びに委員長及びその任期は、学部長が定める。
- 9 各種委員会の議事は、構成員の過半数の出席を必要とし、委員の全員一致の賛同によって、議決されるこ<sup>と</sup>を原則とする。ただし、採決を行うときは、出席者の3分の2をもって議決するものとする。

(任命権者)

第7条 第3条、第5条及び第6条にかかる任命は、次の各号のとおりとする。

- 一 学科長については、学部長、学長の推薦に基づき、理事長が行う。
- 二 特別委員会及び各種委員会の委員長、副委員長及び委員については、学部長が行う。

(任期の特例)

第8条 学科長並びに特別委員会及び各種委員会の委員長及び委員は、後任者が任命されるまでの間、その職務を行うものとする。

(学期等)

第9条 学部長が必要と認めるときは、学則第6条ただし書きに基づき、前期及び後期の期間を変更するこ<sup>と</sup>ができる。

(授業期間及び休業日の特例)

第10条 学部長は、学則第7条に掲げる授業期間を変更し、又は同第8条第3項に掲げる臨時の休業日を設け、若しくは休業日に授業を行うときは、教授会の審議を経て、定めるものとする。

2 前項に定めるもののうち、年度ごとの学年暦については、工学部学生便覧に明示する。

(教育課程)

第11条 各学科の授業科目及びその単位は、別表IIの定めるところによる。

2 各学科の授業科目の内容及び履修方法については、教授会の審議を経て、学長が別に定める。

(履修方法)

第12条 学生は、毎学期の指定する期間内に、履修しようとする授業科目を届け出て、許可を受けなければならぬ。

2 履修登録が可能な単位数の上限は、年間49単位とする。ただし、自由単位の科目及び教職課程の科目の単位は含めない。

(教育方法の特例)

第13条 学則第10条第2項に定める教育方法の特例については、教授会の審議を経て、学部長が別に定める。

(試験及び成績評価)

第14条 授業科目の試験は、学期末又は学年末に、授業担当教員が筆記試験、口述試験又は実験報告書等により成績の評価を行う。

2 前項の成績評価は、100点満点とし、80点以上を優、70点以上を良、60点以上を可、60点未満を不可とし、可以上を合格とする。ただし、優、良、可を、必要に応じ、それぞれA、B、Cその他の表示を行うことができる。

3 生命環境化学科、情報システム学科においては、前項の優の成績表示を、Aのほかに90点以上をSとして表示を行うことができる。

4 前2項の試験及び成績評価において、授業担当教員に事故あるときは、学部長が指名する教員が行う。

(追試験)

第15条 学生が、病気その他やむを得ない事由により、定期試験を受験できないときは、当該授業科目担当教員に追試験を願い出ることができる。

(再試験)

第16条 定期試験において、単位認定に必要な評価点に達しなかった学生に対し、当該授業科目について、再試験を行うことがある。

(卒業の要件)

第17条 工学部の卒業の要件は、4年以上在学し、所定の授業科目のうちから124単位以上を修得することとする。

2 卒業の認定は、教授会の審議を経て、学長が行う。

3 学長は、第1項の規定にかかわらず、本学に3年以上在学した者（これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。）が、卒業の要件として定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、教授会の審議を経て、その卒業（以下「早期卒業」という。）を認めることができる。ただし、再入学者及び転・編入学者は早期卒業の対象とならない。

4 前項に定める早期卒業の認定の基準は、別表IIIのとおりとする。ただし、国公私立大学の大学院に入学を許可された者は、教授会の審議を経て、早期卒業を認めることができる。

5 所定の学費を滞納している者は、卒業を認定しない。

(入学志願)

第18条 入学志願者は、学則第27条に基づく書類を提出しなければならない。

(入学志願者の選考)

第19条 入学志願者の選考は、学則第28条の定めるところにより、学長が行う。

(再入学)

第20条 学長は、学則第34条の規定により、退学を願い出て許可された者又は同第54条第4号の行方不明の規定により除籍された者で、在学年限に達しないものが、再入学を志願したときは、再入学を許可することができる。

2 再入学者は、退学前に所属した学科に所属するものとする。

3 再入学を許可された者は、退学を許可された学年に再入学するものとする。ただし、進級判定に合格した者が年度末に退学を許可されたときは、この限りでない。

4 再入学者の在学期間は、学部において既に履修した授業科目、修得した単位数及び在学年数等を考慮して、学長が定める。

5 再入学の手続きについては、学則第29条及び第30条の定めるところによる。

(転入学)

第21条 学長は、学則第35条の規定により、他の大学から本学に転入学を志願した者に対しては、選考の上、転入学を許可することができる。

2 転入学を許可された者の転入学年は、他大学において既に履修した授業科目、修得した単位数及び在学年数等を考慮して、学長が定める。

3 転入学者の在学期間は、他大学において既に在籍した期間と合わせて8年を超えることができない。

4 転入学の手続きについては、学則第29条及び第30条の定めるところによる。

(編入学)

第22条 学長は、学則第36条の規定により、本学に編入学を志願した者に対しては、選考の上、編入学を許可することができる。

2 編入学を許可された者の編入学年は、他大学において既に履修した授業科目、修得した単位数及び在学年数等を考慮して、学長が定める。

3 編入学者の在学期間は、2年次編入者は6年、3年次編入者は4年を超えることができない。

4 編入学の手続きについては、学則第29条及び第30条の定めるところによる。

(転学)

第23条 学長は、他の大学へ転学を願い出した者に対しては、学則第37条の規定により、退学を許可することができる。

(転学部及び転学科)

第24条 学部長は、学則第38条の規定により、転学部又は転学科を願い出した者に対しては、教育上支障のない限りにおいて、願い出のあった学科において選考の上、教授会の審議を経て、転学部又は転学科を許可することができる。

(留学)

第25条 学則第39条の規定は、留学のために休学することを妨げない。ただし、休学の期間は、学則第40条の定めるところによる。

2 学則第39条第1項の規定にかかわらず、学部長が教育上有益と認めるときは、学生が休学期間に中に外国の大学において授業科目を履修し修得した単位を、工学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 3 前2項により修得したものとみなすことができる単位数は、学則第14条の定めるところによる。  
(休学)  
第26条 学長は、学則第40条の規定により、休学を願い出た者に対しては、これを許可する。  
(復学)  
第27条 学長は、学則第41条の規定により、復学を願い出た者に対しては、これを許可する。  
(退学)  
第28条 学長は、学則第42条の規定により、退学を願い出た者に対しては、これを許可する。  
(科目等履修生)  
第29条 学部長は、学則第60条の規定により、科目等履修生を志願した者に対しては、学生の修学の妨げとなるない限り、選考の上、教授会の審議を経て、授業科目の履修を許可することがある。  
(研究生)  
第30条 学長は、学則第61条の規定により、研究生を志願した者に対しては、学生の修学の妨げとなるない限り、選考の上、教授会の審議を経て、入学を許可することがある。  
(外国人留学生)  
第31条 学長は、学則第63条の規定により、外国人留学生として入学を志願した者に対しては、選考の上、許可することがある。  
(教職課程授業科目)  
第32条 教職課程の授業科目及びその単位については、別表IVの定めるところによる。ただし、授業科目の内容及び履修方法については、教授会の審議を経て、学長が別に定める。  
(工学部規程の変更)  
第33条 この規程の変更は、教授会の審議を経て、常務理事会が決定する。

- 附則 1. この規程は、平成12年4月1日から施行し、平成12年6月1日から適用する。  
2. 第17条第2項及び第3項については、平成12年度入学者から適用する。
- 附則 この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- 附則 この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 附則 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 附則 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 附則 この規程は、平成16年7月17日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- 附則 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 附則 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 附則 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 附則 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 附則 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 附則 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 附則 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 附則 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 附則 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 附則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 附則 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 附則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 附則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 附則 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 附則 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 附則 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 附則 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

# 工学部規程の別表

別表 II

2023年度以降の入学者に適用  
機械工学科(機械工学専攻) 授業科目表

区分	必選	授業科目	単位	区分	必選	授業科目	単位		
一般教養科目	社会学	2	機械工学科	○	コンピュータープログラミング	2			
	国際関係論	2		○	工業力学及び演習	2			
	歴史	2		○	金属加工実習	1			
	中国の言語と文化	2		○	機械工学実習	1			
	ドイツの言語と文化	2		○	材料力学及び演習 I	2			
	フランスの言語と文化	2		○	熱力学及び演習 I	2			
	教育と社会	2		○	流体力学及び演習 I	2			
	ボランティアの研究	2		○	CAD基礎製図	2			
	体育実技 I	1		○	機械力学及び演習 I	2			
	体育実技 II	1		○	工学実験 I	1			
	経済学	2		○	制御工学及び演習 I	2			
	スポーツ文化論	2		○	設計製図 I	2			
	日本国憲法	2		○	工学プロジェクト	2			
	心理学	2		○	工学実験 II	1			
	哲学	2		○	特別ゼミ	※4 2			
	思想と宗教	2		○	卒業研究 I	4			
	経営学	2		○	卒業研究 II	4			
	科学技術史	2		○	機械工学概論	2			
	仏教精神 I	2		○	機械材料	2			
	仏教精神 II	2		○	機械工作法	2			
一般	計(20科目)				○	機械設計法及び演習	2		
	日本事情 I	※1		○	材料力学及び演習 II	2			
	日本事情 II	※1		○	熱力学及び演習 II	2			
	日本語 I	※1		○	流体力学及び演習 II	2			
	日本語 II	※1		○	機構学	2			
共通	計(4科目)				○	計測工学	2		
	計(24科目)				○	スマートエネルギー	2		
	英語 I				○	伝熱工学	2		
	発展英語 I				○	機械力学及び演習 II	2		
外国語科目	英語 II				○	制御工学及び演習 II	2		
	発展英語 II				○	設計製図 II	2		
	英語 III				○	職業指導 I	2		
	発展英語 III				○	航空宇宙工学概論	2		
	英語 IV				○	職業指導 II	2		
	発展英語 IV				○	工業概論	※3 2		
	計(8科目)				○	情報工学	2		
	英語 I				○	木材加工	※2 2		
キヤリア・デザイン科目	発展英語 I				○	自動車工学概論	2		
	英語 II				○	知能化工作機械	2		
	発展英語 II				○	シミュレーション基礎	2		
	英語 III				○	精密加工学	2		
	発展英語 III				○	メカトニクス	2		
	英語 IV				○	内燃機関	2		
	発展英語 IV				○	電子工作実習	2		
	計(8科目)				○	環境工学	2		
	キャリア・デザイン I				○	工学倫理	2		
	キャリア・デザイン I				○	工業法規	2		
	キャリア・デザイン II				△	IoTデバイス	2		
数学系科目	キャリア・デザイン III				○	スマートニューファクチャリング'	2		
	キャリア・デザイン IV				○	空気力学	2		
	ブレゼンヒューション技法				○	シミュレーション応用	2		
	異文化コミュニケーション(海外研修)				○	塑性加工	2		
	インターナーシップ I				○	流体機械	2		
	インターナーシップ II				○	ロボット工学	2		
	TOEIC初級 I				○	交通機械	2		
	TOEIC初級 II				△	基礎数学演習	2		
	TOEIC中級 I				△	基礎物理演習	2		
	TOEIC中級 II				△	情報処理特講	2		
	計(12科目)				合計(58科目)				
	計(44科目)				116				
基礎科目	基礎線形代数			理学系科目	基礎物理実験				
	基礎線形代数演習				物理学 I				
	微分子学				物理学 II				
	微分子学演習				物理学演習 I				
	応用線形代数				物理学演習 II				
	応用線形代数演習				化学 I				
	積分学				化学 I				
	積分学演習				化学 II				
	微分方程式				地球科学				
	データサイエンス				電磁気学				
	複素関数論				生物学				
	ベクトル解析				量子力学				
共通	計(12科目)				計(12科目)				
	基礎物理実験				計(12科目)				
	物理学 I				計(12科目)				
	物理学 II				計(12科目)				
	物理学演習 I				計(12科目)				
	物理学演習 II				計(12科目)				
	化学生物				計(12科目)				
	栽培				計(12科目)				
	化学生物				計(12科目)				
	地球科学				計(12科目)				
	電磁気学				計(12科目)				
情報系科目	生物学				計(12科目)				
	量子力学				計(12科目)				
	計(3科目)				計(27科目)				
	計(27科目)				計(27科目)				

(注記1) 必選欄の○印は、必修科目を示す。

(注記2) 必選欄の○印は、選択必修科目を示す。

(注記3) 必選欄の△印は、自由単位の科目を示す。

(注記4) ※1は、留学生の履修科目を示す。

(注記5) ※2は、中学校教諭1種免許(技術)取得希望者のみ履修可能。

(注記6) ※3は、高等学校教諭1種免許(工業)取得希望者のみ履修可能。

(注記7) 共通基礎科目選択必修科目の内、計14単位修得を必修とする。

(注記8) ※4は、早期卒業見込者の履修科目を示す。

(注記9) 機械工学専門科目選択必修科目の内、計12単位修得を必修とする。

別表 II

2023年度以降の入学者に適用  
機械工学科(ロボット・スマート機械専攻) 授業科目表

区分	必選	授業科目	単位	区分	必選	授業科目	単位
一般教養科目	社会学	2	※4	○	コンピュータープログラミング	2	
	国際関係論	2		○	工業力学及び演習	2	
	歴史	2		○	金属加工実習	1	
	中国の言語と文化	2		○	機械工学実習	1	
	ドイツの言語と文化	2		○	材料力学及び演習 I	2	
	フランスの言語と文化	2		○	熱力学及び演習 I	2	
	教育と社会	2		○	流体力学及び演習 I	2	
	ボランティアの研究	2		○	CAD基礎製図	2	
	体育実技 I	1		○	機械力学及び演習 I	2	
	体育実技 II	1		○	工学実験 I	1	
	経済学	2		○	制御工学及び演習 I	2	
	スポーツ文化論	2		○	設計製図 I	2	
	日本国憲法	2		○	工学プロジェクト	2	
	心理学	2		○	工学実験 II	1	
	哲学	2		○	特別ゼミ	2	
	思想と宗教	2		○	卒業研究 I	4	
	経営学	2		○	卒業研究 II	4	
	科学技術史	2		○	機械工学概論	2	
	仏教精神 I	2		○	ロボット・スマート機械概論	2	
	仏教精神 II	2		○	知能機械製作	2	
一般	計(20科目)	38		○	ロボット製作	2	
	日本事情 I	※1		○	Cプログラミング及び演習 I	1	
	日本事情 II	※1		○	Cプログラミング及び演習 II	1	
	日本語 I	※1		○	機構学	2	
	日本語 II	※1		○	計測工学	2	
共通	計(4科目)	8		○	知能化工作機械	2	
	計(24科目)	46		○	スマートエネルギー	2	
	○ 英語 I	1		○	メカトロニクス	2	
	○ 発展英語 I	1		○	IoTデバイス	2	
	○ 英語 II	1		○	スマートミュージックチャーリング	2	
外国語科目	○ 発展英語 II	1		○	設計製図 II	2	
	○ 英語 III	1		○	ロボット工学	2	
	○ 発展英語 III	1		○	機械力学及び演習 II	2	
	○ 英語 IV	1		○	制御工学及び演習 II	2	
	○ 発展英語 IV	1		○	職業指導 I	2	
キヤリア・デザイン科目	計(8科目)	8		○	機械材料	2	
	○ キャリア・デザイン I	2		○	職業指導 II	2	
	○ キャリア・デザイン入門	2		○	工業概論	2	
	○ キャリア・デザイン II	1		○	機械工作法	2	
	○ キャリア・デザイン III	1		○	情報工学	2	
	○ プレゼンテーション技法	2		○	木材加工	2	
	○ 異文化コミュニケーション(海外研修)	2		○	機械設計法及び演習	2	
	△ インターンシップ I	2		○	材料力学及び演習 II	2	
	△ インターンシップ II	2		○	熱力学及び演習 II	2	
	△ TOEIC 初級 I	1		○	流体力学及び演習 II	2	
	△ TOEIC 初級 II	1		○	スマートマシン	2	
	△ TOEIC 中級 I	1		○	シミュレーション基礎	2	
	△ TOEIC 中級 II	1		○	電子工作実習	2	
数学系科目	計(12科目)	18		○	環境工学	2	
	計(44科目)	72		○	工学倫理	2	
	○ 基礎線形代数	2		○	工業法規	2	
	○ 基礎線形代数演習	2		○	伝熱工学	2	
	○ 微分学	2		○	シミュレーション応用	2	
	○ 微分学演習	2		△	交通機械	2	
	○ 応用線形代数	2		△	基礎数学演習	2	
	○ 応用線形代数演習	2		△	基礎物理演習	2	
	○ 積分学	2		△	情報処理特講	2	
	○ 積分学演習	2		合計(57科目)	112		
	○ 微分方程式	2					
	○ データサイエンス	2					
共通基礎科目	複素関数論	2					
	ベクトル解析	2					
	計(12科目)	24					
	○ 基礎物理実験	2					
	○ 物理学 I	2					
	○ 物理学 II	2					
	○ 物理学演習 I	2					
	○ 物理学演習 II	2					
	○ 化学 I	2					
	○ 化学 II	2					
	○ 地球科学	2					
	○ 電磁気学	2					
理学系科目	○ 生物学	2					
	○ 量子力学	2					
	計(12科目)	24					
	○ ICT概論	2					
	○ ICTリテラシー	2					
情報系科目	○ 人工知能入門	2					
	計(3科目)	6					
	計(27科目)	54					

(注記1) 必選欄の○印は、必修科目を示す。

(注記2) 必選欄の○印は、選択必修科目を示す。

(注記3) 必選欄の△印は、自由単位の科目を示す。

(注記4) ※1は、留学生の履修科目を示す。

(注記5) ※2は、中学校教諭1種免許(技術)取得希望者のみ履修可能。

(注記6) ※3は、高等学校教諭1種免許(工業)取得希望者のみ履修可能。

(注記7) 共通基礎科目選択必修科目の内、計14単位修得を必修とする。

(注記8) ※4は、早期卒業見込者の履修科目を示す。

(注記9) 機械工学専門科目選択必修科目の内、計12単位修得を必修とする。

別表II

2023年度以降の入学者に適用  
生命環境化学科（バイオ・環境科学専攻）授業科目表

区分	必選	授業科目	単位
一般教養科目	○	思想と宗教	2
	○	哲学	2
	○	社会学	2
	○	国際関係論	2
	○	歴史	2
	○	中国の言語と文化	2
	○	ドイツの言語と文化	2
	○	フランスの言語と文化	2
	○	教育と社会	2
	○	ボランティアの研究	2
	○	仏教精神 I	2
	○	仏教精神 II	2
	○	スポーツ文化論	2
	○	心理学	2
	○	日本国憲法	2
	○	経済学	2
	○	経営学	2
	○	体育実技 I	1
	○	体育実技 II	1
計(19科目)		36	
一般共通科目	○	日本事情 I	※1
	○	日本事情 II	※1
	○	日本語 I	※1
	○	日本語 II	※1
計(4科目)		8	
計(23科目)		44	
国語科目	○	英語 I	1
	○	英語 II	1
	○	英語 III	1
	○	英語 IV	1
	○	発展英語 I	1
	○	発展英語 II	1
	○	発展英語 III	1
	○	発展英語 IV	1
計(8科目)		8	
デザイン科目	○	キャリア・デザイン I	2
	○	キャリア・デザイン II	2
	○	キャリア・デザイン III	2
	○	キャリア・デザイン IV	※3
	○	異文化コミュニケーション(海外研修)	
	○	情報処理	2
	○	TOEIC初級 I	1
	○	TOEIC初級 II	1
TOEIC中級 I		1	
TOEIC中級 II		1	
インターネット・ショッピング		2	
計(11科目)		18	
合計(42科目)		70	
数学系科目	○	基礎数学	2
	○	線形代数	2
	○	微分学	2
	○	積分学	2
	○	データサイエンス	2
	○	微分方程式	2
計(6科目)		12	
基礎系科目	○	基礎化学実験	2
	○	基礎化学	2
	○	展開化学	2
	○	基礎物理実験	2
	○	生物学実験	2
	○	基礎科学計算	2
	○	生活の科学	※2
	○	生命的の科学	※2
	○	環境の科学	※2
	○	基礎生物学	2
	○	生物学	2
	○	物理学 I	2
物理学 II		2	
地学		2	
地学実験		2	
地球科学		2	
計(16科目)		32	
情報系科目	○	ICT概論	2
	○	ICTリテラシー	2
	○	人工知能入門	2
計(3科目)		6	
合計(25科目)		50	

区分	必選	授業科目	単位
専門共通科目	○	生命環境化学特論	2
	○	コンピュータ・プログラミング	2
	○	生命環境化学基礎実験 I	2
	○	生命環境化学基礎実験 II	2
	○	生命環境化学専門実験 I	2
	○	生命環境化学専門実験 II	2
	○	生命環境化学ゼミ	2
	○	卒業研究 I	※3
	○	卒業研究 II	※3
	○	生態環境科学	2
	○	分析化学	2
	○	機器分析	2
	○	安全工学	2
	△	生命環境化学特別演習	2
計(14科目)		30	
生命環境化学生物学専門科目	○	生化学 I	2
	○	生化学 II	2
	○	生化学 III	2
	○	タンパク質科学	2
	○	食品科学	2
	○	免疫学	2
	○	細胞生物学	2
	○	バイオテクノロジー	2
	○	生体機能学	2
	○	神経生物学	2
	○	微生物・ウイルス学	2
	○	植物生理学	2
	○	環境計測 I	2
	○	環境計測 II	2
計(20科目)		40	
応用化学系科目	○	有機化学 I	2
	○	有機化学 II	2
	○	有機化学 III	2
	○	物理化学 I	2
	○	物理化学 II	2
	○	無機化学 I	2
	○	無機化学 II	2
	○	無機化学 III	2
	○	化学工学	2
	○	電気化学	2
	○	コンピュータ化学	2
	○	無機材料化学	2
	○	有機材料化学	2
計(15科目)		30	
合計(49科目)		100	

(注記1) 必選欄の○印は、必修科目を示す。

(注記2) 必選欄の○印は、選択必修科目を示す。

(注記3) 必選欄の△印は、自由単位の科目を示す。

(注記4) ※1は、留学生の履修科目を示す。

(注記5) ※2の選択必修科目のうち、計4単位の修得を必修とする。

(注記6) 早期卒業見込み者は、キャリア・デザイン IV(※3)、卒業研究 I(※3) 及び卒業研究 II(※3)を3学年の必修とする。

(注記7) バイオ・環境科学専攻の学生は、分析化学2単位およびバイオ・環境科学系の選択必修2単位のうち12単位の修得を必修とする。

別表II

2023年度以降の入学者に適用  
生命環境化学科（応用化学専攻）授業科目表

区分	必選	授業科目	単位
一般教養科目	○	思想と宗教	2
	○	哲学	2
	○	社会学	2
	○	国際関係論	2
	○	歴史	2
	○	中国の言語と文化	2
	○	ドイツの言語と文化	2
	○	フランスの言語と文化	2
	○	教育と社会	2
	○	ボランティアの研究	2
	○	仏教精神 I	2
	○	仏教精神 II	2
	○	スポーツ文化論	2
	○	心理学	2
	○	日本国憲法	2
	○	経済学	2
	○	経営学	2
	○	体育実技 I	1
	○	体育実技 II	1
計(19科目)			36
一般共通科目	○	日本事情 I	※1 2
	○	日本事情 II	※1 2
	○	日本語 I	※1 2
	○	日本語 II	※1 2
計(4科目)			8
計(23科目)			44
外国語科目	○	英語 I	1
	○	英語 II	1
	○	英語 III	1
	○	英語 IV	1
	○	発展英語 I	1
	○	発展英語 II	1
	○	発展英語 III	1
	○	発展英語 IV	1
計(8科目)			8
デザイン科目	○	キャリア・デザイン I	2
	○	キャリア・デザイン II	2
	○	キャリア・デザイン III	2
	○	キャリア・デザイン IV	※3 2
	○	異文化コミュニケーション(海外研修)	2
	○	情報処理	2
	○	TOEIC初級 I	1
	○	TOEIC初級 II	1
TOEIC中級 I			1
TOEIC中級 II			1
インターネット・ツール			2
計(11科目)			18
合計(42科目)			70
数学系科目	○	基礎数学	2
	○	線形代数	2
	○	微分学	2
	○	積分学	2
	○	データサイエンス	2
	○	微分方程式	2
計(6科目)			12
基礎系科目	○	基礎化学実験	2
	○	基礎化学	2
	○	展開化学	2
	○	基礎物理実験	2
	○	基礎生物学実験	2
	○	基礎科学計算	2
	○	生活の科学	※2 2
	○	生命的の科学	※2 2
	○	環境の科学	※2 2
	○	基礎生物学	2
	○	生物学	2
	○	物理学 I	2
物理学 II			2
地学			2
地学実験			2
地球科学			2
計(16科目)			32
情報系科目	○	ICT概論	2
	○	ICTリテラシー	2
	○	人工知能入門	2
計(3科目)			6
合計(25科目)			50

区分	必選	授業科目	単位
専門共通科目	○	生命環境化学特論	2
	○	コンピュータ・プログラミング	2
	○	生命環境化学基礎実験 I	2
	○	生命環境化学基礎実験 II	2
	○	生命環境化学専門実験 I	2
	○	生命環境化学専門実験 II	2
	○	生命環境化学ゼミ	2
	○	卒業研究 I	※3 2
	○	卒業研究 II	※3 4
	○	生態環境科学	2
	○	分析化学	2
	○	機器分析	2
	○	安全工学	2
	△	生命環境化学特別演習	2
計(14科目)			30
○	生化学 I	2	
○	生化学 II	2	
○	生化学 III	2	
○	タンパク質科学	2	
○	食品科学	2	
○	免疫学	2	
○	細胞生物学	2	
○	バイオテクノロジー	2	
○	生体機能学	2	
○	神経生物学	2	
○	微生物・ウイルス学	2	
○	植物生理学	2	
○	環境計測 I	2	
○	環境計測 II	2	
○	環境計量 I	2	
○	環境計量 II	2	
○	環境化学	2	
○	資源エネルギー化学	2	
○	環境関係法規	2	
○	環境分析	2	
計(20科目)			40
専門科目	○	有機化学 I	※1 2
	○	有機化学 II	2
	○	有機化学 III	2
	○	物理化学 I	※4 2
	○	物理化学 II	2
	○	物理化学 III	2
	○	無機化学 I	※4 2
	○	無機化学 II	2
	○	無機化学 III	2
	○	化学工学	※4 2
	○	電気化学	2
	○	コンピュータ化学	2
計(15科目)			30
合計(49科目)			100

(注記1) 必選欄の○印は、必修科目を示す。

(注記2) 必選欄の○印は、選択必修科目を示す。

(注記3) 必選欄の△印は、自由単位の科目を示す。

(注記4) ※1は、留学生の履修科目を示す。

(注記5) ※2の選択必修科目のうち、計4単位の修得を必修とする。

(注記6) 早期卒業見込み者は、キャリア・デザイン IV(※3)、卒業研究 I(※3) 及び卒業研究 II(※3) を3学年 の必修とする。

(注記7) 応用化学専攻の学生は、※4の選択必修10単位から4単位の取得を必修とし、かつ、専門科目の選択必修30単位のうち、※4の4単位を含む12単位の修得を必修とする。

別表II

2023年度以降の入学者に適用  
情報システム学科（I T 専攻, A I 専攻, 電気電子専攻）授業科目表

区分	必選	授業科目	単位	区分	必選	授業科目	単位
一般教養科目	一般教養科目	社会学	2	共通基礎科目	数学系	基礎数学および演習 I	2
		国際関係論	2			基礎数学および演習 II	2
		歴史	2			微積分および演習 I	2
		中国の言語と文化	2			微積分および演習 II	2
		ドイツの言語と文化	2			微積分およびコンピュータ演習	2
		フランスの言語と文化	2			線形代数および演習 I	2
		教育と社会	2			線形代数および演習 II	2
		ボランティアの研究	2			線形代数およびコンピュータ演習	2
		スポーツ文化論	2			統計処理 I	2
		日本国憲法	2			統計処理 II	2
		思想と宗教	2			電気数学	2
		心理学	2			数理解析	2
		哲学	2			複素関数論	2
		経済学	2			ベクトル解析	2
		経営学	2			微分方程式	2
		科学技術史	2		計 (15科目)		30
		体育実技 I	1		物理學 I		2
		体育実技 II	1		物理學 II		2
		仏教精神 I	2		化学 I		2
		仏教精神 II	2		化学 II		2
	計 (20科目)		38		地球科学		2
	共通科目	日本事情 I	※1		地球と環境		2
		日本事情 II	※1		基礎生物学		2
		日本語 I	※1		生物学		2
		日本語 II	※1		地学		2
	計 (4科目)		8		栽培		2
	計 (24科目)		46		量子力学		2
通外語科目	外國語科目	英語 I	1	計 (11科目)		22	
		英語 II	1	情報系科目	物理学 I		2
		英語 III	1		物理学 II		2
		英語 IV	1		化学 I		2
		発展英語 I	1		化学 II		2
		発展英語 II	1		地球科学		2
		発展英語 III	1		地球と環境		2
		発展英語 IV	1		基礎生物学		2
	計 (8科目)		8		生物学		2
	計 (2科目)				地学		2
合 計 (46科目)		合 計 (25科目)		栽培		量子力学	
合 計 (46科目)		合 計 (25科目)		計 (11科目)		物理学 I	
合 計 (46科目)		合 計 (25科目)		物理学 II		物理学 II	
合 計 (46科目)		合 計 (25科目)		化学 I		化学 I	
合 計 (46科目)		合 計 (25科目)		化学 II		化学 II	
合 計 (46科目)		合 計 (25科目)		地球科学		地球科学	
合 計 (46科目)		合 計 (25科目)		地球と環境		地球と環境	
合 計 (46科目)		合 計 (25科目)		基礎生物学		基礎生物学	
合 計 (46科目)		合 計 (25科目)		生物学		生物学	
合 計 (46科目)		合 計 (25科目)		地学		地学	
合 計 (46科目)		合 計 (25科目)		栽培		栽培	
合 計 (46科目)		合 計 (25科目)		量子力学		量子力学	

(注記 1) 必選欄の◎印は必修科目、○印は選択必修科目を示す。

(注記 2) 必選欄の△印は、自由単位の科目を示す。

(注記 3) ※1 は、留学生の履修科目を示す。

(注記 4) ※2 は、中学校教諭 1 種免許（技術）取得希望者のみ履修可能。

(注記 5) ※3 は、高等学校教諭 1 種免許（工業）取得希望者のみ履修可能。

(注記 6) ※4 は、早期卒業見込者の履修科目を示す。

区分	必選	授業科目	単位
情 報 報 告	◎全	情報システム概論 I	2
	◎全	情報システム概論 II	2
	◎全	コンピュータ実習 I	2
	◎全	コンピュータ実習 II	2
	◎全	プログラミング入門	2
	◎全	情報システム実習	2
	◎全	情報システムゼミ	2
	◎全	特別情報システム実験 ※4	2
	◎全	特別情報システムゼミ ※4	2
	◎全	卒業研究 I	4
	◎全	卒業研究 II	4
	◎IT, ◎AI	プログラミング言語 I	2
	◎IT, ◎AI	プログラミング演習 I	2
	◎IT, ◎AI	プログラミング言語 II	2
	◎IT, ◎AI	プログラミング演習 II	2
	◎IT, ◎AI	応用プログラミング言語	2
	◎IT, ◎AI	応用プログラミング演習	2
	◎IT, ◎AI	情報工学実験 I	2
	◎IT, ◎AI	情報工学実験 II	2
	◎IT, ◎AI	情報工学実験 III	2
	◎電	電気回路 I	2
	◎電	電気回路演習 I	2
	◎電	電磁気学 I	2
	◎電	電磁気学演習 I	2
	◎電	電子回路 I	2
	◎電	電子回路演習	2
	◎電	電気電子基礎実験	2
	◎電	電気電子専門実験 I	2
	◎電	電気電子専門実験 II	2
	AI・モビリティ		
	機械学習 I	2	
	機械学習 II	2	
	深層学習 I	2	
	深層学習 II	2	
	コンピューターアーキテクチャ	2	
	ネットワーク概論	2	
	アルゴリズムとデータ構造 I	2	
	アルゴリズムとデータ構造 II	2	
	暗号の代数学	2	
	離散数学	2	
	数値計算法	2	
	材料科学概論	2	
	ソフトウェア設計	2	
	データベース	2	
	情報とエネルギー	2	
	電気回路 II	2	
	電気回路演習 II	2	
	電磁気学 II	2	
	電磁気学演習 II	2	
	ネットワーク構築と管理	2	
	計測工学	2	
	システム工学	2	
	シミュレーション工学	2	
	制御工学	2	
	メカトロニクス	2	
	知能ロボット	2	
	デジタル回路	2	
	データ通信	2	
	伝送システム理論	2	
	電子回路 II	2	
	電子物性	2	
	L S I 工学	2	
	ディジタル信号処理	2	
	知的財産権	2	
	金属加工実習	※2・※3	
	機械工学実習	※2・※3	
	木材加工	※2	

区分	必選	授業科目	単位
		職業指導 I	2
		職業指導 II	2
		回路概論	2
		視覚の幾何学	2
		オペレーティングシステム	2
		分散処理システム	2
		画像工学	2
		CAD/CAM	2
		電気機器学	2
		電気材料	2
		光エレクトロニクス	2
		MATLABプログラミング	2
		生体信号処理	2
		情報セキュリティ概論	2
		コンピュータビジョン	2
		半導体工学	2
		情報・符号理論	2
		コンピュータグラフィックスと可視化	2
		フィジカルコンピューティング	2
		ネットワークコンピューティング	2
		電気法規および電気施設管理	2
		発変電工学	2
		送配電工学	2
		高電圧・放電工学	2
		電気電子設計製図	2
		パワーエレクトロニクス	2
		工業概論	2
	合 計 (94科目)		190

(注記 1) 必選欄の◎印は必修科目、○印は選択必修科目を示す。

(注記 2) 必選欄の△印は、自由単位の科目を示す。

(注記 3) ※1 は、留学生の履修科目を示す。

(注記 4) ※2 は、中学校教諭 1 種免許(技術)取得希望者のみ履修可能。また金属加工実習、機械工学実習について連続受講不可。

(注記 5) ※3 は、高等学校教諭 1 種免許(工業)取得希望者のみ履修可能。また金属加工実習、機械工学実習について連続受講不可。

(注記 6) ※4 は、早期卒業見込者の履修科目を示す。

専門科目区分の◎全印は、IT専攻、AI専攻、電気電子専攻の全専攻において必修科目を示す。

◎IT印は、IT専攻でのみ必修科目、他専攻では選択科目を示す。

◎AI印は、AI専攻でのみ必修科目、他専攻では選択科目を示す。

◎電印は、電気電子専攻でのみ必修科目、他専攻では選択科目を示す。

別表III

【令和2年度（2020）以降の入学者に適用】

### 早期卒業の認定基準

#### 【機械工学科】

- 3年間で卒業要件の124単位以上を修得し、下記の要件をすべて満たすこと。
- 1) 3年次前期末までに100単位以上を修得すること。
  - 2) 3年次前期末までのすべての必修科目で「優」評価を取得した上で、特別ゼミを履修し、「優」評価を取得すること。
  - 3) 3年次後期末までに、一般共通必修科目12単位、一般共通選択科目18単位以上、共通基礎必修科目10単位、共通基礎選択必修科目14単位以上、共通基礎選択必修科目と共通基礎選択科目から18単位以上、専門必修科目26単位、専門選択必修科目22単位以上、専門選択必修科目と専門選択科目から40単位以上を修得すること。
  - 4) 3年次後期末までのすべての必修科目で「優」評価を取得すること。
  - 5) 3年次後期末までの専門選択必修科目の22単位以上で「優」評価を取得すること。
  - 6) 3年次後期末までの選択必修科目と選択科目のうち、34単位以上で「優」評価を取得すること。

#### 【生命環境化学科】

- 3年間で卒業要件の124単位以上を修得し、下記の要件すべてを満たすこと。
- 1) 3年次前期末までに自由単位を除き、100単位以上を修得すること。
  - 2) 3年次前期末までのすべての必修科目で「優」評価を取得すること。
  - 3) 3年次前期末までに自由単位を除き、共通基礎科目の選択必修科目4単位と専門科目の選択必修科目8単位を含む選択必修科目と選択科目合わせて60単位以上で「優」評価を取得すること。  
以上1)～3)の要件をすべて満たした時に、3年次後期に「キャリア・デザインIV」、「卒業研究I」、「卒業研究II」を受講することができる。
  - 4) 3年次後期のすべての必修科目で「優」評価を取得し、かつ3年次後期末までに選択必修科目と選択科目合わせて70単位以上で「優」評価を取得すること。

#### 【情報システム学科】

- 3年間で卒業要件の124単位以上を修得し、下記の要件をすべて満たすこと。
- 1) 3年次前期末までの必修科目38単位と選択必修4単位の計42単位について、すべて「優」の評価を取得すること。
  - 2) 1)の条件を満たしたときは、3年次後期に「特別情報システム実験」と「特別情報システムゼミ」を履修し、「優」の評価を取得すること。
  - 3) 3年次後期末までの選択科目48単位以上で「優」の評価を取得すること。
  - 4) 3年次後期末までに、専門科目の必修科目36単位、専門科目の選択科目40単位以上を取得すること。なお、専門科目の必修科目36単位とは、通常の卒業要件である40単位から、卒業研究I(4単位)と卒業研究II(4単位)を減じ、特別情報システム実験(2単位)と特別情報システムゼミ(2単位)を追加した単位数のことである。

別表IV

## 教職課程授業科目表【2023年度の入学者に適用】

(教科及び教科の指導法に関する科目)  
学部・学科：工学部・機械工学科 中学校教諭1種免許状（技術）

免許法施行規則に定める科目区分等		教員免許状取得のための必修科目	授業科目	単位数
科目区分	各科目に含めることが必要な事項			
教科及び教科の指導法に関する専門的事項	木材加工(製図及び実習を含む。)	必修	木材加工	2
	金属加工(製図及び実習を含む。)	必修	金属加工実習	1
	機械(実習を含む。)			
	必修	機械工学実習	1	
	必修	工学実験 I	1	
	必修	工学実験 II	1	
	必修	CAD基礎製図	2	
	必修	機械力学及び演習 I	2	
	必修	工業力学及び演習	2	
	必修	材料力学及び演習 I	2	
	必修	制御工学及び演習 I	2	
		メカトロニクス	2	
		ロボット工学	2	
		機械工作法	2	
		機械設計法及び演習	2	
		機械力学及び演習 II	2	
		機構学	2	
		制御工学及び演習 II	2	
		設計製図 I	2	
		設計製図 II	2	
		伝熱工学	2	
		熱力学及び演習 I	2	
		流体力学及び演習 I	2	
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	電気(実習を含む。)	必修	電子工作実習	2
	栽培(実習を含む。)	必修	栽培	2
	情報とコンピュータ (実習を含む。)	必修	キャリア・デザイン I	2
		必修	コンピュータ・プログラミング	2
		必修	技術科教育法 I	2
		必修	技術科教育法 II	2
		必修	技術科教育法 III	2
		必修	技術科教育法 IV	2

注) 「教科及び教科の指導法に関する科目」の修得単位は、上記の「教科及び教科の指導法に関する科目」から、教員免許状取得のための必修科目を含め、28単位修得しなければならない。28単位以上修得した単位は、「大学が独自に設定する科目」の単位として充てることができる。

## (教科及び教科の指導法に関する科目)

学部・学科：工学部・機械工学科 高等学校教諭 1 種免許状（工業）

免許法施行規則に定める科目区分等		教員免許状取得のための必修科目	授業科目	単位数
科目区分	各科目に含めることが必要な事項			
教科及び教科の指導法に関する専門的事項	工業の関係科目	必修	キャリア・デザイン I	2
		必修	コンピュータ・プログラミング	2
		必修	金属加工実習	1
		必修	機械工学実習	1
		必修	工学実験 I	1
		必修	工学実験 II	1
		必修	C A D 基礎製図	2
		必修	機械力学及び演習 I	2
		必修	工業力学及び演習	2
		必修	材料力学及び演習 I	2
		必修	制御工学及び演習 I	2
		必修	工業概論	2
			メカトロニクス	2
			ロボット工学	2
			機械工作法	2
			機械設計法及び演習	2
			機械力学及び演習 II	2
			機構学	2
			制御工学及び演習 II	2
			設計製図 I	2
			設計製図 II	2
			伝熱工学	2
			熱力学及び演習 I	2
			流体力学及び演習 I	2
			電子工作実習	2
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	職業指導	必修	職業指導 I	2
		必修	職業指導 II	2
		必修	工業科教育法 I	2
		必修	工業科教育法 II	2

注)

「教科及び教科の指導法に関する科目」の修得単位は、上記の「教科及び教科の指導法に関する科目」から、教員免許状取得のための必修科目を含め、24単位修得しなければならない。24単位以上修得した単位は、「大学が独自に設定する科目」の単位として充てることができる。

## (教科及び教科の指導法に関する科目)

学部・学科：工学部・生命環境化学科 中学校教諭1種免許状（理科）

免許法施行規則に定める科目区分等		の教員免許状取得のため の教員免許状修得科目	科 目 名	単位数	免許法施行規則に定める科目区分等		の教員免許状取得のため の教員免許状修得科目	科 目 名	単位数
科目区分	各科目に含めることが必要な事項				科目区分	各科目に含めることが必要な事項			
教科及び教科の指導法に関する専門的事項	物理学	必修	物理学Ⅰ	2	教科及び教科の指導法に関する専門的事項	生物学	必修	生物学	2
			物理学Ⅱ	2				生命の科学	2
	物理学実験 (コンピュータ活用を含む。)	必修	基礎物理実験	2				基礎生物学	2
		必修	基礎化学	2				生態環境科学	2
		必修	展開化学	2				生化学Ⅰ	2
			有機化学Ⅰ	2				生化学Ⅱ	2
			有機化学Ⅱ	2				生化学Ⅲ	2
			有機化学Ⅲ	2				タンパク質科学	2
			物理化学Ⅰ	2				細胞生物学	2
			物理化学Ⅱ	2				バイオテクノロジー	2
			物理化学Ⅲ	2				生体機能学	2
			分析化学	2				神経生物学	2
			機器分析	2				環境の科学	2
			無機化学Ⅰ	2				食品科学	2
			無機化学Ⅱ	2				微生物・ウイルス学	2
			無機化学Ⅲ	2				免疫学	2
			コンピュータ化学	2				植物生理学	2
			有機材料化学	2		生物学実験 (コンピュータ活用を含む。)	必修	生物学実験	2
			無機材料化学	2			必修	地学	2
			高分子化学	2				地球科学	2
			電気化学	2				環境化学	2
			化学工学	2				環境計測Ⅰ	2
			資源エネルギー化学	2				環境計測Ⅱ	2
			生活の科学	2				環境計量Ⅰ	2
			環境分析	2				環境計量Ⅱ	2
	化学実験 (コンピュータ活用を含む。)	必修	基礎化学実験	2		地学実験 (コンピュータ活用を含む。)	必修	地学実験	2
		必修	生命環境化学基礎実験Ⅰ	2			必修	理科教育法Ⅰ	2
		必修	生命環境化学基礎実験Ⅱ	2			必修	理科教育法Ⅱ	2
		必修	生命環境化学専門実験Ⅰ	2			必修	理科教育法Ⅲ	2
		必修	生命環境化学専門実験Ⅱ	2			必修	理科教育法Ⅳ	2

注)

「教科及び教科の指導法に関する科目」の修得単位は、上記の「教科及び教科の指導法に関する科目」から、教員免許状取得のための必修科目を含め、28単位修得しなければならない。28単位以上修得した単位は、「大学が独自に設定する科目」の単位として充てることができる。

## (教科及び教科の指導法に関する科目)

学部・学科：工学部・生命環境化学科

高等学校教諭1種免許状（理科）

免許法施行規則に定める科目区分等		の教員免修許科目状取得のため	科 目 名	単位数	免許法施行規則に定める科目区分等		の教員免修許科目状取得のため	科 目 名	単位数
科目区分	各科目に含めることが必要な事項				科目区分	各科目に含めることが必要な事項			
教科及び教科の指導法に関する専門的事項 教科に関する専門的事項	化 学	必修	物理学 I	2	生物学	タンパク質科学 細胞生物学 バイオテクノロジー 生体機能学 神経生物学 環境の科学 食品科学 微生物・ウイルス学 免疫学 植物生理学	の教員免修許科目状取得のため	科 目 名	単位数
		必修	物理学 II	2					
		必修	基礎化学	2					
		必修	展開化学	2					
		必修	有機化学 I	2					
		必修	有機化学 II	2					
		必修	有機化学 III	2					
		必修	物理化学 I	2					
		必修	物理化学 II	2					
		必修	物理化学 III	2					
		必修	分析化学	2	地 学	必修 地学 地球科学 環境化学 環境計測 I 環境計測 II 環境計量 I 環境計量 II	の教員免修許科目状取得のため	科 目 名	単位数
		必修	機器分析	2					
		必修	無機化学 I	2					
		必修	無機化学 II	2					
		必修	無機化学 III	2					
		必修	コンピュータ化学	2					
		必修	有機材料化学	2					
		必修	無機材料化学	2	「物理学実験(コンピュータ活用を含む。)、化学実験(コンピュータ活用を含む。)、生物学実験(コンピュータ活用を含む。)、地学実験(コンピュータ活用を含む。)」	基礎物理実験 必修 基礎化学実験 必修 生命環境化学基礎実験 I 必修 生命環境化学基礎実験 II 必修 生命環境化学専門実験 I 必修 生命環境化学専門実験 II 必修 生物学実験 必修 地学実験	の教員免修許科目状取得のため	科 目 名	単位数
		必修	高分子化学	2					
		必修	電気化学	2					
		必修	化学工学	2					
		必修	資源エネルギー化学	2					
		必修	生活の科学	2					
		必修	環境分析	2					
		必修	生物学	2					
		必修	生命の科学	2					
		必修	基礎生物学	2					
		必修	生態環境科学	2					
		必修	生化学 I	2	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	必修 理科教育法 I 必修 理科教育法 II	の教員免修許科目状取得のため	科 目 名	単位数
		必修	生化学 II	2					
		必修	生化学 III	2					

注) 1. 「教科及び教科の指導法に関する科目」の修得単位は、上記の「教科及び教科の指導法に関する科目」から、教員免許状取得のための必修科目を含め、24単位修得しなければならない。24単位以上修得した単位は、「大学が独自に設定する科目」の単位として充てることができる。

2. 「 」内に示された事項は示された事項の当該事項の1以上にわたって行うものとする。

## (教科及び教科の指導法に関する科目)

学部・学科：工学部・情報システム学科

## 中学校教諭1種免許状（数学）

免許法施行規則に定める科目区分等		教員免許状取得のための必修科目	授業科目	単位数
科目区分	各科目に含めることが必要な事項			
教科及び教科の指導法に関する専門的事項	代数学	必修	暗号の代数学	2
			線形代数および演習 I	2
			基礎数学および演習 I	2
			線形代数および演習 II	2
			線形代数およびコンピュータ演習	2
			離散数学	2
	幾何学	必修	視覚の幾何学	2
			基礎数学および演習 II	2
			コンピュータビジョン	2
	解析学	必修	微積分および演習 I	2
		必修	微積分および演習 II	2
			微積分およびコンピュータ演習	2
			電気数学	2
			ベクトル解析	2
			微分方程式	2
			数理解析	2
			複素関数論	2
	「確率論、統計学」	必修	統計処理 I	2
			統計処理 II	2
	コンピュータ	必修	プログラミング入門	2
			情報・符号理論	2
	各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	必修	数学科教育法 I	2
		必修	数学科教育法 II	2
		必修	数学科教育法 III	2
		必修	数学科教育法 IV	2

- 注) 1. 「教科及び教科の指導法に関する科目」の修得単位は、上記の「教科及び教科の指導法に関する科目」から、教員免許状取得のための必修科目を含め、28単位修得しなければならない。28単位以上修得した単位は、「大学が独自に設定する科目」の単位として充てることができる。
2. 「 」内に示された事項は当該事項の1以上にわたって行うものとする。

## (教科及び教科の指導法に関する科目)

学部・学科：工学部・情報システム学科

## 中学校教諭1種免許状（技術）

免許法施行規則に定める科目区分等		の教員免許状取得のための必修科目	科 目 名	単位数
科目区分	各科目に含めることが必要な事項			
教科及び教科の指導法に関する専門的事項	木材加工 (製図及び実習を含む。)	必修	木材加工	2
	金属加工 (製図及び実習を含む。)	必修	金属加工実習	1
	機械 (実習を含む。)	必修	機械工学実習	1
	電気 (実習を含む。)	必修	電気回路演習 I	2
		必修	電磁気学演習 I	2
		必修	電子回路演習	2
		必修	情報システム概論 II	2
			回路概論	2
			電気機器学	2
			電気回路 I	2
			電磁気学 I	2

免許法施行規則に定める科目区分等		の教員免許状取得のための必修科目	科 目 名	単位数
科目区分	各科目に含めることが必要な事項			
教科及び教科の指導法に関する専門的事項	電気 (実習を含む。)	教科及び教科の指導法に関する専門的事項	電子回路 I	2
			電気回路 II	2
			電気回路演習 II	2
		栽培 (実習を含む。)	電磁気学 II	2
			電磁気学演習 II	2
			デジタル回路	2
	情報とコンピュータ (実習を含む。)	教科及び教科の指導法に関する専門的事項	発電工学	2
			栽培	2
		各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	コンピュータ実習I	2
			MATLABプログラミング	2
	情報とコンピュータ (実習を含む。)	各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	コンピューターアーキテクチャ	2
			ソフトウェア設計	2
			ネットワークコンピューティング	2
			情報とエネルギー	2
			技術科教育法 I	2
			技術科教育法 II	2
			技術科教育法 III	2
			技術科教育法 IV	2

注)

「教科及び教科の指導法に関する科目」の修得単位は、上記の「教科及び教科の指導法に関する科目」から、教員免許状取得のための必修科目を含め、28単位修得しなければならない。28単位以上修得した単位は、「大学が独自に設定する科目」の単位として充てることができる。

## (教科及び教科の指導法に関する科目)

学部・学科：工学部・情報システム学科

高等学校教諭1種免許状（数学）

免許法施行規則に定める科目区分等		教員免許状取得のための必修科目	授業科目	単位数
科目区分	各科目に含めることが必要な事項			
教科及び教科の指導法に関する専門的事項	代数学	必修	暗号の代数学	2
			線形代数および演習 I	2
			基礎数学および演習 I	2
			線形代数および演習 II	2
			線形代数およびコンピュータ演習	2
			離散数学	2
	幾何学	必修	視覚の幾何学	2
			基礎数学および演習 II	2
			コンピュータビジョン	2
	解析学	必修	微積分および演習 I	2
		必修	微積分および演習 II	2
			微積分およびコンピュータ演習	2
			電気数学	2
			ベクトル解析	2
			微分方程式	2
			数理解析	2
	「確率論、統計学」		複素関数論	2
		必修	統計処理 I	2
	コンピュータ		統計処理 II	2
		必修	プログラミング入門	2
			情報・符号理論	2
		必修	数学科教育法 I	2
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)		必修	数学科教育法 II	2

注) 1. 「教科及び教科の指導法に関する科目」の修得単位は、上記の「教科及び教科の指導法に関する科目」から、教員免許状取得のための必修科目を含め、24単位修得しなければならない。24単位以上修得した単位は、「大学が独自に設定する科目」の単位として充てることができる。

2. 「」内に示された事項は当該事項の1以上にわたって行うものとする。

## (教科及び教科の指導法に関する科目)

学部・学科：工学部・情報システム学科

## 高等学校教諭1種免許状（情報）

免許法施行規則に定める科目区分等		教員免許状取得のための必修科目	授業科目	単位数
科目区分	各科目に含めることが必要な事項			
教科及び教科の指導法に関する専門的事項	情報社会・情報倫理	必修	知的財産権	2
			情報セキュリティ概論	2
	コンピュータ・情報処理 (実習を含む。)	必修	応用プログラミング演習	2
			応用プログラミング言語	2
			アルゴリズムとデータ構造 I	2
			アルゴリズムとデータ構造 II	2
			オペレーティングシステム	2
	情報システム(実習を含む。)		計測工学	2
			制御工学	2
		必修	プログラミング演習 II	2
			分散処理システム	2
	情報通信ネットワーク (実習を含む。)		データベース	2
			システム工学	2
		必修	ネットワーク概論	2
		必修	プログラミング言語 II	2
	マルチメディア表現・マルチメディア技術(実習を含む。)		データ通信	2
			ネットワーク構築と管理	2
		必修	情報システム概論 I	2
		必修	コンピュータグラフィックスと可視化	2
			プログラミング演習 I	2
			プログラミング言語 I	2
			フィジカルコンピューティング	2
			生体信号処理	2
			画像工学	2
			CAD/CAM	2
	情報と職業		知能ロボット	2
		必修	情報と職業	2
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)		必修	情報科教育法 I	2
		必修	情報科教育法 II	2

注) 「教科及び教科の指導法に関する科目」の修得単位は、上記の「教科及び教科の指導法に関する科目」から、教員免許状取得のための必修科目を含め、24単位修得しなければならない。24単位以上修得した単位は、「大学が独自に設定する科目」の単位として充てることができる。

## (教科及び教科の指導法に関する科目)

学部・学科：工学部・情報システム学科

## 高等学校教諭 1 種免許状（工業）

免許法施行規則に定める科目区分等		の教員免許状取得のための必修科目	科 目 名	単位数
科目区分	各科目に含めることが必要な事項			
教科及び教科の指導法に関する専門的事項	工業の関係科目	必修	電気回路演習 I	2
		必修	電磁気学演習 I	2
		必修	電子回路演習	2
		必修	情報システム概論 II	2
		必修	工業概論	2
		必修	金属加工実習	1
		必修	機械工学実習	1
		必修	コンピュータ実習I	2
			回路概論	2
			ネットワークコンピューティング	2
			電気機器学	2
			コンピューターアーキテクチャ	2
			ソフトウェア設計	2
			MATLABプログラミング	2
			電気回路 I	2
			電磁気学 I	2
			電子回路 I	2
			電気回路 II	2
			電気回路演習 II	2

免許法施行規則に定める科目区分等		の教員免許状取得のための必修科目	科 目 名	単位数
科目区分	各科目に含めることが必要な事項			
教科及び教科の指導法に関する専門的事項	工業の関係科目	教科に関する専門的事項	電磁気学 II	2
			電磁気学演習 II	2
			情報とエネルギー	2
			デジタル回路	2
			発変電工学	2
		職業指導	必修 職業指導 I	2
			必修 職業指導 II	2
			必修 工業科教育法 I	2
			必修 工業科教育法 II	2

(注) 「教科及び教科の指導法に関する科目」の修得単位は、上記の「教科及び教科の指導法に関する科目」から、教員免許状取得のための必修科目を含め、24単位修得しなければならない。24単位以上修得した単位は、「大学が独自に設定する科目」の単位として充てることができる。

(教育の基礎的理解に関する科目等)

◇学部・学科：工学部・機械工学科

中学校教諭 1 種免許状（技術）／高等学校教諭 1 種免許状（工業）

◇学部・学科：工学部・生命環境化学科

中学校教諭 1 種免許状（理科）／高等学校教諭 1 種免許状（理科）

◇学部・学科：工学部・情報システム学科

中学校教諭 1 種免許状（数学・技術）／高等学校教諭 1 種免許状（数学・情報・工業）

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する本学の授業科目		
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授業科目	単位数	履修条件
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原理	2	必修
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教職論	2	必修
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育制度論（教育課程を含む。）	2	必修
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		発達・学習論	2	必修
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		特別支援教育概論	2	必修
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解				
道徳、徒指導、総合的な学習の時間等に関する指導法及び生徒相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	中10 高8	道徳教育の理論と方法	2	中学免許のみ必修
	総合的な学習の時間の指導法		特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2	必修
	特別活動の指導法		教育方法・技術論（情報通信技術の活用含む）	2	必修
	教育の方法及び技術		生徒・進路指導の理論と方法	2	必修
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		教育相談	2	必修
	生徒指導の理論及び方法				
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法				
教育実践に関する科目	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	中5 高3	教育実習 I	1	必修
	教育実習		教育実習 II	2	選択必修
			教育実習 III	4	
	教職実践演習	2	教職実践演習（中・高）	2	必修

注) 1. 中学校教諭 1 種免許状は 27 単位、高等学校教諭 1 種免許状は 23 単位を修得しなければならない。

2. 選択必修科目「教育実習 II」・「教育実習 III」の履修について、「教育実習 II」は高等学校教諭 1 種免許状のみを取得する者が履修すること。「教育実習 III」は中学校教諭 1 種免許状のみを取得する者または中学校・高等学校教諭 1 種免許状の両方を取得する者が履修すること。

(大学が独自に設定する科目)

◇学部・学科：工学部・機械工学科

中学校教諭1種免許状（技術）／高等学校教諭1種免許状（工業）

◇学部・学科：工学部・生命環境化学科

中学校教諭1種免許状（理科）／高等学校教諭1種免許状（理科）

◇学部・学科：工学部・情報システム学科

中学校教諭1種免許状（数学・技術）／高等学校教諭1種免許状（数学・情報・工業）

免許法施行規則に定める科目区分	授業科目	単位数	備 考
大学が独自に設定する科目	教育と社会	2	
	ボランティアの研究	2	
	メディア教育論	2	
	学習指導Ⅰ	2	
	学習指導Ⅱ	2	
	道徳教育の理論と方法	2	高等学校教諭1種免許状 取得希望者のみ選択

注) 「大学が独自に設定する科目」の修得単位は、上記の「大学が独自に設定する科目」から、中学校教諭1種免許状は4単位、高等学校教諭1種免許状は12単位修得しなければならない。ただし、各学科で定める「教科及び教科の指導法に関する科目」で修得する単位数（中学校教諭1種免許状は28単位、高等学校教諭1種免許状は24単位）以上修得した単位は、「大学が独自に設定する科目」の単位として充てることができる。

(教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目)

◇学部・学科：工学部・機械工学科

免許法施行規則に定める科目区分	授業科目	単位数
日本国憲法	日本国憲法	2
体育	スポーツ文化論	2
外国語コミュニケーション	英語III	1
	発展英語III	1
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	キャリア・デザインI	2

◇学部・学科：工学部・生命環境化学科

免許法施行規則に定める科目区分	授業科目	単位数
日本国憲法	日本国憲法	2
体育	スポーツ文化論	2
外国語コミュニケーション	英語III	1
	発展英語III	1
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	キャリア・デザインI	2

◇学部・学科：工学部・情報システム学科

免許法施行規則に定める科目区分	授業科目	単位数
日本国憲法	日本国憲法	2
体育	スポーツ文化論	2
外国語コミュニケーション	発展英語III	1
	発展英語IV	1
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	コンピュータ実習I	2

### 3-1 工学部履修細則 <令和4年度(2022)以降の入学者に適用>

※ただし、第32条は平成22年度(2010)以降の入学者に適用する

#### 第1章 総則

(目的)

**第1条** この細則は、学則及び工学部規程に基づき、履修の基準を定めて、学生の適正且つ円滑な学習に資することを目的とする。

(教育課程)

**第2条** 本学の教育課程として、基礎教育課程（一般共通科目・共通基礎科目）、専門課程（学科専門科目）及び教職課程（教職科目）をおく。

(授業科目)

**第3条** 前条の各課程に関する授業科目は別表に示すとおりである。

2 年度によって前項の授業科目の一部を変更し、または設けないことがある。

3 授業科目は、必修科目、選択科目、選択必修科目及び自由単位科目にわける。

(単位)

**第4条** 前条の各授業科目について認定する単位数は、別表に示すとおりである。

(卒業条件)

**第5条** 本学を卒業するためには、第2章第1節から第2節に定める履修の要件に従い124単位以上を修得しなければならない。

2 機械工学科（機械工学専攻、ロボット・スマート機械専攻）においては、一般共通科目を32単位以上、共通基礎科目を28単位以上、専門科目64単位以上を修得しなければならない。

3 生命環境化学科（バイオ・環境科学専攻、応用化学専攻）においては、一般共通科目を30単位以上、共通基礎科目を28単位以上、専門科目66単位以上を修得しなければならない。

4 情報システム学科（IT専攻、AI専攻、電気電子専攻）においては、一般共通科目を26単位以上、共通基礎科目を22単位以上、専門科目76単位以上を修得しなければならない。

**第6条** 各教育課程に規定した単位数を超えて取得した単位（以下自由単位という。）を他の課程に規定した単位に代用することはできない。

(履修学年)

**第7条** 各授業科目を履修すべき学年は別表に示すとおりである。

**第8条** 在籍する学年より上級の学年で履修するものと定められた授業科目を履修することはできない。

**第9条** (削除)

(履修手続)

**第10条** 学生は毎学年の初めに、当該学年で履修しようとする授業科目を届け出なければならない。

2 履修届提出の期限は毎学年の初めに掲示する。

3 必要ある時は臨時に履修届を提出させことがある。

**第11条** 届け出ていない授業科目を履修することはできない。

#### 第2章 課程

##### 第1節 基礎教育課程

(一般共通科目)

**第12条** 一般共通科目は、一般教養科目、外国語科目及びキャリア・デザイン科目にわける。

2 前項の一般教養科目、外国語科目及びキャリア・デザイン科目は、別表に示すとおりである。

**第13条** 一般共通科目については、各学科の課程に定めるところにより、単位を修得しなければならない。

- 2 機械工学科においては、外国語科目の必修科目8単位、キャリア・デザイン科目の必修科目6単位、一般教養科目及びキャリア・デザイン科目の選択科目から合わせて18単位の計32単位以上を修得しなければならない。
- 3 生命環境化学科においては、外国語科目の必修科目8単位、キャリア・デザイン科目の必修科目8単位、一般教養科目及びキャリア・デザイン科目の選択科目から合わせて14単位の計30単位以上を修得しなければならない。
- 4 情報システム学科においては、外国語科目の必修科目6単位、キャリア・デザイン科目の必修科目4単位、一般教養科目及びキャリア・デザイン科目の選択科目から合わせて16単位の計26単位以上を修得しなければならない。

(共通基礎科目)

**第14条** 共通基礎科目は、数学系科目、理学系科目及び情報系科目にわける。

- 2 前項の数学系科目、理学系科目及び情報系科目は、別表に示すとおりである。

**第15条** 共通基礎科目については、各学科の課程に定めるところにより、次の単位を修得しなければならない。

- 2 機械工学科においては、数学系科目の必修科目4単位、理学系科目の必修科目6単位、数学系科目、理学系科目及び情報系科目の選択必修科目と選択科目から18単位（うち選択必修科目14単位以上）の計28単位以上を修得しなければならない。

- 3 生命環境化学科においては、理学系科目から必修科目12単位、数学系科目、理学系科目及び情報系科目の選択必修科目と選択科目から16単位（うち選択必修科目4単位以上）の計28単位以上を修得しなければならない。

理学系科目の選択必修科目4単位については、生活の科学・生命の科学・環境の科学から4単位を修得しなければならない。

- 4 情報システム学科においては、数学系科目から選択必修科目4単位、数学系科目、理学系科目及び情報系科目の選択科目から合わせて18単位の計22単位以上を修得しなければならない。

## 第2節 専門課程

(専門科目)

**第16条** 各学科における専門科目は、別表に示すとおりである。

**第17条** 専門科目は、各学科の定めるところに従って履修しなければならない。

- 2 機械工学科においては、必修科目32単位、選択必修科目と選択科目から32単位（うち選択必修科目12単位以上）の計64単位以上を修得しなければならない。

- 3 生命環境化学科においては、必修科目20単位、選択必修科目と選択科目から46単位（うち選択必修科目12単位以上）の計66単位以上を修得しなければならない。

- 4 情報システム学科においては、必修科目40単位のほか、選択科目36単位の計76単位以上を修得しなければならない。

**第17条の2** 早期卒業に関する専門科目は、各学科の定めるところに従って履修しなければならない。

## 第3節 教職課程

(教職課程の履修手続)

**第18条** 教職課程の履修を希望する学生は、履修を開始する学期の始めに、学則別表Iに定める教職課程登録料を添えて教職課程履修者登録票を提出し、許可を受けなければならない。

- 2 教職課程の履修許可を受けていない学生が、教職課程の履修許可者のみが受講可能な科目を履修した場合、本人の了解なく、履修を取り消されることがある。

(教育の基礎的理義に関する科目等)

**第19条** 教育の基礎的理義に関する科目等の単位は、工学部規程別表IVに定める免許法の規定科目から、中学校教諭1種免許状を取得する場合は必修科目27単位、高等学校教諭1種免許状を取得する場合は必修科目23単位を修得しなければならない。

(教科及び教科の指導法に関する科目)

**第20条** 中学校教諭1種免許状（技術），中学校教諭1種免許状（理科），中学校教諭1種免許状（数学）を取得する場合の教科及び教科の指導法に関する科目の単位は，工学部規程別表IVに定める免許法の規定科目から，必修科目を含めそれぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ1単位以上修得し，各教科の指導法に関する科目の単位と併せて28単位を修得しなければならない。

2 高等学校教諭1種免許状（工業），高等学校教諭1種免許状（理科），高等学校教諭1種免許状（数学），高等学校教諭1種免許状（情報）を取得する場合の教科及び教科の指導法に関する科目の単位は，工学部規程別表IVに定める免許法の規定科目から，必修科目を含めそれぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ1単位以上修得し，各教科の指導法に関する科目の単位と併せて24単位を修得しなければならない。

3 各教科の指導法に関する科目の履修について，原則として，教科教育法I及びIIを履修し，修得後，教科教育法III及びIVを履修することができる。

**第20条の2** （削除）

**第20条の3** （削除）

（大学が独自に設定する科目）

**第21条** 大学が独自に設定する科目の単位は，工学部規程別表IVに定める免許法の規定科目から，中学校教諭1種免許状を取得する場合は4単位，高等学校教諭1種免許状を取得する場合は12単位を修得しなければならない。

ただし，第20条に規定する教科及び教科の指導法に関する科目の最低修得単位数（中学校28単位・高等学校24単位）以上修得した単位は，大学が独自に設定する科目の単位として充てることができる。

（教育実習）

**第22条** 教育実習IIもしくは教育実習IIIを履修するためには，あらかじめ教育実習II，教育実習III及び教職実践演習を除く教育の基礎的理解に関する科目等の科目，教科及び教科の指導法に関する科目の各教科の指導法の科目を3年次までに修得しなければならない。

**第23条** （削除）

（教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目）

**第24条** 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目の単位は，工学部規程別表IVに定める免許法の規定科目から，日本国憲法2単位，体育2単位，外国語コミュニケーション2単位，数理，データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作2単位を修得しなければならない。

2 （削除）

### 第3章 進級及び留年

（進級）

**第25条** 第2学年に進級するためには，各学科の定める要件をみたしていなければならない。

2 機械工学科の学生が第2学年に進級するためには，一般共通科目，共通基礎科目及び専門科目に関する，自由単位を除き，34単位以上を修得していなければならない。

3 生命環境化学科，情報システム学科の学生が第2学年に進級するためには，一般共通科目，共通基礎科目及び専門科目に関する，自由単位を除き，30単位以上を修得していなければならない。

**第26条** 第3学年に進級するためには，各学科の定める要件をみたしていなければならない。

2 機械工学科の学生が第3学年に進級するためには，一般共通科目，共通基礎科目及び専門科目に関する，自由単位を除き，69単位以上を修得していなければならない。

3 生命環境化学科の学生が第3学年に進級するためには，一般共通科目，共通基礎科目及び専門科目に関する，自由単位を除き，68単位以上を修得していなければならない。

4 情報システム学科の学生が第3学年に進級するためには，一般共通科目・共通基礎科目及び専門科目に関する，自由単位を除き，66単位以上を修得していなければならない。

- 第27条** 第4学年に進級するためには、各学科の定める要件をみたしていなければならない。
- 2 機械工学科の学生が第4学年に進級するためには、一般共通科目の必修科目12単位及び選択科目18単位、共通基礎科目の必修科目10単位、選択必修科目と選択科目から18単位（うち選択必修科目14単位以上）、専門科目の必修科目24単位、選択必修科目と選択科目から22単位（うち選択必修科目12単位以上）の計104単位以上を修得していなければならない。
- 3 生命環境化学科の学生が第4学年に進級するためには、実験科目的必修12単位及び生命環境化学ゼミの必修2単位を含め、一般共通科目、共通基礎科目及び専門科目に関して、自由単位を除き、104単位以上を修得していなければならない。
- 4 情報システム学科の学生が第4学年に進級するためには、情報システムゼミの必修2単位を含め、一般共通科目、共通基礎科目及び専門科目に関して、自由単位を除き、98単位以上を修得していなければならない。ただしこのうち必修及び選択必修科目が40単位以上含まれなければならない。
- (留年)
- 第28条** 第25条、第26条及び第27条によって進級できなかった学生（以下「留年生」という。）は、前年度に引き続き、それぞれ第1学年、第2学年、または第3学年に在籍するものとする。
- (留年生、転入生及び編入生の履修)
- 第29条** 留年生、転入生及び編入生は、第8条にかかわらず、次の各号により、上級学年の授業科目を履修することができる。
- (1) 第1学年の留年生は、第2学年のための授業科目。
  - (2) 第2学年の留年生は、第3学年のための授業科目。
  - (3) 第3学年の留年生は、卒業研究（生命環境化学科においてはキャリア・デザインIVを含める）、及び教育実習II、教育実習III、教職実践演習を除く第4学年のための授業科目。
  - (4) 転入学、編入学又は転学科により第2学年に転入又は編入した学生の履修については、前第2号と同様に取り扱うものとする。
  - (5) 各号の規定にかかわらず学科・課程において適当と認める場合には、上級学年の授業科目の履修を認めることがある。
- (留年生、転入生及び編入生の復級)
- 第30条** 留年した学生及び第2学年に転入又は編入した学生が、留め置かれた学年で、自由単位を除き、所定の単位を修得した場合は、教授会の議を経て該当学年への進級を認める。
- (雑則)
- 第31条** 第25条、第26条及び第27条の規定にかかわらず教授会が適当と認める場合には、進級を許可することがある。

#### 第4章 不正行為

(試験の不正行為)

- 第32条** 試験及びレポート提出に関して不正行為があった場合には、別に定めるとおり、当該試験期の単位を無効とする等の処分を行う。

- 附則 1 この細則は昭和54年4月1日から施行する。
- 2 従前の教養課程及び専門課程履修規程は昭和54年3月31日限り廃止する。
- 3 外国語科目の履修に関する条項を昭和53年以前に入学した学生に適用する時は、必要な移行措置を講じるものとする。
- 附則 この細則は、昭和55年4月1日から施行する。
- 附則 この細則は、昭和57年4月1日から施行する。
- 附則 この細則は、昭和57年10月1日から施行する。
- 附則 この細則は、昭和59年4月1日から施行する。
- 附則 この細則は、昭和60年4月1日から施行する。
- 附則 この細則は、昭和61年4月1日から施行する。

- 附則 この細則は、昭和62年4月1日から施行する。
- 附則 この細則は、昭和63年4月1日から施行する。
- 附則 この細則は、平成元年4月1日から施行する。
- 附則 この細則は、平成2年3月2日から施行する。
- 附則 この細則は、平成4年4月1日から施行する。
- ただし、平成3年度以前の入学者については、なお従前の細則を適用する。
- 附則 この細則は、平成5年4月1日から施行する。
- 附則 この細則は、平成8年4月1日から施行する。
- ただし、平成7年度以前の入学者については、なお従前の細則を適用する。
- 附則 この細則は、平成10年4月1日から施行する。
- 附則 この細則は、平成11年4月1日から施行する。
- 附則 この細則は、平成12年4月1日から施行する。
- ただし、平成11年度以前の入学者については、なお従前の細則条項によるものとする。
- 〔平成8年度から平成10年度までの環境工学科入学生は、新学科名を旧学科名に読み替えてください。〕
- 附則 この細則は、平成13年4月1日から施行する。
- 附則 この細則は、平成14年4月1日から施行する。
- ただし、平成13年度以前の入学者については、なお従前の細則条項によるものとする。
- 附則 1. この細則は、平成15年4月1日から施行する。
2. 第1条第2項については、平成14年度入学生から適用する。
- 附則 この細則は、平成16年4月1日から施行する。
- 附則 この細則は、平成17年4月1日から施行する。
- 附則 この細則は、平成18年4月1日から施行する。
- 附則 この細則は、平成19年4月1日から施行する。
- 附則 この細則は、平成20年4月1日から施行する。
- 附則 この細則は、平成21年4月1日から施行する。
- 附則 この細則は、平成22年4月1日から施行する。
- 附則 この細則は、平成23年4月1日から施行する。
- 附則 この細則は、平成24年4月1日から施行する。
- 附則 この細則は、平成25年4月1日から施行する。
- 附則 この細則は、平成26年4月1日から施行する。
- 附則 この細則は、平成28年4月1日から施行する。
- 附則 この細則は、平成29年4月1日から施行する。
- ただし、第32条については、平成22年度入学生から適用する。
- 附則 この細則は、平成31年4月1日から施行する。
- 附則 この細則は、令和2年4月1日から施行する。
- 附則 この細則は、令和3年4月1日から施行する。
- 附則 この細則は、令和4年4月1日から施行する。
- 附則 この細則は、令和5年4月1日から施行する。

## 3－2 他学科及び他学部の科目履修に関する内規

(趣旨)

**第1条** この内規は、学生が所属以外の学科（以下「他学科」という。）又は学部（以下「他学部」という。）の授業科目を履修する場合に必要な事項を定める。

(履修方法)

**第2条** 学生は、他学科又は他学部が開講する授業科目を履修し単位を修得することができる。

2 学生が在籍中に他学科の授業科目を履修できる単位数は、自由単位を含め 20 単位を限度とする。

3 工学部各学科が他学科の学生に履修を認める授業科目は、附表 1 に定める。

4 工学部各学科が履修を認める他学部の授業科目は、附表 2 に定める。

(修得単位)

**第3条** 他学科又は他学部において修得した単位は、10 単位を上限として卒業要件の単位に算入することができる。上限を超えた単位は自由単位とする。

2 他学科において修得した単位の取扱いは、工学部各学科が附表 3 に定める。

3 他学部において修得した単位の取扱いは、工学部各学科が附表 4 に定める。

4 生命環境化学科においては、当該学生の卒業要件に含まれない生命環境化学科の開講科目（自由単位科目及び読替科目を除く）を、他学科及び他学部履修と合わせて上限 10 単位の範囲内で、卒業要件の単位に参入することができる。

5 情報システム学科においては、情報システム学科にて開講される科目（自由単位科目及び読替科目を除く）に限り、他学科履修の上限 10 単位とは別に 16 単位を上限として卒業要件の単位に算入することができる。

(履修手続)

**第4条** 他学科又は他学部の授業科目を履修しようとする者は、所属の学科長及び授業担当教員の許可を得た上で、履修登録期間内に「他学科他学部科目履修許可願」を届け出なければならない。

(雑則)

**第5条** この内規の変更は、教務委員会の議を経て、教授会が決定する。

附則 この内規は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この内規は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この内規は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この内規は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、平成 23 年度入学生から適用する。

附則 この内規は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、平成 23 年度入学生から適用する。

附則 この内規は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 23 年度入学生から適用する。

附則 この内規は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、平成 27 年度入学生から適用する。

附則 この内規は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この内規は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この内規は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

## 1. 他学科他学部履修内規附表 <令和5年度(2023)以降の入学者に適用>

附表1

1. 工学部各学科が他学科の学生に履修を認める授業科目は、以下のとおりとする。

機械工学科	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 一般共通科目及び共通基礎科目については、所属する学科内での履修が困難な場合に限り、履修を認める。ただし、キャリア・デザイン科目の選択科目（インターンシップI、インターンシップII）の履修は認めない。</li> <li>② 専門科目については、実験・実習・演習科目を除き、履修を認める。</li> </ul>
生命環境化学科	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 一般共通科目については、キャリア・デザイン科目の4科目（キャリア・デザインII、キャリア・デザインIII、キャリア・デザインIV、インターンシップ）を除き、履修を認める。</li> <li>② 共通基礎科目については、必修科目（基礎化学実験を除く）、及び選択1科目（地学実験）を除き、履修を認める。</li> <li>③ 専門科目については、必修科目を除き、履修を認める。ただし、コンピュータ・プログラミングの履修は認める。</li> </ul>
情報システム学科	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 一般共通科目については、キャリア・デザイン科目の2科目（キャリア・デザインI、キャリア・デザインII）を除き、履修を認める。</li> <li>② 共通基礎科目については、全科目的履修を認める。</li> <li>③ 専門科目については、必修科目を除き、履修を認める。 さらに、コンピュータ実習I、IIは履修を認める。</li> </ul>

附表2

1. 工学部各学科が履修を認める他学部（人間社会学部）の授業科目は、以下のとおりとする。

機械工学科	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 人間社会学部共通の教養科目については、選択科目の履修を認める。</li> <li>② 人間社会学部情報社会学科及び心理学科の専門科目については、選択科目の履修を認める。</li> </ul>
生命環境化学科	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 人間社会学部共通の教養科目については、選択科目の履修を認める。</li> <li>② 人間社会学部情報社会学科及び心理学科の専門科目については、選択科目の履修を認める。</li> </ul>
情報システム学科	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 人間社会学部共通の教養科目については、選択科目の履修を認める。</li> <li>② 人間社会学部情報社会学科及び心理学科の専門科目については、選択科目の履修を認める。</li> </ul>

附表3

## 1. 他学科において修得した単位の取扱いは、以下のとおりとする。

機械工学科	<p>① 他学科の一般共通科目及び共通基礎科目については、機械工学科での履修が困難な場合に限り、履修を認める。ただし、キャリア・デザイン科目の必修科目3科目（キャリア・デザインI, キャリア・デザインII, キャリア・デザインIII）の履修は認めない。情報システム学科の基礎数学および演習I, 基礎数学および演習IIを除き、卒業要件単位に含める。</p> <p>② コンピュータ・プログラミングを除き、他学科の専門科目の履修を認め、修得した単位は選択科目として卒業要件単位に含める。</p>
生命環境化学科	<p>① 他学科の一般共通科目及び共通基礎科目で修得した単位は、卒業要件単位に認定する。ただし、キャリア・デザイン科目の必修科目3科目（キャリア・デザインII, キャリア・デザインIII, キャリア・デザインIV）の履修は認めない。機械工学科のキャリア・デザイン入門、情報システム学科のキャリア・デザインIを除き、卒業要件単位に含める。</p> <p>② 他学科の専門科目で修得した単位は、選択単位として認定し、卒業要件単位に含める。ただし、コンピュータ・プログラミングは必修単位として認定する。</p>
情報システム学科	<p>① 他学科の一般共通科目及び共通基礎科目で修得した単位は、原則として選択単位として認定し、卒業要件単位に認定する。ただし、キャリア・デザイン科目は認めない。</p> <p>② 他学科の専門科目で修得した単位は、選択単位として認定し、卒業要件単位に含める。</p>

※自由単位科目で修得した単位は、各学科の卒業要件の単位に含めない。

附表4

## 1. 他学部（人間社会学部）において修得した単位の取扱い

機械工学科	人間社会学部の教養科目及び専門科目で修得した単位は、すべて自由単位とする。
生命環境化学科	人間社会学部の教養科目及び専門科目で修得した単位は、他学科科目と合わせて10単位を上限として、卒業要件単位として認定する。認定科目については別表に定める。
情報システム学科	人間社会学部の教養科目及び専門科目で修得した単位は、他学科科目と合わせて10単位を上限として、卒業要件単位として認定する。認定科目については別表に定める。

別表

1. 人間社会学部において修得した単位のうち、工学部の生命環境化学科及び情報システム学科が卒業要件の単位として認定する授業科目は、以下のとおりとする。

工学部の認定科目		人間社会学部において修得した科目（いずれか1科目）
一般共通科目	社会学	社会学概論 現代社会と倫理
	国際関係論	英語圏文化論 国際関係論
	心理学	自己理解の心理学 心理学入門
	哲学	哲学概論
	思想と宗教	世界の宗教と歴史 仏教の歴史と思想
	歴史	西洋史概論 東洋史概論
	スポーツ文化論	スポーツ文化論
	経済学	ビジネス関連法
	経営学	ものづくり経営

※1 上記に該当しない人間社会学部修得単位は、すべて自由単位とする。

## 他学科他学部科目履修許可願

工 学 部	科	コース名	開講学科名	授業科目名
学籍番号		第____学年		
氏 名	連絡先			

	期 別	曜 日	時 限	講義番号	選択する項目のチェック欄に○をつけてください)	科目の履修条件	担当教員の承認
1 前期・後期・通年					<input type="checkbox"/> 卒業要件単位科目	<input type="checkbox"/> 自由単位科目	<input type="checkbox"/> 教職科目
2 前期・後期・通年					<input type="checkbox"/> 卒業要件単位科目	<input type="checkbox"/> 自由単位科目	<input type="checkbox"/> 教職科目
3 前期・後期・通年					<input type="checkbox"/> 卒業要件単位科目	<input type="checkbox"/> 自由単位科目	<input type="checkbox"/> 教職科目
4 前期・後期・通年					<input type="checkbox"/> 卒業要件単位科目	<input type="checkbox"/> 自由単位科目	<input type="checkbox"/> 教職科目
5 前期・後期・通年					<input type="checkbox"/> 卒業要件単位科目	<input type="checkbox"/> 自由単位科目	<input type="checkbox"/> 教職科目

\*希望する理由(該当する項目のチェック欄に○をつけてください)

- 自学科で開講されていないため。  必修科目と重複したため。  卒業要件単位を修得するため。  興味があるため。  
□その他( )

[注意①] [ ] 内を記入すること。

[注意②] 担当教員の履修承認(押印又はサイン)がなきものは受付られない。

### 3－3 定期試験等における不正行為者処分規程

**第1条** この規程は、工学部履修細則第32条に基づき、定期試験、レポート等における不正行為者の処分に關し、必要な事項を定めるものとする。

**第2条** 不正行為者の処分は、教授会の議を経て学長が行う。

**第3条** 本規程における不正行為を、次のように定める。

- 一 代人受験（依頼した者・受験した者）
- 二 答案交換および複製
- 三 カンニングすること
  - (1) 他の受験者の答案を見ること
  - (2) 他の人から答えを教わること
  - (3) カンニングペーパー等の使用
  - (4) 使用が許可されていない参考書・電子機器、その他の物品の使用

四 カンニングを手助けすること

五 インターネットサイト等の剽窃行為

六 本人以外が作成したファイル、あるいは文章等の複製使用

七 その他、試験等にあたって公正を損なう様々な行為

**第4条** 不正行為を行った者は、当該試験期の全履修科目の単位を無効とする。

**第5条** 前条にかかわらず、情状酌量の余地があると判断された場合は、下記の軽減処置をとることがある。

一 当該試験期の必修科目、および選択必修科目を除く全履修科目の単位を無効とする。

二 当該授業科目のみの単位を無効とする。

**第6条** 第4条、第5条により処分を受けた者が、再度不正行為をした場合は、理由の如何を問わず当該試験期の全履修科目の単位を無効とする。

**第7条** 不正行為者の処分は、速やかに本人に通知する。

附則 この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附則 この細則は、平成30年4月1日から施行する。

## 4. 工学部単位認定規程

(趣旨)

**第1条** 学則第13条に基づく単位の認定については、工学部規程に定めるものほか、この規程の定めるところによる。

(認定)

**第2条** 単位の認定は履修登録のある授業科目について行う。

**第3条** 当該授業科目の授業に授業実施回数の3分の2以上出席し、かつ学業成績について合格判定を受けた学生に所定の単位を修得したことを認定する。

(評定及び判定)

**第4条** 学業成績の評定は評語を以て示す。評語は優・良・可及び不可とする。

2 優・良及び可の成績を合格とし、不可の成績を不合格とする。

(評定の方法)

**第5条** 学業成績の評定は定期試験の成績によるものとする。

2 実技・実験・実習及び演習にかかる授業科目の学業成績の評定は平常の学習情況によるものとする。

3 卒業研究の成績評定は研究論文によるものとする。

**第6条** 学業成績の評定は定期試験及び平常の学習情況を併せ用いることができる。

(定期試験)

**第7条** 定期試験は原則として筆記試験によるものとする。

2 授業の担当者は、必要に応じて口述試験を筆記試験に加え、又は筆記試験に替えることができる。

**第8条** 定期試験実施の時期は学期末とする。

**第9条** 定期試験実施の授業科目及び日時は、実施する1週間より以前に公示するものとする。

(臨時試験)

**第10条** 授業担当者が教育上必要と認めるときは、臨時に試験を行うことがある。

(追試験)

**第11条** (削除)

**第12条** 追試験を受けようとする者は、診断書その他の証明書等を添付のうえ、追試験受験願を提出しなければならない。

2 前項の受験願は、当該科目的試験が行われた日から7日以内に教務課へ提出しなければならない。

(再試験)

**第13条** 定期試験による学業成績の評定によって、不可の判定を受けた学生は、再試験を行う科目について、再試験の受験を願い出ることができる。

**第14条** (削除)

**第15条** 再試験を受けようとする者は、学年暦によって定められた所定の期間内に、再試験受験願を教務課に提出しなければならない。

**第16条** 再試験による成績の評定は、可又は不可とする。

(受験料)

**第17条** 追試験の受験料は無料、再試験の受験料は1科目3,000円とする。

(難則)

**第18条** 試験に不正行為をしたときは、当該試験期の全受験科目の履修を無効とすることがある。

**第19条** 学費未納により退学又は除籍された者が、学費未納期間に修得した単位は、取り消す。

附則 この規程は、昭和54年4月1日から施行する。

附則 この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

## 5. 埼玉工業大学学生の留学に関する取扱規程

### (目的)

第1条 この規程は、埼玉工業大学学則第39条の規定に基づき、埼玉工業大学（以下「本学」という。）の学生が、外国の大学に留学するときの取り扱いについて定める。

### (留学の定義)

第2条 この規程において「外国の大学」とは、外国における正規の高等教育機関で学位授与権を有するもの、又はこれに相当する教育研究機関をいう。

2 この規程において「留学」とは、本学が教育上有益であると認め、学生が休学することなく、外国の大学で学修することをいう。

### (留学の資格)

第3条 留学できる者は、2年次以上の学生とする。

### (出願手続)

第4条 留学しようとする者は、所定の留学願に留学しようとする大学の入学許可証又は受入承諾書等を添えて、学長に願い出なければならない。

2 学科が教育上有益と認めるときは、学部の教授会の議を経て、学長が留学を許可する。

### (留学期間)

第5条 在学中に留学できる期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情があるときは、通算して2年を超えない範囲内で許可することがある。

### (学費)

第6条 留学期間中の本学における学費は、所定の額を納付するものとする。

### (留学終了)

第7条 留学が終了したときは、所定の留学終了届に留学した大学が発行する単位修得に関する証明書を添えて、学長に申し出なければならない。

### (修得単位の取り扱い)

第8条 留学期間に修得した授業科目の単位は、学部の教授会の議を経て、当該学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなす単位数は、国内の他大学等で修得した単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 修得したものとみなす授業科目の成績評価は「認定」とし、「G」と表示する。

### (事務の所管)

第9条 学生の留学に関する事務は、教学部学生課が所管する。

### (改廃)

第10条 この規程の改廃は、学部の教授会の議を経て、協議会が決定する。

附則 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

## 6. 埼玉工業大学工学部再入学規程

(目的)

**第1条** この規程は、学則第34条に定める再入学について、その取扱を規定することを目的とする。

(出願資格)

**第2条** 次に掲げる者は、出願により、以前在籍した学科に限って再入学を許可することがある。

- 一 学則42条によって退学した者（依願退学者）
- 二 学則54条第四号に該当し除籍された者（行方不明の届け出があつた者）
- 2 次の各号に該当する者は、再入学志願の資格はない。
  - 一 学則53条第3項によって退学を命ぜられた者（懲戒退学者）
  - 二 学則54条第一号に該当し除籍された者（学費未納者）
  - 三 学則54条第二号に該当し除籍された者（履修届未提出者）
  - 四 学則54条第三号に該当し除籍された者（在学8年を超えた者）

(出願書類)

**第3条** 再入学を出願する者は、所定の検定料を添えて、次の書類を学長に提出しなければならない。

- 一 再入学願（志願の理由、退学又は除籍の理由・時期を明記のこと）
- 二 履歴書
- 三 健康診断書
- 四 住民票記載事項証明書
- 五 写真（2枚、4×3cm）

(出願の時期)

**第4条** 出願書類は、学期の始まる2ヶ月以前に提出しなければならない。

(再入学時期)

**第5条** 再入学の時期は、学期の初めとする。

(選考方法)

**第6条** 再入学を願い出た者の選考は、願い出のあった学科において行う。

2 選考は書類審査と面接による。

3 面接の時期は願い出のあった学科が指定する。

(手続き期間)

**第7条** 再入学を許可された者は、許可日より7日以内に所定の入学手続きをしなければならない。

(納付金)

**第8条** 再入学者の学費は、当該再入学者の属する学年の在学生のかかる額と同額とし、入学金は、新入学生にかかる額と同額とする。

(再入学許可)

**第9条** 再入学は、教授会の選考を経て、学長がこれを許可する。

(再入学の学年)

**第10条** 再入学の学年は、原則、退学または除籍時の学年とし、教授会の議を経て学部長が定める。

(既得単位)

**第11条** 再入学者が本学において既に取得した単位は、再入学した学年に適用される規定に基づき、教授会において認定する。

(在学期間)

**第12条** 再入学者の在学期間は、従前在籍した期間と通算して8年を超えることはできない。

附則 この規程は、昭和54年10月12日から施行する。

附則 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 工学部の改組に伴い、第 2 条第 1 項に掲げる者のうち、以前、環境工学科又は応用化学科に在籍した者は生命環境化学科、電子工学科又は情報工学科に在籍した者は情報システム学科に出願することができる。

附則

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 工学部の改組に伴い、第 2 条第 1 項に掲げる者のうち、以前、ヒューマンロボット学科に在籍した者は機械工学科、環境工学科又は応用化学科に在籍した者は生命環境化学科、電子工学科又は情報工学科に在籍した者は情報システム学科に出願することができる。

## 7. 埼玉工業大学工学部転入学・編入学規程

(目的)

**第1条** この規程は、埼玉工業大学学則（以下「学則」という。）第35条並びに埼玉工業大学工学部規程（以下「規程」という。）第21条に規定する転入学及び学則第36条並びに規程第22条に規定する編入学について、その取扱いを規定することを目的とする。

(出願資格)

**第2条** 本学工学部に転入学を志願できる者は、現に他の大学に在学する者とする。

2 本学工学部に編入学を志願できる者は、次のいずれかに該当する者とする。ただし、社会人又は外国人留学生で編入学を志願できる者については別に定める。

- 一 大学、短期大学若しくは高等専門学校を卒業又は卒業見込みの者
- 二 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たす課程を修了した者又は修了見込みの者
- 三 高等学校の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者又は修了見込みの者
- 四 修業年限が4年以上の大学に2年以上在籍又は在籍見込みで、志願する各学科の定める単位以上を修得し退学した者又は退学見込みの者

(出願書類)

**第3条** 転入学または編入学を出願する者は、所定の検定料を添えて、次の書類を学長に提出しなければならない。

- 一 転入学願（現に在学する学校長の許可書を添付のこと）または編入学願
- 二 履歴書
- 三 在学する学校又は卒業した学校の成績証明書、退学者については在籍した期間の成績証明書
- 四 在学証明書又は卒業（見込）証明書、退学者については在籍期間を証明する書類
- 五 健康診断書
- 六 写真（2枚、4×3cm）

(入学時期)

**第4条** 転入学・編入学の時期は学年の初めとする。

(出願期間)

**第5条** 出願の時期は別に定める。

(入学許可)

**第6条** 転入学・編入学は工学部教授会の選考を経て学長がこれを許可する。

2 選考は書類審査、面接、筆記試験等による。

(入学手続)

**第7条** 転入学・編入学を許可された者の入学手続きは別に定める。

(学年決定)

**第8条** 転入学生及び編入学生の学年は、既に修得した単位の一部又は全部を認定の上、その単位数に応じて工学部教授会の議を経て学部長が定める。

(在学期間)

**第9条** 転入学生は従前在学した学校と通算して8年を超えて本学に在学することはできない。

2 編入学生の在学期間は、2年編入学生は6年、3年編入学生は4年を超えることはできない。

附則 この規程は、昭和54年10月12日から施行する。

附則 この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

## **8. 埼玉工業大学転学部規程**

(目的)

第1条 この規程は、埼玉工業大学学則（以下「学則」という。）第38条に基づき、埼玉工業大学（以下「本学」という。）における工学部から人間社会学部又は人間社会学部から工学部への転学部の取扱いを規定することを目的とする。

(願出)

第2条 転学部を願い出る者は、その理由を記した転学部願を提出しなければならない。

2 転学部を願い出る者は、在籍する学年にかかわらず、転学部願を提出することができる。ただし、本学に1年以上在籍し、学費を納付していなければならない。

3 転学部願には、保証人の同意書を添付し、現に所属する学部長を経て提出しなければならない。

4 学部長は、転学部の願い出のあった者について、教育上支障のない限り、教授会の議を経て、転学部を許可することがある。

(選考料)

第3条 転学部を願い出る者は、選考料として5,000円を納付しなければならない。

(期限)

第4条 転学部願は、毎年2月末日までに提出しなければならない。

(選考)

第5条 転学部を願い出た者の選考は、願い出のあった学科において行う。

(単位認定)

第6条 本学での既修得単位については、願い出のあった学科の選考会議において、その一部を当該学科の修了単位として認定することがある。

(学年)

第7条 転学部を許可された者の学年は、前条により認定された単位数に基づき、学部長が定める。

(在籍期間)

第8条 転学部を許可された者の在籍期間は、現に所属する学部に在籍した期間を含めて8年を超えることはできない。

(入学金)

第9条 転学部を許可された者の入学金については、納付することを要しない。

(学費)

第10条 転学部を許可された者の入学金を除く学費については、学則第45条によるものとする。

附則 この細則は平成14年4月1日から施行する。

ただし、第4条の規程にかかわらず、平成14年4月1日をもって転学部を希望する者については、平成14年3月20日までに転学部願を提出しなければならない。

## 9. 工学部転学科細則

(目的)

**第1条** この細則は、学則第38条の転学科の取扱を規定することを目的とする。

(出願)

**第2条** 転学科を志願する者は、その理由を記した転学科願を提出しなければならない。

2 転学科を志願する者は、現に在籍する学年にかかわらず、転学科願を提出することができる。

3 転学科願には、現に在籍する学科の学科長の承諾書及び保証人の同意書を添付しなければならない。

(期限)

**第3条** 転学科願は、選考料5,000円を添えて、学期の始まる2か月前に提出しなければならない。

(選考)

**第4条** 転学科願は、願い出のあった学科において選考の上、教授会の議を経て、学部長が許可する。

2 転学科を許可された者の学年は、学部長が定める。

(在学期間)

**第5条** 転学科を許可された者の在学期間は、現に所属する学科に在籍した期間を含めて8年を超えることはできない。

(学費)

**第6条** 転学科を許可された者の学費は、当該転学科者が属する学年の在学生にかかる額と同額とする。

附則 この細則は、昭和52年2月18日から施行する。

附則 この細則は、昭和54年11月16日から施行する。

附則 この細則は、平成5年4月1日から施行する。

附則 この細則は、平成10年4月1日から施行する。

附則 この細則は、平成11年4月1日から施行する。

[平成10年度以前の環境工学科入学生は、新学科名を旧学科名に読み替えてください。]

附則 この細則は、平成14年4月1日から施行する。

ただし、第5条、第6条及び第8条にかかわらず、平成14年4月1日付けをもって情報工学科へ転学科を希望する学生については、工学部長が別に定める。

附則 この細則は、平成15年4月1日から施行する。

附則 この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附則 この細則は、平成19年4月1日から施行する。

## 10. 学校法人智香寺学園埼玉工業大学 外部研究生の取扱い規程

### (目的)

第1条 この規程は、学校法人智香寺学園埼玉工業大学（以下「本学」という）の4年生に在学中の学生で、本学の教育課程の一環として他大学、大学院及び研究所等の教育・研究機関（以下「他大学等」という）において行う実習指導を受ける外部研究生（以下「外研生」という）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

### (事前の協議)

第2条 外研生を派遣しようとする場合、学長は教授会の議に付し、あらかじめ本学と他大学等との間で次に掲げる事項について協議を実施する。

(1) 外研生の実習指導の範囲

(2) 派遣する外研生の総人数及び一回に受入れる外研生の人数

(3) 単位の認定方法

(4) 外研生派遣の時期及び期間

(5) 外研生派遣の手続き（派遣期間の延長を含む）に関すること

(6) その他必要と認める事項

2 本学または他大学等で指導教員や責任者の交代など、重要な案件で変更発生の場合には速やかに再度の協議を実施して対処しなければならない。

### (外研生の申請)

第3条 外研生を志願する学生は、所定の願書に健康診断証明書を添えて所属する学科の長に願い出を行い、教務委員会の議を経て学長の許可を得なければならない。

2 学長は、外研生の派遣を認めたときには他大学等の長に対し、必要書類を添えて受入の依頼を行うものとする。

### (派遣期間)

第4条 外研生の派遣期間は1年以内とし、第2条に定める他大学等との間の協議により定めた期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事由があると認めたときは派遣期間延長願を提出して学長の許可が得られた場合に限り、期間を延長することができる。ただし、派遣期間は通算して2年を超えることができない。

### (在学期間への算入)

第5条 派遣されている外研生の出欠状況は、他大学等の指導教員から定期的に報告を受け管理を行うものとし、前条の規定による派遣期間は、本学の在学期間に算入する。

### (実習報告と単位認定)

第6条 外研生は、実習が終了した日から起算して30日以内に所定の様式による実習報告書及び評価を学長に提出しなければならない。

### (授業料)

第7条 外研生は、派遣期間中にあっても本学の授業料を納付しなければならない。

### (派遣の取消し)

第8条 学長は、派遣した外研生が次の各号の一に該当する場合は、他大学等の長と協議のうえ派遣による実習指導の許可を取り消すことがある。

(1) 実習または研究の成果が上がらないと認められるとき

(2) 外研生として、他大学等の規則等に違反する行為があると認められるとき

(3) 本学及び他大学等の信用を傷つける行為や利益を害する行為があると認められるとき

(4) 本学及び他大学等の秘密を漏らす或いは秩序又は規律を乱す行為が認められるとき

- (5) 外研生として、その本分に反する行為があると認められるとき
  - (6) 授業料等の納付の義務を怠ったとき
  - (7) その他派遣の趣旨に反する行為があると認められるとき
- (実習環境)

第9条 派遣期間中の外研生は、他大学等の秘密漏洩防止のため他大学等の文書管理規程、秘密文書取扱規程及び情報セキュリティ管理規程等を理解し遵守しなければならない。

2 外研生は、派遣期間中、他大学等の定めた安全、衛生及び保安等に関する定めを理解して遵守し、その施設等を次の各号に従い利用することができる。

- (1) 外研生は、研究施設、設備及び装置等を利用する場合には、派遣受入部署の長又はその長が指名する者の許可を得るものとし、指示に従って使用する。
- (2) 外研生は、図書館や食堂等の他大学等の共通施設を利用するときは、施設主管課室の指示に従う。
- (3) 外研生は、事件、事故及び災害等の事象が生じた際には、直ちに当該事象に至った経緯等について他大学等の長及び本学の学長に報告を行う。

(派遣中の休日)

第10条 日曜祝日及び他大学等が定める休日は、派遣中の外研生の休養日となり原則として実習をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、他大学等における指導教員の許可があり、外研生受入部署の長又はその長が指名した者が常時随伴する場合には、休日であっても外研生として実習をすることができる。

(旅費の支給)

第11条 実習中の外研生は、他大学等の長が特に必要と認めた場合には、他大学等の規定に基づいて旅費の支給を受けることができる。なお、用途が適切でないと認められた旅費等の経費については、すべて返還をしなければならない。

(損害賠償)

第12条 外研生が関係する事件や事故等において、故意又は重大な過失により或いは第8条及び第9条の禁止行為等を行って損害を及ぼした場合、他大学等は当該外研生及び本学に対して損害の一部又は全部について賠償を求めることができる。

(災害補償)

第13条 外研生が派遣期間中に負傷並びに疾病による災害に見舞われた場合、他大学等は外研生に対する補償を行わない。

2 前項の規定にかかわらず、他大学等の責めに帰すべき事由での災害においては、本学、他大学等及び当該外研生による協議を行ってその補償について検討する。

3 外研生は、派遣期間中の災害及び損害賠償に備え、原則として自ら次の各号の何れかの保険により死亡傷害保険金額300万円以上と賠償責任保険金額1億円以上の補償が受けられる保険に加入する。

- (1) 公益財団法人日本国際教育支援協会の「学研災付帶学生生活総合保険」
- (2) 本学が認める前号に掲げた保険と同等の傷害保険と賠償責任保険

(実習成果の発表)

第14条 外研生は、実習の内容及び得られた成果を外部に発表しようとする場合、あらかじめ他大学等における所定の手続きを行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、本学の開催する卒業研究発表会での発表に関しては、本学の規定に従って発表することができるものとする。

(特許権等)

第15条 外研生が本規程に基づき行った実習によって発見、発明及び考案をした場合、当該発明及び考案に係

わる権利は他大学等に継承するものとし、他大学等の教職員に対する定めが当該外研生に対して準用される。  
(外研生受入契約の解除)

第16条 外研生が本学学生の身分を失った場合、他大学等は派遣中の当該外研生について実習を停止するものとし、次の各号の何れかに該当する場合、他大学等は外研生受入の契約を解除することができる。

- (1) 本学の指導教員が、外研生の教育指導水準を著しく低下させる又は教育指導を行わなくなったとき。
- (2) 他大学等の指導教員が、協議した実習のテーマを業務として実施しなくなったとき。
- (3) 外研生が計画通り実習しないなど、受入契約上の約束に違反したとき。

2 外研生受入の契約終了又は解除をした後においても、第12条、第13条、第14条及び第15条の効力は存続する。

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は、教授会の審議を経て、常務理事会が決定する。

#### 附 則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

## 11. 研究生規程

### (目的)

第1条 この規程は、学則第61条に規定する研究生について、その取扱を規定することを目的とする。

### (出願資格)

第2条 本学の研究生を出願できる者は、次の資格を備えた者でなければならない。

- (1) 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者
- (2) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (3) 本学において研究能力があると認めた者

### (入学時期)

第3条 入学の時期は、学年の初めとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

### (出願手続)

第4条 研究生として入学を志願する者は、あらかじめ研究課題を定め、研究指導を希望する教員の承認を得ておかなければならない。

2 前項の志願者は、所定の検定料を添えて次の書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 研究願
- (2) 履歴書
- (3) 健康診断書
- (4) 成績証明書
- (5) 卒業証明書
- (6) 住民票記載事項証明書
- (7) 官公庁、その他事業所に在職するものはその所属長の同意書または依頼書
- (8) 写 真 (2枚、4×3cm)
- (9) 研究計画書 (外国人留学生のみ)
- (10) 在留資格、在留期間 (直近の日本の教育機関の証明書: 卒業証明書又は卒業見込み証明書含む) を確認できる書類 (既に日本に在住している外国人留学生のみ)
- (11) 日本語能力証明書 (外国人留学生のみ)  
日本語能力 (N2 レベル相当が目安) を証明することができる書類
- (12) その他本学が必要と認める書類

3 学則第63条に定める外国人留学生で、出願時に日本に入国していない者については、住民票記載事項証明書に限り、入国情報及び住民登録後の提出とすることができる。なお、住民登録後14日以内に提出しなければならない。

### (入学許可)

第5条 研究生は、学部教授会において選考し、学長が入学を許可する。

### (納付金)

第6条 研究生として入学を許可された者は、7日以内に所定の入学会費・授業料 (研究料) を納付し、所定の入学手続きをしなければならない。

### (実験実習費)

第7条 研究生の実験実習等に要する費用は、本人の負担とする。

### (聴講)

第8条 研究生は開講中の授業科目を、学長の承認を得て、聴講することができる。この場合は特に聴講料を徴

収しない。

(在学延期)

第9条 研究期間は1年以内とする。ただし、指導者が研究を継続する必要があると認めたときは、願出によつて1年以内に限り、在学延期を許可することがある。

(終了届及び中止届)

第10条 予定の研究が終了したときは、終了届を学長に提出しなければならない。

2 予定期間の中途で研究が終了したときも、終了届を学長に提出しなければならない。

3 予定期間の中途で研究を中止したときは、中止届を学長に提出しなければならない。

(研究報告)

第11条 研究期間が終了したときは、研究報告を学長に報告しなければならない。

附則 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附則 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

## 12. 科目等履修生規程

### (目的)

第1条 この規程は、学則第60条及び学部規程第29条に規定する科目等履修生について、その取扱を規定することを目的とする。

### (出願資格)

第2条 出願し得る者は、次に掲げる者とする。

(1) 学則第26条に定める入学資格を有する者

(2) 学校教育法施行規則第98条第1号の規定により、高等学校長が教育上有益と認めたときの当該高等学校又は中等教育学校後期課程に在学する生徒

### (授業科目)

第3条 履修できる授業科目の数は、毎学期8科目以内とする。

2 授業科目によっては、教室の収容人数や授業の運営上、一定数以上の学生の履修を認めないこともある。

3 履修期間は、学年又は学期の始めから1年以内とする。

4 履修登録は、毎学期の指定する期間内に、履修しようとする授業科目を届け出て、許可を受けなければならない。

5 受講要件を定めている科目においては、要件を満たしていなければ履修を認めないこともある。

### (入学時期)

第4条 入学は毎学年初めとする。ただし、後期に開始する授業科目のみを履修するときは、後期初めに入学することができる。

### (出願書類)

第5条 出願する者は、所定の検定料を添えて次の書類を学長に提出しなければならない。

(1) 科目等履修生志願書

(2) 履歴書

(3) 住民票記載事項証明書

(4) 成績証明書

(5) 卒業証明書

(6) 写真（2枚、4×3cm）

(7) 在留資格、在留期間（直近の日本の教育機関の証明書：卒業証明書又は卒業見込み証明書含む）を確認できる書類（既に日本に在住している外国人留学生のみ）

(8) 日本語能力証明書（外国人留学生のみ）

日本語能力（N2レベル相当が目安）を証明することができる書類

(9) その他本学が必要と認める書類

2 現に他の大学、短期大学・高等専門学校・専修学校その他の教育機関に在学する者は、前項の書類のほか、当該学（校）長の出願許可証を添付しなければならない。

3 現に学校・官公庁・その他の事業所の職員である者は、当該所属長の出願承諾書を添付しなければな

らない。

- 4 学則第63条に定める外国人留学生で、出願時に日本に入国していない者については、住民票記載事項証明書に限り、入国後及び住民登録後の提出とすることができる。なお、住民登録後14日以内に提出しなければならない。

(出願期間)

第6条 前条の願書等は学期の始まる2か月以前に提出しなければならない。ただし、特別の事由がある場合には、申し出により、出願期限の延長を認めることがある。

- 2 学期の開始日は、学則第6条に定める学期の1日目とする。ただし、後期の開始日は、実際の後期授業開始日に同じとする。

(入学許可)

第7条 出願があった時は、教務委員会の考查を経て、教授会の選考に基づき、学長がこれを許可する。

- 2 前項の考查においては、書類審査・口頭試問ならびに筆記試験を課す場合がある。

(納付金)

第8条 入学を許可された者は、14日以内に所定の手続きをとり、学則別表IIの入学料を納付しなければならない。なお、同表の授業料については、入学後に納付する。納付期限については、学費納付細則の第3条第1項の規定を準用する。

- 2 前項のほか、実験・実習等に係わる授業科目の履修については、その費用を科目等履修生の負担とする。

(単位認定)

第9条 履修を終了したものについて、教授会は単位を認定する。

- 2 単位認定は、学則第13条の規定を準用する。

- 3 認定された単位については、本人の請求により、単位修得証明書を交付する。

(継続)

第10条 継続して履修を希望する者は、改めて出願しなければならない。

- 2 継続して履修を許可された者については、入学料を免除する。

(教育連携協定)

第11条 教育連携協定による科目等履修生の取扱いについては、別に定める。

附則 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 平成22年度以前から継続している科目等履修者については、従前の規程を適用する。

附則 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 平成28年度以前から継続している科目等履修者については、従前の規程を適用する。

附則 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

## 13. 教職課程科目等履修生規程

### (目的)

第1条 この規程は、学則第60条及び学部規程第29条に規定する科目等履修生について、教育職員免許状取得を目的とした科目等履修生（以下「教職課程科目等履修生」という。）の取扱を規定することを目的とする。

### (出願資格)

第2条 出願し得る者は、次に掲げる者とする。

- (1) 学士の学位を有する者および学士の学位を取得見込の者
- (2) 教育実習・教職実践演習の履修を出願し得る者は、本学の卒業生に限る。

### (授業科目)

第3条 履修できる授業科目の数は、毎学期8科目以内とする。

2 授業科目によっては、教室の収容人数や授業の運営上、一定数以上の学生の履修を認めないことがある。

3 履修期間は、学年又は学期の始めから1年以内とする。

4 履修登録は、毎学期の指定する期間内に、履修しようとする授業科目を届け出て、許可を受けなければならない。

5 受講要件を定めている科目においては、要件を満たしていなければ履修を認めないこともある。

6 教科及び教科の指導法に関する科目的各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）について、原則として、教科教育法I及びIIを履修し、修得後、教科教育法III及びIVを履修することができる。

### (入学時期)

第4条 入学は毎学年初めとする。ただし、後期に開始する授業科目のみを履修するときは、後期初めに入学することができる。

### (出願書類)

第5条 出願する者は、所定の検定料を添えて、次の書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 教職課程科目等履修生志願書
  - (2) 学位取得（見込）証明書
  - (3) 履歴書
  - (4) 住民票記載事項証明書
  - (5) 教職課程履修者登録票
  - (6) 教職課程履修計画書
  - (7) 教職課程課題レポート
  - (8) 教育委員会で確認した修得単位の資料
  - (9) 写真（2枚、4×3cm）
- 2 現に他の大学院、通信制の大学の教育機関に在学する者は、前項の書類のほか、当該学（校）長の出願許可証を添付しなければならない。
- 3 現に学校・官公庁・その他の事業所の職員である者は、当該所属長の出願承諾書を添付しなければならない。

### (出願期間)

第6条 前条の願書等は学期の始まる2か月以前に提出しなければならない。ただし、特別の事由がある場合には、申し出により、出願期限の延長を認めることがある。

2 学期の開始日は、学則第6条に定める学期の1日目とする。ただし、後期の開始日は、実際の後期授業開始日に同じとする。

(入学許可)

第7条 出願があった時は、教職委員会及び教務委員会の考査を経て、教授会の選考に基づき、学長がこれを許可する。

2 前項の考査においては、書類審査・口頭試問ならびに筆記試験を課す場合がある。

(納付金)

第8条 入学を許可された者は、14日以内に所定の手続きをとり、学則別表Ⅱの入学料を納付しなければならない。なお、同表の授業料については、入学後に納付する。納付期限については、学費納付細則の第3条第1項の規定を準用する。

2 前項のほか、実験・実習等に係わる授業科目の履修については、その費用を科目等履修生の負担とする。

3 前2項に加え、学則別表Ⅰの教職課程登録料を納付しなければならない。

(単位認定)

第9条 履修を終了したものについて、教授会は単位を認定する。

2 単位認定は、学則第13条の規定を準用する。

3 認定された単位については、本人の請求により、単位修得証明書を交付する。

(継続)

第10条 継続して履修を希望する者は、所定の検定料を添えて、次の書類を学長に提出しなければならない。

(1) 教職課程科目等履修生継続志願書

(2) 履歴書

(3) 教職課程履修計画書

2 継続して履修を許可された者については、入学料及び教職課程登録料を免除する。

(教育連携協定)

第11条 教育連携協定による科目等履修生の取扱いについては、別に定める。

附則 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 平成28年度以前から継続している科目等履修生については、従前の規程を適用する。

附則 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附則 この規定は、令和3年4月1日から施行する。

## 14. 学生の諸活動に関する規程

(目的)

**第1条** この規程は、学生の諸活動に対する有効適切な育成補導を目的とする。

(適用範囲)

**第2条** 学生は、本学の内外を問わず、また個人たると団体たるとを問わず、正規の教育学習以外の諸活動においては、本規程を守らなければならない。

(団体の結成)

**第3条** 学内において団体を結成しようとする時は、代表責任者を定め、規約および構成員名簿と共に、所定の許可願を学生部長を経て学長に提出し、その承認を受けなければならぬ。ただし、学生会に限り構成員名簿の提出を欠くことができる。

2 団体の構成員は本学の学生でなければならない。

(学外団体への加盟および参加)

**第4条** 学内団体が学外団体に加盟しようとする時は、所定の許可願に加盟員名簿を添え、学生部長を経て学長に提出し、その承認を受けなければならぬ。

2 学外団体の行事に参加しようとする時も前項に準ずる。

(報告)

**第5条** 各団体は毎年4月末日現在で、前年度の活動報告書を役員名簿および構成員名簿に添え、5月10日までに学生部長を経て学長に提出しなければならぬ。提出のない場合は解散したものとみなす。ただし、学生会に限り構成員名簿の提出を欠くことができる。

**第6条** 各団体の予算および決算は、毎会計年度ごとの報告書を、4月10日までに学生部長を経て学長に提出しなければならぬ。

(規約の変更)

**第7条** 規約を変更しようとする時は、理由を明記した規約変更願を、旧規約および新規約案に添えて、学生部長を経て学長に提出し、その承認を受けなければならぬ。

(解散)

**第8条** 団体が解散しようとする時は、代表責任者は理由を明記した解散願を、役員名簿および構成員名簿に添えて、学生部長を経て学長に提出し、その承認を受けなければならぬ。

**第9条** 第3条において承認せられた団体において、その行為が本学の機能を害し、または秩序を乱し、およびその恐れがあると認められた時は、その活動を禁止し、またはその団体の解散を命ずることがある。

(掲示)

**第10条** 学生または団体が学内外に掲示しようとする時は、所定の許可願にその写しを添え、事前に学生部長に提出して、その承認を受けなければならぬ。

2 学内における掲示は指定した場所において行い、その期間および大きさは別に定めるところによる。

3 掲示物には必ず責任者の氏名を明記しなければならない。

4 提示期間が終了すれば、責任者は直ちに撤去しなければならない。

**第11条** 団体または団体員が前条に違反した掲示を行った時は、その責任者または、団体員は共同してその責任を負わなければならない。

2 前条に違反した掲示物は直ちに撤去する。

(集会)

**第12条** 学内外において、集会・対外試合・合宿練習・遊説・集団行進・示威運動・署名運動・世論調査・投票宣伝等を行おうとする時は、所定の許可願に必要事項を記入し、事前に学生部長を経て学長に提出し、その承認を受けなければならぬ。

**第13条** 特定の人を対象とする同窓会・講習会、または単に映写・演出のみを行う映画会・音楽会・演劇等の場合を除き、学外者の参加は許可しない。ただし、特別の場合で学長が必要と認める時は、許可することがある。

(部室)

**第14条** 学生の課外活動を盛んにし、その運営を円滑にするために部室を設ける。

2 部室に関する細則は別に定める。

(印刷物)

**第15条** 学内外を問わず、印刷物（部報、会報、研究誌、新聞、ビラ、その他これに類する一切のもの）を発行し、または配布回覧しようとする時は、所定の許可願に印刷物の原稿またはこれに代わるもの添え、事前に学生部長を経て学長に提出し、その承認を受けなければならない。

(施設・備品の使用)

**第16条** 本学の施設・備品を使用する時は、所定の許可願に必要事項を記入し、事前に学生部長を経て学長に提出し、その承認を受けなければならない。

(金銭を伴う行為)

**第17条** 学内外を問わず募金・販売等金銭の収入・支出を伴う行為は許可しない。

2 学生会に関しては別に定める。

(放送)

**第18条** 学内において拡声器等を用いて放送しようとする時は、所定の許可願にその要旨を添え、事前に学生部長を経て学長に提出し、その承認を受けなければならない。

**第19条** 放送は授業時間中に行うことはできない。

2 授業時間外に行う場合であっても、学内における他の業務に支障をきたさないよう騒音に十分注意しなければならない。

3 前条および前2項に違反する行為があった場合は直ちに中止せしめる。

(その他禁止行為)

**第20条** 学生または、学生団体は次の行為をしてはならない。

- (1) 学内における政治活動
- (2) 個人または集団の威力をもって他人の自由を侵す行為
- (3) 個人または集団が暴力を用い、または用いることを示唆する行為
- (4) 教育・研究を妨げるような行為
- (5) その他学生の本分に反する行為

附則 この規程は、昭和52年1月21日から施行する。

## 15. 学生の諸活動に関する規程細則

(目的)

**第1条** この細則は、学生の諸活動に関する規程を円滑適正に実施するために規定することを目的とする。

(許可願)

**第2条** 規程第3, 4, 7, 8, 10, 12, 15, 16, 18条に定める「許可願」には別表に定める事項を記入し、許可願用紙に記入欄のない事項は添付書類として、附表に指定された日時までに学生課に提出しなければならない。

(掲示の期間および寸法)

**第3条** 規程第10条に定める掲示の期間は、掲示許可後原則として2週間とする。掲示物の寸法は81×55cm (A1判) 以内とする。

(禁止事項)

**第4条** 下記内容の掲示は許可しない。

- (1) 政治的中立を逸脱するもの
- (2) 虚偽の事実
- (3) 特定の個人または団体の中傷、誹謗
- (4) 学内の秩序を乱す恐れのあるもの
- (5) 学生としての品位をかけがすもの

**第5条** 規程第3, 4条の活動が下記項目に該当する時は、これを許可しない。

- (1) 政治活動
- (2) 授業および研究の障害となるもの
- (3) 学外住民の迷惑となるもの
- (4) 学生活動として不適当と認められるもの

(施設及び備品の使用)

**第6条** 規程第16条に定める本学の施設、備品の使用にあたっては、下記項目を守らねばならない。

- (1) 備品の借用に際しては、借用書を提出しなければならない。ただし、施設使用の場合で、その施設に附属する備品についてはこの限りでない。
- (2) 借用した備品を紛失または破損した場合には、弁償しなければならない。
- (3) 施設の使用できる時間は原則として9:00～17:00までとする。
- (4) 施設の使用にあたっては、火気を使用すること、喫煙・飲酒することは原則として許可しない。
- (5) 施設の使用にあたっては、備え付けの備品を許可なく持ち出し、または配置変更してはならない。
- (6) 施設の使用を終えた時は、速やかに係員に報告しなければならない。
- (7) 施設を破損または汚損した時は、使用責任者は弁償しなければならない。

**第7条** 規程第18条によって放送を行う場合には本細則第4条の各項に該当する内容の放送は許可しない。

附則 この規程は、昭和52年7月15日から施行する。

### 附表

※ ( ) 内提出期限

団体結成願……………団体規約、構成員名簿、責任者氏名、団体の名称と目的、活動計画、(クラブ・同好会の場合) (1週間前迄)

団体解散届……………解散の理由、責任者氏名、学外団体加盟の有無(解散後1週間以内)

規約変更願……………変更規約、変更前後の名称、変更の理由、変更後の責任者氏名(1週間前迄)

団体加盟許可願………学外団体規約、加盟の目的、加盟員名簿、責任者氏名、学外団体責任者、学外団体の名称、(1週間前迄) 顧問の承認

学外団体行事参加願………参加者名簿、行事名、参加場所、活動計画、現地責任者、残留責任者、緊急時の連絡方法、(1週間前迄) クラブ・同好会にあっては顧問教職員の意見書

掲示許可願……………掲示物の写し，責任者氏名，希望掲示期間（前日迄）  
学内外集会許可願……集会の目的，名称，場所と日時，参加者氏名，参加責任者氏名，残留責任者氏名，緊急  
の場合の（学内3日前迄）連絡方法，講演会の場合に講師名と職業（学外1週間前迄）  
印刷物発行配布願……印刷物原稿，責任者氏名，配布対象者，発行部数，場所（前日迄）  
施設・物品借用願……使用目的，使用日時，使用施設名，責任者氏名，団体名，人員，使用場所，光熱設備使  
用の有無（3日前迄）

## 16. 大乗殿利用心得

### (使用手続)

- 1 大乗殿を利用する際には、「大乗殿使用許可願」を使用 3 日前までに代表者の学生証を添えて学生課へ提出し許可を受けなければならない。

### (使用時間)

- 2 使用時間は、次のとおりとする。

月曜日～金曜日 9時から16時30分まで

土曜日 9時から13時まで

ただし、次の場合には、「休日・時間外施設使用許可願」を使用する 3 日前までに学生課に提出して許可を受けなければならない。

(1) 前項にあげる以外の時間に使用する場合（時間外延長を含む）

(2) 日曜日・祝日及び休業期間中に利用する場合

### (遵守事項)

- 3 使用者は、使用にあたり、次の事項を厳守しなければならない。

(1) 使用時間を守ること

(2) 目的外の用途に使用しないこと

(3) 館内では火気の使用または、喫煙をしないこと

(4) 飲食の持込はしないこと

(5) 土足及び外履での入館はしないこと

(6) 掲示その他これに類することはないこと

(7) 使用後はただちに原状に復すとともに清掃を行い、火気、水道栓の点検及び消灯、戸締りを厳重に励行すること

### (使用許可の取消・使用的停止及び禁止)

- 4 次の各号に該当する場合には、使用許可の取消し、使用的停止または禁止することがある。

(1) 使用願に虚偽の記載をしたとき

(2) 遵守事項を守らず、使用させることは適当でないと認めた場合

### (使用者の責任)

- 5 使用者は、故意または過失により建物・施設・器具等を損傷または滅失したときは、その損害についての弁済責任を負うものとする。

## 17. 部室使用細則

(目的)

**第1条** この細則は、部室の適切な利用を規定することを目的とする。

(貸与)

**第2条** 部室は、公認されている部のみ、その使用を許可するものとする。

**第3条** 部室の使用は、部本来の活動のために限る。

**第4条** 部室の使用を希望する部は、毎年3月31日までに所定の使用願を学生課に提出しなければならない。

**第5条** 部室の使用許可期間はその年度限りとし、継続を希望する場合は改めて使用願を提出しなければならない。

2 継続使用願を提出しない時は、次年度の使用を認めない。

(返還)

**第6条** 部の解散、その他により使用目的が消滅した時は、速やかに学生課に届け出て返還しなければならない。

2 規定に違反した場合は、その室の使用を取り消すことがある。

(使用心得)

**第7条** 部室の使用を許可された部は、次のことを守らなければならない。

- (1) 入口に部名及び火元責任者名を表示すること。
- (2) 清潔・整頓・火災予防（特に煙草）・節電・節水に万全をすること。
- (3) 部室内においての飲酒をしないこと。
- (4) 部室の使用時間は、9時から20時までとし、この時間を超える時は、学生課に願出て許可を受けること。
- (5) 休業日の部室使用は、前日までに使用願を学生課に提出して許可を受けること。ただし、使用時間は9時から20時までとする。
- (6) 休業日の部活動を行う時は、登学・退出の際人員等を守衛所に届け出ること。
- (7) 他の部及び近隣住民の迷惑にならぬよう騒音等には十分気をつけること。
- (8) 室内の提示、その他これに類するものは部に直接関係あるものに限る。
- (9) 一室を数部で使用する場合、互いに協調し合うこと。

(禁止事項)

**第8条** 部室の使用を許可された部は、次のことをしてはならない。

- (1) 部室での暖房器具の使用
- (2) 学外団体の本部支部または事務所の設置
- (3) 部員以外の者の使用。
- (4) 室内の施設・設備等無許可の移動・改廃・新設

(留意事項)

**第9条** 各部室の鍵は、各部責任をもって厳重に管理すること。

**第10条** 部室を使用しない時は必ず鍵をかけ盗難等にあわぬよう心掛けること。

**第11条** 事故防止に各自心掛け、万一事故のあった時は、速やかに学生課に届け出て指示を受けること。

**第12条** 部室の施設・設備等を汚損したり滅失または破損したりした時は、学生課に届け出て、その指示を受けること。

**第13条** 管理の必要上、教職員により検査または指示を拒否してはならない。

附則 この細則は、昭和52年9月29日から施行する。

## 18. 休学者の在籍料に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、埼玉工業大学学則第47条及び埼玉工業大学大学院学則第64条に基づき、休学者の在籍料について定める。

(休学者の在籍料)

第2条 休学者の在籍料は、その休学期間によって次の如く定める。

願出の時期	休学期間	休学者の在籍料
前期中 4月1日 ～ 9月30日	1か年 (翌学年前期末まで)	120,000円
	後期 (当学年末まで)	60,000円
	前期末まで	
後期中 10月1日 ～ 翌年3月31日	1か年 (翌学年末まで)	120,000円
	前期 (翌学年前期末まで)	60,000円
	当学年末まで	

2 在籍料は、休学願出の翌学期から起算するものとする。

(改廃)

第3条 この細則の改廃は、常務理事会の議を経て行う。

附則 1 この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附則 1 この細則は、平成30年4月1日から施行する。

2 この細則の施行に伴い、休学者の学費に関する細則（平成24年4月1日）、埼玉工業大学休学者の学費に関する細則（平成24年4月1日）、埼玉工業大学人間社会学部休学者学費免除に関する細則（平成14年4月1日）、埼玉工业大学大学院休学者学費免除に関する細則（平成10年4月1日）及び埼玉工业大学大学院休学者の学費に関する細則（平成24年4月1日）は廃止する。

3 この細則は、学部および大学院の休学者に適用する。

## 19. 埼玉工業大学学費納付細則

### (目的)

第1条 第1条 この細則は、埼玉工業大学学則第46条にもとづき、学則に定めるものほか、学費納付に関する取り扱いについて定める。

### (学費)

第2条 学費とは、授業料、実験実習費、施設設備費、卒業研究費をいう。

2 学費の納付額は、本細則別表1に定める年額とする。ただし、授業料、実験実習費、施設設備費の年額を前期額及び後期額に2分割することができる。

### (納付期限)

第3条 学費の納付は、次に掲げる期限までに納付しなければならない。

一 年額一括納付の期限	4月30日
二 年2回分割納付の期限 前期額	4月30日
後期額	9月30日

2 入学を許可された者の入学金及び初年度の学費の納付期限は、前項の規定にかかわらず、入学手続要項に定めた期日までとする。

### (学費の返還)

第4条 既納の学費は、返還しない。ただし、学費を納付した在学生で、前期又は後期の初日の前日（その日が休日の場合はその翌日）までに退学（学則第42条）を願い出たとき、又は除籍（学則第54条4項）となったときには、在籍しない学期の学費を返還する。

### (納付方法)

第5条 学費の納付方法は、指定の振込用紙による銀行振込とする。

### (学費の延納)

第6条 保証人は、特別な理由により延納を希望するときは、第3条の納付期限までに、願い出で許可を得なければならない。延納期間は、前期、後期の納付期限から起算して3か月以内とする。

### (卒業延期者の学費)

第7条 単位未修得のため卒業を延期された者で、9月に卒業を認められたときは、後期額の納付を要しない。

2 10月入学者については、9月を3月、後期額を前期額にそれぞれ読み替えるものとする。

### (学費の免除)

第8条 4年を超えて在学し、卒業研究又は実験実習科目の単位をすでに修得した者については、卒業研究費又は実験実習費を免除する。

第9条 この細則の改廃は、常務理事会の議決を経て行う。

附則1 この細則は、平成15年4月1日から施行する。

2 埼玉工業大学工学部学費納付細則（平成12年4月1日制定）は、廃止する。

3 旧細則適用者は、別表1に掲げる年額から既納の額を差し引いた額を納付するものとする。

附則 この細則は、平成17年4月1日から施行する。

- 附則 この細則は、平成22年4月1日から施行する。
- 附則 この細則は、平成23年4月1日から施行する。
- 附則 この細則は、平成28年4月1日から施行する。
- ただし、平成27年度以前の入学者については、なお従前の細則を適用する。
- 附則1 この細則は平成30年4月1日から施行する。
- 2 この細則の平成28年4月1日改定の附則により、なお従前の細則適用とされた入学者に関する定めについては、この細則の施行後もなお従前の例による。
- 附則 この細則（別表1　情報システム学科に係る学費明細表（平成31年度以降入学者）の追加）は、平成31年4月1日から施行する。

別表1

## 工学部 機械工学科・生命環境化学科

学費明細表(平成27年度以前の入学者)

(単位:円)

	費目	前期額	後期額	年額
1年次	授業料	645,000	645,000	1,290,000
2年次	授業料	645,000	645,000	1,290,000
3年次	授業料	660,000	660,000	1,320,000
4年次	授業料	660,000	660,000	1,420,000
	卒業研究費(注1)	100,000		

(注1) 卒業研究Ⅰ又はⅡのいずれかを履修するときは、半期当たり50,000円とする。

学費明細表(平成28年度以降入学者)

(単位:円)

	費目	前期額	後期額	年額
1年次	授業料	410,000	410,000	1,290,000
	実験実習費	75,000	75,000	
	施設設備費	160,000	160,000	
2年次	授業料	410,000	410,000	1,290,000
	実験実習費	75,000	75,000	
	施設設備費	160,000	160,000	
3年次	授業料	425,000	425,000	1,320,000
	実験実習費	75,000	75,000	
	施設設備費	160,000	160,000	
4年次	授業料	425,000	425,000	1,420,000
	実験実習費	75,000	75,000	
	施設設備費	160,000	160,000	
	卒業研究費(注1)	100,000		

(注1) 卒業研究Ⅰ又はⅡのいずれかを履修するときは、半期当たり50,000円とする。

学費明細表(平成27年度以前の入学者)

(単位:円)

	費目	前期額	後期額	年額
1年次	授業料	645,000	645,000	1,290,000
2年次	授業料	645,000	645,000	1,290,000
3年次	授業料	660,000	660,000	1,320,000
4年次	授業料	660,000	660,000	1,420,000
	卒業研究費(注1)	100,000		

(注1) 卒業研究 I 又は II のいずれかを履修するときは、半期当たり50,000円とする。

学費明細表(平成28年度から平成30年度入学者)

(単位:円)

	費目	前期額	後期額	年額
1年次	授業料	410,000	410,000	1,290,000
	実験実習費	75,000	75,000	
	施設設備費	160,000	160,000	
2年次	授業料	410,000	410,000	1,290,000
	実験実習費	75,000	75,000	
	施設設備費	160,000	160,000	
3年次	授業料	425,000	425,000	1,320,000
	実験実習費	75,000	75,000	
	施設設備費	160,000	160,000	
4年次	授業料	425,000	425,000	1,420,000
	実験実習費	75,000	75,000	
	施設設備費	160,000	160,000	
	卒業研究費(注1)	100,000		

(注1) 卒業研究 I 又は II のいずれかを履修するときは、半期当たり50,000円とする。

学費明細表(平成31年度以降入学者)

(単位:円)

	費目	前期額	後期額	年額
1年次	授業料	410,000	410,000	1,290,000
	実験実習費	75,000	75,000	
	施設設備費	160,000	160,000	
2年次	授業料	410,000	410,000	1,340,000
	実験実習費	100,000	100,000	
	施設設備費	160,000	160,000	
3年次	授業料	425,000	425,000	1,370,000
	実験実習費	100,000	100,000	
	施設設備費	160,000	160,000	
4年次	授業料	425,000	425,000	1,420,000
	実験実習費	75,000	75,000	
	施設設備費	160,000	160,000	
	卒業研究費(注1)	100,000		

(注1) 卒業研究Ⅰ又はⅡのいずれかを履修するときは、半期当たり50,000円とする。

## 人間社会学部 情報社会学科

学費明細表(平成27年度以前の入学者) (単位:円)

	費目	前期額	後期額	年額
1年次	授業料	570,000	570,000	1,140,000
2年次	授業料	570,000	570,000	1,140,000
3年次	授業料	585,000	585,000	1,170,000
4年次以降	授業料	585,000	585,000	1,170,000

学費明細表(平成28年度以降入学者) (単位:円)

	費目	前期額	後期額	年額
1年次	授業料	360,000	360,000	990,000
	施設設備費	135,000	135,000	
2年次	授業料	360,000	360,000	990,000
	施設設備費	135,000	135,000	
3年次	授業料	375,000	375,000	1,020,000
	施設設備費	135,000	135,000	
4年次以降	授業料	375,000	375,000	1,020,000
	施設設備費	135,000	135,000	

## 人間社会学部 心理学科

学費明細表(平成27年度以前の入学者) (単位:円)

	費目	前期額	後期額	年額
1年次	授業料	570,000	570,000	1,140,000
2年次	授業料	595,000	595,000	1,190,000
3年次	授業料	610,000	610,000	1,220,000
4年次	授業料	610,000	610,000	1,220,000

学費明細表(平成28年度以降入学者) (単位:円)

	費目	前期額	後期額	年額
1年次	授業料	360,000	360,000	990,000
	施設設備費	135,000	135,000	
2年次	授業料	360,000	360,000	1,040,000
	実験実習費	25,000	25,000	
3年次	施設設備費	135,000	135,000	1,070,000
	授業料	375,000	375,000	
4年次	実験実習費	25,000	25,000	1,070,000
	施設設備費	135,000	135,000	
	授業料	375,000	375,000	
	実験実習費	25,000	25,000	
	施設設備費	135,000	135,000	

## 20. 学校法人智香寺学園特別奨学生制度規程

### (目的)

第1条 学校法人智香寺学園特別奨学生制度は、埼玉工業大学（以下「本学」と称する）学部学生で学業・人物ともに優秀なものに奨学生を授与し、これを奨励することを目的とする。

### (資格)

第2条 本奨学生の授与を受ける者は、在学前年次までの成績が優秀かつ健全な学生と認められたものでなければならない。  
2 学費の一部又は全部を免除されている者（学校法人智香寺学園教職員子女の学費免除に関する規程により免除されている者、埼玉工業大学奨学生を含む。）は、この規程で定める奨学生の対象とならない。

### (審査及び決定時期)

第3条 本奨学生の審査は、常務理事会で行い、毎年度始めに決定する。

### (選考方法)

第4条 本奨学生候補者の選考は、各学科において行い、学科長が推薦するものとする。  
2 每年度4月末日現在の普通進級者数に応じて、本奨学生の推薦人数を常務理事会で定める。  
3 前項にかかわらず平成17年度、18年度に入学した学生の奨学生候補者推薦人数は、毎年度各学科5名とする。

### (奨学生推薦手続)

第5条 本奨学生を推薦しようとするときは、年度始めに所定の推薦書に次の書類を添えて、学長宛提出しなければならない。

- (1) 成績証明書
- (2) その他必要な書類

### (授与金額)

第6条 本奨学生の授与する金額は、次のとおりとする。

- (1) 奨学生一人 10万円

### (決定通知)

第7条 本奨学生の採用を決定したときは、推薦のあった各学科長を通じて本人に通知するものとする。

### (奨学生の支給)

第8条 本奨学生の支給は、5月に一括して行うものとする。

附 則 この規程は、昭和62年4月1日から施行し、昭和61年度入学生から適用する。

附 則 この規程は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定にかかわらず、「入学者に対する特待生制度」が整備されるまでの間、3年次生及び4年次生に対して、平成11年度から同規程を準用する。この場合において、同条中「1年次」を「在学前年次」にそれぞれ読み替えるものとする。

附 則 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成20年4月1日から施行し、平成19年度入学生より適用する。

## 21. 外国人留学生規程

### (目的)

第1条 この規程は、学則第63条に基づき入学を志願する外国人（以下「外国人留学生」という。）に関して、その取扱を規定することを目的とする。

### (出願資格)

第2条 外国人留学生として出願し得る者は、次のいずれかの資格を備えている者でなければならない。ただし日本で高等学校3年間の教育を受けた者，在留資格の「定住者」は出願することはできない。

- 一 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者または修了見込みの者、及び国際バカラレア資格、アビトゥア資格またはバカラレア資格（フランス共和国）の保有者で18歳に達した者、またはこれらと同等以上の学力があると認められた者

- 二 出入国管理及び難民認定法第2条の2の第2項別表第1の4に規定する「留学」の在留資格を得て入国した者、または取得見込みの者

- 2 日本語能力が入学後の学習に支障をきたさない程度に備っていると認められる者

### (入学時期)

第3条 外国人留学生の入学時期は学年の初めとする。

### (入学学年)

第4条 入学を許可する学年は原則として1年次のみとする。

### (選考)

第5条 入学の選考は学力・履歴・人物及び健康について行う。

- 2 日本語能力に関しては、筆記・口述その他適当な方法により審査する。

### (出願書類)

第6条 外国人留学生として志願する者は、所定の検定料を添えて次の書類を学長に提出しなければならない。

- 一 入学願書（本学所定のもの）

- 二 履歴書（学歴は学校種別ごとに修学した期間を明示すること）

- 三 最終出身校の卒業証明書または卒業見込証明書及び学業成績証明書

- 四 日本語能力証明書

- 五 健康診断書

- 六 住民票または旅券の写し

- 七 日本入国情報の身元保証人の氏名・年齢・職業・住所等を記載した書類

- 2 前項各号の書類は日本語を使用するかもしくは日本語訳を添付しなければならない。

- 3 第1項に規定する検定料及び六・七の提出については入国後でもよい。

### (保証人)

第7条 外国人留学生は、入学に際し保証人を定めなければならない。

- 2 前項保証人は、身元確実な者で、留学生の身分及び在学中の経費等について、一切の責任を負うことのできる者でなければならない。

### (入学許可)

第8条 外国人留学生の入学は、教授会の選考を経て、学長がこれを許可する。

### (納付金)

第9条 入学を許可された者は、学則第44・46条により、入学金・授業料等納付金を納入しなければならない。

### (外国人科目等履修生)

第10条 他大学に在学する外国人留学生は、研究上の必要に基づき、本学の科目等履修生となることができる。

- 2 この場合、本規程ならびに科目等履修生規程を準用する。

### (外国人研究生)

第11条 学則第61条の規定に基づき本学の研究生を志願する外国人留学生に関しては、本規程ならびに研究生規程を準用する。

附則 この規程は、昭和54年10月12日から施行する。  
附則 この規程は、平成2年10月19日から施行する。  
附則 この規程は、平成23年4月1日から施行する。  
附則 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

## 22. 埼玉工業大学留学生支援センター規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、埼玉工業大学留学生支援センター（以下「センター」という。）の運営に関する基本的事項を定める。

### (目的)

第2条 センターは、埼玉工業大学（以下「本学」という。）（削除）に在籍する外国人留学生に対し、必要な教育、指導助言等を行うとともに、生活支援及び学生交流の推進に寄与することを目的とする。

### (業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 外国人留学生に対する日本事情の教育及び生活上の指導・助言に関すること。
- 二 外国人留学生の修学環境の充実等に関すること。
- 三 外国人留学生の在籍確認に関すること。
- 四 外国人留学生の在留期間更新手続きに関すること。
- 五 外国人留学生交流の推進に関すること。
- 六 外国人留学生に係る各学部及び各研究科との連携・教育に関すること。
- 七 （削除）
- 八 その他センターの目的を達成するために必要な業務

### (構成員)

第4条 センターは、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

- 一 センター長
- 二 工学部、人間社会学部の各学科及び基礎教育センター工学部会から選出された教員各1名
- 三 工学研究科及び人間社会研究科から選出された教員各1名
- 四 その他学長が必要と認めた者

### (センター長)

第5条 センター長は、学長が候補者を選考し、学内理事会の議を経て理事長が任命する。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

### (運営)

第6条 センターの運営に当たっては、大学院研究科並びに学部の学生委員会と緊密な連絡を図るものとする。

(委員会)

第7条 センター内にセンターの運営に関する重要事項を審議するため、留学生支援センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- 一 センター長
- 二 センターを構成する教員
- 三 教学部部長又は次長及び学生課長
- 四 その他、委員長が必要と認めた者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

第8条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(事務等)

第9条 センターに関する事務は、教学部学生課において処理し、在籍確認、在留期間更新手続き及び修学変更等の詳細については別に定める。

(規程の変更)

第10条 この規程の変更は、学内理事会が決定する。

附 則 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和3年4月13日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

## 23. 埼玉工業大学奨学生規程

### (目的)

第1条 この規程は、埼玉工業大学の入学試験において、試験成績が優秀と認められる者及び入学後においても、学業成績が優秀と認められる者の、授業料等を免除するるために必要な事項を定める。

### (適用)

第2条 奨学生の対象となる入学試験は、次のとおりとする。

- 一 奨学生入試
- 二 一般入試A日程
- 三 センター利用A試験

第3条 奨学生の種類は、次のとおりとする。

- 一 A奨学生 授業料・実験実習費・施設設備費の全額免除
- 二 B奨学生 授業料・実験実習費・施設設備費の半額免除
- 三 C奨学生 入学金相当額の返還

### (対象者の決定)

第4条 各入学試験の結果において、総配点の7割以上(ただし、センター利用A試験については6割以上)の獲得を最低基準とし、かつ、各学科受験者数の30%を目指途に

奨学生の対象者を決定するが、試験結果等により、弾力的な運用を行うことができる。

ただし、奨学生入試における入学時の奨学生は、入学試験要項の定めによる。

2 奨学生対象者の中から、目途として、A奨学生20%，B奨学生30%，その他をC奨学生に分類し適用する。

3 A奨学生及びB奨学生については、1年から3年次までの各学年終了時における学科内学業成績により審査し(以下「審査」という。)，下記基準に基づき翌年度以降の対象者を決定する。

- 一 工学部・人間社会学部とも、各学科在籍者に対し、A奨学生 上位5%以内、  
B奨学生 上位10%以内を目途とする。

### (適用条件)

第5条 A奨学生については、審査によりA奨学生の基準から外れ、B奨学生の基準を満たすこととなった場合には、B奨学生の適用を行う。

2 B奨学生については、審査によりB奨学生の基準を満たした場合のみ、B奨学生の適用を行う。

3 それぞれについて、B奨学生までの基準から外れた者は、翌年度以降奨学生の対象とならない。

### (選考)

第6条 奨学生の選考は、学長の推薦に基づき、常務理事会で決定する。

### (通知)

第7条 選考の結果は、本人及び保護者に対して、書面で行う。

### (運営事務)

第8条 この規程の運営事務は、入学手続きに関わるまでを法人本部入試課で行い、

入学後からの免除手続きは、教学部学生課が行う。

(その他)

第9条 学費の一部又は全部を免除されている者（学校法人智香寺学園教職員子女の学費免除に関する規程により免除されている者を含む。）は、この規程で定める奨学金の対象とならない。

2 この規程により、C奨学生を除く奨学生の対象となった者は、学校法人智香寺学園特別奨学金の支給の対象とならない。

(雑則)

第10条 この規程の変更は、常務理事会の議に基づき、理事長が行う。

附則 この規程は、平成21年1月21日から改正施行し、平成21年度入学者から適用する。

この規程は、平成21年10月6日より施行する。

この規程は、平成27年4月14日より施行する。

## 24. 埼玉工業大学後援会奨学生制度規程

### (目的)

第1条 この規程は、埼玉工業大学後援会（以下「後援会」という。）の趣旨に基づいて、埼玉工業大学（以下「本学」という。）学部学生の学業成就と成績向上を助成することを目的とする。

### (資格)

第2条 埼玉工業大学後援会奨学生（以下「奨学生」という。）を授与することができる者は、次の各号をすべて満たす者でなければならない。

- 一 大学学部2年生以上の正規生
- 二 学業・人物ともに優秀で、経済的理由により学業の継続困難と認められる者
- 三 学内外諸団体の給付型奨学生（学内であれば、智香寺学園特別奨学生・宗立宗門校奨学生など）または、埼玉工業大学奨学生規程第3条の第一号及び第二号に該当する授業料等減免を受けていない者または、日本学生支援機構給付奨学生を受けていない者
- 四 前号は、日本学生支援機構貸与奨学生の受給者を除く

### (授与金額)

第3条 奨学生への授与金額は、一人当たり年額10万円とする。

- 2 奨学生は返済の必要がない。

### (期間)

第4条 奨学生を支給する期間は1年とする。

### (手続)

第5条 奨学生の授与を希望する者は、所定の奨学生申請書に次の書類を添えて本学学生課へ提出しなければならない。

- 一 学業成績証明書
  - 二 健康診断書
  - 三 学費支弁者の所得証明書
- 2 申請は、毎年1回年度初めとする。
  - 3 継続して奨学生の授与を希望する者は、改めて申請の手続を行わなければならない。

### (選定)

第6条 奨学生を授与される者の選定は、日本学生支援機構奨学生推薦基準をもとに、本学学生委員会において行う。

### (授与の時期)

第7条 奨学生は、10月に授与する。

(返還)

第8条 後援会は、奨学金を授与された者が、次の各号の一に該当するときは、奨学金を返還させることがある。

- 一 休学又は退学したとき。
- 二 学業成績又は性行が不良となったとき。
- 三 懲戒処分を受けたとき。
- 四 その他奨学金を授与することが適当でないと認められたとき。

(運用)

第9条 この規程に定めるもののほか、奨学金について必要な事項は、後援会役員会において定めるものとする。

附則

この規程は、昭和53年4月1日から施行する。

この規程は、平成6年4月5日から施行する。

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

この規程は、平成15年4月5日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

この規定は、平成21年4月1日から施行する。

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

## 25. 埼玉工業大学後援会学費貸付制度に関する規程

(目的)

**第1条** この規程は、本学学生の学業継続を支援することを目的とし、無利子で貸付金を交付する。

(対象者)

**第2条** この制度の対象者は、次の条件をすべて満たす者とする。

(1) 本学学生

(2) 卒業が見込まれる者

(3) 就職先が決定している者

(4) 本人及び学費支弁者の経済状態から判断して、学費等を納入することが困難と認められる者

(5) 本学と提携する(株)オリエントコーポレーションの学費サポートプランで融資を受けられなかった者

(貸付金の額)

**第3条** 貸付金の額は、原則として当該年度に納入すべき学費等納入金（以下「学費」という。）の二分の一に相当する額とする。

(貸付人数)

**第4条** 貸付を受ける者の数は、毎年度、若干名とする。

(貸付申込の時期と手続)

**第5条** 貸付の申込を希望する者は、所定の申込書とともに次の書類を添付して学生課に提出しなければならない。

(1) 学業成績証明書

(2) 学費支弁者の所得証明書

(3) その他必要と認めた書類

2 申込は、毎年後期1回とする。

(貸付の決定)

**第6条** 貸付の決定は、学生委員会が選考し、後援会長は副会長と協議のうえ、遂行し、事後次の役員会で報告する。

2 前項の決定の結果は、貸付金の申込をした者及び連帯保証人に通知する。

(返還)

**第7条** 返還は、貸付を受けた者が、学生課と打ち合わせた返還計画にしたがって、原則として卒業後5年以内に完了するものとする。

2 貸付を受けた者が、本学学則第53条（懲戒）もしくは第54条（除籍）の適用を受けたときは、貸付金の全額を返還しなければならない。但し、死亡の場合は、返還を免除する。

3 貸付を受けた者が、正当の事由なく、返還を遅滞したときは、本会は、未済の貸付金の全額を求めることができる。

4 貸付金の返還の細則については、別に定めるものとする。

(返還猶予)

**第8条** 次の各号のいずれかに該当する場合は、原則として一年を限度として、返還期限を猶予することがある。

(1) 貸付を受けた者が、災害や病気などで、著しく返還困難な状態に陥った場合

(2) その他、後援会長が返還猶予を相当と認めた場合

(返還猶予の決定及びその通知)

**第9条** 返還猶予の願いが提出されたときは、その可否を後援会長が決定する。

2 前項の決定の結果は、貸付を受けた者及び連帯保証人に通知する。

### 附 則

この規程は、平成6年4月5日に施行する。

### 附 則

この規程は、平成12年4月1日に施行する。

### 附 則

この規程は、令和4年4月1日に施行する。

## 26. 埼玉工業大学学部生の学会発表にかかる旅費の取扱要項

- 1 本学学部生が担当教員の了解を得て学会発表する場合は、それに要する旅費について、学部教育研究経費からの支出を認める。
- 2 旅費は、学部生 1 名につき年間 4 万円を限度額として打切る。  
日当は支給しない。宿泊費は 1 泊につき 8,000 円以内とする。
- 3 学部生の学会発表にかかる旅費を申請するときは、事前に、担当教員を通じ学長の承認を得る。  
申請手続きを行う際には、当該学会からの案内状等を添付する。
- 4 旅費は、帰着後 1 週間以内に報告書とともに請求手続きを行うものとする。
- 5 学部生にかかる旅費申請事務については、教務課が担当する。
- 6 教育・研究振興協力寄付金又は受託研究の予算から、学部生の学会発表にかかる旅費を支出する場合もこれらに準ずる。  
ただし、当該寄付金または受託研究において制限がある場合はこの限りではない。

附 則 この要項は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、平成 29 年 2 月 1 日から適用する。

## 27. 埼玉工業大学学生相談室規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、埼玉工業大学学生相談室（以下「学生相談室」という。）の運営について必要な基本的事項を定める。

### (目的)

第2条 学生相談室は、修学上種々の問題や悩みのある学生、保護者等の個別相談に応じ、カウンセリング等の心理的支援を行うことを目的とする。

### (構成員)

第3条 学生相談室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 学生相談室長
- 二 学生相談員

### (学生相談室長)

第4条 学生相談室長は、学生相談室の運営を掌理する。

2 学生相談室長は、本学教員の中から学長が候補者を選考し、学内理事会の議を経て理事長が任命する。

### (学生相談員)

第5条 学生相談員には、臨床心理士等の有資格の教職員を充てる。

### (業務)

第6条 学生相談室は次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 種々の悩みや問題のある学生個々に対するカウンセリング等の実施
- 二 保護者等、学生の関係者からの相談への対応
- 三 特定の学生の支援にかかる教職員のコンサルテーション
- 四 学内学生支援部署との学生に関する情報共有と支援のための行動連携
- 五 学生への心身の健康管理のための教育・啓発活動
- 六 学生相談室を周知するための広報活動
- 七 上記各号の業務に必要な資料の収集及び保存
- 八 学生相談の専門性向上のための研究活動、研修会参加
- 九 学生委員会における年間利用者数・相談内容の内容等の報告
- 十 その他学生相談に必要な業務

### (秘密保持)

第7条 学生相談員は、相談業務において相手方から知り得た事柄については、秘密保持に努めなければならない。

### (秘密保持の例外)

第8条 第7条の規定にかかわらず、学生相談室長は、学生に自傷・他害などの重大な事態のおそれがあると判断したときは、すみやかに学生部長、関係部署及び学生の関係者に連絡し、大学として重大な事態を防ぐための適切な措置を取らなければならない。

(他部署・外部機関との情報共有と行動連携)

第9条 学生相談員は、学生の支援のために、学内の各学生支援部署、教職員、あるいは学外の関係機関の協力を得る必要があると判断した場合は、学生本人の同意又は了承を得た上で、各学生支援部署等との学生に関する情報共有や行動連携を行う。

(会議の実施)

第10条 学生相談室長は、学生相談室の円滑な運営を図るために学生相談室運営会議と、学生相談活動充実のための事例検討会議を適宜開催することができる。

2 学生相談室長は必要に応じて、学生相談室運営会議と事例検討会議に、学生相談員以外の教育職員、事務職員の出席を求めることができる。

(規程の変更)

第11条 この規程の変更は、学内理事会が決定する。

附 則 この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。

附 則 この規程は、令和 3年 4月 13日から施行し、令和 3年 4月 1日から適用する。

## 28. 埼玉工業大学学生ハラスメント相談室規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、「埼玉工業大学におけるハラスメントの防止等に関する規程」第4条の規定に基づき、埼玉工業大学学生ハラスメント相談室（以下「ハラスメント相談室」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 ハラスメント相談室は、埼玉工業大学の学生（外国人留学生を含む。以下「学生」という。）が当事者となり、本学に在籍するすべての者（以下「本学構成員」という。）との間におけるハラスメントに関する相談に応じ、助言を行うこと及びハラスメントの防止を推進することを目的とする。

### (定義)

第3条 この規程において学生に対する「ハラスメント」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

#### (1) セクシャル・ハラスメント

教職員が他の教職員、学生等又は関係者を不快にさせる性的な言動、学生等が教職員、他の学生等又は関係者を不快にさせる性的な言動

#### (2) アカデミック・ハラスメント

教員がその職務上の地位又は権限その他人間関係等の優位性を不当に利用して他の教員又は学生等に対して行う業務の適正な範囲を超えた研究若しくは教育上、又は修学上の不適切な言動

#### (3) パワー・ハラスメント

本人が意識する、しないにかかわらず、職務上の地位又は権限、その他人間関係等の優位性を不当に利用して相手に対して行う業務の適正な範囲を超えた就労上の不適切な言動

#### (4) 前3号に類する人権を侵害する不適切な言動

### (業務)

第4条 ハラスメント相談室は、次の各号に掲げる業務を行う。

#### (1) 第3条に規定するハラスメントに関する相談

#### (2) 前号に關わる処理手続きに関する相談

#### (3) 相談のあったハラスメント解決のための各部局等への連絡・調整

### (組織)

第5条 ハラスメント相談室に、次の各号に規定する職員を置く。

#### (1) 相談室長

#### (2) 相談員

### (相談室長等)

第6条 第5条の職員について、次の各号に規定する。

- (1) 相談室長は、学長が候補者を選考し、学内理事会の議を経て理事長が任命する。
- (2) 相談室長は、ハラスメント相談室の業務を掌握する。
- (3) 相談室長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- (4) 相談員は、臨床心理士等の有資格者とし、学長が任命する。
- (5) 任期途中で第4条各号の職員が辞任を申し出たときまたは欠員となったとき、その後任者の任期は当該年度の年度末までとする。

(相談員の任務)

第7条 相談員の任務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 相談員は、相談窓口の業務を担当する。
- (2) 相談員は、相談者からの相談又は苦情などに対応し、問題解決のために協力し援助を行う。
- (3) 相談員は、相談者の立場と状況に十分配慮し、相談者の要望事項を確認する。問題解決の誘導及び強要のないよう留意しなければならない。
- (4) 相談者からの相談に応じた相談員は、相談内容と日時等を明確にした相談記録を作成し、相談室長に報告する。
- (5) 相談員は、任務を遂行するために、定期的にハラスメント対策及びハラスメント相談対応に必要な学外の研修等を受けるものとする。

(学生ハラスメント相談室運営会議)

第8条 ハラスメント相談室に、埼玉工業大学学生ハラスメント相談室運営会議（以下、「運営会議」という。）を置く。

2 運営会議は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 相談室長
- (2) 相談員
- (3) 学生部長
- (4) 学生課長
- (5) 学生相談室長
- (6) その他、学長が指名した者

3 委員長は相談室長をもって充てる。

4 委員長は、運営会議を招集し、会務を総括する。

5 委員は、学長が任命する。

6 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

7 運営会議は、次の各号に掲げる事項を審議し、その業務を処理する。

- (1) ハラスメント相談員が受けた相談の内容等に関する情報の把握と共有及び措置。
- (2) 学長への報告・指示のもと、埼玉工業大学ハラスメント防止対策委員会への上伸・連絡・調整。
- (3) 学生を対象としたハラスメントの防止に関する啓発活動。

(不利益取り扱いの禁止)

第9条 ハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情にかかる調査への協力その他ハラスメ

ントに関して正当な対応をした本学構成員に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

(守秘義務)

第10条 前条に定める者は、職務上知り得た事項について、守秘義務を負う。

2 相談員は、当該相談に係る本学構成員、学生等関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、任務遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その任務を退いた後も同様とする。

(報告義務)

第11条 相談室長は、ハラスメント相談室の利用状況を学生委員会に年1回以上報告する。

(事務)

第12条 ハラスメント相談室に関する事務は、相談室において処理する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、ハラスメント相談室に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、学内理事会が決定する。

附 則 この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。

附 則 この規程は、令和 3年 4月 13日から施行し、令和 3年 4月 1日から適用する。

## 29. 埼玉工業大学学部学生の懲戒に関する規程

### (趣旨)

第1条 埼玉工業大学（以下「本学」という。）に在学する学部学生（以下「学生」という。）の懲戒については、埼玉工業大学学則第53条に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。なお、学部研究生についても同様に扱うものとする。

### (懲戒の種類)

第2条 懲戒の種類は、次のとおりとする。

- 一 退学 学生としての身分を喪失させること。
  - 二 停学 無期停学 期間を定めず、この間の登校及び学生としての活動を原則停止すること。  
有期停学 6か月未満の期間を定めて、登校を禁ずること。
  - 三 訓告 学生の行った非違行為を戒め始末書を提出させて反省を求め、将来にわたってそのようなことのないよう厳重注意すること。
- 2 前項第二号の場合において、停学期間は、在学期間に含め、修業年限に含まないものとする。ただし、1か月以下の場合には、修業年限に含めることができる。

### (懲戒の対象行為)

第3条 懲戒の対象となる行為は次のとおりとして、懲戒処分の対象となる非違行為の例示と懲戒処分の標準例を別表1に示す。

- 一 不当な行為により、本学の秩序を乱し、教育・研究を妨げる行為
- 二 学内外における犯罪行為
- 三 試験等における不正ほか学問的倫理に反する行為
- 四 ハラスメント等の人権を著しく侵害する行為
- 五 学則その他本学の諸規定に違反する行為
- 六 本学の名誉及び信用を著しく傷つける行為

### (事実関係の報告)

- 第3条の2 学科の長（以下「学科長」という。）は、所属する学生について、懲戒事由に該当する非違行為があると思料するときは、速やかに事実関係を把握し、学部の長（以下「学部長」という。）に報告を行うものとする。
- 2 学部長は、前項に規定する報告を受けたときは学部学生委員会委員長と協議のうえ、懲戒事由に該当する非違行為があると思料する場合には、速やかに学長に報告する。
- 3 学長は、前2項に規定する報告がない場合にあっても、懲戒事由に該当する非違行為があると思料するときは、学部長及び学科長に対して、事実関係の把握及びその報告を指示することができる。

### (調査等の付託)

第4条 学長は、懲戒に相当すると思われる学生の行為（以下「事案」という。）を知り得たときは、直ちに当該学生が所属する学部の長（削除）に事案について、調査及び審議を

付託する。

(調査委員会)

第5条 学部長は、前条により付託があった場合は、直ちに調査委員会を設置する。

2 調査委員会は、次に掲げる委員により構成する。

一 学部長

二 学生委員会委員長

三 当該学生が所属する学科長

四 学部長が指名する者 若干名

3 調査委員会に委員長を置き、学部長をもって充てる。

4 調査委員会は、事案について以下に掲げる事項の調査及び事実確認を行い、懲戒の対象行為に該当するか否かを検討する。

(1) 非違行為の動機、態様及び結果

(2) 故意又は過失の別及びその度合

(3) 他の院生及び社会に与える影響

(4) 過去の非違行為の有無

(5) その他考慮すべき情状

5 前項に規定する非違行為の悪質性については、調査対象学生の主観的態様、非違行為の性質、非違行為に至る動機等により判断するものとする。また、重大性については、非違行為により被害を受けた者の精神的被害を含めた被害の程度及び非違行為が社会に及ぼした影響等により判断を行うものとする。

(調査期間中の措置)

第5条の2 学長は、ハラスメントの防止又はその他教育上の配慮が必要と判断したときは、懲戒処分が決定されるまでの間、調査対象学生に謹慎を命ずることができる。この場合において、謹慎期間中は原則として登校を禁止し、本学学生としての活動を制限するものとする。

2 学長は、懲戒処分の決定前に調査対象学生から休学の願い出があったときは、これを許可することができるものとする。

3 学長は、調査対象学生から、懲戒処分の決定前に退学の願い出があったときは、原則として、この願い出を受理しないものとする。

(事情の聴取等)

第6条 調査委員会は、当該学生に対し、口頭又は文書による意見陳述の機会を与えるものとする。

2 当該学生は、弁明の際、必要な証拠を提出することができる。

3 当該学生が、弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由がなく欠席し、又は文書を提出しなかった場合は、当該権利を放棄したものとみなす。

4 調査委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

5 学生部長は、必要に応じて調査委員会に出席し、意見を述べることができる。

(教授会審議)

第7条 学部長は、調査委員会の報告に基づき、教授会において、懲戒の要否及び種類・程度を審議し、その結果を文書で学長に報告する。

(懲戒の対象とみなされる行為が判明した場合の措置)

第8条 学長は、第7条の報告に基づき、当該事案が退学又は停学となり得る行為として明らかであり、かつ、登校を禁じることが必要と判断した場合は、当該学生に対し、直ちに自宅謹慎を命ずることができる。

2 前項の自宅謹慎は、学生としての本分についての反省を促す教育的措置であり、伝達は学部学生委員会委員長が行う。

3 学部長は、当該学生から、懲戒処分の決定前に自主退学の申出があった場合には、この申出を受理しないものとする。

(懲戒の決定)

第9条 学長は、学部長の報告に基づき、学校法人智香寺学園埼玉工業大学協議会（以下「協議会」という。）の議を経て、懲戒の種類及び程度を決定する。

2 停学の始期は、教授会及び協議会の議を経て、学長が決定する。

3 停学の期間の計算は、暦日計算による。

4 停学の期間には謹慎の期間を含めることができる。この場合において、当該学生が休学期間中であるときは、停学処分の日の前日をもって休学期間は満了したものとみなす。

5 懲戒処分が停学であり当該学生が海外の大学等へ留学中のときは、停学処分の日の前日をもって留学期間は満了したものとみなし、学長は速やかに帰国を命ずるものとする。

(厳重注意)

第10条 学長は、第2条に規定する懲戒のほか、教育的指導の観点から、文書又は口頭により、厳重注意を行うことができる。

2 厳重注意の伝達は、学部学生委員会委員長が、当該学生の学科長の立会いの下に行うものとする。

(懲戒処分書の交付等)

第11条 学長は、学部長を介して、当該学生に対し懲戒処分書を交付するとともに、氏名及び学籍番号を伏して懲戒対象学生に処分を通知した日の翌日から14日間、懲戒の内容を公示する。

2 公示の場所は、学部掲示板とする。

3 懲戒処分の発効日は、懲戒処分書の交付日とする。

(再審査)

第12条 懲戒処分を受けた学生は、事実誤認、新事実の発見、その他正当な理由がある場合には、資料を添えて処分の発効の日の翌日から14日以内に、文書により学長に再審査を求めることができる。

2 学長は、前項の請求を受理した場合には、速やかに協議会の議を経て次の各号の一に該当する事由があると思料するときは、再審査の可否を決定しなければならない。

(1) 懲戒対象行為に係る認定に重大な事実誤認があるとき

- (2) 懲戒対象行為に係る重大な証拠が新たに発見されたとき
  - (3) 前2号に規定する事由のほか、学長が再調査を必要と認める相当の事由があるとき
- 3 協議会が、再審査の必要があると認めた場合には、学長は直ちに学部長に再審査を行わせるものとする。
- 4 協議会が、再審査の必要がないと認めた場合には、学長は速やかにその旨を当該学生に通知する。
- 5 再審査の請求は、懲戒処分の効力を妨げない。

(逮捕・勾留時の取扱い)

第12条の2 学長は、懲戒対象学生が逮捕・勾留され、大学が本人に接見することができない場合にあっても、懲戒処分の手続きを開始するかどうか慎重に検討し、本人の罪状の認否及び司法の判断等を勘案し、懲戒事由に該当する非違行為があったと認めるときは、懲戒処分を行うことができる。

(停学期間中の指導及び措置)

- 第12条の3 学科長及び学部長は、停学期間中の学生に対し、必要に応じ適切な指導を行うものとする。
- 2 学科長及び学部長は、停学期間中の指導等のため必要と認めたときは、学長の承認を得て停学期間中の学生に対し、一時的に登校を認めることができるものとする。
  - 3 学長は、停学期間中の学生から休学の願い出があつても、これを受理しない。
  - 4 学長は、停学期間中の学生から退学の願い出があつたときは、これを受理する。

(無期停学の解除)

- 第13条 学部長は、無期停学処分を受けた学生について、その反省の程度及び学習意欲等を総合的に判断して、その処分を解除することが適当であると思われるときは、教授会の議を経て、学長に対し、その処分の解除を具申することができる。
- 2 学長は、処分解除の具申を受けたときは、協議会の議を経て、無期停学の解除を決定する。

(停学中及び謹慎中における手続等)

- 第14条 停学中及び謹慎中における試験等の受験及び履修手続は、次のとおりとする。
- 一 停学中及び謹慎中の試験等の受験は認めない。
  - 二 停学中及び謹慎中の履修手続は、学部が定めた履修手続期間に行うことができる。

(懲戒処分に関する記録)

第14条の2 懲戒処分を行ったときは、その内容を学籍簿に記録する。ただし、本学が発行する証明書、進学又は就職に係る推薦書類等にはその内容を記載しないものとする。

(守秘義務)

第14条の3 調査又は審査に従事した委員その他当該事案に關係した者（当該職を退いた者も含む。）は、公示した事項を除き、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(運用上の留意点)

第15条 この規程の運用に当たっては、当該学生の基本的人権を尊重するよう留意すると

とともに、教育上必要な配慮をするものとする。

(対象非違行為が冤罪となった場合の対応)

第16条 懲戒処分の対象となった非違行為が冤罪となった場合には、学長は、嫌疑を受けた者の名誉回復に努める。

(事務部門)

第17条 学生の懲戒に関する事務は、別に定めがある場合を除き、教学部学生課において処理する。

#### 附 則

1 この規程は、平成22年10月27日から施行する。

2 埼玉工業大学工学部学生の懲戒に関する規程及び埼玉工業大学人間社会学部学生の懲戒に関する規程を廃止する。

附 則 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表1（第2条・第3条関係）

学生の懲戒処分の対象となる非違行為の例示と懲戒処分の標準例

行為の内容	懲戒の量定基準		
	訓告	停学	退学
殺人、強盗、放火等の凶悪な犯罪行為又は犯罪未遂行為			○
暴行、傷害、万引きその他の窃盗、横領、恐喝又は詐欺		○	○
故意又は重大な過失による傷害行為		○	○
麻薬、覚醒剤等の薬物犯罪（不正所持又は使用）		○	○
賭博	○	○	
痴漢行為（覗き見、盗撮行為等を含む）、わいせつ行為（公然わいせつ、わいせつ物頒布等をいう）又はストーカー行為	○	○	○
無免許運転、飲酒運転（帮助を含む。）、暴走など悪質な法規違反	死亡又は高度な後遺障を負わせる人身事故を起こした場合 上記以外の人身事故を起こした場合		○
死亡または重度の後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合		○	○
故意若しくは重大な過失により人身若しくは物損事故を伴う交通事故を起こした場合、又はその事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした場合		○	○
故意若しくは重大な過失により交通違反をした場合又は事故後の危険防止を怠る等の措置義務違反をした場合		○	○
発表した研究成果の中に示したデータや調査結果等の捏造、改ざん、盗用またはその他研究成果の不正公表を行った場合		○	○
替え玉受験、試験問題の不正入手、受験の不正行為を行なった者が再度不正行為を行なった場合等極めて悪質な行為		○	○
試験等において、監督者の注意又は指示に従わなかった場合		○	
レポート提出、研究報告又は作品制作等の課題において他者のレポートやウェブ、作品、研究報告、書籍等から内容を引き写し、または出典を明記せず引用した場合		○	
インターネットの利用で、公序良俗に反する行為、第三者への誹謗・中傷、プライバシーの侵害、虚偽情報の発信またはソフトウェアなどの著作権及び特許権その他の知的財産権の侵害を行った場合		○	○
コンピュータ又はネットワークへの不正又は不適切な使用、ネットワーク運用妨害、伝染性ソフトウェアの持込、情報漏洩、文献等の違法ダウンロード・アップロード等		○	○

飲酒を強要し、またはアルコール飲料の一気飲み等が原因となり重大な事態に至った場合	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>
飲酒を拒む者又は未成年者であることを知っている相手に、強要して飲酒させた行為	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
本学の教育研究または管理運営を著しく妨げる暴力的行為	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
本学が管理する建造物への不法侵入、不正使用若しくは占拠	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
本学が管理する建造物又は器物の破壊、汚損、不法改築等	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
本学構成員に対する暴力行為、威嚇、拘禁、拘束等		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
法令、条例、本学の規則等及び命令に違反した場合又は院生等としての本分に反した行為	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

※ 行為の内容は標準的な例を掲げたものであり、社会情勢等を総合的に考慮して処分量定を決定する。

## 30. 埼玉工業大学後援会留学生奨学金制度規程

### (目的)

第1条 この規程は、埼玉工業大学後援会（以下「後援会」という。）の趣旨に基づいて、埼玉工業大学（以下「本学」という。）学部留学生の学業成就と成績向上を助成することを目的とする。

### (資格)

第2条 埼玉工業大学後援会留学生奨学金（以下「留学生奨学金」という。）を授与することができる者は、次の各号をすべて満たす者でなければならない。

- 一 大学学部2年生以上の正規生
- 二 在留資格「留学」を有する私費留学生
- 三 学業・人物ともに優秀な者

四 学内外諸団体の給付型奨学金（学内であれば、智香寺学園特別奨学金・宗立宗門校奨学金など）または、埼玉工業大学奨学生規程第3条の第一号及び第二号に該当する授業料減免を受けていない者

### (授与金額)

第3条 留学生奨学生への授与金額は、一人当たり年額10万円とする。

2 留学生奨学金は返済の必要がない。

### (期間)

第4条 留学生奨学金を支給する期間は1年とする。

### (手続)

第5条 留学生奨学金の授与を希望する者は、所定の奨学金申請書に次の書類を添えて本学学生課へ提出しなければならない。

- 一 学業成績証明書
- 2 申請は、毎年1回年度初めとする。

### (選定)

第6条 留学生奨学金を授与される者の選定は、就学状況および生活状況をもとに、本学学生委員会において行う。

### (授与の時期)

第7条 留学生奨学金は、10月に授与する。

### (返還)

第8条 後援会は、留学生奨学金を授与された者が、次の各号に該当するときは、留学生奨学金を返還させることがある。

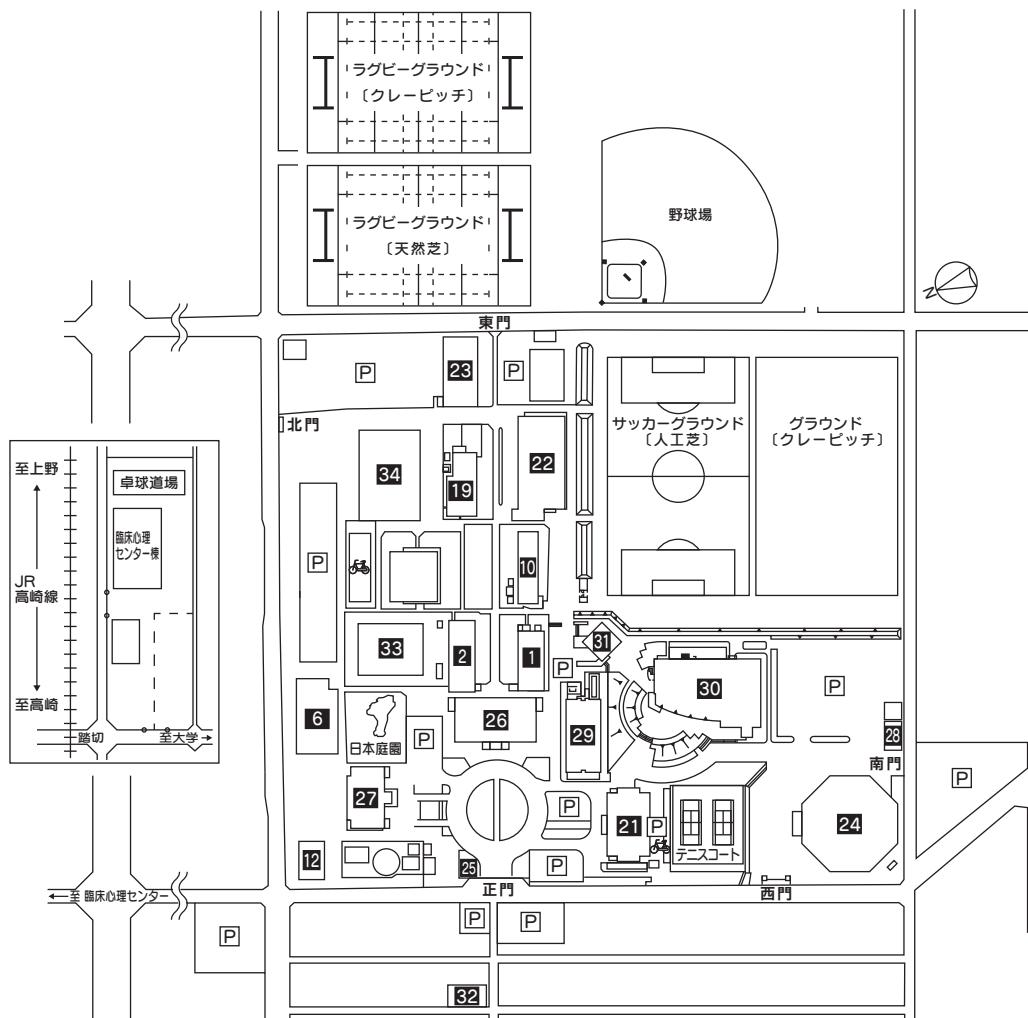
- 一 休学又は退学したとき
- 二 学業成績又は性行が不良となったとき
- 三 懲戒処分を受けたとき
- 四 正当な理由がなく、在留資格に係る活動が3ヶ月以上行われていないとき
- 五 その他奨学金を授与することが適当でないと認められたとき

この規程は、令和4年4月1日から施行する。



# 大 学 の 校 舎 配 置

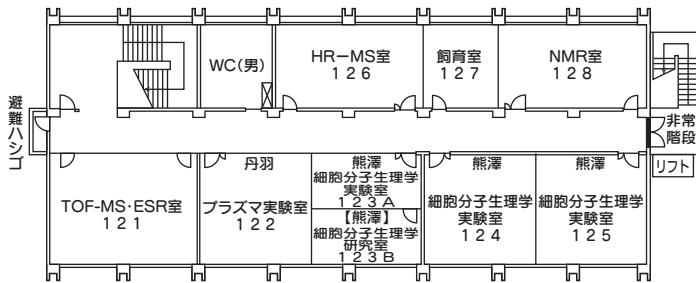
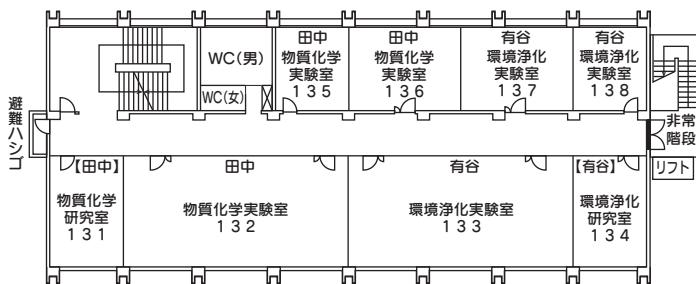
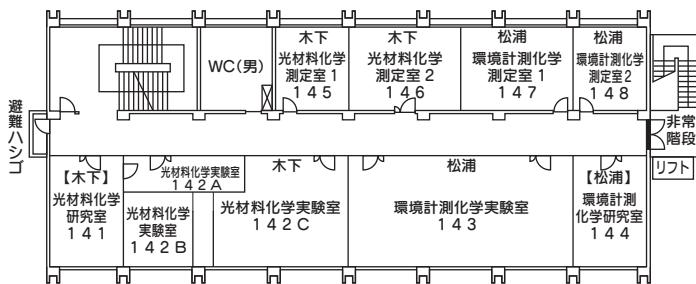
# 埼玉工業大学施設案内図



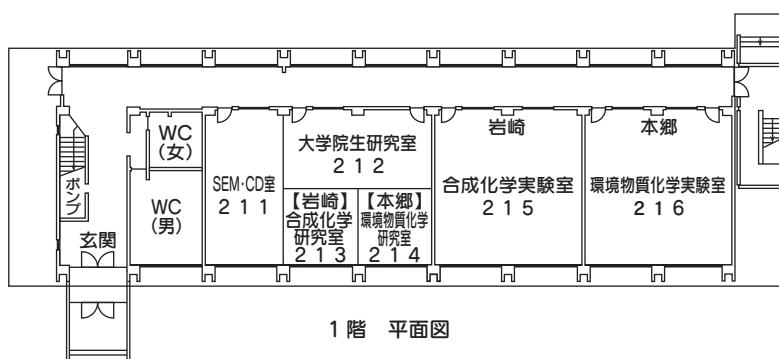
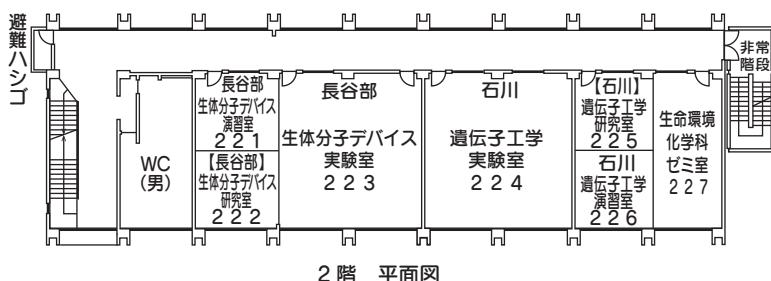
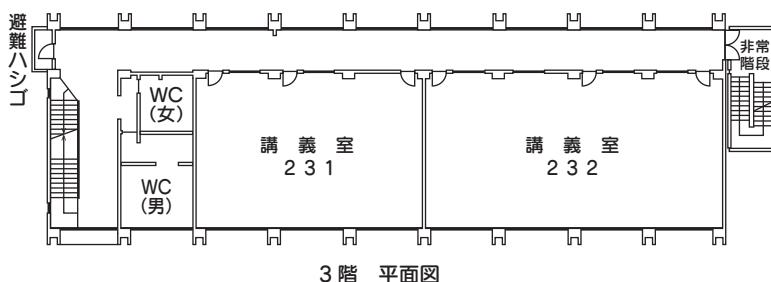
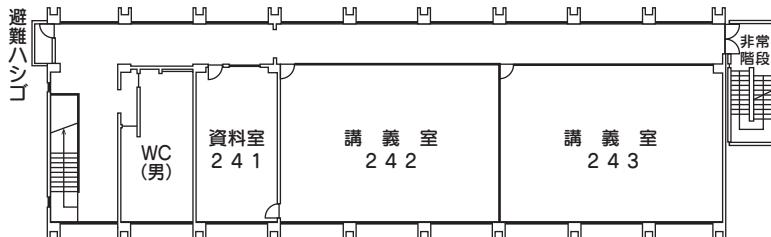
- |      |                |
|------|----------------|
| 1号館  | 生命環境化学科棟       |
| 2号館  | 生命環境化学科棟       |
| 6号館  | 機械工学科棟         |
| 10号館 | 大学院人間社会研究科棟    |
| 12号館 | 図書館倉庫          |
| 19号館 | 情報システム学科棟      |
| 21号館 | 図書館棟           |
| 22号館 | 情報システム学科棟 (食堂) |
| 23号館 | 情報基盤センター棟      |
| 24号館 | 大乗殿            |

- |      |                 |
|------|-----------------|
| 25号館 | 守衛所             |
| 26号館 | 正智塔 (本部棟)       |
| 27号館 | 大学院工学研究棟        |
| 28号館 | 先端科学研究所実験実習棟    |
| 29号館 | ハイテク・リサーチ・センター棟 |
| 30号館 | 人間社会学部棟         |
| 31号館 | 軽食堂棟            |
| 32号館 | クラブハウス棟         |
| 33号館 | ものづくり研究センター棟    |
| 34号館 | 機械工学科総合実験実習棟    |

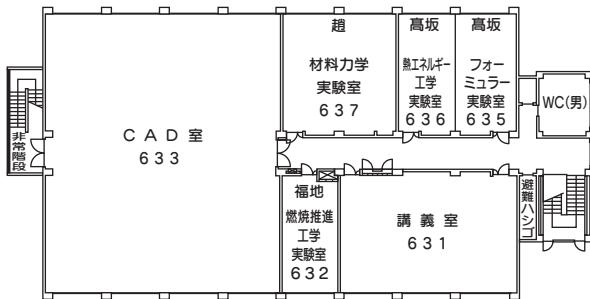
駐車場 P 駐輪場 ふる



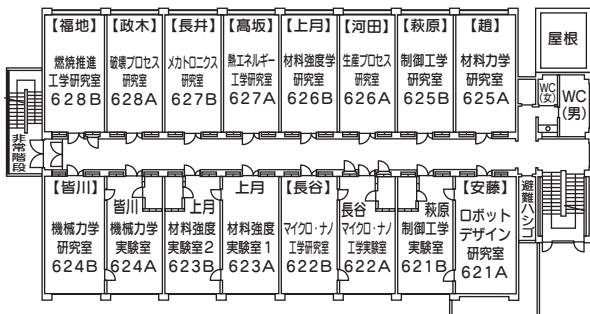
## 1号館 生命環境化学科棟



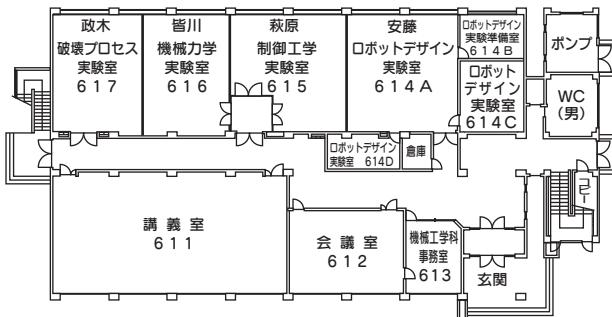
## 2号館 生命環境化学科棟



3階 平面図

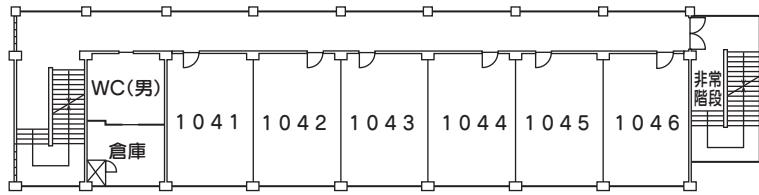


2階 平面図

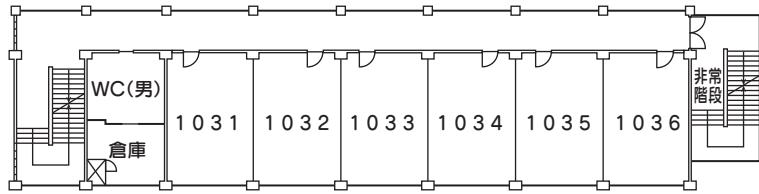


1階 平面図

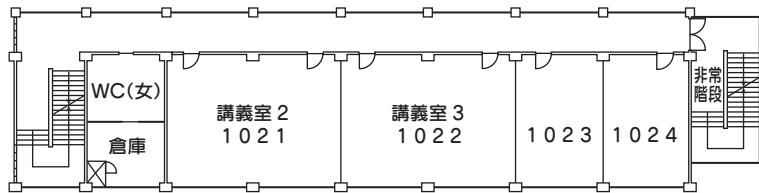
6号館 機械工学科棟



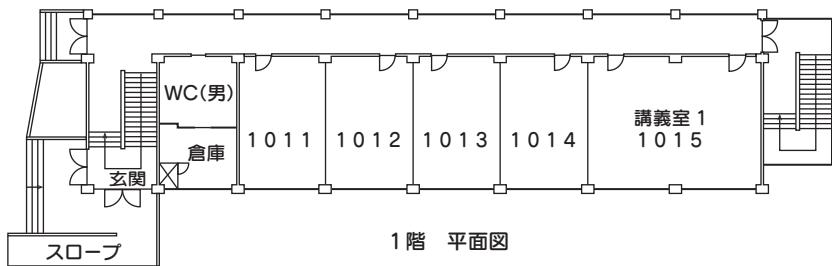
4階 平面図



3階 平面図

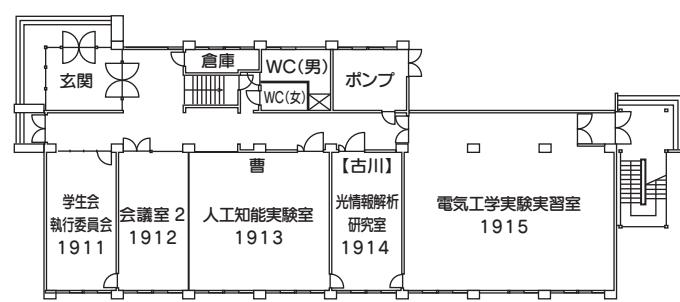
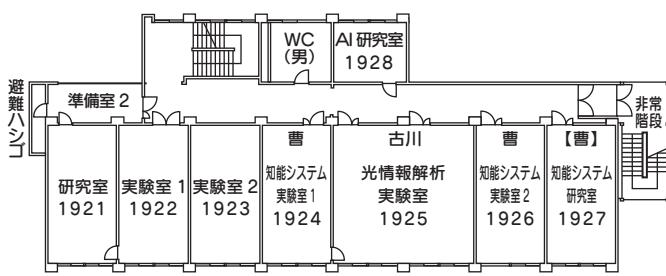
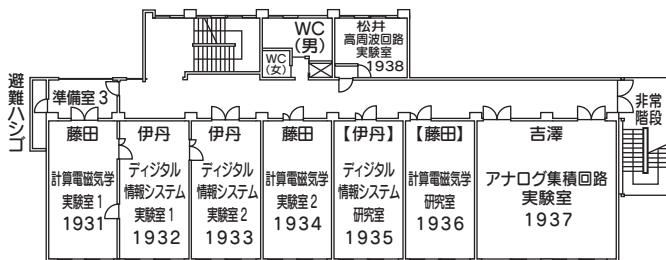
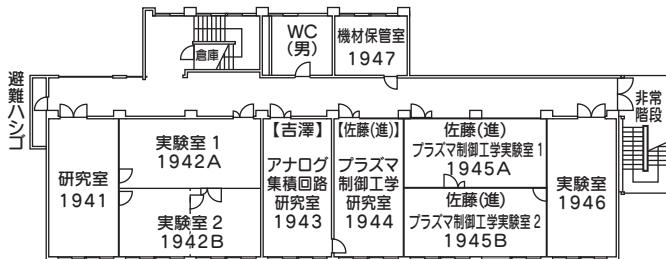


2階 平面図

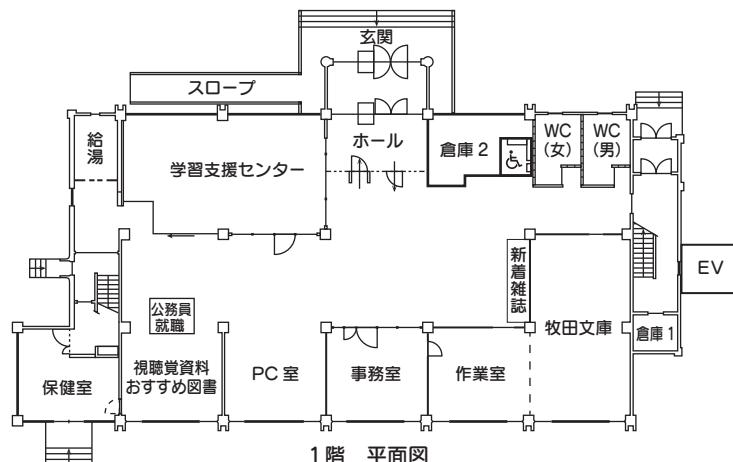
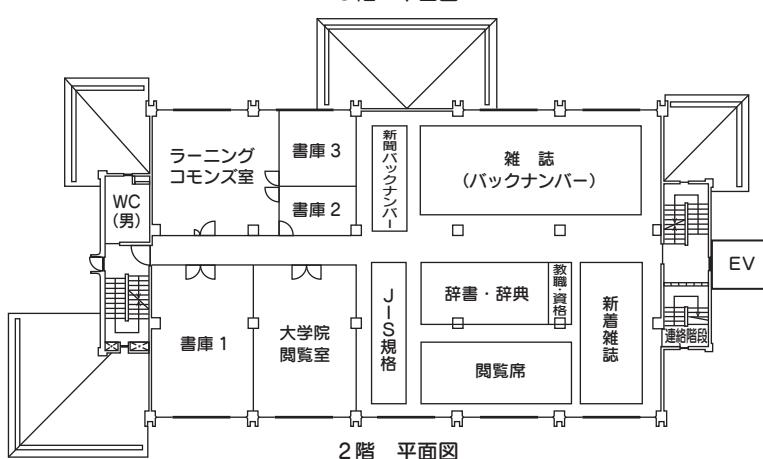
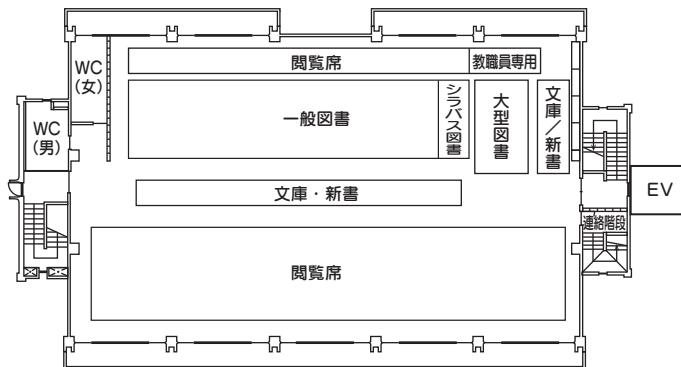


1階 平面図

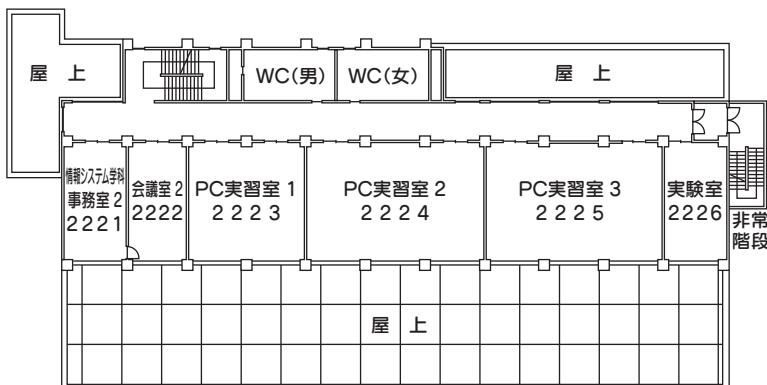
## 10号館 大学院人間社会研究科棟



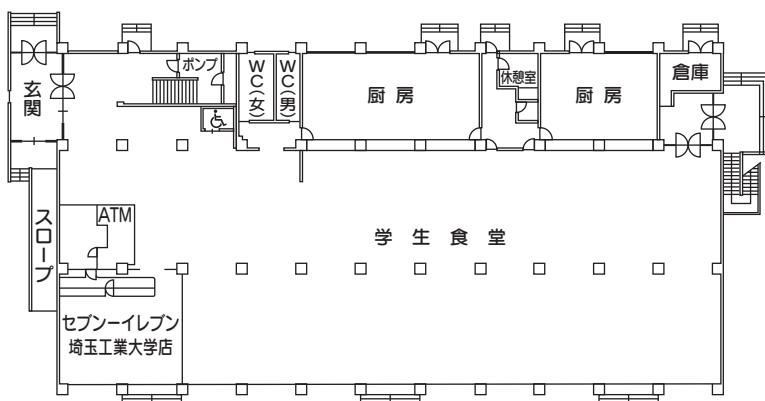
## 19号館 情報システム学科棟



## 21号館 図書館棟



2階 平面図

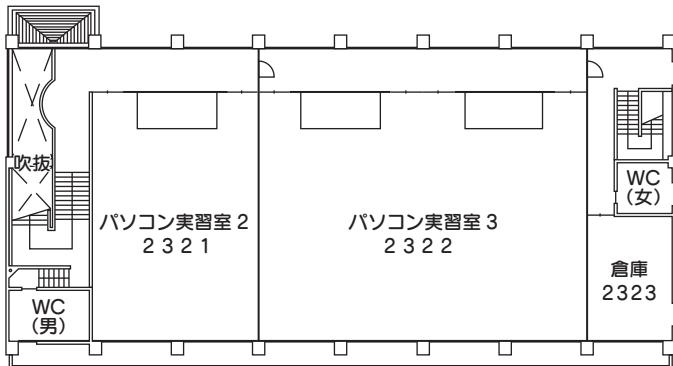


1階 平面図

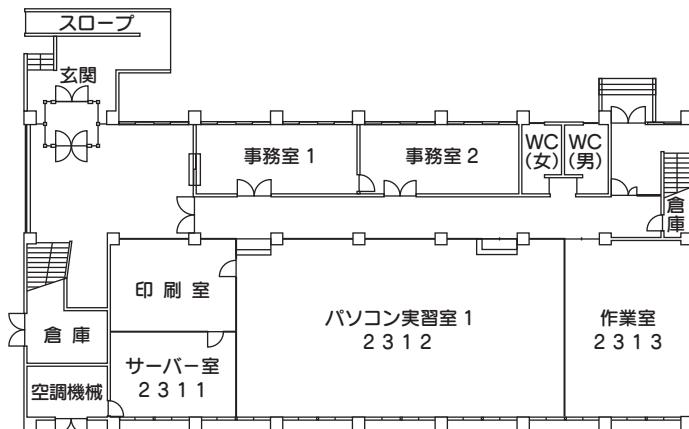
## 22号館 情報システム学科棟



## 22号館 情報システム学科棟

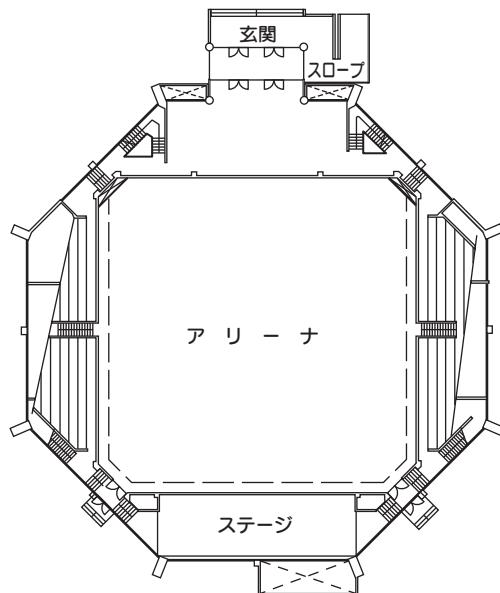


2階 平面図

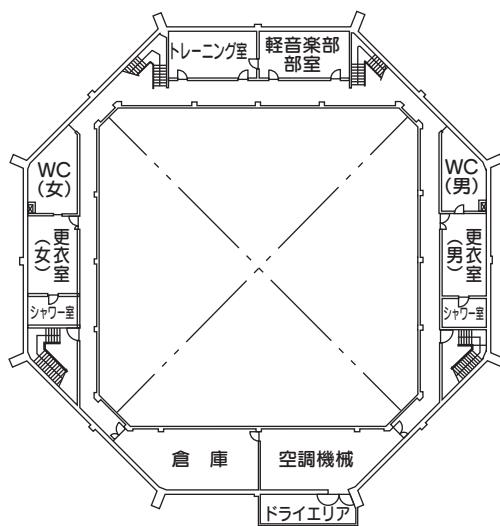


1階 平面図

## 23号館 情報基盤センター棟

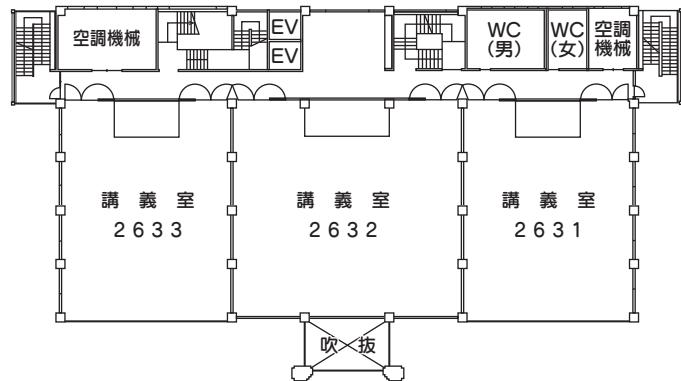


1階 平面図

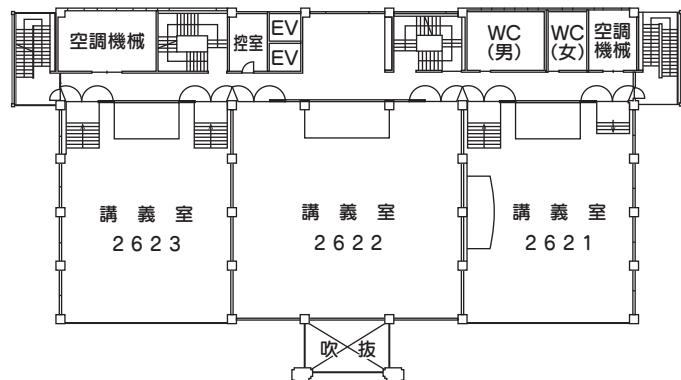


地階 平面図

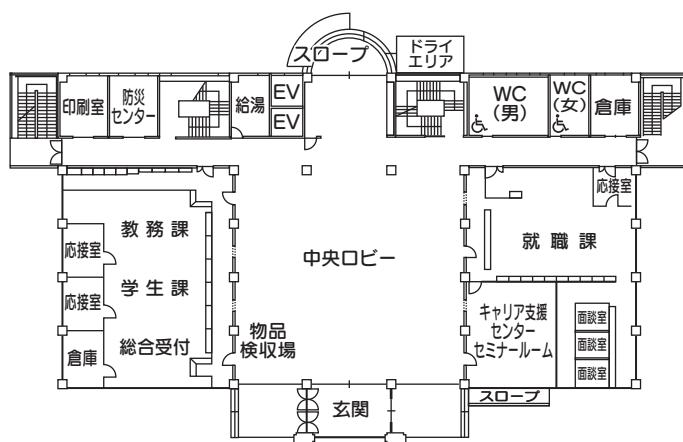
## 24号館 大乗殿



3階 平面図

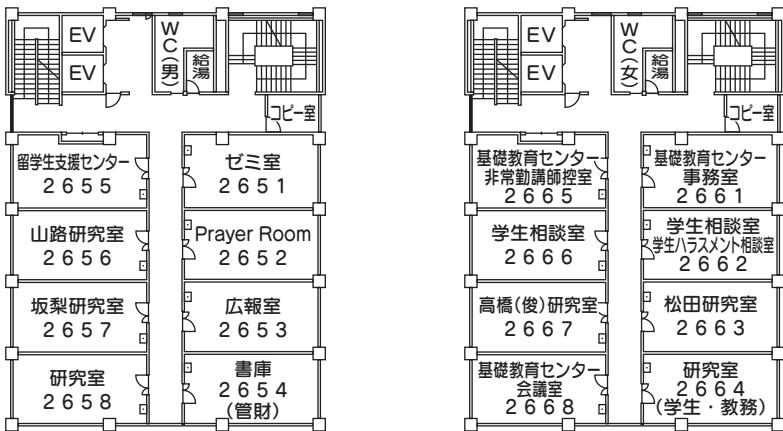


2階 平面図



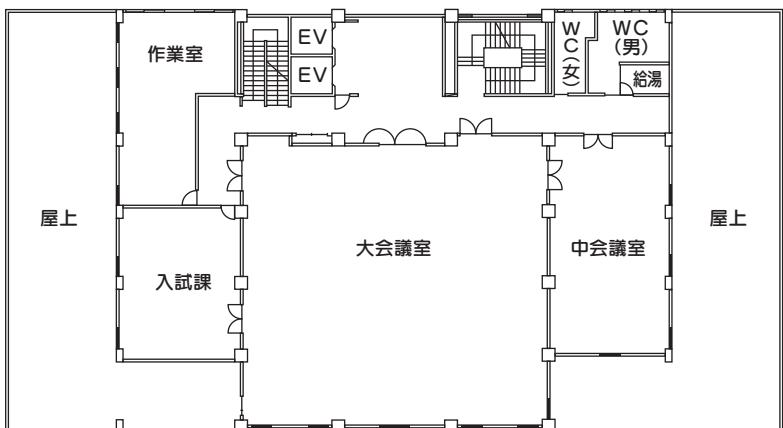
1階 平面図

## 26号館 正智塔（本部棟）



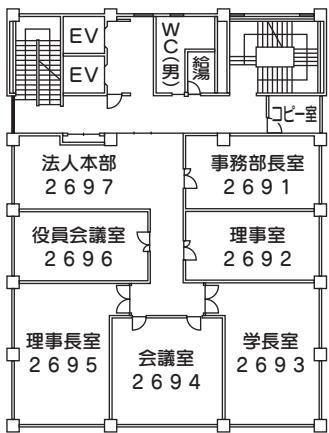
5階 平面図

6階 平面図

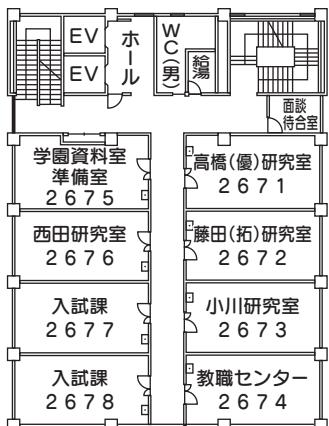


4階 平面図

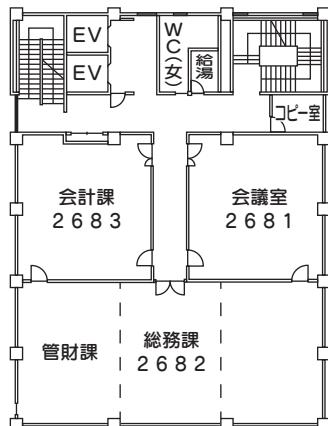
## 26号館 正智塔（本部棟）



9階 平面図

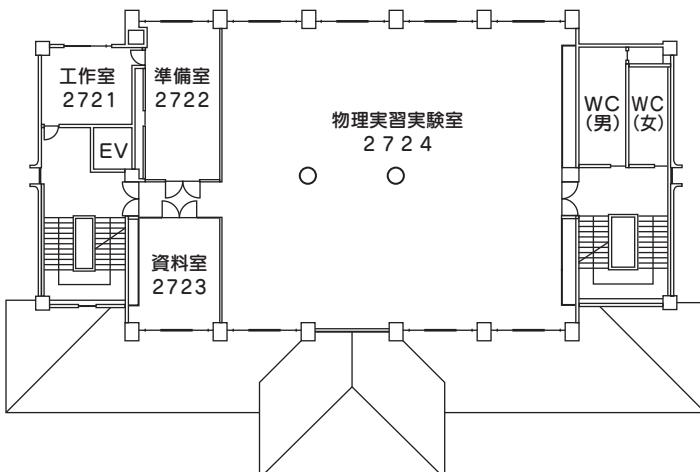


7階 平面図

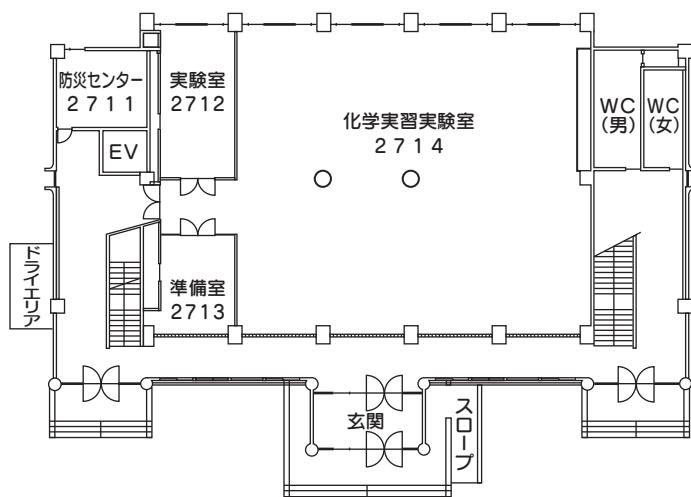


8階 平面図

## 26号館 正智塔（本部棟）

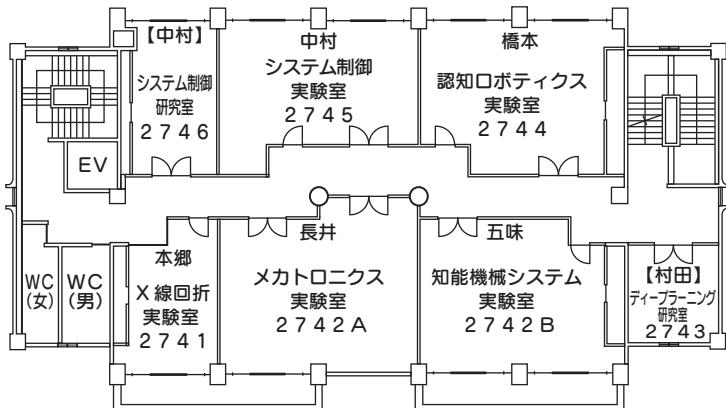


2階 平面図

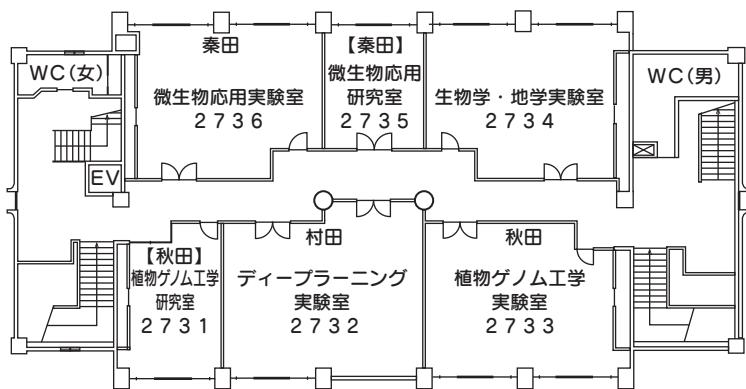


1階 平面図

## 27号館 大学院工学研究科棟

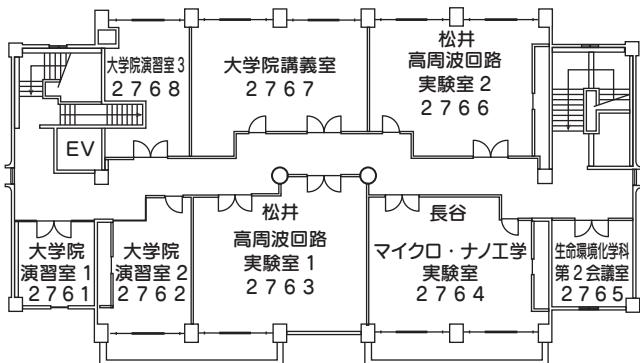


4階 平面図

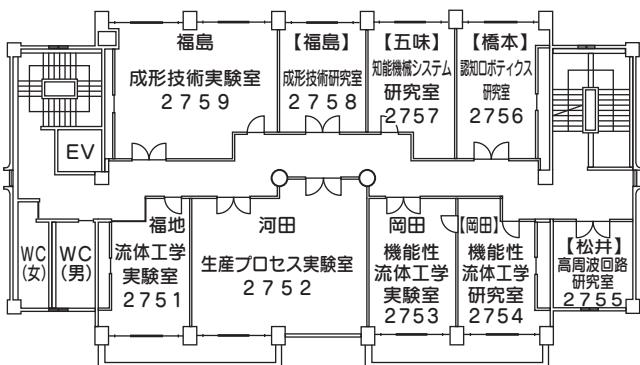


3階 平面図

## 27号館 大学院工学研究科棟



6階 平面図

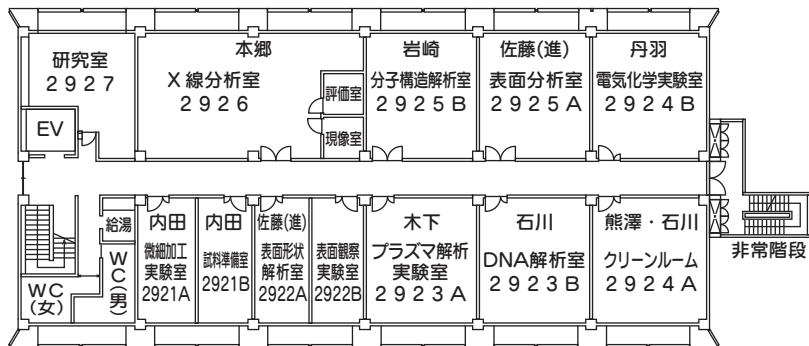


5階 平面図

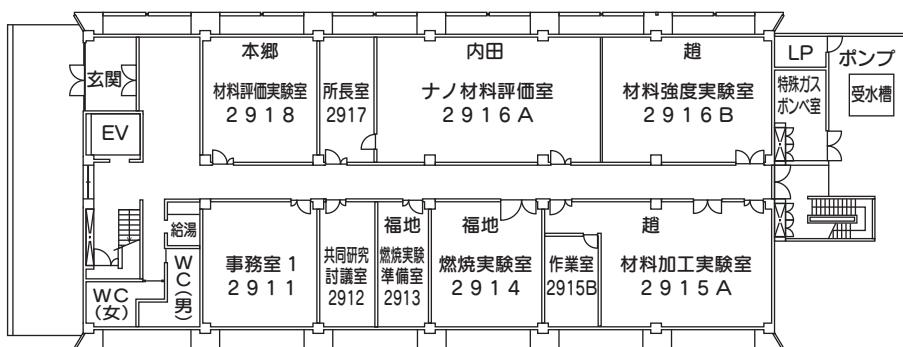
## 27号館 大学院工学研究科棟



3階 平面図

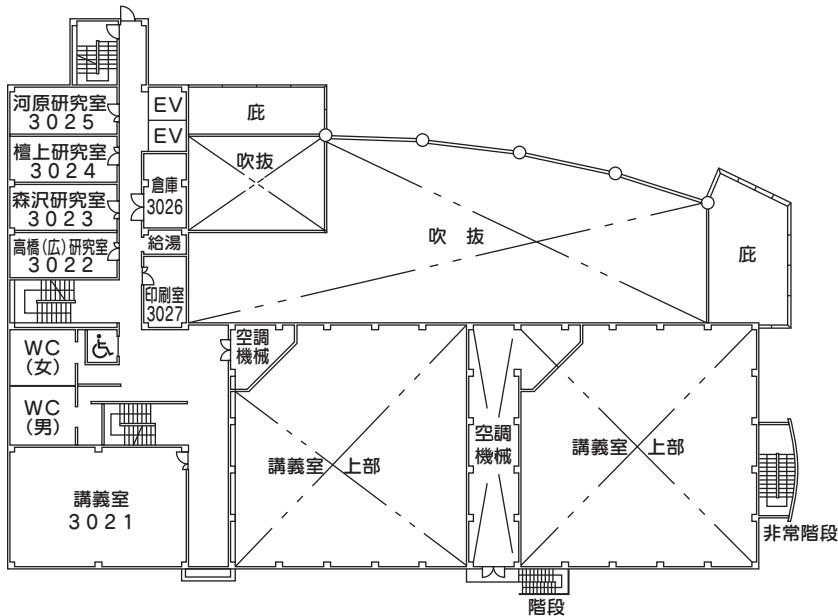


2階 平面図

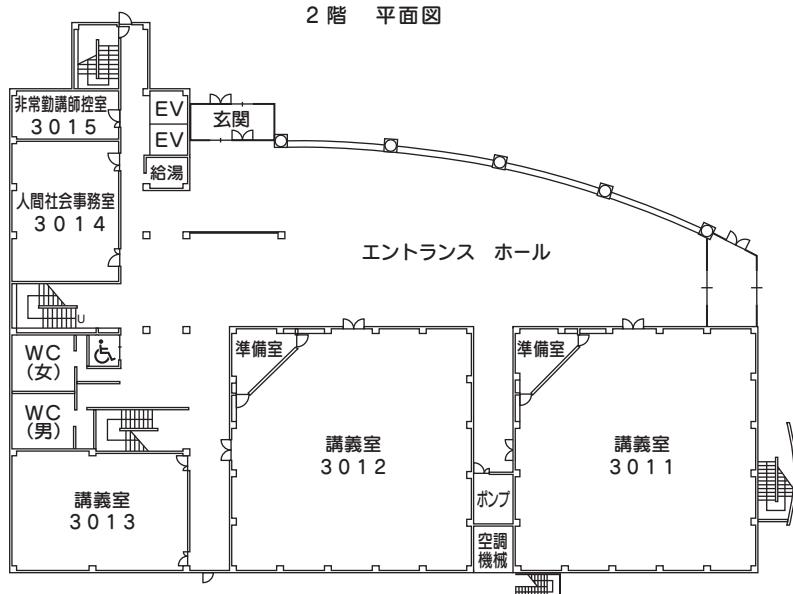


1階 平面図

## 29号館 ハイテク・リサーチ・センター棟

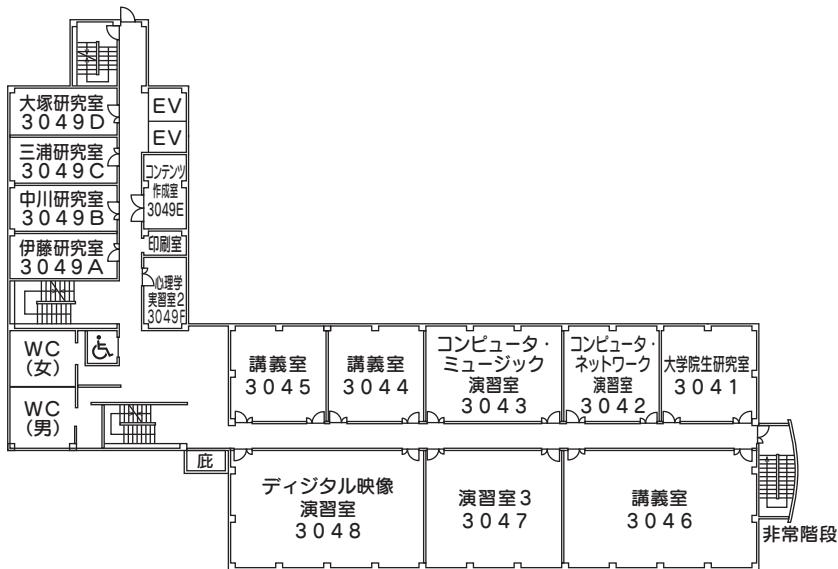


2階 平面図

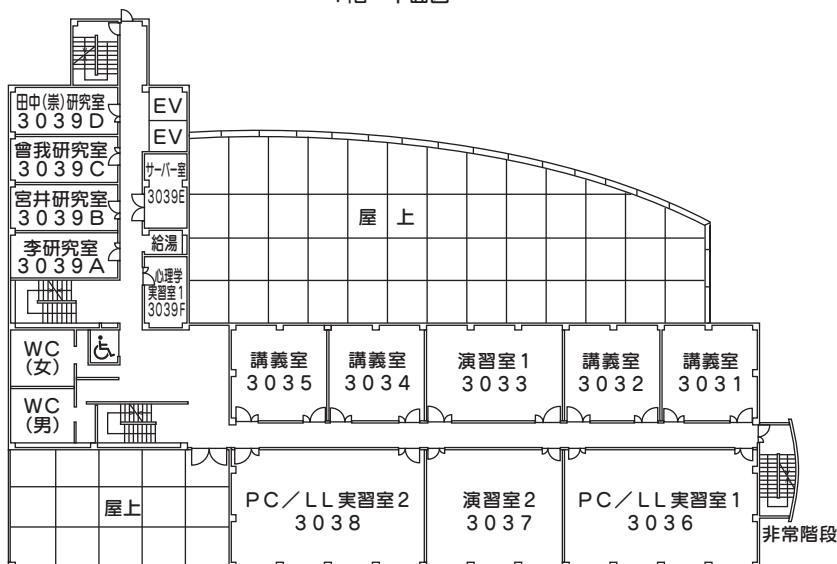


1階 平面図

### 30号館 人間社会学部棟

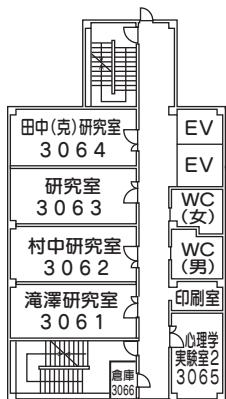


4階 平面図

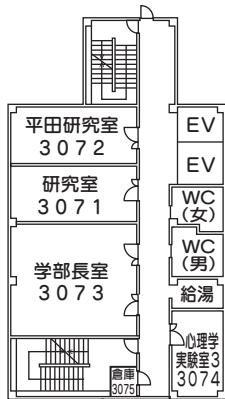


3階 平面図

## 30号館 人間社会学部棟



6階 平面図

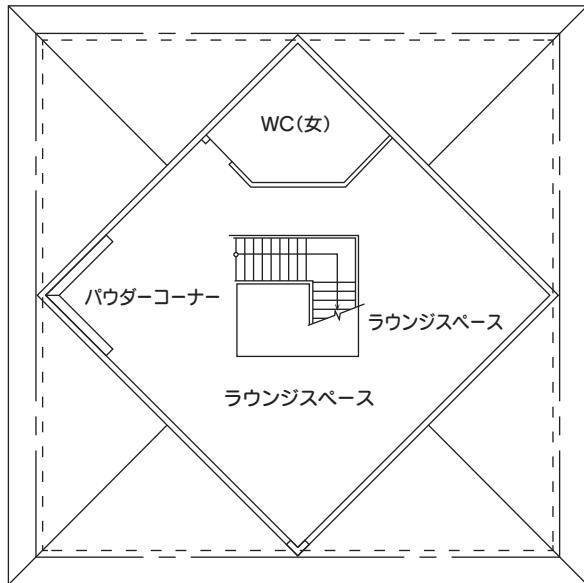


7階 平面図

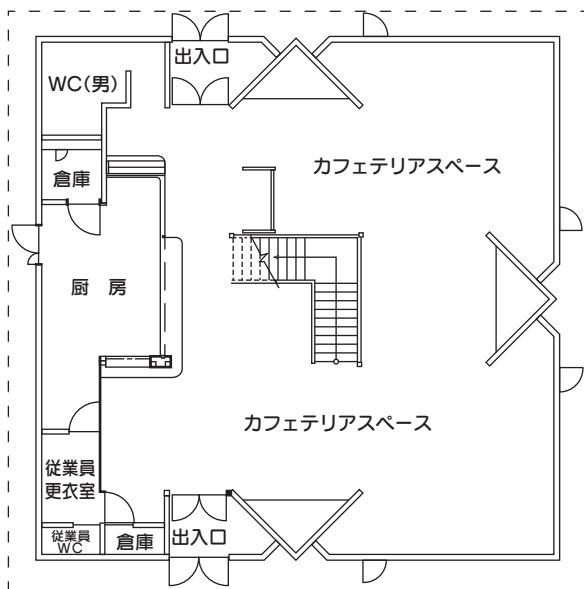


5階 平面図

## 30号館 人間社会学部棟

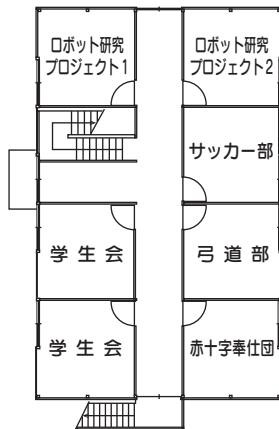


2階 平面図

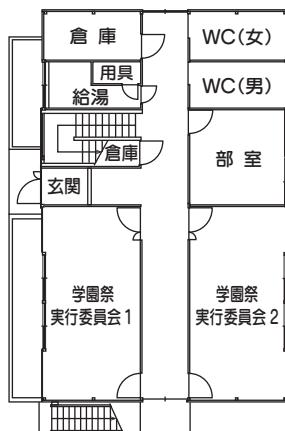


1階 平面図

### 31号館 軽食堂棟

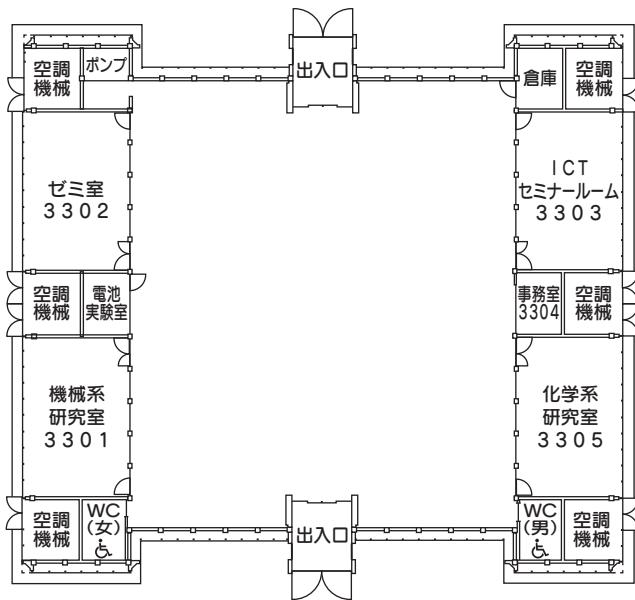


2階 平面図

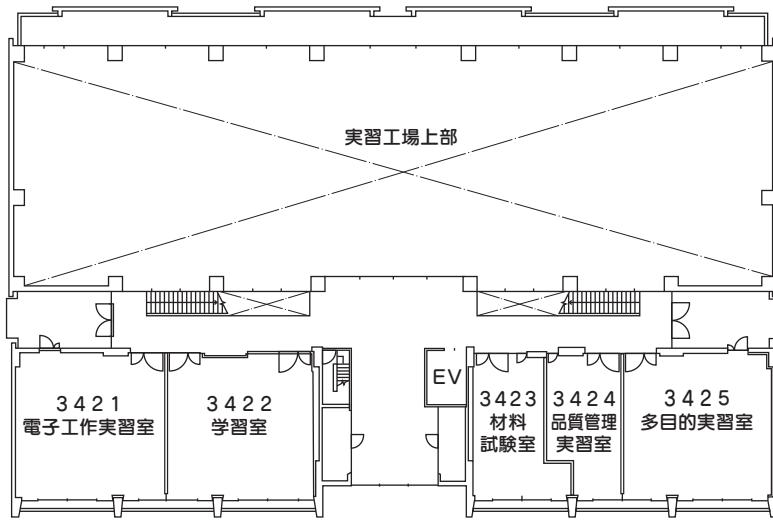


1階 平面図

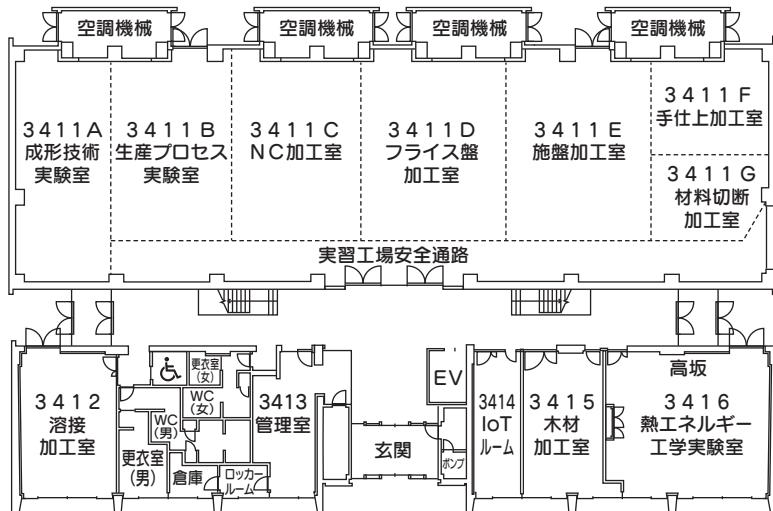
## 32号館 クラブハウス棟



33号館 ものづくり研究センター棟

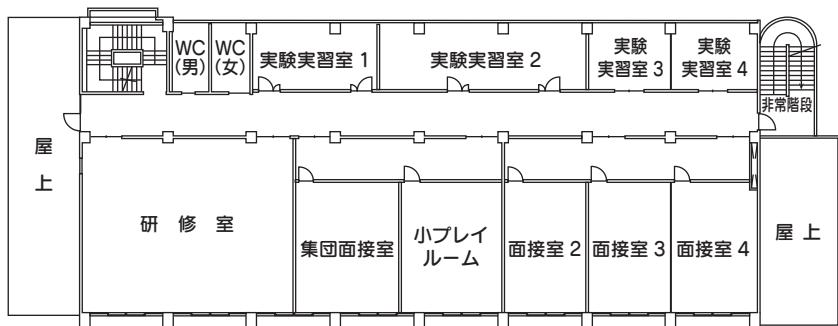


2階 平面図

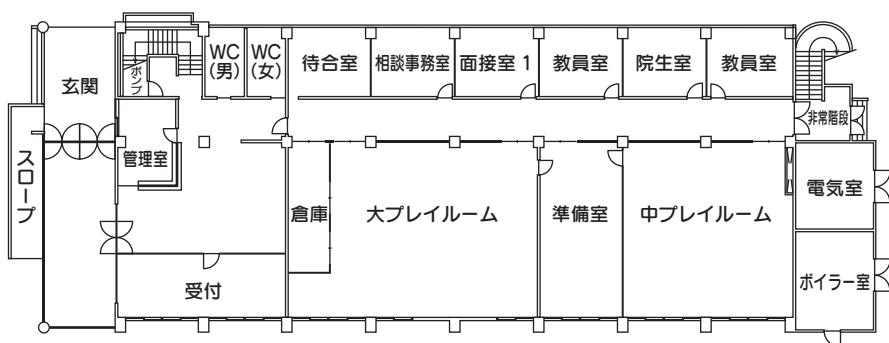


1階 平面図

## 34号館 機械工学科総合実験実習棟



2階 平面図



1階 平面図

## 臨床心理センター棟



# カリキュラムツリー



埼玉工業大学 工学部 機械工学科 機械工学専攻 カリキュラムツリー

科目	教育テーマ	1年次		2年次		3年次		4年次		学習・教育目標
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
専門科目	技術者としての基礎全般を学ぶ	△基礎数学演習(DP-A1)	◎コンピュータ・プログラミング(DP-B3)	情報工学(DP-C5)	△情報処理特講(DP-B3)	シミュレーション基礎(DP-B3)	シミュレーション応用(DP-B3)			機械工学の素養のある技術者としての基礎知識を身につける
		△基礎物理演習(DP-A1)	◎工業力学及び演習(DP-A1)			工学倫理(DP-C5)	◎工学プロジェクト(DP-D1)			
		職業指導 I (DP-C1)	職業指導 II (DP-C1)			工業法規(DP-C5)	環境工学(DP-C5)			
		▲工業概論(DP-C1)								
	機械の原理・法則を学ぶ(DP-A2)	○機械工学概論	航空宇宙工学概論	◎材料力学及び演習 I	○材料力学及び演習 II	◎機械力学及び演習 I	○機械力学及び演習 II			機械工学において利用される原理・法則について理解できるようになる
				◎熱力学及び演習 I	○熱力学及び演習 II	◎制御工学及び演習 I	○制御工学及び演習 II			
				◎流体力学及び演習 I	○流体力学及び演習 II	○伝熱工学	空気力学			
					○スマートエネルギー					
	機械の機構・動作の仕組みを学ぶ(DP-A3)			○機構学	自動車工学概論	メカトロニクス	ロボット工学			機械の機構とその動作原理を理解できるようになる
				○計測工学	内燃機関	流体機械	交通機械			
	機械に関する技術・技能を学ぶ(DP-A4)		○機械材料	◎金属加工実習	◎金属加工実習	○工学実験 I	○工学実験 II			機械の設計・製作に関する知識を養う
				○機械工学実習	○機械工学実習	精密加工学	塑性加工			
				○機械工作法	○CAD基礎製図	○設計製図 I	○設計製図 II			
				▲木材加工	○機械設計法及び演習	スマートマニュファクチャリング	IoTデバイス			
共通基礎科目	工学の基礎をなす理数系基礎および情報系基礎を学ぶ(DP-A1)	○基礎線形代数	○応用線形代数	○微分方程式	ベクトル解析	量子力学	生物学			工学諸分野の基礎となっている理数系科目および情報系科目の基礎知識を身につける
		○基礎線形代数演習	○応用線形代数演習	○データサイエンス	電磁気学					
		○微分学	○積分学	複素関数論						
		○微分学演習	○積分学演習	地球科学						
		○物理学 I	○物理学 II							
		○物理学演習 I	○物理学演習 II							
		○基礎物理実験	○基礎物理実験							
		化学 I	化学 II	ICT概論			ICTリテラシー			
				人工知能入門						
		▲栽培								
一般共通科目	国際社会で活躍する人のリテラシーを養う(DP-B2)	○英語 I	○英語 II	○英語 III	○英語 IV					国際社会で活躍するための素養を養う
		○発展英語 I	○発展英語 II	○発展英語 III	○発展英語 IV					
		△TOEIC初級 I	△TOEIC初級 II	△TOEIC中級 I	△TOEIC中級 II					
		異文化コミュニケーション(海外研修)								
	働くことの意味を考え、社会で活躍する準備をする(DP-C2)	○キャリア・デザイン I キャリア・デザイン入門		○キャリア・デザイン II		○キャリア・デザイン III			○プレゼンテーション技法(DP-B1)	働くことの意味を理解し、豊かな人生を送れるようになる
						インターンシップ I	△インターンシップ II			
一般共通科目	豊かな教養を身につけ深い人間性を養う(DP-C1)	中国の言語と文化	フランスの言語と文化	心理学	スポーツ文化論		思想と宗教	科学技術史		社会に出てから的人生を彩るために豊かな教養と深い人間性を涵養する
		歴史	ドイツの言語と文化	日本国憲法	哲学					
		国際関係論								
		経営学								
		経済学								
		社会学								
		教育と社会								
		ボランティアの研究								
		仏教精神 I	仏教精神 II							
		体育実技 I	体育実技 II							

◎:必修科目

○:選択科目

△:自由単位科目

▲:教職取得希望者のみ履修可能科目

(DP- ):関連したディプロマ・ポリシーの項目



埼玉工業大学 工学部 機械工学科 ロボット・スマート機械専攻 カリキュラムツリー

科目	教育テーマ	1年次		2年次		3年次		4年次		学習・教育目標
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
専門科目	技術者としての基礎全般を学ぶ (DP-A1)	△基礎数学演習(DP-A1)	◎コンピュータ・プログラミング(DP-B3)	○Cプログラミング及び演習Ⅰ(DP-B3)	○Cプログラミング及び演習Ⅱ(DP-B3)	シミュレーション基礎(DP-B3)	シミュレーション応用(DP-B3)	◎卒業研究Ⅰ (DP-B1, B4, C3, C4, D1)	◎卒業研究Ⅱ (DP-B1, B4, C3, C4, D1)	機械工学の素養のある技術者としての基礎知識を身につける
		△基礎物理演習(DP-A1)	◎工業力学及び演習(DP-A1)	情報工学(DP-C5)	△情報処理特講(DP-B3)	工学倫理(DP-C5)	◎工学プロジェクト(DP-D1)			
		職業指導Ⅰ(DP-C1)	職業指導Ⅱ(DP-C1)			工業法規(DP-C5)	環境工学(DP-C5)			
		▲工業概論(DP-C1)								
		○機械工学概論		◎材料力学及び演習Ⅰ	材料力学及び演習Ⅱ	◎機械力学及び演習Ⅰ	○機械力学及び演習Ⅱ			
	機械の原理・法則を学ぶ (DP-A2)			◎熱力学及び演習Ⅰ	熱力学及び演習Ⅱ	◎制御工学及び演習Ⅰ	○制御工学及び演習Ⅱ			
				◎流体力学及び演習Ⅰ	流体力学及び演習Ⅱ	伝熱工学				
					○スマートエネルギー					
		○ロボット・スマート機械概論		○機構学	○計測工学	○メカトロニクス	○ロボット工学			
						スマートマシン	交通機械			
共通基礎科目	機械の機構・動作の仕組みを学ぶ (DP-A3)							◎卒業研究Ⅰ (DP-B1, B4, C3, C4, D1)	◎卒業研究Ⅱ (DP-B1, B4, C3, C4, D1)	機械の機構とその動作原理を理解できるようになる
	機械に関する技術・技能を学ぶ (DP-A4)		機械材料	◎金属加工実習	◎金属加工実習	◎工学実験Ⅰ	◎工学実験Ⅱ			
			○知能機械製作	◎機械工学実習	◎機械工学実習	◎設計製図Ⅰ	○設計製図Ⅱ			
				○ロボット製作	◎CAD基礎製図	○スマートマニュファクチャリング	○IoTデバイス			
					機械工作法	機械設計法及び演習				
					▲木材加工	○知能化工作機械				
一般共通科目	工学の基礎をなす理数系基礎および情報系基礎を学ぶ (DP-A1)		電子工作実習					◎卒業研究Ⅰ (DP-B1, B4, C3, C4, D1)	◎卒業研究Ⅱ (DP-B1, B4, C3, C4, D1)	機械の設計・製作に関する知識を養う
	国際社会で活躍する人のリテラシーを養う (DP-B2)	◎基礎線形代数	○応用線形代数	○微分方程式	ベクトル解析	量子力学	生物学			
		◎基礎線形代数演習	○応用線形代数演習	○データサイエンス	電磁気学					
		○微分子	○積分学	複素関数論						
		○微分子演習	○積分学演習	地球科学						
		○物理学Ⅰ	○物理学Ⅱ							
一般共通科目	働くことの意味を考え、社会で活躍する準備をする (DP-C2)	○物理学演習Ⅰ	○物理学演習Ⅱ					◎卒業研究Ⅰ (DP-B1, B4, C3, C4, D1)	◎卒業研究Ⅱ (DP-B1, B4, C3, C4, D1)	国際社会で活躍するための素養を養う
		○基礎物理実験								
		化学Ⅰ	化学Ⅱ	ICT概論			ICTリテラシー			
		▲栽培		人工知能入門						
	豊かな教養を身につけ深い人間性を養う (DP-C1)	○英語Ⅰ	○英語Ⅱ	○英語Ⅲ	○英語Ⅳ					
		○発展英語Ⅰ	○発展英語Ⅱ	○発展英語Ⅲ	○発展英語Ⅳ					
		△TOEIC初級Ⅰ	△TOEIC初級Ⅱ	△TOEIC中級Ⅰ	△TOEIC中級Ⅱ					
		異文化コミュニケーション(海外研修)								
一般共通科目	働くことの意味を考え、社会で活躍する準備をする (DP-C2)	○キャリア・デザインⅠ キャリア・デザイン入門		○キャリア・デザインⅡ		○キャリア・デザインⅢ		◎卒業研究Ⅰ (DP-B1, B4, C3, C4, D1)	◎卒業研究Ⅱ (DP-B1, B4, C3, C4, D1)	働くことの意味を理解し、豊かな人生を送れるようになる
	豊かな教養を身につけ深い人間性を養う (DP-C1)	中国の言語と文化	フランスの言語と文化	心理学	スポーツ文化論		思想と宗教	科学技術史		
		歴史	ドイツの言語と文化	日本国憲法	哲学					
一般共通科目	社会に出てから的人生を彩るために豊かな教養と深い人間性を涵養する (DP-C1)	国際関係論						◎卒業研究Ⅰ (DP-B1, B4, C3, C4, D1)	◎卒業研究Ⅱ (DP-B1, B4, C3, C4, D1)	社会に出てから的人生を彩るために豊かな教養と深い人間性を涵養する
	社会に出てから的人生を彩るために豊かな教養と深い人間性を涵養する (DP-C1)	経営学								
一般共通科目	社会に出てから的人生を彩るために豊かな教養と深い人間性を涵養する (DP-C1)	社会学						◎卒業研究Ⅰ (DP-B1, B4, C3, C4, D1)	◎卒業研究Ⅱ (DP-B1, B4, C3, C4, D1)	社会に出てから的人生を彩るために豊かな教養と深い人間性を涵養する
	社会に出てから的人生を彩るために豊かな教養と深い人間性を涵養する (DP-C1)	教育と社会								
一般共通科目	社会に出てから的人生を彩るために豊かな教養と深い人間性を涵養する (DP-C1)	ボランティアの研究						◎卒業研究Ⅰ (DP-B1, B4, C3, C4, D1)	◎卒業研究Ⅱ (DP-B1, B4, C3, C4, D1)	社会に出てから的人生を彩るために豊かな教養と深い人間性を涵養する
	社会に出てから的人生を彩るために豊かな教養と深い人間性を涵養する (DP-C1)	仏教精神Ⅰ	仏教精神Ⅱ							

◎:必修科目

○:選択科目

△:自由単位科目

▲:教職取得希望者のみ履修可能科目

(DP- ):関連したディプロマ・ポリシーの項目



# 埼玉工業大学 工学部 生命環境化学科 バイオ・環境科学専攻 カリキュラムツリー

このカリキュラムツリーは授業科目選択のための参考であり、生命系・環境系・化学系の授業を横断して選択しても構いません。様々な科目を受講することで、幅広い知識を身につけることができます。

科目	教育テーマ	1年次		2年次		3年次		4年次		卒業次	学習・教育目標
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
専門科目（一部共通基礎科目を含みます）	生命科学を学ぶ	○生命の科学	○生化学Ⅰ	○生化学Ⅱ	○生化学Ⅲ	○バイオテクノロジー				生命環境化学のスペシャリスト・ジェネラリストとして必要な知識・技術を持つ。	生命科学の研究者・技術者として必要な知識・技術を持つ。
			○細胞生物学	○免疫学	○タンパク質科学	植物生理学					
					生体機能学	微生物・ウイルス学					
						神経生物学					
	環境科学を学ぶ	○環境の科学	○環境計測Ⅰ	○環境計測Ⅱ	○環境計量Ⅰ	○環境計量Ⅱ				環境科学の研究者・技術者として必要な知識・技術を持つ。	環境科学の研究者・技術者として必要な知識・技術を持つ。
				化学工学	○環境化学	○資源エネルギー化学					
					○環境分析	環境関係法規					
					電気化学						
	材料化学を学ぶ	○生活の科学	有機化学Ⅰ	有機化学Ⅱ	有機化学Ⅲ	有機材料化学				材料化学の研究者・技術者として必要な知識・技術を持つ。	材料化学の研究者・技術者として必要な知識・技術を持つ。
			物理化学Ⅰ	物理化学Ⅱ	物理化学Ⅲ	高分子化学					
			無機化学Ⅰ	無機化学Ⅱ	無機化学Ⅲ	無機材料化学					
					コンピュータ化学						
	生命環境化学の基礎を学ぶ	○生命環境化学特論	生物学	○分析化学	食品科学	機器分析	○生命環境化学ゼミ			生命環境化学のジェネラリストとして必要な応用実践能力とプレゼンテーション能力を持つ。	生命環境化学のジェネラリストとして必要な応用実践能力とプレゼンテーション能力を持つ。
		○基礎生物学	○展開化学	生態環境科学		安全工学					
		○基礎化学	○コンピュータ・プログラミング			△生命環境化学特別演習					
		○基礎科学計算									
	実験に必要な技術を身につける	○生物学実験	○基礎化学実験	○生命環境化学基礎実験Ⅰ	○生命環境化学基礎実験Ⅱ	○生命環境化学専門実験Ⅰ	○生命環境化学専門実験Ⅱ			卒業研究Ⅰ・キャリアリスト・ジェネラリストの養成	卒業研究Ⅱ（卒業研究発表）*
		地学実験※									
		基礎物理実験									
一般共通・共通基礎科目	理系研究の基礎を学ぶ	基礎数学	線形代数	地球科学	微分方程式					理系において必要な知識を持つ	理系において必要な知識を持つ
		微分学	積分学								
		データサイエンス	地学								
		物理学Ⅰ	物理学Ⅱ								
	現代社会で活躍するリテラシーを養う	○英語Ⅰ	○英語Ⅱ	○英語Ⅲ	○英語Ⅳ	○キャリアデザインⅢ	ICTリテラシー			主体的に考え行動し、コミュニケーション能力を身につける	主体的に考え行動し、コミュニケーション能力を身につける
		○発展英語Ⅰ	○発展英語Ⅱ	○発展英語Ⅲ	○発展英語Ⅳ	インターンシップ	インターンシップ				
		○キャリアデザインⅠ		ICT概論	情報処理						
		○キャリアデザインⅡ		人工知能入門							
		TOEIC初級Ⅰ	TOEIC初級Ⅱ	TOEIC中級Ⅰ	TOEIC中級Ⅱ						
	幅広く深い教養と豊かな人間性を養う	異文化コミュニケーション(海外研修)※								幅広い教養と人間性を持ち、地域に貢献し、国際的にも活躍できる人材を養成する	幅広い教養と人間性を持ち、地域に貢献し、国際的にも活躍できる人材を養成する
		社会学	国際関係論	哲学	思想と宗教						
		仏教精神Ⅰ	歴史	心理学	スポーツ文化論						
		中国の言語と文化	仏教精神Ⅱ		日本国憲法						
		教育と社会	ドイツの言語と文化		経済学						
		ボランティアの研究	フランスの言語と文化								
		体育実技Ⅰ	体育実技Ⅱ								
			経営学								

\* 卒業研究発表という科目はありませんが、卒業研究Ⅱの最終試験として発表会があります。

※「地学実験」と「異文化コミュニケーション(海外研修)」は、夏期または春期休暇中に集中講義として行います。



埼玉工業大学 工学部 生命環境化学科 応用化学専攻 カリキュラムツリー

このカリキュラムツリーは授業科目選択のための参考であり、生命系・環境系・化学系の授業を横断して選択しても構いません。様々な科目を受講するとことで、幅広い知識を身につけることができます。

科目	教育テーマ	1年次		2年次		3年次		4年次		卒業次	学習・教育目標
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
専門科目（一部共通基礎科目を含みます）	材料化学を学ぶ	○生活の科学		○有機化学Ⅰ	○有機化学Ⅱ	○有機化学Ⅲ	○有機材料化学			卒業研究Ⅰ・キャリアデザインⅣ	生命環境化学のスペシャリスト・ジェネラリストの養成
				○物理化学Ⅰ	○物理化学Ⅱ	○物理化学Ⅲ	○無機材料化学				
				○無機化学Ⅰ	○無機化学Ⅱ	○無機化学Ⅲ	高分子化学				
						○コンピュータ化学					
	環境科学を学ぶ		○環境の科学	環境計測Ⅰ	環境計測Ⅱ	環境計量Ⅰ	環境計量Ⅱ			卒業研究Ⅱ（卒業研究発表）*	環境科学の研究者・技術者として必要な知識・技術を持つ。
				○化学工学		環境化学	資源エネルギー化学				
						環境分析	環境関係法規				
	生命科学を学ぶ		○生命の科学	生化学Ⅰ	生化学Ⅱ	生化学Ⅲ	バイオテクノロジー			卒業研究Ⅰ・キャリアデザインⅣ	生命科学の研究者・技術者として必要な知識・技術を持つ。
				細胞生物学	免疫学	タンパク質科学	植物生理学				
						生体機能学	微生物・ウイルス学				
	生命環境化学の基礎を学ぶ	○生命環境化学特論	生物学	○分析化学	食品科学	機器分析	○生命環境化学ゼミ			卒業研究Ⅱ（卒業研究発表）*	生命環境化学のジェネラリストとして必要な応用実践能力とプレゼンテーション能力を持つ。
		○基礎生物学	○展開化学	生態環境科学		安全工学					
		○基礎化学	○コンピュータ・プログラミング			△生命環境化学特別演習					
		○基礎科学計算									
	実験に必要な技術を身につける	○生物学実験	○基礎化学実験	○生命環境化学基礎実験Ⅰ	○生命環境化学基礎実験Ⅱ	○生命環境化学専門実験Ⅰ	○生命環境化学専門実験Ⅱ			卒業研究Ⅰ・キャリアデザインⅣ	理系において必要な知識を持つ
		地学実験※									
		基礎物理実験									
一般共通・共通基礎科目	理系研究の基礎を学ぶ	基礎数学	線形代数	地球科学	微分方程式					卒業研究Ⅱ（卒業研究発表）*	主体的に考え行動し、コミュニケーション能力を身につける
		微分学	積分学								
		データサイエンス	地学								
		物理学Ⅰ	物理学Ⅱ								
	現代社会で活躍するリテラシーを養う	○英語Ⅰ	○英語Ⅱ	○英語Ⅲ	○英語Ⅳ	○キャリアデザインⅢ	ICTリテラシー			卒業研究Ⅰ・キャリアデザインⅣ	幅広い教養と人間性を持ち、地域に貢献し、国際的にも活躍できる人材を養成する
		○発展英語Ⅰ	○発展英語Ⅱ	○発展英語Ⅲ	○発展英語Ⅳ	インターンシップ	インターンシップ				
		○キャリアデザインⅠ		ICT概論	情報処理						
		○キャリアデザインⅡ		人工知能入門							
		TOEIC初級Ⅰ	TOEIC初級Ⅱ	TOEIC中級Ⅰ	TOEIC中級Ⅱ						
	幅広く深い教養と豊かな人間性を養う	異文化コミュニケーション(海外研修)※								卒業研究Ⅰ・キャリアデザインⅣ	幅広い教養と人間性を持ち、地域に貢献し、国際的にも活躍できる人材を養成する
		社会学	国際関係論	哲学	思想と宗教						
		仏教精神Ⅰ	歴史	心理学	スポーツ文化論						
		中国の言語と文化	仏教精神Ⅱ		日本国憲法						
		教育と社会	ドイツの言語と文化		経済学						
		ボランティアの研究	フランスの言語と文化								
		体育実技Ⅰ	体育実技Ⅱ								
			経営学								

\* 卒業研究発表という科目はありませんが、卒業研究Ⅱの最終試験として発表会があります。

※「地学実験」と「異文化コミュニケーション(海外研修)」は、夏期または春期休暇中に集中講義として行います。



2023年度 情報システム学科 カリキュラムツリー

(注記1)印は必修科目(◎印は電気電子専攻の必修、○印は全専攻の必修)、○印は選択必修科目を示す。

(注記2)△印は、自由単位の科目を示す。

(注記2) △印は、自由単位の科目を示す。

卷之三



埼玉工業大学 工学部 学生便覧  〒369-0293 埼玉県深谷市普済寺 1690 番地 TEL 048(585)6813(直通) FAX 048(585)5939(直通)	氏 名	
	学籍番号	
	グループ番号	
	担任名	
	副担任名	

編集・発行 埼玉工業大学 教学部 教務課 【工学部】

※指示に従い必ず記入してください。

**SAIKO**

2023

埼玉工業大学 工学部

SAITAMA INSTITUTE OF TECHNOLOGY  
FACULTY OF ENGINEERING